

資 料 編

目 次

1. 条例等.....	1
資料 1－1 沖縄市防災会議条例.....	1
資料 1－2 沖縄市防災会議条例施行規則.....	2
資料 1－3 沖縄市災害対策本部条例.....	4
資料 1－4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱.....	5
資料 1－5 沖縄市防災行政無線局管理運用規則.....	25
資料 1－6 沖縄市備蓄整備計画.....	35
資料 1－7 沖縄市防災会議委員名簿.....	42
資料 1－8 沖縄市防災士資格取得補助金交付要綱.....	43
2. 応援協定.....	47
資料 2－1 応援協定一覧表.....	47
資料 2－2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市）.....	52
資料 2－3 災害時における相互応援に関する協定（東海市）.....	54
資料 2－4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会）.....	56
資料 2－5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）.....	58
資料 2－6 災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局）.....	60
資料 2－7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）.....	62
資料 2－8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定（沖縄市管工事協同組合）.....	66
資料 2－9 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定（県、26 市町村）.....	68
資料 2－10 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（県、26 市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）.....	72
資料 2－11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会）.....	77
資料 2－12 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書（中部電気工事協同組合）.....	84
資料 2－13 災害支援協力に関する覚書（沖縄市内郵便局）.....	88
資料 2－14 災害時における緊急物資輸送等に関する協定（佐川急便株式会社）.....	90
資料 2－15 災害時における L P ガス供給に関する協定書（一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会）.....	92
資料 2－16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社沖縄支店）.....	96
資料 2－17 応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合コープ沖縄）.....	101
資料 2－18 災害時における物資の供給に関する協定（沖縄コカ・コーラボトリング株式会社）.....	106
資料 2－19 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書（イオン琉球株式会社）.....	110
資料 2－20 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人緑樹会）.....	115
資料 2－21 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人榕樹会）.....	117
資料 2－22 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人おきなわ長寿会）.....	119
資料 2－23 災害時の放送等伝達に関する協定書（株式会社 F M コザ）.....	121
資料 2－24 緊急情報割込放送に関する協定書（株式会社 F M コザ）.....	125

資料 2-25	災害時の放送等伝達に関する協定書（沖縄ラジオ株式会社）	127
資料 2-26	緊急情報割込放送に関する協定書（沖縄ラジオ株式会社）	131
資料 2-27	ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書（ライカム地区地域振興連携協議会、イオンモール株式会社、イオン琉球株式会社）	134
資料 2-28	災害時における資機材のレンタルに関する協定書（株式会社ダイワテック、株式会社BRILLIANT）	136
資料 2-29	無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書（一般社団法人ドローンスクワッド）	141
資料 2-30	沖縄市と NPO 法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書（NPO 法人防災サポート沖縄）	144
資料 2-31	災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書（株式会社LITALICO）	146
資料 2-32	災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書（社会福祉法人楓葉の会）	148
資料 2-33	災害時等における車両提供に関する協定書（沖縄マツダ販売株式会社）	150
資料 2-34	災害時における相互連携に関する協定（沖縄電力株式会社 送配電本部 配電部 うるま支店）	152
資料 2-35	災害時応援等における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社すこやかホールディングス）	156
資料 2-36	災害時等における防災活動協力に関する協定書（株式会社琉球銀行）	158
資料 2-37	災害時における防災活動協力に関する協定書（光陽タクシー株式会社）	160
資料 2-38	災害時における消防用水の確保に関する協定書（沖縄県生コンクリート協同組合）	163
資料 2-39	沖縄市と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定書（大塚製薬株式会社）	170
資料 2-40	無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書（富士技研センター株式会社 沖縄支店）	172
資料 2-41	災害時等における防災活動協力に関する協定書（株式会社仲本工業）	175
資料 2-42	災害時における燃料等の支援協力に関する協定書（永山商事株式会社）	177
3.	市の状況・災害履歴関係	181
資料 3-1	市全体位置図	181
資料 3-2	沖縄市内都市公園	182
資料 3-3	指定・登録文化財一覧	185
資料 3-4	災害履歴	187
資料 3-5	気象概況	194
資料 3-6	沖縄県の過去における地震回数	196
資料 3-7	沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火	198
資料 3-8	過去 5 年間の火災発生状況	200
4.	水害、土砂災害関係	201
資料 4-1	二級指定河川	201
資料 4-2	重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）	201
資料 4-3	準用河川	201
資料 4-4	比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（想定最大規模）	202
資料 4-5	比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（浸水継続時間）	203
資料 4-6	比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））	204
資料 4-7	比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））	

資料 4－8	比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（計画規模）	205
資料 4－9	水防工法一覧表	206
資料 4－10	土砂災害警戒区域等（急傾斜地）	207
資料 4－11	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	211
資料 4－12	地すべりによる危険が予想される箇所	215
資料 4－13	地すべり防止区域指定一覧表	216
資料 4－14	土砂災害警戒情報の例	216
資料 4－15	要配慮者利用施設一覧	217
5.	海岸の状況、津波対策	218
資料 5－1	沖縄市高潮浸水予測図	221
資料 5－2	津波警報及び津波注意報の標識（予報警報標識規則）	221
資料 5－3	避難促進施設一覧	222
6.	避難所・備蓄倉庫及び物資	223
資料 6－1	指定緊急避難場所一覧	228
資料 6－2	協定に基づく一時避難場所一覧	230
資料 6－3	津波避難施設一覧	231
資料 6－4	指定避難所一覧	232
資料 6－5	指定避難所（津波除く）一覧	233
資料 6－6	準避難所一覧	233
資料 6－7	台風等避難所一覧	233
資料 6－8	福祉避難所一覧	233
資料 6－9	協定に基づく一時避難施設一覧	233
資料 6－10	災害時協力施設一覧	234
資料 6－11	物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む）	235
資料 6－12	避難生活用備蓄物資一覧	236
7.	輸送・交通関連	237
資料 7－1	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書	237
資料 7－2	市有車両の保有状況	239
資料 7－3	使用可能なヘリポート候補地	239
資料 7－4	災害時におけるコザ運動公園内施設の役割	240
資料 7－5	圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）	241
8.	医療関係	244
資料 8	中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網	244
9.	危険物取扱施設	245
資料 9－1	危険物製造所等の許可施設数	245
資料 9－2	危険物製造所等の承認届出状況	245
10.	情報伝達・防災関係機関等	246
資料 10－1	沖縄市防災行政無線一覧	246
資料 10－2	災害時優先電話登録回線一覧表	250
資料 10－3	消防通信施設（有線）	251
資料 10－4	消防通信施設（無線）	252
資料 10－5	戸別受信機設置場所一覧	254
資料 10－6	I P 無線機一覧	257

資料 10－7	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	259
資料 10－8	沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関	261
資料 10－9	報道機関一覧表	262
資料 10－10	自衛隊の連絡場所	263
資料 10－11	放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱	264
資料 10－12	災害用伝言ダイヤル	269
11.	廃棄物処理等関連	277
資料 11－1	ごみの収集車両及び作業員	277
資料 11－2	し尿収集車両及び作業員	277
資料 11－3	し尿処理施設リスト	277
資料 11－4	マンホールトイレ等設置箇所	278
12.	沖縄市消防本部の資材、機材等	279
資料 12－1	消防車両・艇現有一覧	279
資料 12－2	特殊機械器具保有状況	280
13.	災害救助法関連	281
資料 13－1	沖縄県災害救助法施行細則（別表第1、別表第2）昭和47年沖縄県規則19号	281
資料 13－2	被害状況の判定基準	288
資料 13－3	災害救助法 様式集	291
14.	従事命令等の種類と執行者、命令対象者	318
15.	給水関連	319
資料 15－1	応急給水用機械の種別及び能力等	319
資料 15－2	配水池位置図	320
16.	気象庁震度階級関連解説表	321
17.	その他	326
資料 17－1	沖縄市自主防災組織状況	326
資料 17－2	米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領	327
資料 17－3	大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（内閣府）	329
18.	様式	415
資料 18－1	通報受理簿（台風・大雨等）	415
資料 18－2	通報受理簿（大規模災害）※複写3枚綴り	416
資料 18－3	概況調査票	419
資料 18－4	第4号様式（その1）（災害概況即報）	421
資料 18－5	第4号様式（その1）別紙	422
資料 18－6	第4号様式（その2）（被害状況即報）	423
資料 18－7	第4号様式（その1）（災害概況即報）記入要領	424
資料 18－8	第4号様式（その2）（被害状況即報）記入要領	425
資料 18－9	災害報告様式第1号	426
資料 18－10	災害報告様式第1号補助表1～9	427
資料 18－11	災害報告様式第2号	436
資料 18－12	災害報告様式第3号	437
資料 18－13	災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）	438

資料 18－14	り災証明様式	441
資料 18－15	自衛隊災害派遣要請書（依頼）	446
資料 18－16	自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書	447
資料 18－17	緊急消防援助隊応援要請連絡	448
資料 18－18	配備要員名簿	449
資料 18－19	行方不明者届出票	450
資料 18－20	遺体調書	451
資料 18－21	公用令書	452
資料 18－22	死体火葬・埋葬許可申請書	455
資料 18－23	死体火葬・埋葬許可証	456
資料 18－24	水防活動実施状況報告書（別記第 1 号様式）	457
資料 18－25	水防活動実施状況報告書（別記第 2 号様式）	458

1. 条例等

資料 1－1 沖縄市防災会議条例

沖縄市防災会議条例

(昭和 51 年 3 月 23 日条例第 4 号)

改正 平成 12 年 3 月 13 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、沖縄市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 沖縄市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 災害が発生した場合に災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市長が市職員のうちから任命する者
- (3) 教育長
- (4) 消防長、消防団長
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

3 前項第 1 号、第 2 号、第 5 号の委員の定数はそれぞれ若干人とする。

(会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は命ずる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第 6 条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 13 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1－2 沖縄市防災会議条例施行規則

沖縄市防災会議条例施行規則

(昭和 51 年 5 月 7 日規則第 9 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 34 号
平成 28 年 3 月 31 日規則第 33 号
平成 30 年 7 月 9 日規則第 53 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 18 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 28 号
令和 4 年 7 月 8 日規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市防災会議条例(昭和 51 年沖縄市条例第 4 号)第 7 条の規定に基づき、沖縄市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事、その他の防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務等)

第 2 条 会長は必要があると認めるときは、防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、副市長にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届けなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、沖縄市公告式条例(昭和 49 年沖縄市条例第 2 号)の例による。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、沖縄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 49 年沖縄市条例第 25 号)に準じ支給する。ただし、本市の職員には支給しない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務部防災課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第28号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月9日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年7月8日規則第52号)

この規則は、令和4年7月9日から施行する。

資料 1－3 沖縄市災害対策本部条例

沖縄市災害対策本部条例

(平成 22 年 10 月 25 日条例第 19 号)

改正 平成 24 年 9 月 27 日条例第 14 号

沖縄市災害対策本部条例(昭和 51 年沖縄市条例第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、沖縄市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

(平成 30 年 6 月 1 日決裁)

改正 令和 6 年 3 月 29 日決裁

沖縄市自主防災組織補助金交付要綱（平成 17 年 11 月 1 日決裁）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 沖縄市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項の規定による交付の目的は、沖縄市地域防災計画に基づき、自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、沖縄市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、組織結成の推進及び住民の防災意識の高揚を図ることとし、組織に対する補助金交付については、規則に基づき交付し、規則に定めのないものについては、この要綱による。

(補助事業者の要件)

第 2 条 規則第 4 条第 2 項の規定による補助事業者の要件は、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成し市に届出た組織で、概ね 50 世帯、150 人以上の市長が認めたものをいう。

(補助事業の内容等)

第 3 条 規則第 4 条第 2 項の規定による補助事業の内容、補助金の額、交付時期及び交付回数は、次に掲げるとおりとし、毎年度予算の範囲内において交付する。ただし、当該補助事業に対し、本市から既に別の補助金等を受けている又は受ける見込みのある補助事業については、対象としない。

- (1) 結成準備補助金は、組織結成時に活動するうえで必要となる資機材の購入経費及び結成までに要した経費に対し、上限額を 30 万円とし 1 回交付する。
- (2) 防災活動補助金は、組織が市または消防署の立会いの下、一定数以上の人数を対象に行った防災訓練又は啓発活動（以下「防災活動」という。）に要した経費について、1 会計年度における上限額を 10 万円とし、上限額に達するまで交付する。

(補助対象)

第 4 条 補助金の対象経費及び対象外経費は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 5 条第 2 項の規定による申請の方法は、次に掲げる書類を市長に提出し、申請する。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 補助事業予算書
- (4) 補助事業に要する経費等の見積書の写し
- (5) 補助事業に要した経費等の領収書の写し（結成準備補助金のみ）
- (6) その他市長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第 6 条 規則第 8 条の規定による通知は、補助金交付可否決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第7条 規則第9条の規定による特に市長が認める部分は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業を能率的・効果的に行うために事前に要した経費とする。

2 規則第9条の変更及び取消しの通知並びに規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定変更・取消通知書(様式第4号)により通知する。

(報告)

第8条 規則第11条第2項の規定による報告は、補助事業執行報告書(様式第5号)により報告する。

(指示)

第9条 規則第12条第2項の規定による指示は、補助事業遂行指示書(様式第6号)により指示する。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第13条第1項の規定による申請は、補助事業変更等承認申請書(様式第7号)により申請し、市長が別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の目的、実施内容、経費を実質的に変更するものではない場合

(2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、かつ、補助事業等の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

2 規則第13条第3項の規定による通知は、補助金交付変更等承認通知書(様式第8号)により通知する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項及び同条第2項の規定による報告は、次の書類を提出し報告する。

(1) 補助事業実績報告書(様式第9号)

(2) 補助事業内容の分かる書類

(3) 収支決算書

(4) 資機材台帳(資機材等を購入した場合のみ)

(5) 補助事業に要した経費等の領収書の写し

(6) その他市長が必要とする書類

2 規則第14条第3項の規定による市長が別に定める期限は、30日以内又は交付決定を受けた当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金等の確定等)

第12条 規則第15条第2項の規定による補助金交付請求の期限は、補助金確定から14日以内とする。

2 規則第15条第3項の規定による通知は、前条の規定による実績報告書を受理した日から14日以内に補助金確定通知書(様式第10号)により通知する。

(確定前の交付)

第13条 規則第16条第1項の規定による申請は、次の書類を提出し申請する。

(1) 補助金概算払等申請書(様式第11号)

(2) 補助金交付可否決定通知書(様式第3号)の写し

(3) その他市長が必要とする書類

2 規則第16条第2項の規定による通知は、補助金概算払等決定通知書(様式第12号)により通知する。

(交付の請求)

第14条 規則第17条第2項の規定による請求は、本要綱第12条で定められた期限までに補助金交付請求書(様式第13号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 規則第 20 条第 1 項の規定による指示は、補助金返還請求書（様式第 14 号）により指示し、組織は、補助金返還請求を受けた日から 14 日以内に返還しなければならない。

(管理義務)

第 16 条 補助金交付を受けた組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災資機材は、常に良好な状態を保つよう保管責任者を定め、台帳を作成しその管理に努める。
- (2) 防災資機材は、原則として災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用してはならない。ただし、前号に規定する常に良好な状態を保つために使用する場合は、この限りではない。

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 24 条第 2 項の規定による申請は、補助事業財産処分承認申請書（様式第 15 号）により申請し、同条第 3 項の規定による通知は、補助事業財産処分承認通知書（様式第 16 号）により通知する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に組織されている組織については、この要綱の施行時に結成されたものとみなす。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日決裁)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

対象項目一覧

	補助事業内容	対象
対象経費	結成準備補助金	・活動するうえで必要となる資機材 懐中電灯、ヘルメット、携帯ラジオ、メガホン、担架、誘導棒、消火器（訓練用含む）、一輪車、のこぎり、バール、ハンマー、腕章、折りたたみ梯子、コードリール、テント、ロープ、救急セット、ベル、ビニールシート、リヤカー、発電機、無線機、その他市長が必要と認めたもの ・結成までに要した経費 印刷製本費、消耗品、その他市長が認めたもの
	防災活動補助金	・防災活動に要した次の経費 保険料、消耗品、燃料費、炊き出し用食材、備蓄食糧等、印刷製本費、通信費、手数料、講師料、修繕費、上記資機材、その他市長が必要と認めたもの
対象外経費	・交際費、慶弔費、炊き出し用食材を除く飲食費（懇親会費等）等の経費 ・慰労又は視察等の経費 ・他の団体等への助成金、寄付金等 ・その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費	

- 様式第1号(第5条関係) 補助金交付申請書
- 様式第2号(第5条関係) 事業計画書
- 様式第3号(第6条関係) 補助金交付可否決定通知書
- 様式第4号(第7条関係) 補助金交付決定変更・取消通知書
- 様式第5号(第8条関係) 補助事業執行報告書
- 様式第6号(第9条関係) 補助事業遂行指示書
- 様式第7号(第10条関係) 補助事業変更等承認申請書
- 様式第8号(第10条関係) 補助金交付変更等承認通知書
- 様式第9号(第11条関係) 補助事業実績報告書
- 様式第10号(第12条関係) 補助金交付確定通知書
- 様式第11号(第13条関係) 補助金概算払等申請書
- 様式第12号(第13条関係) 補助金概算払等決定通知書
- 様式第13号(第14条関係) 補助金交付請求書
- 様式第14号(第15条関係) 補助金返還請求書
- 様式第15号(第17条関係) 補助事業財産処分承認申請書
- 様式第16号(第17条関係) 補助事業財産処分承認通知書

様式第 1 号（第 5 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地

組 織 名

代 表 者 名

電 話 番 号

印

地域防災の意識高揚を図るため、下記の事業を実施したいので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 5 条に基づき、次のとおり申請します。

補助事業内容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）
事 業 名 称		
補 助 金 交 付 申 請 額	円	
添 付 書 類	☐ 事業計画書（様式第 2 号） ☐ 事業予算書 ☐ 補助事業等に要する経費等の見積書の写し ☐ その他（ ）	

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

組 織 名 称			
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
目 的			
事 業 詳 細			
着手及び完了 予 定 年 月 日	着手 ☐ 年 月 日 ☐ 補助金交付決定日	完了	年 月 日
実 施 日 時 ※	年 月 日 時 分から 時 分まで		
予 備 日 ※	年 月 日 時 分から 時 分まで		
雨 天 時 等 の 対 応 ※			
実 施 日 スケジュール※			
購入予定資機材 等保管又は補助 事業実施場所		住 所	
住民への補助事 業周知方法※		参 加 見 込 人 数 ※	
担 当 者 名		連 絡 先	

※補助事業内容が「結成準備補助金」の場合は、記入不要

様式第3号（第6条関係）

補助金交付可否決定通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

☐ 交付する。

補助事業内容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事業名称			
着手及び完了予定年 月 日	着手 完了	年 月 日 年 月 日	
実施日時※	年 月 日 時 分から 時 分まで		
予備日※	年 月 日 時 分から 時 分まで		
購入予定資機材等保管又は補助事業実施場所		住 所	
補助対象経費	円	補助金 交付申請額	円
補助金額	円		
交付条件	(1) 沖縄市補助金等交付規則、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱、その他関係法令等に基づき遂行すること。 (2) その他（ ）		

※補助事業内容が「結成準備補助金」の場合は、記入不要

☐ 交付しない。
(理由)

担当部課

様式第 4 号（第 7 条関係）

補助金交付決定変更・取消通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

補助金交付決定をした補助事業について、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 7 条第 2 項により、交付の決定を次のとおりとし通知します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
通 知 区 分	☐ 変更 ☐ 取消し		
変 更 ・ 取 消 し の 内 容			
変 更 ・ 取 消 し の 理 由			

担当部課

様式第 5 号（第 8 条関係）

補助事業執行報告書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地

組 織 名

代 表 者 名

電 話 番 号

印

補助金交付決定を受けた補助事業について、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条により報告します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
状 況 の 報 告	例：遅延又は遂行困難の理由など		

注 1 この様式は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。

2 この様式は、報告時点における当該補助事業等の進捗状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

補助事業遂行指示書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

補助金交付決定した補助事業について、下記のとおり、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第9条により、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示する。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
指 示 理 由			
指 示 内 容			

担当部課

様式第 7 号（第 10 条関係）

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地

組 織 名

代 表 者 名

電 話 番 号

印

補助金交付決定を受けた補助事業について、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 10 条第 1 項により、次のとおり申請します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
交 付 決 定 額	円		
変 更 等 の 区 分	☐ 変更 ☐ 中止 ☐ 廃止		
変 更 の 内 容	変更前	変更後	
変 更 又 は 中 止 （ 廃 止 ） の 理 由			
変 更 又 は 中 止 （ 廃 止 ） 年 月 日	年 月 日		
補助金等交付申請額の変更	☐ あり（変更後の補助金等交付申請額： 円） ☐ なし		

注 1 この様式は、補助事業等に要する経費の配分の変更及び補助事業等の内容の変更の承認申請の場合若しくは補助事業等を中止し、又は廃止する場合に使用すること。

2 変更申請の場合は、交付申請の際の関係書類の様式を添付するものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

3 中止又は廃止の申請をする場合は、申請時点における当該補助事業等の進捗状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

様式第 8 号（第 10 条関係）

補助金交付変更等承認通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

年 月 日付で申請された補助事業の変更等について次のとおり承認したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 10 条第 2 項により通知します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
変 更 等 の 区 分	☐ 変更	☐ 中止	☐ 廃止
承 認 区 分	☐ 全部	☐ 一部	☐ 未承認
承 認 の 内 容			
未承認 ※	内 容		
	理 由		
補助金交付申請 額 の 変 更	☐ あり ☐ なし		
上記で「あり」の 場合の変更前及 び変更後 における補助対 象経費及び補助 金 の 額	変 更 前	補助対象経費	円
		補助金 の 額	円
	変 更 後	補助対象経費	円
		補助金 の 額	円

※承認区分が「全部」の場合は、記入不要

担当部課

様式第9号（第11条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

補助金交付決定を受けた補助事業が完了したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第11条により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補助事業内容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
実 施 日 時			
補 助 事 業 の 期 間	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日	
資機材等保管 又は補助事業 実 施 場 所		参 加 人 数 ※	
実 施 内 容			
補 助 事 業 の 効 果			
今 後 の 課 題			
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円	補助事業に 要した経費	円
添 付 書 類 ※必要に応じ て添付書類を 指 定 す る	☐ 補助事業内容の分かる書類 ☐ 収支決算書 ☐ 資機材台帳 ☐ 補助事業等に要した経費等の領収書の写し ☐ その他（ ）		

※補助事業内容が「結成準備補助金」の場合は、記入不要

様式第 10 号（第 12 条関係）

補助金交付確定通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

年 月 日付で提出された補助事業実績報告書について、沖縄市補助金等交付規則第 15 条に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 12 条により通知します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日		文 書 番 号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金		☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称				
補 助 金 交 付 決 定 額	円			
概 算 払 い	☐ 有り	交付年月日 金 額	年 月 日 円	☐ 無し
補 助 事 業 に 要 し た 経 費	円	補 助 対 象 経 費	円	
補 助 金 交 付 確 定 額	円			
交 付 決 定 額 と 交 付 確 定 額 の 差 額	円			
交 付 後 の 補 助 金 残 額 ※ 1	円			
補 助 金 請 求 期 限 ※ 2	年 月 日			

※1 補助事業内容が防災活動補助金の場合に記入

※2 概算払い「無し」の場合に記入

担当部課

様式第 11 号（第 13 条関係）

補助金概算払等申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地

組 織 名

代 表 者 名

電 話 番 号

印

補助金交付決定を受けた補助事業について、次の理由により概算払を受けたいので、
沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 13 条第 1 項により、関係書類を添えて申請しま
す。

補 助 事 業 内 容	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補助金の概算払 を受けたい金額	円		
申 請 の 理 由			

様式第 12 号（第 13 条関係）

補助金概算払等決定通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の概算払の申請について次のとおり決定したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 13 条第 2 項により通知します。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日	文書番号	沖市防第 号
補 助 事 業 内 容	☐ 結成準備補助金	☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称			
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
概 算 払 を す る 金 額	円		
補 助 金 請 求 期 限	年 月 日		

担当部課

様式第 13 号（第 14 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

次の補助事業について、沖縄市補助金等交付規則第 17 条及び沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 14 条の規定により請求します。

請求金額 金 円

交 付 決 定 通 知 年 月 日		年 月 日		文書番号	沖縄防第 号
補 助 事 業 内 容		☐ 結成準備補助金		☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称					
通 知 書 年 月 日 ・ 文 書 番 号		日 付	年 月 日	交 付 確 定 通 知 書 ※	沖縄防第 号
				概 算 払 等 決 定 通 知 書 ※	沖縄防第 号
振 込 口 座	金融機関名				支 店 名
	口 座 種 別				
	口 座 番 号				
	(フリガナ) 口座名義人				
	備 考				

※ 該当する項目へ文書番号を記入してください。

注 概算払の場合は補助金概算払等決定通知書の写し、その他の場合は補助金交付確定通知書の写しを添付すること。

様式第 14 号（第 15 条関係）

補助金返還請求書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

補助金交付決定した補助事業について、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 15 条により、次のとおり返還を請求する。

交 付 決 定 通 知 年 月 日	年 月 日		文書番号	沖市防第 号
補助事業内容	☐ 結成準備補助金		☐ 防災活動補助金（ 回目）	
事 業 名 称				
補 助 金 交 付 決 定 額	円			
補 助 金 交 付 確 定 額	円			
補 助 金 の 既 交 付 額	☐ 有り	交 付 年 月 日 金 額	年 月 日 円	☐ 無し
返 還 す べ き 金 額	円			
返 還 期 限	年 月 日まで			
返 還 請 求 の 理 由				
返 還 方 法				

注 1 返還すべき補助金等は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。

担当部課

様式第 15 号（第 17 条関係）

補助事業財産処分承認申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

次の理由により財産を処分したいので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 17 条により、関係書類を添えて申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業内容	☐ 結成準備補助金 ☐ 防災訓練補助金 ☐ 防災啓発活動補助金 ☐ 防災活動補助金（ 回目）
事 業 名 称	
処分しようとする財産	
処 分 内 容	☐ 目的外使用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸付 ☐ 担保 ☐ その他（ ）
処分しようとする理由	
処分の相手方の氏名又は名称及び住所	
処分に伴う補助金返還の有無	☐ あり ☐ なし

補助事業財産処分承認通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

年 月 日付で申請のあった財産処分について、次のとおり承認したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 17 条により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業内容	☐ 結成準備補助金 ☐ 防災訓練補助金 ☐ 防災啓発活動補助金 ☐ 防災活動補助金 (回目)
事 業 名 称	
処分しようとする財産	
処 分 内 容	☐ 目的外使用 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸付 ☐ 担保 ☐ その他 ()
処分の相手方の氏名又は名称及び住所	

担当部課

資料 1－5 沖縄市防災行政無線局管理運用規則

沖縄市防災行政無線局管理運用規則

(平成 12 年 12 月 1 日規則第 61 号)

改正 平成 19 年 9 月 28 日規則第 51 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び平常時における一般行政事務に関し、円滑な通信及び通報を図るため設置する防災行政用の無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」という。)及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線局」とは、電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 「固定系親局」とは、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 「固定系子局」とは、固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 「基地局」とは、陸上移動局を通信の相手方として、市役所に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 「陸上移動局」とは、陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 「無線系」とは、前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(回線構成)

第 3 条 無線局の回線及び設置場所は別表のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 7 条 管理責任者は、無線局に無線従事者を配置する。

- 2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって、無線従事者名簿(様式第 1 号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(固定系)(様式第2号)、又は無線業務日誌(移動系)(様式第3号)へ記載するものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行い、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(固定系・移動系)(様式第4号)を毎年3月31日までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第5号)及び無線業務日誌抄録(固定系・移動系)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線設備の保守点検)

第11条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 週点検

(2) 月点検

(3) 年点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 週点検及び月点検は、通信取扱責任者

(2) 年点検は、管理責任者

3 点検項目については、無線設備点検表(様式第6号)のとおりとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに通信取扱責任者は管理責任者に管理責任者は総括責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について通信取扱責任者に通知し、処理経過を記録するものとする。

6 無線局の各機器内部の故障修理、改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検、その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は専門業者に委託するものとする。

(通信訓練)

第12条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 防災訓練に併せた通信訓練

(2) 定期通信訓練

2 訓練は、地域住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第13条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令及び運用要綱並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

回線構成図

[別紙参照]

様式第 1 号(第 7 条関係)

無線従事者名簿

[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

無線業務日誌(固定系)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

無線業務日誌(移動系)

[別紙参照]

様式第 4 号(第 10 条関係)

無線業務日誌抄録(固定系・移動系)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

無線従事者選(解)任届

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

無線設備点検表

[別紙参照]

様式第1号（第7条関係）

無線従事者名簿

年 月 日現在

番号	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	所 属	資 格	資格取得 年 月 日	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

総 括 管 理 者		管 理 責 任 者		通 信 取 扱 責 任 者	

様式第2号（第8条関係）

無線業務日誌(固定系)

年 月分

依 頼 機 関	日	時 刻	件 名	通 報 者	記 事
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			
		:			

様式第3号（第8条関係）

無線業務日誌（移動系）

年 月 分

自 局 呼 出 名 称			無 線 従 事 者 通 信 取 扱 者	印		
相 手 局 呼 出 名 称	日	時 刻	送 受 別 送 受	通 信 内 容	記 事	
		:				
		:				
		:				
		:				
		:				
		:				
		:				
		:				

管理責任者		様		通信取扱責任者		印	
無線局名(呼出名称)		期 間	年 月から 年 月まで				
無線従事者の資格		員 数	期間中の無線従事者の移動状況				
		名	選 任		名		解 任 名
		名	選 任		名		解 任 名
機器故障及び措置概要				不良通信状況の概要			
		通 信 時 間				通 信 回 数	
毎日の繰り延べ通信時間又は通信回数	1月	時間 分				回	
	2月	〃 〃				回	
	3月	〃 〃				回	
	4月	〃 〃				回	
	5月	〃 〃				回	
	6月	〃 〃				回	
	7月	〃 〃				回	
	8月	〃 〃				回	
	9月	〃 〃				回	
	10月	〃 〃				回	
	11月	〃 〃				回	
	12月	〃 〃				回	

無線従事者選(解)任届

年 月 日

総括管理者 様					
届出者 管理責任者					
印					
無線従事者選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記の通り届けます。					
記					
氏 名	所 属	資 格	免 許 証 番 号	選任(解)任年月日	備 考

年 月 日現在

様式第6号（第11条関係）

無線設備点検表

年 月 日

点検者	

無線局 (呼出名称)	送信部			受信部							
	送信出力	反射	偏差	受信感度	スケルチ	製番	型式				
	W	W	Hz	dB							

資料 1－6 沖縄市備蓄整備計画

第 1 総則

1 本計画の位置付け

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本周辺における観測史上最大の地震であり、その後に発生した巨大津波により、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした未曾有の大惨事となった。

この東日本大震災は、国や県、地方自治体だけではなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関にも大きな脅威を与え、住宅の耐震化整備、避難所・避難施設等の整備、食糧・資機材の備蓄などを含む各種の防災対策の整備に大きな教訓を与えることとなり、全国の自治体では津波対策、備蓄物資の整備等、大規模災害へのさらなる対策強化を踏まえ、防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが進められている。

本市においても、災害対策基本法に基づく沖縄市地域防災計画に包括的に記載された、食品等備蓄計画に基づき、その個別計画として「沖縄市備蓄整備計画」を策定する。

2 基本的な考え方

本計画は、自助（自らの力でおこなう）・共助（事業所や自主防災組織、住民等が助け合う）・公助（公的機関が支援をおこなう）の考え方を基本とし、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・生活必需品等の物資や、避難所運営に必要な資機材等の備蓄をするものとする。また、住民等が避難所に持参する物資や民間協定事業者等からの調達を含めて、発災から 3 日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標をたて、市がおこなう行政備蓄に関する計画について重点的に具体化するものであり、計画期間は平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で目標数を満たすものとし、その後は年次ごとに目標数を維持し、管理運用するものとする。

備蓄体制	概 要
家庭内備蓄 （自助）	市民が自らの家庭内において 3 日分程度の食糧や飲料水の備蓄をおこなうなど、日頃から災害時に必要な物資を蓄えておくことであり、高齢者、乳幼児、障がい者などの災害時要援護者が必要とする紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、医薬品などの物資は、介護者等がその確保に努める。また、アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食品アレルギーに対応した食糧品の確保に努める。
地域内・企業内備蓄 （共助）	地域の自治会や自主防災組織等が平常時の活動において、地域内で自主的に食糧や飲料水等の備蓄品を確保することや、企業等が災害時における従業員等の 3 日分程度の備蓄等を推進する。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。また、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働でおこなうことが求められている。
行政備蓄 （公助）	市が平常時から食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄をおこなうことをいう。
流通備蓄	市内外の食糧品店などの事業所等と市があらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資（食糧、生活必需品等）を円滑に調達することをいう。

■過去の大规模災害時には、物流・流通機能等が停止し、災害発生から 3 日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難な状況が続くことが想定されている。

参考資料：「災害支援物資の備蓄・物流計画ガイドライン検討会報告書」消防庁

3 食糧備蓄の対象人口

沖縄市地域防災計画に基づき、市の人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に備蓄するものとする。

■市の人口÷20（約7,000人）×3食分×3日分≒約63,000食

■目標備蓄量については、人口の増減に伴い見直しを行う

第2 備蓄計画の基本事項

1 食糧・飲料水及び生活必需品

食糧及び飲料水については、長期保存（5年以上）可能なものとし、粉ミルクやアレルギー物質を含まない食糧品などに考慮する。また、災害対応職員及び被災者支援者を想定した食糧や飲料水の備蓄に努める。

生活必需品については、乳幼児及び高齢者等の災害時要援護者や女性の避難所生活に必要な備蓄物資を考慮して確保をおこなう。

2 避難所用資機材

避難所用資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動、避難所運営等に必要と思われる防災資機材及び生活資機材の備蓄に努める。

3 備蓄方法

災害時に備蓄物資の供給対象者に対し、輸送を最小限に抑え早急に供給できるように、市が指定した各避難所（小中学校・公共施設・自治会等）に備蓄する分散型備蓄を基本とする。ただし、施設規模によって備蓄が困難な場合には、独立型備蓄倉庫設置及び数量の変更等の検討を行う。

4 流通備蓄

保存期限が短く備蓄に適しない物資や、その他備蓄することが困難な物資等を確保するため、事業所等と災害時における物資の供給に係る協定の締結に努める。

5 備蓄物資の管理

管理については、沖縄市防災備蓄倉庫及び備蓄物の管理運用に関する要綱（平成25年9月19日決裁）に定めるものとする。

6 物流方法

物資集積拠点（コザ運動公園等）から各避難所への輸送体制の構築など被災者への物資の迅速な提供に努める。

7 計画の見直し

本計画は沖縄市地域防災計画の見直し、急激な人口の増減及び国・県等による指針等の策定により見直しを行うものとする。

第3 備蓄品目における必要数量及び目標数

1 備蓄品目

(1) 食糧

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として考えられ、加熱調理が不要な主食系の食糧を備蓄し、分類については健常者用の一般食、乳幼児用の粉ミルク、離乳幼児や高齢者等用の災害時要援護者食、アレルギー有病者用のアレルゲンフリー食及び菓子類に分類し、人口の20分の1の3日分（9食分）を目標とする。

ア 一般食

3～69歳までの健常者を対象とし、アルファ米やパン等の主食系の食糧を整備する。

イ 粉ミルク

0才児の乳児を対象とし、1日700kcal、グラム換算で135g（514kcal/100g）とし、アレルギー有病児対応粉ミルクについては0才児の10%を対象とする。また、保管及び配給効率等を考慮してスティックタイプとし、賞味期限が短いことから毎年整備する必要がある。

ウ 災害時要援護者食

1～2才児及び70歳以上の災害時要援護者を対象とし、離乳食や介護食等に考慮したお粥、雑炊等を備蓄する。また、アレルゲンフリー食にも対応可能で、なるべく汎用性の高いものが好ましい。

エ アレルゲンフリー食

乳児を除く人口の2%に値するアレルギー有病者を対象とし、食品衛生法に基づくアレルゲン25品目（特定原材料7品目及び特定原材料に準ずる18品目）を使用していない主食系の食糧とする。また、災害時要援護者食にも対応可能で、なるべく汎用性の高いものが好ましい。

オ 菓子類

1～15才までを対象とし、1日2食とする。災害による恐怖や不安感等を緩和するため、ビスケットやクラッカー等の長期保存可能な菓子類を備蓄する。

（2）飲料水

供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完として、配給を考慮し500mlペットボトルを人口の20分の1の3日分（1日3本）を備蓄する。また、粉ミルクにも使用可能な不純物やミネラル分を極限まで取り払った純水とする。

（3）生活必需品

発災初期に避難生活をおくる際に必要な物資の備蓄に努める。品目については乳幼児や高齢者等の災害時要援護者及び女性等を考慮し、人口の20分の1の3日分の数量を目標とする。

ア 毛布

一人1枚の備蓄を目標とする。

イ 携帯トイレ

紙おむつ利用者（乳幼児・大人用等）を除いた人口を対象とし、一人1日6回分とする。

ウ 災害時用哺乳瓶（使い捨て）

粉ミルクを摂取するために必要なことから、0才児の乳児を対象とし備蓄する。また、災害時において哺乳瓶を加熱殺菌することが困難なことから使い捨てとし、一人1日8本とする。

エ 湯沸し器具

粉ミルクを作るためにお湯が必要なことから、0才児の乳児を対象とし備蓄する。災害時において電気やガス等を確保することが困難なことから、それらを必要としない器具（発熱剤使用器具等）であることが重要である。数量については、器具により異なることから粉ミルク対象者を賄える数でなければならない。

オ 紙おむつ（乳幼児用）

0～5才までの乳幼児を対象とし、1日の必要枚数、サイズ及び規格については下表の通りとする。

年齢別必要枚数一覧表

対象年齢	1日の必要枚数	サイズ・規格
0ヶ月	10枚	新生児用（テープ）
1～2ヶ月	10枚	Sサイズ（テープ）
3～6ヶ月	10枚	Mサイズ（テープ）
7～9ヶ月	10枚	Mサイズ（パンツ）
10ヶ月～1才	8枚	Lサイズ（テープ）
2～3才	6枚	ビッグサイズ（パンツ）
4～5才	2枚※	ビッグサイズ以上（パンツ）

※4～5才児は紙おむつを必要とする人数が少ないため、1日2枚とする

カ おしりふき

乳幼児の排泄において衛生面上欠かせないものであることから、0～5才までの乳幼児を対象とし一人1日10枚とする。

キ 紙おむつ処理袋

災害時において、ゴミの回収及び処理等が困難になると想定されるため、衛生面を考慮し消臭効果のある処理袋を備蓄する必要がある。数量については、紙おむつ対象者を賄える数でなければならない。

ク 紙おむつ（大人用）

要介護認定者を対象とし、パンツ型と尿取りパッドを併用するものとする。また、一人1日パンツ型3枚、尿取りパッド6枚とする。

ケ 生理用品

10～54歳まで女性を対象とし、一人1日6枚とする。また、期間が4週に1回なことから、4分の1を掛け算出する。

（4）避難所用資機材

発災時の応急対策活動や避難所運営等に最低限必要と思われる防災資機材及び生活資機材の備蓄に努める。品目については下表の通りとする。

品 目
簡易トイレ、トイレットペーパー、救急箱、発電機、発電機等燃料、ガソリン缶、投光器、コードリール、リヤカー、車イス、担架類、マスク、防災備蓄倉庫（独立型）、その他市長が認めたもの

2 必要数量

必要数量とは、災害時に必要と思われる品目の必要最低限の数量のことであり、目標数とは異なるものである。具体的な数量については下表の通りとする。

品目別必要数量一覧表（食糧・飲料水・生活必需品）

品 名	対象者	人数 (人)	比率	計算式	必要数量	備 考
一般食	3～69歳の健常者	114,021	82.31%	$138,525 \text{ 人} \times 82.31\% \times 1/20 \times 9 \text{ 食}$	51,318 食	災害時要援護者、アレルギー有病者を除く
粉ミルク	0才児	1,561	1.13%	$138,525 \text{ 人} \times 1.13\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 135\text{g}$	31,995g	一日135g アレルギー有病児を除く

品 名	対象者	人数 (人)	比率	計算式	必要数量	備 考
アレルギー 対応粉ミルク	アレルギー 有病児	174	0.13%	$138,525 \text{ 人} \times 0.13\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 135\text{g}$	3,645g	0才児の10%
災害時 要援護者食	1～2 才、70歳 以上	20,033	14.46%	$138,525 \text{ 人} \times 14.46\% \times 1/20 \times 9 \text{ 食}$	9,018 食	離乳幼児、高齢者 等の災害時要援 護者
アレルギー フリー食	アレルギー 有病者	2,736	1.98%	$138,525 \text{ 人} \times 1.98\% \times 1/20 \times 9 \text{ 食}$	1,233 食	人口の2% (0才児を除く)
菓子類	1～15才	26,322	19%	$138,525 \text{ 人} \times 19\% \times 1/20 \times 6 \text{ 食}$	7,902 食	1日2食
飲料水	全市民	138,525	100%	$138,525 \text{ 人} \times 1/20 \times 9 \text{ 本}$	62,343 本	純水
毛布	全市民	138,525	100%	$138,525 \text{ 人} \times 1/20$	6,927 枚	一人1枚
携帯トイレ	市民	125,078	90.29%	$138,525 \text{ 人} \times 90.29\% \times 1/20 \times 6 \text{ 回} \times 3 \text{ 日}$	131,334 回分	紙おむつ利用者 を除く 一日6回
災害時用 哺乳瓶 (使い捨て)	0才児	1,735	1.25%	$138,525 \text{ 人} \times 1.25\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 8 \text{ 本}$	2,088 本	1日8本
湯沸し器具	0才児	1,735	1.25%	哺乳瓶(使い捨て)と同数	2,088 回分	
紙おむつ (乳幼児用)	0～5才 児	10,431	7.53%	$38,525 \text{ 人} \times 7.53\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times \text{対象年齢別枚数}$	8,826 枚	1日2～10枚
おしりふき	0～3才 児	6,899	4.98%	$138,525 \text{ 人} \times 4.98\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 10 \text{ 枚}$	3,450 枚	1日10枚
紙おむつ 処理袋	0～5才 児 要介護 認定者	13,447	9.71%	紙おむつ(乳幼児用)と尿取パッドの合計数	11,544 枚	
大人用紙 おむつ (パンツ型)	要介護 認定者	3,016	2.18%	$138,525 \text{ 人} \times 2.18\% \times 1/20 \times 3 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	1,359 枚	一日3枚
大人用紙 おむつ (尿取パ ッド)	要介護 認定者	3,016	2.18%	$138,525 \text{ 人} \times 2.18\% \times 1/20 \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$	2,718 枚	一日6枚
生理用品	10～54歳 (女性)	41,219	29.76%	$138,362 \text{ 人} \times 29.76\% \times 1/20 \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 1/4$	9,275 枚	一日6枚 期間が4週に1 回なことから、 1/4を掛ける

3 目標数

食糧及び生活必需品の目標数については、必要数量を踏まえ、災害時における仕分け及び配給時等を考慮した数量でなければならない。必要数量備蓄した場合、製品や規格の違

いにより細かい仕分け作業が発生し、被災者への物資の提供が遅れる可能性がある。災害時において物資の提供は迅速に行われなければならないため、小分けすることが困難である下表の品目については一人3日分の必要数量を賄える箱（ケース）数で算出する必要がある。また、その他の品目については、必要数量を目標数とする。

食糧	粉ミルク、アレルギー対応粉ミルク等
生活必需品	災害時用哺乳瓶（使い捨て）、湯沸し器具、紙おむつ（乳幼児用）おしりふき、紙おむつ処理袋、大人用紙おむつ（パンツ型）大人用紙おむつ（尿取パッド）、生理用品等

4 避難所別備蓄数

各避難所に備蓄する数量については、目標数及び収容人数の比率により算出するものとする。ただし、備蓄が困難な避難所についてはコザ運動公園体育館倉庫等に備蓄するものとする。

避難所とは、小学校 16 校・中学校 8 校・福祉避難所 5 箇所・公共施設 12 箇所・自治会 36 箇所・コザ運動公園体育館（物資集積拠点）合計 78 箇所を言う。

平成 26 年 3 月現在

第 4 年度計画

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で目標数を整備するものとし、下表の通り整備計画を立てるものとする。また、目標数整備後も衛生管理や保存期間に留意し、年次的に整備をおこなう。（粉ミルクについては、保存期間が特に短いことに留意する。）

年度 分類		平成 24 年度 以前	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 以降
食糧品	目標率	25%	25%	25%	25%	100%を維持
	達成率		50%	75%	100%	
生活 必需品	目標率	10%	30%	30%	30%	100%を維持
	達成率		40%	70%	100%	

第 5 備蓄体制

1 分散型備蓄

これまでの備蓄体制は集中型備蓄のみとなっていた。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災の避難状況を検討すると、避難所となる小中学校や公共施設に備蓄物資が保管されていなければ、避難者への迅速な供給を図ることができない。このため、食糧、生活必需品、資機材等を避難所となる小中学校や公共施設等に分散して備蓄する必要がある。災害時に備蓄物資を速やかに適宜配分できるように、避難所を中心に分散して物資を備蓄する。また、備蓄について可能な限り施設を活用することとするが、施設規模により備蓄が困難な場合には、数量の変更や独立型備蓄倉庫の設置の検討をおこなう。

2 備蓄物資及び備蓄倉庫の管理

管理については、沖縄市防災備蓄倉庫及び備蓄物資の管理運用に関する要綱（平成 25 年 9 月 19 日決裁）に定めるものとし、常に良好な状態に保つよう定期的な点検を行い、災害により備蓄物資を提供及び使用したときは速やかに補充整備に努める。また、保存期限が 1 年を切った食料等については、小中学校や自主防災組織、地域での避難訓練や防災講演等で活用し、防災意識の高揚を図り、期限切れの不用品とならないように努め

る。資機材については、平常時の使用は可能とするが、災害時に活用出来ないなどのことがないように管理の徹底化を図る。

また、災害時に備蓄物資を活用するのは主に地域住民及び避難所となる小中学校や公共施設等の教職員となるため、保管場所及び資機材の使用方法等を熟知し、災害時の対応が速やかに行えるよう地域が主体となった適正な管理を促進する。

3 備蓄倉庫の配備

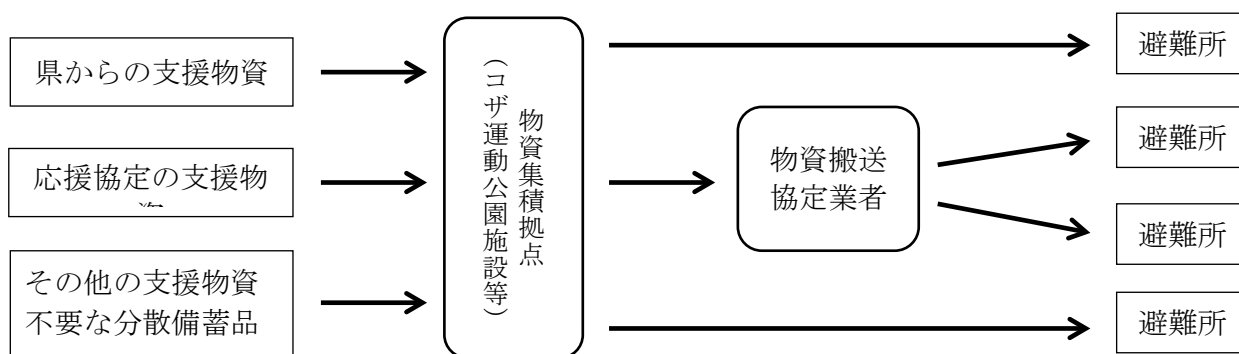
施設規模により備蓄が困難な場合には、独立型備蓄倉庫の設置を検討しなくてはならない。これに伴い、沖縄市防災備蓄倉庫設置計画を作成するものとする。

第6 協定による物資の調達

保存期限が短く備蓄に適しない物資や、大量に必要となるものなど、市で全てを備蓄することが困難な物資等を確保するため、事業所等との災害時における物資の供給に係る協定の締結に努めるものとする。また、大規模災害時には協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

1 物資集積拠点の機能

物資集積拠点として、コザ運動公園施設内(体育館等)を位置づけている。県からの支援物資や応援協定等による支援物資などの調達に関する物資の集積地となる物資拠点から各避難所等への物資の供給をおこなうための機能を備える。



2 救援物資について

東日本大震災では、特定の場所に救援物資が大量に届けられ、そこで仕分けする処理能力を超えていたため、救援物資が山積みになり、搬入の情報が錯綜したという事例があった。このように、受け入れた物資の仕分けには、多くのマンパワーを要し、速やかに避難所に搬送できない恐れがある。その要因の一つとして、一つの送付物に多種多様の物資が詰められてくるため、その開封・仕分けに時間を要したことが考えられる。

このことから、被害の状況に応じて、適切に救援物資受け入れのコントロールを行う必要があるため、必要な物資を必要な場所に供給するには、物流計画の専門家のノウハウや知識も必要であることから、総合物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める必要がある。

第7 本計画の見直しについて

本計画は沖縄市地域防災計画の見直し、急激な人口の増減または国・県等による指針等の策定により見直しを行うものとする。

資料 1－7 沖縄市防災会議委員名簿

No.	機 関 名	職 名
◎	沖縄市	市 長
1	海上自衛隊 沖縄基地隊	司 令
2	陸上自衛隊 白川分屯地	司 令
3	第十一管区海上保安本部 中城海上保安部	部 長
4	沖縄県沖縄警察署	署 長
5	沖縄県土木建築部 中部土木事務所	所 長
6	沖縄県農林水産部 中部農林土木事務所	所 長
7	沖縄県中部保健所	所 長
8	一般社団法人 中部地区医師会	会 長
9	西日本電信電話株式会社 沖縄支店	設備部長
10	沖縄電力株式会社 うるま支店	支 店 長
11	沖縄市赤十字奉仕団	委 員 長
12	自主防災組織	代 表
13	沖縄市消防団	団 長
14	沖縄市女性防火クラブ	会 長
15	沖縄市社会福祉協議会	会 長
16	沖縄市民生委員児童委員協議会	会 長
17	沖縄市自治会長協議会（北部地域）	代 表
18	沖縄市自治会長協議会（中部地域）	代 表
19	沖縄市自治会長協議会（東部地域）	代 表
20	沖縄市自治会長協議会（西部地域）	代 表
21	沖縄市	副 市 長
22	沖縄市	副 市 長
23	沖縄市	教 育 長
24	沖縄市	上下水道局長
25	沖縄市	総務部長
26	沖縄市	企画部長
27	沖縄市	市民部長
28	沖縄市	健康福祉部長
29	沖縄市	こどものまち推進部長
30	沖縄市	経済文化部長
31	沖縄市	建設部長
32	沖縄市	建設部参事
33	沖縄市	議会事務局長
34	沖縄市	消 防 長
35	沖縄市	上下水道部長
36	沖縄市	教育部長
37	沖縄市	指導部長

資料 1－8 沖縄市防災士資格取得補助金交付要綱

沖縄市防災士資格取得補助金交付要綱

(令和 3 年 3 月 18 日決裁)

改正 令和 6 年 3 月 29 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、沖縄市地域防災計画に基づき、地域防災のリーダーとして地域防災力の向上に寄与する人材の育成を目的に、防災士資格取得にかかる経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、沖縄市補助金等交付規則（平成 30 年規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において用語の定義は、各号に定める。

- (1) 防災士 認定特定非営利活動法人日本防災士機構により防災士として認証を受けた者をいう。
- (2) 自主防災組織 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 2 条の規定により市長が認めたものをいう。

(補助の対象者等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自主防災組織又は自治会から推薦のある者
 - (2) 地域防災のリーダーとして活動することに同意する者
 - (3) 市内に在住している者
- 2 各自主防災組織又は各自治会が 1 会計年度において推薦できる者は、原則、2 名までとする。

(補助事業、対象経費等)

第 4 条 第 6 条に基づく交付決定を受け、防災士として認証を受けた者に対し、資格取得にかかる経費のうち一定の補助金を交付する。

2 補助対象となる経費は、資格取得にかかる経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 防災士養成研修講座受講料
- (2) 防災士教本代
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士資格認証登録料

3 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内とし、一人当たりの上限を 30,000 円とする。

4 補助対象となる研修講座は、当該年度の 2 月末日までに実施されるものとし、3 月に実施される研修講座は、原則として対象としない。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、申請を行うものとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 推薦状（様式第 2 号）
- (3) 同意書（様式第 3 号）

- (4) 防災士養成講座受講の決定が確認できる書類
 - (5) 防災士認証要件として認めている救急救命講習等の修了証の写し（養成講座に救急救命講習が含まれている場合は、省略することができる。）
 - (6) 補助事業者の住民票謄本又は運転免許証等の身分証明ができる書類の写し
 - (7) その他市長が必要とする書類
- 2 試験不合格者（次条の交付決定を受けた者に限る）が、再試験を受験する場合、試験に合格し防災士の認証を受けるまで、前項の申請をすることができる。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金交付可否決定通知書（様式第4号）を通知する。

（事情変更による交付の決定の取消し等）

第7条 市長は、天災地変その他予算の執行に特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、特に市長が認める部分については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、補助事業者に対し、速やかに補助金交付決定変更・取消通知書（様式第5号）を通知するものとする。

（報告）

第8条 市長は、補助事業者に、補助事業執行報告書（様式第6号）により報告を求めることができる。

（指示）

第9条 市長は、補助事業者が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に対して指示を行うときは、補助事業遂行指示書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認をうけなければならない。

- 2 前項において、以下に定める軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助事業の目的、実施内容、経費を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、かつ、補助事業の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

- 3 市長は、第1項の規定による補助事業の変更又は中止を認めるときは、条件を付して補助金交付変更等承認通知書（様式第9号）により通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、試験の結果に応じて、補助事業完了から30日以内又は交付決定を受けた当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- 2 試験合格者

- (1) 補助事業実績報告書（様式第10号）

- (2) 試験結果が確認できる書類の写し
 - (3) 防災士認証状又は防災士証の写し
 - (4) 前号の書類が当該年度内に提出できない場合は、防災士認証登録申請が確認できる書類の写し
 - (5) 領収書等の支払いの確認ができる書類の写し
 - (6) その他市長が必要とする書類
- 3 試験不合格者
- (1) 補助事業実績報告書（様式第 10 号）
 - (2) 試験結果が確認できる書類の写し
 - (3) 領収書等の支払いの確認ができる書類の写し
 - (4) その他市長が必要とする書類
- 4 第 2 項に基づき同項第 4 号の書類により報告し、同項第 3 号の書類が発行された場合は、速やかにその書類を提出しなければならない。
（補助金等の確定等）
- 第 12 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第 11 号）により、補助金の額及び請求期限等を、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 当該補助金の請求期限については、補助金確定から 14 日以内とする。
（交付の請求）
- 第 13 条 前条の規定による通知を受けた者は、前条第 2 項で定められた期限までに補助金交付請求書（様式第 12 号）及び補助金交付決定通知書（様式第 11 号）の写しを提出しなければならない。
（補助金等の交付）
- 第 14 条 市長は、前条の規定による補助金交付請求を受けた場合は、補助事業者に対して補助金等を交付する。
（活動組織の変更）
- 第 15 条 補助事業者は、居住する地域に新たな自主防災組織の結成又は引っ越し等により、活動する組織が変更になった場合、速やかに活動組織変更届（様式第 13 号）を提出しなければならない。
（交付の決定の取り消し）
- 第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに補助金交付決定変更・取消通知書（様式第 5 号）を通知するものとする。
- (1) 偽りその他の手段により交付の決定をうけたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
 - (4) 正当な理由なく補助事業に関して市長の指示に従わなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく市長が定めた期限までに実績報告を提出しなかったとき。
 - (6) この規定その他法令等の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金返還請求書（様式第 14 号）により期限を定めてその返還を指示するものとする。

(1) 交付の決定の取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているとき。

(2) 確定した額を超える補助金が交付されているとき。

2 市長は、第 7 条若しくは第 16 条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は第 9 条第 1 項の規定により補助事業の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日決裁)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係) 補助金交付申請書

様式第 2 号(第 5 条関係) 自主防災組織推薦状

様式第 3 号(第 5 条関係) 同意書

様式第 4 号(第 6 条関係) 補助金交付可否決定通知書

様式第 5 号(第 7 条、第 15 条関係) 補助金交付決定変更・取消通知書

様式第 6 号(第 8 条関係) 補助事業執行報告書

様式第 7 号(第 9 条関係) 補助事業遂行指示書

様式第 8 号(第 10 条関係) 補助事業変更等承認申請書

様式第 9 号(第 10 条関係) 補助金交付変更等承認通知書

様式第 10 号(第 11 条関係) 補助事業実績報告書

様式第 11 号(第 12 条関係) 補助金交付確定通知書

様式第 12 号(第 13 条関係) 補助金交付請求書

様式第 13 号(第 15 条関係) 活動組織変更届

様式第 14 号(第 17 条関係) 補助金返還請求書

2. 応援協定

資料2-1 応援協定一覧表

沖縄市災害時応援協定一覧表

No	協 定 名	締 結 日	締結先
1	消防相互援助協約	昭和 61 年 12 月 5 日	キャンプバトラー消防
2	姉妹都市災害時相互応援協定	平成 8 年 2 月 10 日	米沢市
3	災害支援協力に関する覚書	平成 10 年 4 月 7 日	沖縄市内郵便局 代表者 沖縄郵便局長
4	応急生活物資供給等の協力に関する協定書	平成 15 年 1 月 17 日	生活協同組合コープおきなわ
5	災害時応援協定書	平成 15 年 1 月 17 日	沖縄市建設業者会会長
6	沖縄県水道災害相互応援協定	平成 15 年 3 月 27 日 施行： 平成 15 年 4 月 1 日	国頭村長、大宜味村長、東村長、本部町水道事業管理者、今帰仁村水道事業管理者、名護市水道事業管理者、伊江村長、宜野座村水道事業管理者、恩納村長、金武町水道事業管理者、石川市水道事業管理者、具志川市水道事業管理者、与那城町長、勝連町長、読谷村水道事業管理者、嘉手納町長、中城村長、北中城水道事業管理者、宜野湾市水道事業管理者、西原町長、北谷町長、浦添市水道事業管理者、沖縄県公営企業管理者、那覇市水道事業管理者、南部水道企業団、豊見城市水道事業管理者、糸満市水道事業管理者、佐敷町水道事業管理者、知念村簡易水道事業、与那原町水道事業管理者、玉城村水道事業管理者、久米島町水道事業管理者、渡嘉敷村長、座間味村長、粟国村長、渡嘉敷村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、多良間村長、伊良部町長、宮古島上水道企業団、竹富町長、石垣市水道事業管理者、与那国町長
7	沖縄市水道災害等における応援活動の協定に関する協定	平成 17 年 7 月 17 日	沖縄市管工事協同組合代表理事
8	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	平成 18 年 1 月 19 日	沖縄長寿センター緑樹苑
9	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	平成 18 年 1 月 19 日	特別養護老人ホーム沖縄一条園
10	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	平成 18 年 1 月 19 日	特別養護老人ホームおきなわ長寿苑
11	避難場所施設利用に関する覚書	平成 18 年 6 月 21 日	沖縄県立美里高等学校
12	避難場所施設利用に関する覚書	平成 19 年 7 月 27 日	沖縄県立美里工業高等学校
13	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	平成 20 年 7 月 29 日	中部電気工事業協同組合
14	災害時における物資の供給に関する協定	平成 20 年 10 月 23 日	沖縄コカ・コーラボトリング株式会社

No	協 定 名	締 結 日	締結先
15	災害時における相互応援に関する協定	平成 20 年 11 月 7 日	東海市
16	嘉手納空軍基地第 18 航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書	平成 22 年 7 月 2 日	嘉手納空軍基地第 18 航空団
17	避難場所施設利用に関する協定書	平成 23 年 11 月 10 日	沖縄県立コザ高等学校
18	避難場所施設利用に関する協定書	平成 23 年 11 月 10 日	沖縄県立美来工科高等学校
19	避難場所施設利用に関する協定書	平成 23 年 11 月 10 日	沖縄県立球陽高等学校
20	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 23 年 11 月 18 日	沖縄県知事 施設：県営泡瀬団地
21	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 23 年 11 月 18 日	沖縄県知事 施設：県営比屋根団地（1 号棟、2 号棟）
22	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 23 年 11 月 18 日	沖縄県知事 施設：県営浜原第二団地（5 号棟）
23	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 24 年 2 月 27 日	太田建設株式会社 施設：太田建設社屋用地
24	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 1 月 27 日	オアシス泡瀬シーサイドビュー管理組合 施設：オアシス泡瀬シーサイドビュー
25	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 3 月 12 日	所有者 施設：泡瀬ハーバーサイドビルディング
26	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 24 年 3 月 22 日	有限会社 一善オートボディ 施設：一善オートボディ駐車場及び植栽敷地
27	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 24 年 3 月 22 日	有限会社 ルティーナプランニング 施設：岩盤浴&お食事処ルティーナ駐車場及び植栽敷地
28	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 24 年 3 月 22 日	ヘアーハウス ブルーム 施設：ヘアーハウス ブルーム駐車場
29	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 7 月 5 日	サンクレスト高原管理組合 施設：サンクレスト高原
30	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 10 月 19 日	ニューライフ泡瀬壺番館管理組合 施設：ニューライフ泡瀬壺番館管
31	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 10 月 19 日	ニューライフ泡瀬参番館管理組合 施設：ニューライフ泡瀬参番館管
32	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	平成 24 年 11 月 6 日	イオン琉球株式会社 施設：イオン具志川店（津波避難施設として）
33	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 11 月 22 日	有限会社 南光電気設備 施設：NANKO ビル
34	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 11 月 28 日	株式会社 くじら不動産 施設：くじらマンション
35	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 24 年 12 月 3 日	有限会社 松屋 施設：プラージュしあわせ
36	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 1 月 16 日	YAMAICHI 株式会社 施設：YAMAICHI ビル
37	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 1 月 16 日	所有者 施設：N・Y マンション
38	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 1 月 28 日	所有者 施設：ターマーズマンション泡瀬

No	協 定 名	締 結 日	締結先
39	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 3 月 8 日	所有者 施設：なかそねビル
40	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 3 月 28 日	所有者 施設：トーマスマンション桃原
41	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 4 月 2 日	所有者 施設：ピュアコート UCHI
42	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 25 年 4 月 8 日	比屋根自治会 施設：比屋根アシビナー
43	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 25 年 5 月 23 日	宗教法人東寺真言宗金剛山遍照寺 施設：沖縄市桃原霊園かなさ
44	災害時における相互応援に関する協定	平成 25 年 6 月 4 日	嚶鳴協議会災害時相互応援協定賛同自治体 (恵那市・大野町・小田原市・釜石市・木曾町・多久市・東海市・日田市・養父市・高鍋町・米沢市)
45	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 6 月 28 日	(株)KPG LUXURY HOTELS 施設：オキナワグランメールリゾート
46	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成 25 年 7 月 2 日	古謝自治会 施設：古謝自治会内井泉ウチューガー前広場
47	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 7 月 25 日	ニューライフ泡瀬式番館管理組合 施設：ニューライフ泡瀬式番館
48	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 25 年 9 月 6 日	ミオビエント泡瀬管理組合 施設：ミオビエント泡瀬
49	災害時における緊急物資輸送等に関する協定について	平成 26 年 1 月 16 日	佐川急便株式会社
50	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 26 年 3 月 5 日	サンクレスト泡瀬管理組合 施設：サンクレスト泡瀬
51	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成 26 年 3 月 11 日	所有者 施設：泡瀬ハーバーサイドビルディング
52	災害時の情報交換及び応援に関する協定	平成 26 年 9 月 19 日	内閣府沖縄総合事務局長
53	災害時における相互応援に関する協定	平成 26 年 11 月 11 日	うるま市
54	災害時における LP ガスの供給に関する協定書	平成 26 年 12 月 15 日	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会
55	災害時の放送等伝達に関する協定書	平成 27 年 1 月 21 日	株式会社 FM コザ
56	災害時の放送等伝達に関する協定書	平成 27 年 1 月 21 日	沖縄ラジオ株式会社
57	緊急情報割込放送に関する協定書	平成 27 年 1 月 21 日	株式会社 FM コザ
58	緊急情報割込放送に関する協定書	平成 27 年 1 月 21 日	沖縄ラジオ株式会社
59	ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書	平成 27 年 3 月 12 日	ライカム地区地域振興連携協議会（北中城村長、北谷町長、北中城村商工会会長、沖縄市商工会議所会頭、北谷町商工会会長）、イオンモール株式会社、イオン琉球株式会社
60	災害時における民間一時避難所に関する協定書	平成 27 年 4 月 10 日	コザ信用金庫 施設：コザ信用金庫 本店 2 階大会議室等

No	協 定 名	締 結 日	締結先
61	災害用特設電話の設置・利用に関する協定書	平成 27 年 12 月 14 日	西日本電信電話株式会社沖縄支店
62	重要凶悪事件等発生時における防災行政無線の活用に関する覚書	平成 28 年 1 月 27 日	沖縄警察署
63	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	平成 29 年 3 月 29 日	沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長
64	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成 29 年 3 月 29 日	沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長、公益社団法人日本下水道管路管理業協会
65	沖縄市と NPO 法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書	平成 29 年 12 月 12 日	NPO 法人防災サポート沖縄
66	災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書	平成 30 年 6 月 13 日	株式会社 L I T A L I C O
67	無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書	平成 31 年 2 月 15 日	一般社団法人 ドローンスクワッド
68	災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書	平成 31 年 3 月 14 日	社会福祉法人楓葉の会
69	災害時等における車両提供に関する協定書	平成 31 年 4 月 8 日	沖縄マツダ販売 株式会社
70	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	令和元年 9 月 11 日	株式会社 ダイワテック、株式会社 BRILLIANT
71	災害時における消防用水の確保に関する協定書	令和 2 年 12 月 22 日	沖縄県生コンクリート協同組合
72	包括的連携に関する協定書	令和 2 年 12 月 11 日	大塚製薬株式会社
73	災害時等における防災活動協力に関する協定書	令和 4 年 6 月 16 日	光陽タクシー株式会社
74	無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書	令和 4 年 7 月 1 日	富士技研センター株式会社沖縄支店
75	災害時における相互連携に関する協定	令和 5 年 6 月 30 日	沖縄電力株式会社うるま支店
76	災害時等における防災活動協力に関する協定書	令和 5 年 7 月 13 日	株式会社 琉球銀行
77	災害時応援等における一時避難施設としての使用に関する協定書	令和 5 年 8 月 31 日	株式会社 すこやかホールディングス
78	災害時等における防災活動協力に関する協定書	令和 5 年 11 月 1 日	株式会社 仲本工業

No	協 定 名	締 結 日	締結先
79	災害時における燃料等の支援協力に関する協定書	令和 6 年 6 月 25 日	永山商事株式会社

※「泡瀬ハーバーサイドビルディング」は所有者変更のため再度協定を締結

資料 2－2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市）

姉妹都市災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、沖縄市と米沢市において災害時における応急対策の万全を期するため、両市間で相互応援することについて定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料および日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- （4）救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）児童、生徒の受入
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、被災市の要請があった事項

（要請）

第3条 被災市が応援を要請する場合は、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資車両、資機材等の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所の経路
- （5）応援期間
- （6）その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援された市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担するものとする。
- （2）前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市が負担するものとする。

（応援の自主規制）

第6条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当課）

第7条 両市は応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当課をあらかじめ定めておくものとする。

（情報の交換）

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が署名の上、各1通を保有する。

平成8年2月10日

沖縄市長

米沢市長

資料 2－3 災害時における相互応援に関する協定（東海市）

災害時における相互応援に関する協定

沖縄市と東海市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市のいずれかにおいて、地震、津波等による災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、両市の間で、迅速かつ円滑な相互応援を図るため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- （2） 食糧、飲料水等の生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- （3） 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- （4） 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請等）

第3条 被災した市（以下「被災団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う市（以下「応援団体」という。）に応援を行うものとする。

- （1） 被害の種類及び状況
- （2） 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- （3） 応援職員等の職種別人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 応援要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、別紙様式による文書を提出するものとする。

3 応援団体は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、応援を行う事項について被災団体に連絡するものとする。

（自主応援）

第4条 両市は、いずれかに甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災団体と連絡が取れないとき、又は応援要請を待つ時間的余裕がないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができる。この場合においては、同項の規定に基づく被災団体からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災団体が負担するものとする。ただし、応援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- （1） 応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援団体の負担とする。
- （2） 応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に必要な補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援団体が行う。
- （3） 応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、それぞれ賠償する。
- （4） 前各号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災団体及び応援団体が協議して定める。

2 被災団体は、経費を支弁する時間的余裕がない場合は、応援団体に当該経費の一時繰替支弁を求めることができる。

(経費の支払方法)

第6条 応援団体が、前条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災団体に請求するものとする。

- (1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (2) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (3) 資機材については、借上料、燃料費、購入費及び輸送費
- (4) 第3条第1項第6号に規定するものについては、その実際に要した額

2 前項に規定する請求は、応援団体の長による請求書(関係書類を添付)により、被災団体の長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災団体及び応援団体が協議して定めるものとする。

(経費負担の協議)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、応援に要した経費の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができる。

(連絡担当課)

第8条 両市の相互応援に関する連絡担当課は、防災施策の担当課としてあらかじめ定めておくものとし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報や資料を相互に交換するものとする。

(訓練等)

第10条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第11条 この協定は、必要に応じて見直すことができる。

(疑義)

第12条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度両市が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市が署名押印し、各1通を保有する。

平成20年11月7日

沖縄県沖縄市長

愛知県東海市長

資料 2－4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会）

災害時における相互応援に関する協定

嚶鳴協議会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する自治体（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害が発生し、被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、相互に協力し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類については、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供
- (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供
- (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供
- (6) 災害ボランティアのあっせん
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の実施）

第2条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要する経費は、別に定めるところにより負担するものとする。

（連絡担当課）

第4条 協定自治体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定自治体に災害が発生したときは、速やかに情報収集に努めるものとする。

（加入及び脱退）

第5条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、本協定の運用に係る事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

- 2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 6 月 4 日

協定自治体（50 音順）

岐阜県恵那市

市長 可 知 義 明

岐阜県大野町

町長 宇佐美 晃 三

沖縄県沖縄市

市長 東 門 美津子

神奈川県小田原市

市長 加 藤 憲 一

岩手県釜石市

市長 野 田 武 則

長野県木曽町

町長 田 中 勝 巳

佐賀県多久市

市長 横 尾 俊 彦

大分県竹田市

市長 首 藤 勝 次

愛知県田原市

市長 鈴 木 克 幸

愛知県東海市

市長 鈴 木 淳 雄

大分県日田市

市長 原 田 啓 介

兵庫県養父市

市長 広 瀬 栄

資料 2－5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）

災害時における相互応援に関する協定書

（目的）

第1条 うるま市と沖縄市は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、被害を受けた市が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第2条 うるま市と沖縄市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市は、前条に定める連絡担当部局を通じて電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

（応援の内容）

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等を一時収容する施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（応援の実施）

第5条 第3条第1項の規定により応援要請を受けた市は、応援を実施する。ただし特別な事情により応援できない場合、その旨を直ちに電話等により連絡する。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した市が負担するものとする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第1項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(平素の取り組み)

第7条 うるま市と沖縄市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、情報交換、防災訓練及び地域防災力を向上させるために必要な事業への協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までにこの協定の解除又は変更の申し出がないときはさらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し、必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年11月11日

うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所

代表者 うるま市長 島袋俊夫

沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所

代表者 沖縄市長 桑江朝千夫

資料 2－6 災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局）

災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と、沖縄市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する

（目 的）

第1条 この協定は、沖縄市の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関すること
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関すること
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関すること
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関すること
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第5条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。
- （2）第5条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(平素の協力)

第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成26年9月19日

甲 内閣府沖縄総合事務局長 河 合 正 保

乙 沖縄市長 桑 江 朝千夫

資料 2－7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）

沖縄県水道災害相互応援協定

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、災害を受けた水道施設を有する水道事業者独自の努力では十分な応急措置が出来ない場合において、被災水道事業者の要請により県下水道事業者の相互間の応援を円滑に遂行するため締結する。

（災害の種類）

第 2 条 この協定における災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 2 条第 1 号に定める被害および渇水、重大な水道水質被害等によるものをいう。

（要請の手続き）

第 3 条 応援を受けようとする被災水道事業者(以下「要請事業者」という。)は、別に定める事項を明らかにして応援を要請したい水道事業者へ要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 応援を行おうとする水道事業者(以下「応援事業者」という。)は、特に緊急を要し、要請事業者が前項に定める要請ができないと判断される場合は、別に定める圏域幹事水道事業者と連絡調整のうえ、前項の要請を待たないで応援給水等を行うことができる。この場合には、前項の応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第 4 条 応援に要した費用は、原則として要請事業者が負担するものとする。

2 要請事業者が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ要請事業者から要請があった場合には、応援事業者が当該経費を一時立替支弁する。

3 前項の定めによりがたい場合は、関係水道事業者が協議して定めるものとする。

（調達物資等の調査）

第 6 条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資等の融通を図るため、災害時に調達できる援助物資等について常に把握しておくものとする。

（情報の交換）

第 7 条 水道事業者は、この協定に基づいて応援体制が円滑に行われるよう、年 1 回会議を持ち、情報を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

（協 議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合には、第 7 条に定める会議において協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を 47 通作成し、各水道事業者が記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 3 月 27 日

付 則

1 この協定は、平成15年4月1日より施行する。

国頭村長 上原 康 作

大宜味村長 島 袋 義 久

東村長 宮 城 茂

本部町水道事業管理者
本部町長 仲 榮 眞 盛 順

今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 仲 里 吉 徳

名護市水道事業管理者
名護市長 岸 本 建 男

伊江村長 島 袋 清 徳

宜野座村水道事業管理者
宜野座村長 浦 崎 康 克

恩納村長 志 喜 屋 文 康

金武町水道事業管理者
金武町長 儀 武 剛

石川市水道事業管理者
石川市長 平 川 崇 賢
具志川市水道事業管理者
水道局長 森 山 朝 眞

与那城町長 具 志 堅 順 助

勝連町長 藏 當 眞 徳

読谷村水道事業管理者
読谷村長 安 田 慶 造

嘉手納町長 宮 城 篤 実

沖縄市水道事業管理者
水道局長 富 里 隆 也

中城村長 新 垣 清 徳

北中城村水道事業管理者
北中城村長 喜 屋 武 馨

宜野湾市水道事業管理者
水道局長 喜 瀬 昭 夫

西原町長 翁 長 正 貞

北谷町長 辺 土 名 朝 一

浦添市水道事業管理者
水道局長 積 洋 一

沖縄県公営企業管理者
企業局長 與 那 嶺 恒 雄

那覇市水道事業管理者
水道局長 高 嶺 晃

南部水道企業団
企業長 城 間 正 一
豊見城市水道事業管理者
豊見城市長 金 城 豊 明

糸満市水道事業管理者
水道局長 仲 門 用 孝

佐敷町水道事業管理者
佐敷町長 津 波 元 徳

知念村簡易水道事業
知念村長 古 謝 景 春

与那原町水道事業管理者
与那原町長 新 垣 信 一

玉城村水道事業管理者
玉城村長 大 城 晃

久米島町水道事業管理者
久米島町長 高 里 久 三

渡嘉敷村長 小 嶺 安 雄

座間味村長 仲 村 三 雄
粟国村長 新 里 政 雄

渡名喜村長 比 嘉 健 蔵

南大東村長 照 屋 林 明

北大東村長 宮 城 光 正

伊平屋村長 西 銘 真 助

伊是名村長 前 田 政 義

多良間村長 兼 濱 朝 徳

伊良部町長 浜 川 健

宮古島上水道企業団
企業長 渡 真 利 光 俊

竹富町長 那 根 元

石垣市水道事業管理者
石垣市長 大 濱 長 照

与那国町長 尾 辻 吉 兼

資料 2－8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定（沖縄市管工事協同組合）

沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定

沖縄市水道事業管理者水道局長富里隆也（以下「甲」という。）と沖縄市管工事協同組合代表理事上地武久（以下「乙」という。）は、地震その他の災害（以下「災害等」という。）により、甲の所有する水道施設及び公道部給水装置が被災した場合における応急給水、応急復旧その他の応急措置（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は給水区域内に災害等が発生し、甲のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請できるものとする。

（要請の手続）

第2条 甲は乙の協力を受けるとき、次の各号について明らかにして電話、ファクシミリ等で要請を行い、後日文書を提出するものとする。

- ①災害の場所及び被害状況
- ②応援活動の内容及び応援人員
- ③水道資材とその数量
- ④機械器具とその数量
- ⑤その他応援を要請したい事項

（対策本部の設置等）

第3条 乙は、前条に規定する協力の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため、沖縄市管工事協同組合災害対策本部を設置し、所属する組合員に、必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急活動にかかる費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、甲が別に定める維持管理業務委託費算定表に基づき、甲が算出した額とする。

（協力体制の報告）

第5条 乙は、この協定に基づき応急活動に出動させることができる人員及び使用することができる資機材等について、毎年4月末日までに報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（実施時期）

第7条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年7月11日

甲 沖縄市水道事業管理者

水道局長 富 里 隆 也 印

乙 沖縄市管工事共同組合
代表理事 上 地 武 久 印

資料 2-9 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定 (県、26 市町村)

災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、八重瀬町及び竹富町（以下「下水道管理者」という。）の管理する下水道施設が災害により被災した場合における相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、沖縄県内の下水道施設を管理する市町村等で地震・津波・風水害等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合において、当該市町村等のみでは応急措置等ができないときに、相互支援が円滑に遂行されるよう基本的な事項を定め、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 対象とする施設は、下水道管理者の所管する下水道終末処理場、ポンプ場及び下水道管路施設（管きょ、マンホール、ポンプ等の付属施設）とする。

2 その他下水道類似施設等、前項により難しい場合はその都度協議するものとする。

(相互支援の内容)

第 3 条 下水道管理者が行う相互支援とは、次のとおりとする。

- (1) 緊急点検、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査、二次調査及び応急復旧
- (2) (1)に伴う資料及び災害査定資料作成
- (3) 資機材等物品の提供
- (4) 汚泥の処理及び処分等
- (5) その他協議により定めるもの

(支援の要請)

第 4 条 前条に規定する支援を要請する場合は、第 8 条の事務局に支援の要請を行うものとする。

(支援の実施)

第 5 条 支援の実施は、第 8 条の事務局が支援要請をとりまとめるうえ、支援可能な下水道管理者に依頼して行われるものとする。

(広域被災)

第 6 条 広域での被災等により、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(費用の負担)

第 7 条 支援に要した費用（職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、支援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）は、原則として支援を受けた下水道管理者が負担するものとする。

(事務局)

第 8 条 この相互支援の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに下水道管理者のいずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、下水道管理者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書27通を作成し、下水道管理者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月29日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡
沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号

宜野湾市長 佐 喜 眞 淳

沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市長 中 山 義 隆

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長 松 本 哲 治

沖縄県名護市港1丁目1番1号

名護市長 稲 嶺 進

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長 上 原 昭

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑 江 朝千夫

沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1

豊見城市長 宜 保 晴 毅

沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号

うるま市長 島 袋 俊 夫

沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市長 下 地 敏 彦

沖縄県南城市玉城字富里 143 番地

南城市長 古 謝 景 春

沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長 宮 城 功 光

沖縄県本部町字東 5 番地

本部町長 高 良 文 雄

沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長 石 嶺 傳 實

沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長 當 山 宏

沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長 野 国 昌 春

沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2

北中城村長 新 垣 邦 男

沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長 浜 田 京 介

沖縄県西原町字与那城 140 番地 1

西原町長 上 間 明

沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長 古 堅 國 雄

沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長 城 間 俊 安

沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長 松 本 好 勝

沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長 宮 里 哲

沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長 大 田 治 雄

沖縄県八重瀬町字東風平 1188

八重瀬町長 比屋根 方 次

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長 西大舩 高 旬

資料 2-10 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (県、26 市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

沖縄県（以下「甲 1」という。）、那覇市（以下「甲 2」という。）、宜野湾市（以下「甲 3」という。）、石垣市（以下「甲 4」という。）、浦添市（以下「甲 5」という。）、名護市（以下「甲 6」という。）、糸満市（以下「甲 7」という。）、沖縄市（以下「甲 8」という。）、豊見城市（以下「甲 9」という。）、うるま市（以下「甲 10」という。）、宮古島市（以下「甲 11」という。）、南城市（以下「甲 12」という。）、大宜味村（以下「甲 13」という。）、本部町（以下「甲 14」という。）、読谷村（以下「甲 15」という。）、嘉手納町（以下「甲 16」という。）、北谷町（以下「甲 17」という。）、北中城村（以下「甲 18」という。）、中城村（以下「甲 19」という。）、西原町（以下「甲 20」という。）、与那原町（以下「甲 21」という。）、南風原町（以下「甲 22」という。）、渡嘉敷村（以下「甲 23」という。）、座間味村（以下「甲 24」という。）、久米島町（以下「甲 25」という。）、八重瀬町（以下「甲 26」という。）、及び竹富町（以下「甲 27」という。）（以下、甲 1 から甲 27 を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きょ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、地震・津波・風水害等の自然災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第 9 条に規定する甲の事務局が甲 1 から甲 27 までの支援の要請をとりまとめた上で、次項に定める手続きにより、第 9 条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。
- 4 乙は、前 3 項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第 3 条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲 1 から甲 27 までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

（個人情報等の保護）

第 4 条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第 5 条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに第 9 条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

- 2 乙は、毎年 3 月 31 日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を、第 9 条に規定する甲の事務局に報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前二項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第9条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部沖縄県部会とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書28通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月29日

甲1 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁 長 雄 志

甲2 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長

翁 長

聡

- 甲 3 沖縄県宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
宜野湾市長 佐 喜 眞 淳
- 甲 4 沖縄県石垣市美崎町 14 番地
石垣市長 中 山 義 隆
- 甲 5 沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号
浦添市長 松 本 哲 治
- 甲 6 沖縄県名護市港 1 丁目 1 番 1 号
名護市長 稲 嶺 進
- 甲 7 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
糸満市長 上 原 昭
- 甲 8 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
沖縄市長 桑 江 朝千夫
- 甲 9 沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1
豊見城市長 宜 保 晴 毅
- 甲 10 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
うるま市長 島 袋 俊 夫
- 甲 11 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地
宮古島市長 下 地 敏 彦
- 甲 12 沖縄県南城市玉城字富里 143 番地
南城市長 古 謝 景 春
- 甲 13 沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地
大宜味村長 宮 城 功 光
- 甲 14 沖縄県本部町字東 5 番地
本部町長 高 良 文 雄
- 甲 15 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地
読谷村長 石 嶺 傳 實

- 甲 16 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地
嘉手納町長 當 山 宏
- 甲 17 沖縄県北谷町字桑江 226 番地
北谷町長 野 国 昌 春
- 甲 18 沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2
北中城村長 新 垣 邦 男
- 甲 19 沖縄県中城村字当間 176 番地
中城村長 浜 田 京 介
- 甲 20 沖縄県西原町字与那城 140 番地 1
西原町長 上 間 明
- 甲 21 沖縄県与那原町字上与那原 16 番地
与那原町長 古 堅 國 雄
- 甲 22 沖縄県南風原町字兼城 686 番地
南風原町長 城 間 俊 安
- 甲 23 沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
渡嘉敷村長 松 本 好 勝
- 甲 24 沖縄県座間味村字座間味 109 番地
座間味村長 宮 里 哲
- 甲 25 沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町長 大 田 治 雄
- 甲 26 沖縄県八重瀬町字東風平 1188
八重瀬町長 比屋根 方 次
- 甲 27 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長

西大舛 高 旬

乙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長

長谷川 健 司

資料 2-11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会）

災害時応援協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄市建設業者会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法その他関係法令及び沖縄市地域防災計画に基づき、甲乙が相互に協力し、災害に伴う応急対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は沖縄市において、災害が発生し、又は発生しようとする場合において、市独自では十分な応急措置等ができない場合に、予め相互間において災害時の応援について定め、応急措置等を円滑に行うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（業務の内容）

第3条 この協定により甲が乙に要請する業務は、災害時における崖崩れ、建築物、工作物等の崩壊及び倒壊に伴う障害物の除去作業及び応急復旧作業（以下「業務」という。）とする。

（協力出動の要請）

第4条 甲から乙への要請は、沖縄市災害対策本部長が行うものとする。ただし、災害時の状況により必要があるときは、沖縄市災害対策本部の部・局長が行うことができる。

2 甲は、乙に対し、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、別紙様式1をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務等の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の業務の実施後、甲にその状況を連絡するとともに、完了後は速やかに別紙様式2により甲へ報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条第1項に基づく業務の終了後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。ただし費用の価格は、災害発生時における実勢価格とする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年7月12日規則第15号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（建設資機材等の管理）

第9条 乙は災害時における可動可能な建設資機材の所有業者、保管場所等を把握し、甲からの要請に対し即対応できるよう管理するものとする。

(資料の交換)

第10条 甲乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 沖縄市地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等(別紙様式3)
- (3) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿(別紙様式4)
- (4) この協定による応急措置等について協力できる人員及び資機材の保有状況(別紙様式5)(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年1月17日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成15年1月17日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 沖縄市建設業者
会長 友寄 景仙

別紙

様式 1 （第 4 条関係）

年 月 日

様

沖縄市長

協力要請書

1 実施場所（案内図添付）

2 依頼内容

3 着手年月日

4 その他

別紙

様式 2（第 5 条関係）

完成届

様

年 月 日

請負人	住所
氏名	印
工事名	
工事場所	
請負金額	金 円
工事期間 年 月 日 から 年 月 日 まで	
完成年月日 年 月 日	
監督者氏名	印

別紙

様式 3（第 10 条関係）

年 月 日現在

応援協定に伴う連絡担当者

沖縄市と、沖縄市建設業者会との災害応援協定に伴う、連絡担当者を下記のとおりとする。
なお、この名簿等に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

記

沖縄市	建設業者会
正 部課名： 氏名： 電話： 携帯：	正 会社名： 氏名： 電話： 携帯：
副 部課名： 氏名： 電話： 携帯：	副 会社名： 氏名： 電話： 携帯：

別紙

様式 4（第 10 条関係）

沖縄市建設業者会名簿

N O	会社名	代表者名	所在地	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				

別紙

様式 5（第 10 条関係）

年 月 日

様

発信者

印

災害時に協力できる人員ならびに資機材

1 人員

名

※ 甲からの指示がある場合は、協力員の名前を添付してください。

2 機材

普通トラック		ダンプトラック		ブルドーザ	ホイールローダ	クレーン付トラック
大型	小型	大型	小型			
台	台	台	台	台	台	台

大型・・・10 tを超えるもの

ユンボ等				
台				

3 資材

資料 2-12 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書（中部電気工事協同組合）

災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と中部電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における応急対策等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、沖縄市内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。）により、甲が所管する施設及び応急対策活動を実施する場所において、電気機器の設置又は維持等が必要とされる事態が発生した場合に、乙からの情報提供や乙に所属する会員（以下「会員」という。）が保有する資機材の提供及び技術者の派遣等の災害支援（以下「災害支援」という。）を定めることにより、迅速かつ円滑な応急対策活動に資することを目的とする。

（災害支援）

第2条 災害支援の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気屋内配線工事
- (2) 電気機器の設置
- (3) その他、災害対策上必要とされる支援

（災害支援の要請）

第3条 甲は、災害対策活動が必要とされる事態が発生した場合、その対策等において、乙に対し前条の災害支援を要請することができる。

2 甲は、乙に災害支援を要請する場合、災害支援要請書（第1号様式）により、支援内容、支援場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、災害支援要請書をもって処理することができるものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの災害支援要請があった場合、災害支援担当会員報告書（第2号様式）により、遅滞なく甲に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で行い、後日、災害支援担当会員報告をもって処理することができるものとする。

（災害支援の実施）

第4条 乙は、災害支援を行う会員（以下「支援会員」という。）をして甲と災害支援の内容、方法等について協議を行わせるものとする。この場合、甲は協議書を作成する。

2 甲は、支援会員に災害支援を実施させる場合には、支援会員と必要な請負契約等を締結するものとする。

（災害支援に係る費用負担）

第5条 災害支援に係る費用については、甲が負担するものとする。この場合、前条の協議を踏まえ、甲と支援会員が協議のうえ定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第4条の規定による災害支援の実施に伴い、甲又は支援会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合、支援会員はその損害の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、損害の負担について甲及び支援会員で協議して定めるものとする。

（実施体制の整備）

第7条 乙は、災害支援を円滑に実施するため、あらかじめ必要な資機材の確保や技術者等の動員の方法を定め、甲に書面（以下「災害支援計画書」という。）にて報告するものとする。

2 乙は、災害支援計画書を毎年度当初に見直しを行い、変更が生じた場合、速やかに甲に報告するものとする。

(防災訓練への協力)

第8条 甲から防災訓練への参加依頼があった場合、乙はできる限り防災訓練への参加に努めるものとする。防災訓練に係る費用については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年7月29日

甲 沖縄市

沖縄市長 桑 江 朝千夫

印

乙 中部電気工事業協同組合

理事長 大 城 政 明

印

第1号様式

災害支援要請書

年 月 日

中部電気工事業協同組合 理事長 様

沖縄市長 印

災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書3条第2項の規定に基づき、以下のとおり災害支援を要請します。

また、災害支援を担当する会員の報告を同条第3項により報告願います。

	支援要請施設	施設の住所	施設の管理者 及び連絡先	施設の現状

第2号様式

災害支援担当会員報告書

年 月 日

様

中部電気工事業協同組合
理事長

印

年 月 日付災害支援要請書より要請のあったことについては、以下のとおり報告いたします。

	支援要請施設	支援会員名称	支援会員担当者 及び連絡先	備考

資料 2-13 災害支援協力に関する覚書（沖縄市内郵便局）

災害支援協力に関する覚書

沖縄市内郵便局代表者沖縄郵便局長（以下「甲」という。）と沖縄市長（以下「乙」という。）は沖縄市内に発生した地震その他の災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、甲及び乙が相互に協力し、必要とする対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、沖縄市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2）甲が所有し、管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供
- （3）乙が所有し、管理する施設及び用地の郵便物集積場所としての提供
- （4）甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- （5）甲による必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- （6）前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は、沖縄市の災害対策本部の構成員となることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 沖縄市内の郵便局は、沖縄市及び各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うこととする。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、沖縄郵便局総務課長、乙においては、沖縄市総務部総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、連絡責任者双方で協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年4月7日

沖縄市内郵便局

代表者 沖縄郵便局長 城間 秀夫

沖 縄 市 長 新川 秀清

(注) 平成19年10月1日より、郵便事業会社、対象となる建物等の帰属する会社に上記協定が承継されるが、上記協定のうち「貯金・保険に関する取扱い」以外のものに関して引き続き新たな会社へ承継される。(平成19年8月9日、沖縄郵便局)

協定等	締結相手	締結局	承継会社
災害支援協力に関する覚書	沖縄市長	沖縄市内全局	郵便事業会社、対象となる建物等の帰属する会社

資料 2-14 災害時における緊急物資輸送等に関する協定（佐川急便株式会社）

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

沖縄市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送(以下「緊急輸送」という。)等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の沖縄店に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

- (1) 甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- (2) 甲が管理する物資集積所等から避難所への配送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙がこの本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

(要請手続き)

第 3 条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- (2) 資機材の使用料については、時価相場相当
- (3) 荷役作業の人件費については、日当費相当

(費用の支払い)

第 6 条 前条に定める費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第7条 甲の要請により、業務に従事した乙の者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、補償について甲乙誠意をもって協議する。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相手方に報告するものとし、変更があつた場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第9条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年1月16日

(甲) 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長

東門美津子

(乙) 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号
佐川急便株式会社

取締役九州支社長

大原雅樹

資料 2-15 災害時における L P ガス供給に関する協定書
(一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会)

災害時における L P ガスの供給に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、L P ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行う L P ガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、「L P ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所、病院等に、L P ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等（以下「L P ガス設備等」という。）を運搬、配置及び点検して L P ガスを供給することをいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害時において避難場所等への L P ガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、L P ガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙 1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話や F A X で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、（別表 1）のとおりとする。

(協力事項の発動)

第 4 条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が沖縄市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力実施及び協力体制の整備)

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切な L P ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

2 甲は L P ガスを必要とする施設の中で、病院など災害時に L P ガス供給の緊急度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。

3 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等における L P ガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

(L P ガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 L P ガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。
また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にL P ガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書(別紙2)により甲へ報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、L P ガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるL P ガス供給に要する費用の負担区分は、原則として(別表2)のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月15日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 那覇市字小禄1831番地沖縄産業支援センター
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会L P ガス部会

部会長 渡 口 彦 則

【別紙 1】

LPガス供給要請書

項 目	内 容
供 給 場 所	
供給要請するＬＰガス設備の内訳及び数	ＬＰガス設備 ①炊事用具一式（ 人分用） コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式（ 人分用） ③発電機（小型）（ 台） ④その他
現地供給開始 希望日時	
現地供給確認者名 その他	・ 現地における設置確認者所属及び氏名 所属（ ） 氏名（ ） ・ その他の連絡事項

* 容器の設置本数その他供給に必要な設備については使用機器の数等に応じて供給業者が判断すること。

上記のとおり要請します。

年 月 日

沖縄市長

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会長 様
FAX番号 098-858-9564

【別紙 2】

LPガス供給開始報告書

項 目	内 容
供 給 場 所	
設置したＬＰガス 設備の内訳及び数	ＬＰガス設備 ①炊事用具一式（ 人分用） コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式（ 人分用） ③発電機（小型）（ 台） ④その他
現地供給開始日時	
供給業者名 その他	・現地にＬＰガス設備を設置・供給・点検し たガス事業者 事業者名（ ） 担当者名（ ） ・ 現地における設置確認者所属及び氏名 （市側） 所属（ ） 氏名（ ） ・ その他の連絡事項等

上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会長

沖縄市長 様

資料 2-16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書(西日本電信電話株式会社沖縄支店)

災害用特設電話の設置・利用に関する協定書

沖縄市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社沖縄支店(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「災害用特設電話」という。)の設置、及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定書は、災害等の発生時において、甲乙協力の下、被災者、避難者、及び帰宅困難者(以下、被災者等)の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震、及び大規模災害等の発生により、沖縄県が災害救助法を適用する地域において広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により地域住民が避難している状態にある等、社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「災害用特設電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線、及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第 3 条 甲は、本協定書にもとづき、災害の発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第 4 条 甲は、災害用特設電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。

なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

(災害用特設電話の設置)

第 5 条 災害用特設電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

(管理責任者の通知)

第 6 条 設置場所等の必要な情報の保管にあたっては、甲乙互いに管理責任者を任命し、その名称を別紙に定める様式をもって相互に通知することとし、管理責任者の変更等が生じた場合は速やかに相互に通知することとする。

(災害用特設電話の移転、廃止等)

第 7 条 甲は、災害用特設電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第 8 条 甲および乙は、年に 1 回以上、災害発生時に災害用特設電話が速やかに使用できるよう、接

続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第 9 条 甲および乙は、災害用特設電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(災害用特設電話の開設)

第 10 条 災害用特設電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(災害用特設電話の利用)

第 11 条 甲は、災害用特設電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(災害用特設電話の利用の終了)

第 12 条 災害用特設電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに災害用特設電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行う。

(目的外利用の禁止)

- 第13条 甲は、第 8 条に規定する定期試験及び第 10 条に規定する開設を除き、災害用特設電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は災害用特設電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
 - 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
 - 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、災害用特設電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 14 日

(甲) 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市長 桑 江 朝千夫 印

(乙) 沖縄県浦添市城間四丁目 35 番 1 号
西日本電信電話株式会社沖縄支店

沖縄支店長 岩 田 智 印

別記

災害用特設電話設置一覧表

設置場所	住所
沖縄市役所	沖縄市仲宗根町 26-1
コザ運動公園(体育館)	沖縄市諸見里 2-1-1
福祉文化プラザ	沖縄市高原 7-35-1
社会福祉センター	沖縄市住吉 1-14-29
かりゆし園	沖縄市知花 6-36-17
コザ小学校	沖縄市中央 4-16-1
安慶田小学校	沖縄市安慶田 2-18-1
諸見小学校	沖縄市胡屋 2-3-1
山内小学校	沖縄市山内 2-32-2
北美小学校	沖縄市字登川 1515
美里小学校	沖縄市美里 4-1-1
宮里小学校	沖縄市宮里 3-27-1
室川小学校	沖縄市室川 2-24-1
美原小学校	沖縄市美原 4-20-1
泡瀬小学校	沖縄市泡瀬 2-33-10
比屋根小学校	沖縄市比屋根 6-2-1
越来中学校	沖縄市越来 1-2-1
コザ中学校	沖縄市胡屋 3-38-1
山内中学校	沖縄市山内 2-20-1
美里中学校	沖縄市知花 1-24-1
安慶田中学校	沖縄市安慶田 3-8-1
宮里中学校	沖縄市東 2-17-1
沖縄東中学校	沖縄市字桃原 260-2

別紙

管理責任者(変更)通知書

年 月 日

殿

印

「災害用特設電話の設置・利用に関する協定書」第 6 条に基づき管理責任者を下記のとおり通知致します。

記

避難所名称	管理責任者		連絡先電話番号等
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:
	(正)		TEL: FAX: Mail:
	(副)		TEL: FAX: Mail:

資料 2-17 応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合コープ沖縄）

応急生活物資供給等の協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープ沖縄（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法、その他関係法令及び沖縄市地域防災計画に基づき、甲乙が相互に協力し、災害に伴う応急対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、甲乙が相互に協力して、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が沖縄市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式1号の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話をもって要請し、事後に文書を提出することができる。

（要請に対する協力）

第4条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障がない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な処置をとるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙との協議の上、別表2の品目以外の物資を指定できるものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

（物資の取引）

第7条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し物資を確認の上これを引き取るものとする。

（資料の交換）

第8条 甲乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（1）沖縄市地域防災計画

（2）連絡担当者の氏名及び連絡方法等（様式2号）

（3）乙が、甲から要請を受けたときの協力できる物資の保有数量、人員、配達車両等

（地域への貢献）

第9条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用して地域住民への生活物資の安定供給等に努力し、生活の早期安定に寄与するものとする。

2 甲は、前項に規定することに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年1月17日から有効なものとし、当事者の一方又は双方の申し出により、終了の合意がなされるまで有効なものとする。

2 当事者の一方からの協定の終了の申し出は、協定を終了させる日の1ヶ月前までになさねばならない。

この協定を締結するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成15年1月17日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 生活共同組合コープおきなわ
理事長 新里 恵二

年 月 日

様

沖縄市長

協力要請書

1 災害の状況及び応援を要請する事由

2 応援を必要とする物資、数量

3 物資の受け渡し場所

4 その他

別表

災害時生活応急物資

1 生活用品

電池、懐中電灯、バケツ、軍手、シューズ、ガムテープ、濡れティッシュ、トイレットペーパー、紙オムツ大小、卓上ガスコンロ、鍋、ボンベ、生理用品、ほ乳瓶、下着、肌着、タオル、刃物、紙コップ、皿、ゴミ袋、筆記用具セット、マスク、靴下、裁縫キット、洗濯洗面セット、蚊取り線香、使い捨てカイロ、毛布

2 食料品

飲料水、菓子パン、牛乳、果物、レトルト食品、缶切り不要缶詰、インスタントラーメン、粉ミルク、バター、ジャム、肉、魚、野菜、緑茶、コーヒー、紅茶

3 その他

平成 年 月 日現在

応援協定に伴う連絡担当者

沖縄市と、生活協同組合コープおきなわとの応援協定に伴う、連絡担当者を下記のとおりとする。

なお、この名簿等に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

記

沖縄市	コープおきなわ
正 部課名 : 氏名 : 電話 : 携帯 :	正 事業所名 : 氏名 : 電話 : 携帯 :
副 部課名 : 氏名 : 電話 : 携帯 :	副 事業所名 : 氏名 : 電話 : 携帯 :
副 部課名 : 氏名 : 電話 : 携帯 :	副 事業所名 : 氏名 : 電話 : 携帯 :

資料 2-18 災害時における物資の供給に関する協定(沖縄コカ・コーラボトリング株式会社)

災害時における物資の供給に関する協定

沖縄市(以下「甲」という。)と沖縄コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内で発生した災害等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。)により、社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、甲は乙から物資の供給を受けて被災者等に対して、より速やかに、かつ円滑に当該物資を供給できるようにすることを目的とする。

(物資の供給)

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急時に物資の供給が必要となった場合(対策本部が設置され、その対策本部から要請があった時)は、品目、数量並びに納入場所、納期等を明示した災害時における物資の供給協力要請書(様式第1号)で、物資の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

3 甲は、乙の供給する物資の出荷納品を確認のうえ、災害時における物資の供給協力確認受領書(様式第2号)を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方は、口頭で確認し、事後速やかに甲は乙に文書により交付するものとする。

(物資の種類)

第3条 乙が甲に供給する物資の種類は、飲料品とする。

(物資の価格)

第4条 乙が甲に供給する価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、災害時における緊急予算措置を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく契約を乙と取り交わし、速やかに支払いを行うものとする。

(改正又は廃止)

第6条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手側に通告しなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円滑な解決をはかるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年10月23日

甲 沖縄市

沖縄市長

印

乙 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

印

第1号様式（第2条関係）

第 号

年 月 日

沖縄コカ・コーラボトリング㈱ 宛て
(コールセンター)

TEL 098-877-5255

FAX 098-877-3752

災害時における物資供給協力【要請書】

次のとおり、物資供給協力を要請いたします。

納入場所			現場担当者名 及び連絡先	
品目	規格	数量	納期	備考
森の水だより	2リットル 1C/S (6本いり)	50C/S	○月○日 AM10:00	

沖縄市
防災担当 _____ 印

TEL : _____

FAX : _____

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

災害時における物資の供給協力確認【受領書】

年 月 日付、第 号の「災害時における物資供給協力要請書」に基づき
次のとおり物資を受領したことを確認いたします。

品目	規格	数量	納期	備考
森の水だより	2リットル 1C/S（6本いり）	50C/S	○月○日 AM10:00	

物資受領確認者	印

納入担当者	印

**資料 2-19 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書
(イオン琉球株式会社)**

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）とイオン琉球株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、食料・生活物資等（以下「応急生活物資」という。）を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、様式第1号の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話でもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表1の品目を参考に甲が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表1の品目以外の物資を指定することができる。

（連絡責任）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：沖縄市総務部総務課防災担当主幹

乙：イオン琉球株式会社総務担当部長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等については、様式第2のとおりとする。

（応急生活物資の受け渡し）

第6条 応急生活物資の受け渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定に係らず、期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月6日

甲：沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 東 門 美津子 印

乙：沖縄県島尻郡南風原町字兼城514番地の1

イオン琉球株式会社

代表取締役社長 末 吉 康 敏 印

年 月 日

様

沖縄市長

協力要請者

1 災害の状況及び応援を要請する事由

2 応援を必要とする物資、数量

3 物資の受け渡し場所

4 その他

別表 1

災害時応急生活物資

1 生活用品

電池、懐中電灯、バケツ、軍手、シューズ、ガムテープ、濡れティッシュ、トイレットペーパー、紙オムツ（大小）、卓上ガスコンロ、鍋、ボンベ、整理用品、哺乳瓶、下着、肌着、タオル、刃物、紙コップ、皿、ごみ袋、筆記用具セット、マスク、靴下、裁縫キット、洗濯洗面セット、蚊取り線香、使い捨てカイロ、毛布

2 食料品

飲料水、菓子パン、牛乳、果物、レトルト食品、缶切り不要缶詰、インスタントラーメン、粉ミルク、バター、ジャム、肉、魚、野菜、緑茶、コーヒー、紅茶

3 その他

年 月 日現在

応援協定に伴う連絡責任者

沖縄市と、イオン琉球株式会社との応援協定に伴う連絡責任者を下記のとおりとする。

なお、この名簿等に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

記

沖縄市	イオン琉球株式会社
正：総務部総務課防災担当主幹 部課名： 氏名： 電話： 携帯：	正：総務担当部長 事業所名： 氏名： 電話： 携帯：
副 部課名： 氏名： 電話： 携帯：	副 事業所名： 氏名： 電話： 携帯：
副 部課名： 氏名： 電話： 携帯：	副 事業所名： 氏名： 電話： 携帯：

資料 2-20 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人緑樹会）

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑樹会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要援護者の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、要援護者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる高齢者、障がい者等をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で要援護者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。但し、緊急の場合で文書によるいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）乙が甲の行政区域において運営する社会福祉施設（以下「施設」という。）への要援護者の一時的な受入れ

（2）その他甲が要援護者の避難及び救護に必要と認める事項

（乙の協力義務）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

（協力要請の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

（受入期間）

第6条 甲の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から当該要援護者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づく要援護者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（資料の交換）

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

（1）災害応援協定に伴う連絡担当者（様式第2号）

（2）その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年1月19日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲若しくは乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 社会福祉法人緑樹会
沖縄長寿センター緑樹苑
理事長 中 村 優

資料 2-21 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人榕樹会）

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人榕樹会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要援護者の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、要援護者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる高齢者、障がい者等をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で要援護者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。但し、緊急の場合で文書によるいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）乙が甲の行政区域において運営する社会福祉施設（以下「施設」という。）への要援護者の一時的な受入れ

（2）その他甲が要援護者の避難及び救護に必要と認める事項

（乙の協力義務）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

（協力要請の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

（受入期間）

第6条 甲の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から当該要援護者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づく要援護者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（資料の交換）

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

（1）災害応援協定に伴う連絡担当者（様式第2号）

（2）その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年1月19日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲若しくは乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 社会福祉法人榕寿会
特別養護老人ホーム沖縄一条園
理事長 島 憲 正

資料 2-22 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書 (社会福祉法人おきなわ長寿会)

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人おきなわ長寿会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要援護者の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、要援護者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる高齢者、障がい者等をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で要援護者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。但し、緊急の場合で文書によるいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）乙が甲の行政区域において運営する社会福祉施設（以下「施設」という。）への要援護者の一時的な受入れ

（2）その他甲が要援護者の避難及び救護に必要と認める事項

（乙の協力義務）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

（協力要請の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

（受入期間）

第6条 甲の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から当該要援護者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づく要援護者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（資料の交換）

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

（1）災害応援協定に伴う連絡担当者（様式第2号）

（2）その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年1月19日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲若しくは乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 社会福祉法人おきなわ長寿会
特別養護老人ホームおきなわ長寿苑
理事長 宜 保 好 彦

資料 2-23 災害時の放送等伝達に関する協定書（株式会社FMコザ）

災害時の放送等伝達に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と株式会社FMコザ（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送（以下「災害放送」という。）を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害のほか武力攻撃事態その他の非常事態をいう。

2 「災害放送」とは、前項の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（手続）

第4条 甲は、災害放送が必要と判断したときは、次に掲げる事項を記載した放送要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、放送要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- （1） 放送要請の理由
- （2） 放送事項
- （3） 希望する放送日時
- （4） その他必要な事項

2 乙は、甲から放送要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送の依頼が放送要請書（第1号様式）によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲より放送要請を受けた放送について、実施した日時と放送回数、放送時間数等を甲に対し放送報告書（第2号様式）をもって報告する。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者や事業所住所、代表者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用)

第8条 災害放送の実施により乙に生じた費用は甲の負担とする。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄市中央3丁目1番25号
株式会社FMコザ
代表取締役 西 銘 宜 彦

【第 1 号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

様

放 送 要 請 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第 3 条及び第 4 条により次のとおり放送を要請します。

記

1. 放送要請の理由

2. 放送事項

3. 放送日時

4. その他

【第2号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

様

放 送 報 告 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第6条により次のとおり放送実施を報告します。

記

1. 放送日時
2. 放送回数
3. 放送時間数
4. その他

資料 2-24 緊急情報割込放送に関する協定書（株式会社FMコザ）

緊急情報割込放送に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と株式会社FMコザ（以下「乙」という。）は、緊急情報割込放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が導入した全国瞬時警報システムにより入手した武力攻撃、地震、津波などの発生、又は発生する恐れがある緊急情報を、乙の放送中に割込放送を実施することにより、自然災害や武力攻撃による被害の軽減を図り、もって市民及び本市滞在者の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

（1）「緊急情報」とは、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃などの武力攻撃、国民保護に関する有事情報、緊急地震速報及び津波警報など自然災害情報等で別表に定める緊急情報で、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報

（2）「緊急情報割込放送」とは、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J－ALER T）から送信される緊急情報を、甲の所有する専用小型受信機で受信し、同報無線自動起動機等によって乙が所有する放送設備に接続し、緊急情報を乙の放送に自動的に割り込む緊急放送

（放送の実施）

第3条 乙は、緊急情報割込放送を円滑に常時実施できるようにするものとする。ただし、乙は、乙が所有する設備や機器の保守点検など、やむを得ない理由による放送休止によって緊急情報割込放送が実施できない場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に関わらず、停電など突発的な事由による放送休止または放送停止となった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急情報割込放送が円滑に常時実施できるように必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により実施した緊急情報割込放送にかかる費用は、原則無料とする。

2 乙が所有する放送設備に接続する甲が所有する緊急情報割込放送をするための同報無線自動起動機などの機器等の保守及び修繕に関する経費は、甲が全額負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する緊急情報割込放送を円滑かつ確実に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の責任者は、甲においては総務部防災課長とし、乙においては代表取締役とする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄市中央3丁目1番25号
株式会社FMコザ
代表取締役 西 銘 宜 彦

資料 2-25 災害時の放送等伝達に関する協定書（沖縄ラジオ株式会社）

災害時の放送等伝達に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄ラジオ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送（以下「災害放送」という。）を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害のほか武力攻撃事態その他の非常事態をいう。

2 「災害放送」とは、前項の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（手続）

第4条 甲は、災害放送が必要と判断したときは、次に掲げる事項を記載した放送要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、放送要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）希望する放送日時

（4）その他必要な事項

2 乙は、甲から放送要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送の依頼が放送要請書（第1号様式）によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲より放送要請を受けた放送について、実施した日時と放送回数、放送時間数等を甲に対し放送報告書（第2号様式）をもって報告する。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者や事業所住所、代表者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用)

第8条 災害放送の実施により乙に生じた費用は甲の負担とする。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄市上地1丁目1番1号
沖縄ラジオ株式会社
代表取締役 石 川 静 枝

【第 1 号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

○ ○ ○ 様

放 送 要 請 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第 3 条及び第 4 条により次のとおり放送を要請します。

記

1. 放送要請の理由

2. 放送事項

3. 放送日時

4. その他

【第2号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

〇 〇 〇 様

放 送 報 告 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第6条により次のとおり放送実施を報告します。

記

1. 放送日時
2. 放送回数
3. 放送時間数
4. その他

資料 2-26 緊急情報割込放送に関する協定書（沖縄ラジオ株式会社）

緊急情報割込放送に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄ラジオ株式会社（以下「乙」という。）は、緊急情報割込放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が導入した全国瞬時警報システムにより入手した武力攻撃、地震、津波などの発生、又は発生する恐れがある緊急情報を、乙の放送中に割込放送を実施することにより、自然災害や武力攻撃による被害の軽減を図り、もって市民及び本市滞在者の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

（1）「緊急情報」とは、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃などの武力攻撃、国民保護に関する有事情報、緊急地震速報及び津波警報など自然災害情報等で別表に定める緊急情報で、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報

（2）「緊急情報割込放送」とは、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J－A L E R T）から送信される緊急情報を、甲の所有する専用小型受信機で受信し、同報無線自動起動機等によって乙が所有する放送設備に接続し、緊急情報を乙の放送に自動的に割り込む緊急放送

（放送の実施）

第3条 乙は、緊急情報割込放送を円滑に常時実施できるようにするものとする。ただし、乙は、乙が所有する設備や機器の保守点検など、やむを得ない理由による放送休止によって緊急情報割込放送が実施できない場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に関わらず、停電など突発的な事由による放送休止または放送停止となった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急情報割込放送が円滑に常時実施できるように必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により実施した緊急情報割込放送にかかる費用は、原則無料とする。

2 乙が所有する放送設備に接続する甲が所有する緊急情報割込放送をするための同報無線自動起動機などの機器等の保守及び修繕に関する経費は、甲が全額負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する緊急情報割込放送を円滑かつ確実に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の責任者は、甲においては総務部防災課長とし、乙においては代表取締役とする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄市上地1丁目1番1号
沖縄ラジオ株式会社
代表取締役 石 川 静 枝

緊急情報割込放送用の情報種類

緊急情報の種類

1. 国民保護に関する情報
 - ① 弾道ミサイル情報
 - ② ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
 - ③ 航空攻撃情報
 - ④ 大規模テロ情報
2. 地震に関する情報
 - ① 緊急地震速報 推定震度4以上
3. 津波に関する情報
 - ① 大津波警報
 - ② 津波警報
 - ③ 津波注意報
4. 気象に関する情報
 - ① 特別警報（大雨・大雨以外）

そのほかの非常事態情報については、相互協議の上、決定する。

資料 2-27 ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書（ライカム地区地域振興連携協議会、イオンモール株式会社、イオン琉球株式会社）

ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との
地域振興連携包括協定書

（目的）

第1条 本協定は、ライカム地区地域振興連携協議会（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びイオン琉球株式会社（以下「丙」という。）が相互に緊密な連帯を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連帯活動」という。）を推進し、活力と個性のある地域づくりの促進を図ることを目的とする。

（連携活動）

第2条 甲、乙及び丙は、次の各号の連携活動に取り組むものとする。

- （1）観光に関すること。
- （2）文化・芸術の振興に関すること。
- （3）地産地消の推進、地産品の販売促進に関すること。
- （4）環境活動の支援に関すること。
- （5）地域社会の活性化に関すること。
- （6）地域防災への協力に関すること。
- （7）商工会議所・商工会等が主催するイベント等への相互協力に関すること。
- （8）その他住民サービスの向上に関すること。

2. 甲、乙及び丙は、前号各号に掲げる連携活動を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携活動の詳細については、甲乙丙協議して定める。

3. 乙及び丙は、本条に定める連携活動の一部を、甲の承諾を得て乙及び丙の関係会社に実施させることができる。この場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、甲乙丙協議して定める。

（機密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。但し、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議して変更することができる。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する一ヵ月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(構成員)

第6条 甲の構成は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲の構成市町村は、沖縄市、北谷町、北中城村の3市町村とする。

2 前項各号の構成を変更する場合は、甲乙丙協議の上、協定書の変更を行う。

(疑義等の決定)

第7条 本協議に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、定める。

平成27年 3月12日

甲： 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2
ライカム地区地域振興連携協議会
会 長 北中城村長 新垣 邦男

副会長 沖縄市長 桑江 朝千夫

副会長 北谷町長 野国 昌春

構成員 北中城村商工会会長 安里 邦夫

構成員 沖縄商工会議所会頭 新垣 直彦

構成員 北谷町商工会会長 米須 義明

乙： 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンモール株式会社
専務取締役 岩本 博

丙： 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 514-1
イオン琉球株式会社
代表取締役社長 坊池 学

資料 2-28 災害時における資機材のレンタルに関する協定書
(株式会社ダイワテック、株式会社BRILLIANT)

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

(要請)

第1条 甲は、沖縄市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、丙に対し資機材の提供を要請することができる。ただし、丙が要請を受けることができない状況にあるときその他必要な場合には、甲は、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の内容)

第2条 乙あるいは丙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙あるいは丙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

(提供資機材)

第3条 乙あるいは丙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙あるいは丙が甲から要請を受けた時点で、乙あるいは丙が提供可能なものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

(資機材の運搬及び引受け)

第4条 甲は、依頼を行った資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙あるいは丙が行うものとする。ただし、甲による運搬が可能な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙あるいは丙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙あるいは丙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙丙にて協議して決定するものとする。

3 資機材を提供した者は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲、乙及び丙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、当事者のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙にて協議して定める

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年 月 日

甲 沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 愛知県名古屋市西区大野木3丁目43番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役 岡 忠 志

丙 沖縄県那覇市前島3-25-2 泊ポートビル 1F
株式会社 BRILLIANT
代表取締役 福 岡 徹祐

様式 1 （第 1 条関係）

平成 年 月 日

株式会社 BRILLIANT

社長

様

沖縄市長

災害時におけるレンタル資機材提供要請書

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第 1 条に基づき、次のとおり要請します。

必要とする資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

様式 2（第 2 条関係）

平成 年 月 日

沖縄市市長 様

株式会社 BRILLIANT
社長

災害時におけるレンタル資機材提供実績報告書

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第 2 条に基づき、次のとおり提供したレンタル資機材の実績について報告します。

引渡し資機材	数量	引渡場所	引渡日時	立会確認者

別表（第3条関係）

災害時に提供を要請する主なレンタル資機材
[資機材] ・ソーラーシステムハウス ・BSK-快適トイレ ・ソーラーシステムLED街路灯 ・その他（災害に必要な商材一式）

資料 2-29 無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書 （一般社団法人ドローンスクワッド）

無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローンスクワッド（以下「乙」という。）は、沖縄市内に地震、風水害その他災害（不発弾処理対策含む）が発生及び発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、無人航空機（ドローン等）による災害予防、応急対策活動（撮影、画像解析、警戒等）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（活動内容）

第1条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、災害時等において、無人航空機（ドローン等）による被害の状況等を把握する為の活動等（以下「活動」という。）を次のとおりとし甲の指示に基づき行うこととする。

- (1) 災害時等における撮影、解析、情報収集
- (2) 災害時等における被災者及び行方不明者等の搜索
- (3) 不発弾処理等における警戒活動
- (4) 市が行う防災訓練等
- (5) その他甲が必要と認め、乙が可能な協力

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、災害時等において応急対策活動、予防対策活動、警戒を必要とする場所とする。

2 乙は、甲が特に必要として、前項に規定する区域外に要請した場合には、協議の上、特別な理由がない限りこれに応じるよう努めることとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し、活動の実施について別紙1により要請できることとする。但し、緊急の場合は、電話等にて要請を行い、すみやかに文書を提出することとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、第3条に基づく出動の要請があった場合は、可能な限り協力することとする。この場合において、甲は、活動現場における乙の安全について、最優先に考慮するものとする。

2 活動の指示は、甲又は甲が指定する者が指示することとし、乙又は乙が指定して従事する者は、その指示に従うこととする。

（活動の完了）

第5条 この協定による活動の終了時期は、甲が活動の終了を告げた時、または活動の続行が不可能な場合等、乙からの申出があったときとする。

（報告）

第6条 乙は、活動が完了したときは、直ちに甲に対し、実施した活動の内容の報告書及び撮影した映像・画像、その他電子データの提供並びに、出動人員等の活動報告を書面により甲に行うこととする。

（映像等の使用）

第7条 この協定に基づき、乙が撮影した映像・画像、その他電子データなどの個人情報等については、甲の許可なく使用することを禁ずる。

（費用の負担）

第8条 第1条において規定する乙が実施した活動に要する費用は、甲が負担するものとする。但し、同条第4号における防災訓練等については、乙の負担とする。この場合において、甲が負担する費用の額は、災害発生時直前における通常の実費等を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき業務に従事する者、又は使用するドローン等については、保険等に加入する。

2 この協定に基づき活動したドローン等が第3者に被害を与えた場合は、乙の加入する保険等での負担とする。

3 第1条4項、第1条5項の無償による活動において、乙又は乙が指定して従事する者が、その活動により死亡又は、身体障害、もしくは入通院を伴う傷害を被った場合は、沖縄市民総合災害補償規則に基づき補償する。

(情報提供等)

第10条 甲及び乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、平時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換、共有し、また、連携した防災訓練の実施に努めることとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては沖縄市総務部防災課長とし、乙においては代表者とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、いずれか一方より別段の申出がない場合は、この協定は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成31年2月15日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄県宜野湾市大山1丁目17番1号
一般社団法人ドローンスクワッド
代表理事 小 渡 玠

別紙 1

年 月 日

一般社団法人ドローンスクワッド
様

沖縄市長

協力要請者

1. 活動要請する内容

2. 活動要請する場所

3. 活動要請する期間

4. その他

資料 2-30 沖縄市と NPO 法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書 (NPO 法人防災サポート沖縄)

沖縄市と NPO 法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、平常時及び大規模災害時（以下「災害等」という。）が発生した場合等における、乙が有する専門的知識、技能、経験等を活用して甲に対して行う協力について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第 2 条 甲は、沖縄市内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがある場合において、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 甲は、平常時、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

3 甲の要請方法は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(平常時の協力)

第 3 条 乙は、平常時から、地域住民、地域団体及び防災関係機関との連携に努め、地域における防災体制の確立に貢献するものとする。

2 乙の平常時における協力については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修会への講師の派遣
- (2) 地域防災活動等への指導・助言
- (3) その他防災意識の啓発活動等

(災害時の協力等)

第 4 条 甲は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項に係る協力を文書により乙に要請することができる、ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を送付するものとする。

- (1) 災害時における救助活動への援助
- (2) 災害時における避難所運営に係る指導及び援助
- (3) その他災害時において必要と認められる事項

(実施)

第 5 条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において協力を行う者とする。

2 乙は、事項の規定により協力を行った場合は、甲に対し、その状況を文書でもって報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を送付するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 乙がこの協定に基づく甲の要請による協力を行うために要した経費の負担については、甲、乙が協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第 7 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、沖縄市総務部防災課長とし、乙においては、理事長とする。

(安全の確保)

第8条 甲は、乙が実施する活動に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報提供等)

第9条 甲及び乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、平常時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換、共有し、また、連携して防災訓練の実施に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力の際に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定の有効期限は、この協定締結の日から平成30年3月30日までとする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、いずれか一方より別段の申し出がない場合は、この協定は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成29年12月12日

(甲) 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑 江 朝千夫

(乙) 沖縄市胡屋4丁目5番31号(3階)

NPO 法人防災サポート沖縄

理事長 長 堂 政 美

資料 2-31 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書
(株式会社 L I T A L I C O)

災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、障がい者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

2 この協定において「障がい者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる障がい者等をいう。

(甲の協力要請)

第 3 条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で障がい者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、協力要請（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で様式第 1 号による通知にいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに様式第 1 号を提出するものとする。

(1) 乙が甲の行政区域において運営する施設への障がい者の一時的な受入れ

(2) その他甲が障がい者の避難及び救護に必要と認める事項

(乙の協力義務)

第 4 条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

(協力要請の発動)

第 5 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

(受入期間)

第 6 条 甲の要請に基づく障がい者の受入期間は、受入れの日から当該障がい者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

(費用の負担)

第 7 条 甲の要請に基づく障がい者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

(従事者の災害補償)

第 8 条 甲は、第 5 条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成 8 年沖縄市規則第 15 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第 9 条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者に関する資料（様式第 2 号）

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

2 甲は、協力要請により乙に提供した資料等を緊急受入れ等のために使用又は利用するものとし、第三者に有償無償を問わず、資料等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行ってはならない。

3 乙は、甲の協力要請にあたり知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲又は乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成 30 年 6 月 13 日

甲 沖縄市長 桑江 朝千夫

乙 株式会社LITALICO
代表取締役社長 長谷川 敦弥

資料 2-32 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書(社会福祉法人楓葉の会)

災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、障がい者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「障がい者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる障がい者等をいう。

(甲の協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で障がい者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、協力要請（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で様式第1号による通知にいとまのない時は、電話等により要請を行い、事後速やかに様式第1号を提出するものとする。

(1) 乙が甲の行政区域において運営する施設への障がい者の一時的な受入れ

(2) その他甲が障がい者の避難及び救護に必要と認める事項

(乙の協力義務)

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

(協力要請の発動)

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

(受入期間)

第6条 甲の要請に基づく障がい者の受入期間は、受入れの日から当該障がい者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請に基づく障がい者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者に関する資料（様式第2号）

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

2 甲は、協力要請により乙に提供した資料等を緊急受入れ等のために使用又は利用するものとし、第三者に有償無償を問わず、資料等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行ってはならない。

3 乙は、甲の協力要請にあたり知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲又は乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成 31 年 3 月 14 日

甲 沖縄市長 桑江 朝千夫

乙 社会福祉法人楓葉の会
理事長 島 粒希

資料 2-33 災害時等における車両提供に関する協定書(沖縄マツダ販売株式会社)

災害時等における車両提供に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄マツダ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の貸与協力（以下「車両提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙所有車両の甲への車両提供に関し、必要な事項を定めることにより、被災地への沖縄市職員の派遣や物資輸送等を円滑に実施して災害時等の応急対策等に資することを目的とする。

（協力要請並びに提供車両）

第2条 甲は、災害時等の応急対策等のために車両を必要とする時は、乙に対して車両提供を要請するものとする。

2 提供する車両は乙が所有するクリーンディーゼル車両とし、提供車両に変更が生じた場合は甲に対し提供車両リストと簡易カタログを提出するものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に車両提供を要請するにあたっては、次に掲げる事項を電話、ファックス、若しくはEメールのいずれかの方法により連絡するものとし、事後、速やかに「車両提供申込書兼車両提供報告書」を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両提供を必要とする場所
- (3) 管理担当者の職・氏名
- (4) 要請の理由
- (5) 要請する車種及び台数
- (6) 車両提供の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

「車両提供申込書兼車両提供報告書」の様式は問わない。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。ただし、同時に提供する上限台数は2台とし、当該上限台数を超過して車両が必要な場合は、甲乙協議のうえ、上限台数を決定するものとする。

（車両提供の方法及び運転）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する車両の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 引渡しを受けた車両の運転は、沖縄市職員（消防職員・臨時・非常勤を含む）に限るものとする。

（車両提供の期間）

第6条 車両提供の期間は、甲が車両の引渡しを受けた日から起算して1ヶ月とする。ただし、当該期間を超過して甲が車両を必要とする場合は、甲乙協議のうえ、期間延長を行うものとする。

（車両の返却）

第7条 車両の返却場所は、原則として車両提供した店舗とする。ただし、乙の了承を得た場合は、甲は車両提供した店舗以外の店舗において車両を返却することができるものとする。

2 甲は、燃料を満タンにしたうえで、車両を返却しなければならない。

（報告）

第8条 乙は、この協定に基づき車両提供したときは、次に掲げる事項を記載した「車両提供申込書兼車両提供報告書」を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した車両及び車両登録番号
- (2) 協力した場所
- (3) 提供した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

「車両提供申込書兼車両提供報告書」の様式は問わない。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が実施した車両提供に係る費用については、無償とする。

(事故等)

第10条 乙は、提供する車両にあらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、及び車両保険を付保するものとする。なお、保険の保証内容は以下のとおりとする。

- (1) 対人賠償保険 無制限
- (2) 対物賠償保険 無制限
- (3) 人身障害保険 3,000万円
- (4) 車両保険 提供する車両の「自動車保険車両標準価格表」に定める
上限額(面積 50,000円)

2 甲が、車両の使用中に事故等により他人等に損害を与えた時は、乙は、前項の保険を適用するものとする。甲が、車両の使用中に事故等により運転者又は同乗者に損害を与えた時も同様とする。

3 甲が、業務に従事する車両に事故等により損害を与え又は滅失した時は、乙は、第1項の保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。

4 第1項の保険が適用されない場合は、別途乙が損害等に係る費用の負担を行う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する30日前までに、甲、乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 31 年 4 月 8 日

甲 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄県浦添市勢理客4-1-5
沖縄マツダ販売 株式会社
代表取締役社長 土 井 耕 輔

資料 2-34 災害時における相互連携に関する協定
(沖縄電力株式会社 送配電本部 配電部 うるま支店)

災害時における相互連携に関する協定

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄電力株式会社 送配電本部 配電部 うるま支店（以下「乙」という。）は、地震・津波、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い、大規模停電が発生した場合、又は、発生が予想される場合において、停電の早期復旧に向けた相互の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、沖縄県内で災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、早期の停電復旧に取り組むことを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この協定の適用範囲は、甲が管理する施設や道路等とする。

（連携内容）

第 3 条 甲及び乙にて連携する内容は次の各号のとおりとする。

（１）甲及び乙は、平時から緊急連絡体制を共有するものとし、変更が生じた場合は、お互いに連絡する。

（２）乙は、停電復旧作業に必要となる公園等の活動拠点について、使用することを要請できるものとし、甲は必要に応じてこれに協力する。

（３）乙は、長時間の停電が発生し、対象となる地域へ停電情報の周知等が必要となった場合、甲が所有する防災無線等の利用について要請できるものとし、甲はこれに協力する。また、甲は、協力可能な範囲で、乙から提供のある原稿等を周知する。

（４）甲及び乙は、倒木・樹木接触等による停電や道路の寸断等の発生を防ぐため、事前対策に取り組むものとする。

（５）甲は、早期の停電復旧のために乙から要請があった場合は、電力設備除去作業、並びに樹木・土砂等除去作業を相互連携しながら実施するものとする。

（連携方法）

第 4 条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、協定に基づく連携内容を実施する上で、特定の関係者への情報開示が必要で、相手方の承諾がある場合はこの限りではない。

(安全管理)

第6条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期 間)

第7条 この協定は、協定締結の日から令和6年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月30日

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

甲 沖縄市

沖縄市長 桑 江 朝千夫

沖縄県うるま市字江洲358の2

乙 沖縄電力株式会社

送配電本部 配電部

うるま支店

うるま支店長 石 川 司

確認書

令和5年6月30日沖縄市（以下「甲」という）と沖縄電力株式会社送配電本部配電部うるま支店（以下「乙」という）と締結した「災害時における相互連携に関する協定」における、第3条（5）の内容について、以下の通りとする。

（実施内容）

第1条 甲の管理する道路等において、通行の支障となっている電力設備、又は樹木・土砂等の除去作業のことをいう。

2 電力設備の除去作業においては、乙による安全確認を実施した上で、道路の通行に支障をきたす電力設備を甲が除去することをいう。

3 樹木・土砂等の除去作業においては、乙が行う復旧作業に必要な進入路の確保のため、乙が要請する道路区域について、優先的に、甲が樹木・土砂等を除去することをいう。

4 特別な場合を除き、除去範囲は、復旧作業の支障となる最低限の範囲とする。

（要請等の手続き）

第2条 乙は、甲に対して電力設備除去作業、並びに樹木・土砂等除去作業を要請する場合は、あらかじめ次の各号に定める事項を記載した書面を提出することとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話をもって要請し、事後に文書を提出することができる。

（1）要請の種別（支援又は協力）

（2）場所（住所、地図）

（3）作業内容

（4）作業希望日時

（5）現場連絡責任者及び電話番号

（6）その他必要な事項

2 電力設備除去作業の際、乙は直ちに現場の安全確認を判断できる技術員を派遣し、安全確認後、甲に作業をさせるものとする。

（実施責任）

第3条 復旧作業及び電力設備除去作業の支援に係る関係機関への周知及び実施に伴う第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

2 甲による作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとする。ただし、乙が派遣する技術員に確認した作業の電力設備に係る事故についてはこの限りではない。

令和5年6月30日

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

甲 沖縄市

沖縄市長 桑 江 朝千夫

沖縄県うるま市字江洲358の2

乙 沖縄電力株式会社

送配電本部 配電部

うるま支店

うるま支店長 石 川 司

**資料 2-35 災害時応援等における一時避難施設としての使用に関する協定書
(株式会社 すこやかホールディングス)**

災害時応援等における一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時応援等における一時避難施設としての使用に関し、沖縄市長 桑 江 朝千夫（以下「甲」という。）と 株式会社 すこやかホールディングス 代表取締役社長 宮里 敏行（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時、または発生するおそれがある場合に、災害時応援等における避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第 2 条 この協定による施設使用の用途は、災害発生時、または発生するおそれがある場合の一時避難施設とする。

（使用施設）

第 3 条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から災害時応援等における一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	レフ沖縄アリーナ by ベッセルホテルズ
所 在 地	沖縄県沖縄市字諸見里 1766 番地

（施設変更の報告）

第 4 条 乙は、使用施設の改造等により、当該施設の形状等に変更が生じる場合、または何らかの理由により施設使用が不可能となるときは、事前に甲に対し報告するものとする。

（使用の通知）

第 5 条 甲は、第 2 条に基づき災害時応援等における一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を災害時応援等における一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第 6 条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第7条 災害時応援等における一時避難施設の使用期間は、台風や前線に伴う豪雨、地震等により、土砂災害発生時、または発生のおそれがある場合に、大雨警報や土砂災害警戒情報等が発報されたときから、警報等の解除により災害のおそれがなくなったときまでとする。

(避難施設の終了)

第8条 甲は、災害時応援等における一時避難施設の使用を終了する際は、避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定締結後の有効期間は、協定の日から令和13年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかからの申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月31日

(甲) 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市長 桑 江 朝千夫

(乙) 沖縄市字登川448番地1
株式会社 すこやかホールディングス
代表取締役社長 宮里 敏行

資料 2-36 災害時等における防災活動協力に関する協定書(株式会社琉球銀行)

災害時等における防災活動協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と株式会社琉球銀行（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における防災活動協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、沖縄市内で大規模な災害（豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。）が発生した場合に、沖縄市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、前条に記載する大規模な災害が発生した場合、電源供給できる一時的な避難場所として、次の事項について協力を要請することができる。ただし、協力の範囲は乙の可能な範囲とする。

(1) 1階駐車場において、太陽光発電、蓄電池による電源を提供すること。

- 施設名称 : 琉球銀行 諸見支店
- 所在地 : 沖縄市山内2丁目342番3
- 特定負荷設備 : 1階駐車場 屋外コンセント盤×2面、ベースライト×20台
- 利用面積 : 710.89 m²
- 収納可能台数 : 20台

（協力経費の負担）

第3条 前条に規定する協力に要した経費の負担（電気料金）については、原則として、乙の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり発生した災害により、経費が莫大なものとなるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

2 協力に要した経費の価格は、災害発生時直前における適正価格とする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

	連絡責任者	連絡責任者に連絡がとれない場合の連絡者
甲	1.沖縄市防災担当課長	2.防災担当係長 → 3.防災担当職員
乙	1.諸見支店 支店長	2.副支店長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について確認するものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに甲及び乙による異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第8条 この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 5 年 7 月 13 日

甲：沖縄県沖縄市仲宗根町26-1
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙：沖縄県那覇市久茂地1-11-1
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 川上 康

資料 2-37 災害時における防災活動協力に関する協定書(光陽タクシー株式会社)

災害時における防災活動協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と光陽タクシー株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、沖縄市で大規模な災害（豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。）が発生した場合に、沖縄市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、前条に記載する大規模な災害が発生した場合、次の事項について協力を要請することができる。ただし、協力の範囲は乙の可能な範囲とする。

- (1) 乙の所有するまたは管理する施設の一部並びに駐車場等を一時避難場所として被災者（住民・観光客等）に提供すること。ただし、地滑りなどの土砂災害時は除くものとする。
- (2) 乙の施設において、被災者に対し水道水、トイレ等を提供すること。
- (3) 乙の施設において、被災者に対し災害用バルクを活用した発電、炊き出し、調理等ができるよう設備を提供すること。
- (4) 乙は、テレビ・ラジオ等からの情報収集に努め、被災者に対し広く情報提供を行うこと。
- (5) 乙の所有するタクシー車両にて、被災者等の搬送を行うこと。
- (6) その他甲の要請に対して乙が可能とする協力を行うこと。

（協力経費の負担）

第3条 前条に規定する協力を要した経費の負担（LP ガス使用料金等）については、原則として甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり発生した災害により、経費が莫大なものとなるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

2 協力を要した経費の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払い請求書を受理してから速やかに甲が乙に支払うものとする。

（協力の要請手続き）

第4条 第2条第1項、第2項の規定による甲の要請（以下、「要請」という。）は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は以下のとおりとする。

	連絡責任者	連絡責任者に連絡がとれない場合の連絡者
甲	1. 沖縄市防災担当課長	2. 防災担当課長補佐 → 防災担当職員
乙	1. 光陽タクシー 社長	2. 運行管理者 → 担当役員

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について確認するものとする。

（平時における取り組み）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

2 甲又は乙からの防災訓練への参加依頼があった場合、甲又は乙は、できる限り防災訓練の参加に努めるものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに甲及び乙による異議がないときは、期間満了の翌月から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年6月16日

甲 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄県沖縄市高原四丁目25番11号
光陽タクシー株式会社
代表取締役 幸 頭 勇 人

様式第 1 号（第 4 条関係）

防災活動協力に関する要請書

光陽タクシー株式会社
代表取締役 様

沖縄市長

災害時における防災活動協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1. 第 2 条第 1 項関係

要請	種類	要請内容
	第 1 号	
	第 2 号	
	第 3 号	
	第 4 号	
	第 5 号	
	第 6 号	

担当者：

資料 2-38 災害時における消防用水の確保に関する協定書（沖縄県生コンクリート協同組合）

災害時における消防用水の確保に関する協定書

うるま市、沖縄市、比謝川行政事務組合、中城北中城消防組合、宜野湾市、浦添市（以下「甲」という。）と沖縄県生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、災害時用水供給業務要請書（様式第1号）により、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、通常業務に支障を来たす場合を除き、優先して指定された場所に、甲の要請する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請活動を開始するときは、甲に対して供給を災害時用水供給業務開始報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、報告書を提出する時間が無いときは、口頭で報告した後、速やかに報告書を提出するものとする。

2 乙は、要請活動を完了したときは、甲に対して災害時用水供給業務完了報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の規定による要請活動に関する経費は、乙の見積もりにより甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 この協定による要請活動に伴い、明らかに乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の構成員等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。また、第三者に損害を及ぼしたときの起因が明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。ただし、これ以外の場合においては、甲乙協議のうえ決定する。

（危険回避）

第6条 乙は指定された場所への輸送時において危険と判断した場合は、危険を回避することができるものとする。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して甲の行政区域を問わず訓練を実施できるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては各管轄の消防署長、乙においては組合事務局の理事長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書を7通作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月22日

甲	うるま市	うるま市長職務代理者 うるま市副市長 上間 秀二 印
	沖縄市	市長 桑江 朝千夫 印
	比謝川行政事務組合	管理者 石嶺 傳實 印
	中城北中城消防組合	管理者 浜田 京介 印
	宜野湾市	市長 松川 正則 印
	浦添市	市長 松本 哲治 印
乙	沖縄県生コンクリート協同組合	理事長 山城 正守 印

様式第1号（第2条関係）

災害時用水供給業務要請書

年 月 日

沖縄県生コンクリート協同組合
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

○○○○○消防本部
消防長 ○○○○○ 印

災害時における消防用水等の確保に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり災害時用水供給の業務を要請します。

記

（1）災害の状況及び業務内容

（2）応援を必要とする資機材等の種類、数及び人員

（3）応援を必要とする日時、場所及び期間

（4）現場責任者

（5）その他必要な事項

様式第2号（第3条関係）

災害時用水供給業務開始報告書

年 月 日

〇〇〇〇消防本部
消防長 〇〇〇〇〇 様

沖縄県生コンクリート協同組合
理 事 長 〇 〇 〇 〇 印

災害時における消防用水等の確保に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（1）業務を開始した日時

（2）業務を開始した場所

（3）業務を開始した内容等
（例）用水供給：ミキサー車〇〇台分の用水供給

（4）その他必要な事項

様式第3号（第3条関係）

災害時用水供給業務完了報告書

年 月 日

〇〇〇〇消防本部
消防長 〇〇〇〇〇 様

沖縄県生コンクリート協同組合
理 事 長 〇 〇 〇 〇 印

災害時における消防用水等の確保に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（1）要請により従事した人員及び資機材等の種類、数量

（2）要請業務内容及び場所

（3）要請に従事した期間

（4）その他必要な事項

災害時における消防用水等の確保に関する協定に係る連絡先

	名 称	役 職	電 話 ・ F A X
1	(甲)うるま市消防本部	具 志 川 消 防 署 長	電話:098-975-2001 FAX :098-973-7505
2	(甲)沖縄市消防本部	署 長	電話:098-929-1190 FAX :098-983-4632
3	(甲)比謝川行政事務組合 ニライ消防本部	嘉 手 納 消 防 署 長	電話:098-956-1115 FAX :098-956-9904
4	(甲)中城北中城消防本部	署 長	電話:098-935-4747 FAX :098-935-3338
5	(甲)宜野湾市消防本部	署 長	電話:098-892-1199 FAX :098-892-3057
6	(甲)浦添市消防本部	署 長	電話:098-875-0119 FAX :098-988-0403
7	(乙)沖縄県生コンクリート協同組合	理 事 長	電話:098-868-1956 FAX :098-868-1284

資料 2-39 沖縄市と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定書（大塚製薬株式会社）

沖縄市と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力して、沖縄市民（以下「市民」という。）の健康維持・増進、安全・安心の確保等に取り組み、もって市民サービスの向上と健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 健康維持・増進及び食育の推進に関すること
- (2) スポーツ振興に関すること
- (3) 防災及び災害時における支援・協力に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要と認めること

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

（協定の期間）

第3条 本協定は、双方の署名により発効し、令和3年3月31日まで有効とする。

2 有効期間終了の30日前までに、甲又は乙から、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、または第1条に定める目的以外の目的に利用してはならない。

ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
- (4) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの

2 甲及び乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（変更及び解除）

第5条 甲及び乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力）

第6条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める「暴力団」、同第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月11日

甲 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑江 朝千夫

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3丁目20番
NBF 熊本ビル9F
大塚製薬株式会社 熊本支店

支店長 石田 清

資料 2-40 無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書
（富士技研センター株式会社 沖縄支店）

無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と富士技研センター株式会社（以下「乙」という。）は、沖縄市内に地震、風水害その他災害（不発弾処理対策含む）が発生及び発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、無人航空機（ドローン等）による災害予防、応急対策活動（撮影、画像解析、警戒等）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（活動内容）

第1条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、災害時等において、無人航空機（ドローン等）による被害の状況等を把握する為の活動等（以下「活動」という。）を次のとおりとし甲の指示に基づき行うこととする。

- (1) 災害時等における撮影、解析、情報収集
- (2) 災害時等における被災者及び行方不明者等の搜索
- (3) 不発弾処理等における警戒活動
- (4) 市が行う防災訓練等
- (5) その他甲が必要と認め、乙が可能な協力

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、災害時等において応急対策活動、予防対策活動、警戒を必要とする場所とする。

2 乙は、甲が特に必要として、前項に規定する区域外に要請した場合には、協議の上、特別な理由がない限りこれに応じるよう努めることとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し、活動の実施について別紙1により要請できることとする。但し、緊急の場合は、電話等にて要請を行い、すみやかに文書を提出することとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、第3条に基づく出動の要請があった場合は、可能な限り協力することとする。この場合において、甲は、活動現場における乙の安全について、最優先に考慮するものとする。

2 活動の指示は、甲又は甲が指定する者が指示することとし、乙又は乙が指定して従事する者は、その指示に従うこととする。

（活動の完了）

第5条 この協定による活動の終了時期は、甲が活動の終了を告げた時、または活動の続行が不可能な場合等、乙からの申出があったときとする。

（報告）

第6条 乙は、活動が完了したときは、直ちに甲に対し、実施した活動の内容の報告書及び撮影した映像・画像、その他電子データの提供並びに、出動人員等の活動報告を書面により甲に行うこととする。

(映像等の使用)

第7条 この協定に基づき、乙が撮影した映像・画像、その他電子データなどの個人情報等については、甲の許可なく使用することを禁ずる。

(費用の負担)

第8条 第1条において規定する乙が実施した活動に要する費用は、甲が負担するものとする。但し、同条第4号における防災訓練等については、乙の負担とする。この場合において、甲が負担する費用の額は、災害発生時直前における通常の実費等を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき業務に従事する者、又は使用するドローン等については、保険等に参加する。

2 この協定に基づき活動したドローン等が第3者に被害を与えた場合は、乙の加入する保険等での負担とする。

(情報提供等)

第10条 甲及び乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、平時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換、共有し、また、連携した防災訓練の実施に努めることとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては沖縄市総務部防災課長とし、乙においては代表者とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、いずれか一方より別段の申出がない場合は、この協定は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙 沖縄市山里1丁目16番地18号
富士技研センター株式会社 沖縄支店
支店長 西山 芳文

別紙 1

年 月 日

富士技研センター株式会社

様

沖縄市長

協力要請者

1. 活動要請する内容

2. 活動要請する場所

3. 活動要請する期間

4. その他

資料 2-41 災害時等における防災活動協力に関する協定書（株式会社仲本工業）

災害時等における防災活動協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と株式会社仲本工業（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における防災活動協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、沖縄市内で大規模な災害（豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生じる被害をいう。）が発生した場合に、沖縄市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、前条に記載する大規模な災害が発生した場合、一時避難施設として、次の事項について協力を要請することができる。ただし、協力の範囲は乙の可能な範囲とする。

- 施設名称 : 株式会社仲本工業 新社屋
- 所在地 : 沖縄市美里 6 丁目 5 番 1 号（沖縄県沖縄市美里 6 丁目 2684 番地 他 4 筆）
- 構造 : 鉄骨造
- 建築年月日 : 令和 5 年 11 月（竣工）
- 使用範囲 : 4 階講堂
- 使用床面積 : 414 m²
- 収容人員 : 200 名

（協力経費の負担）

第3条 前条に規定する協力に要した経費の負担については、原則として、乙の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり発生した災害により、経費が莫大なものとなるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

2 協力に要した経費の価格は、災害発生時直前における適正価格とする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

	連絡責任者	連絡責任者に連絡がとれない場合の連絡者
甲	1.沖縄市防災担当課長	2.防災担当係長 → 3.防災担当職員
乙	1.仲本工業 安全衛生推進室長	2.安全衛生推進室長代理 → 3.総務経理部担当者

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について確認するものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、本協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに甲及び乙による異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年11月1日

甲：沖縄県沖縄市仲宗根町26番1
沖縄市
沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙：沖縄県沖縄市美里6丁目5番1号
株式会社 仲本工業
代表取締役 仲本 豊

資料 2-42 災害時における燃料等の支援協力に関する協定書（永山商事株式会社）

災害時における燃料等の支援協力に関する協定書

沖縄市長 桑 江 朝千夫（以下「甲」という。）と永山商事株式会社 代表取締役社長 永 山 盛 幸（以下「乙」という。）とは、災害時における燃料等の支援協力（以下「支援協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害対策に関し、乙の燃料等の支援協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次にあげる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、燃料等の支援協力を要請することができるものとする。

- （１） 沖縄市内において災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- （２） その他甲が特に必要と認めるとき。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する燃料等の支援協力は、次にあげるものとする。

- （ア）災害対策本部を設置する施設の非常用発電機の燃料等の優先供給
- （イ）災害対策を実施する緊急車両への燃料等の優先供給
- （ウ）災害時に設置する避難所への燃料等の優先供給
- （エ）甲が指定する災害対策上重要な施設・車両等への燃料等の優先供給

（要請手続）

第4条 甲は乙による燃料等の支援協力が必要と認めるときは「支援協力要請書（様式第1号）」により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話などにより要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに支援協力を行うものとする。ただし、乙の通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（経費負担）

第5条 第4条の要請を受けて優先供給する燃料等の費用については、供給を受けた者が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用については、災害発生時の直前における燃料等の単価を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(取扱窓口)

第6条 この協定の取扱い窓口は、甲にあっては、沖縄市契約管財課、乙にあっては永山商事株式会社とする。

- 2 甲と乙は、この協定締結後速やかに窓口の連絡部署及び連絡手段等について「連絡責任部署等届（様式第2号）」により相手側に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期限は、協定の日から令和7年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれかからの申し出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
- 3 前項の解約の申し出は、甲乙いずれか一方が解約予定の日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6 年 6 月 25 日

甲 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市長 桑 江 朝千夫 印

乙 沖縄市高原5丁目9番9号
永山商事株式会社
代表取締役社長 永 山 盛 幸 印

様式第 1 号

(ファクシミリ・Eメール施行)

第 号
年 月 日

支援協力要請書

永山商事株式会社 様

沖縄市長

災害時における燃料等の支援協力要請について

災害時における燃料等の支援協力に関する協定書第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり支援協力を要請します。

記

1 災害時における燃料等の優先供給

- ☐ 災害対策本部を設置する施設
- ☐ 災害対策を実施する緊急車両
- ☐ 災害時に設置する避難所
- ☐ 災害対策上重要な施設・車両等 ()

発信者・報告先

部 課

担 当 :

T E L :

E-mail :

年 月 日

連絡責任部署等届

(連絡先)

会社名：

担当者： 殿

(連絡元)

会社名：

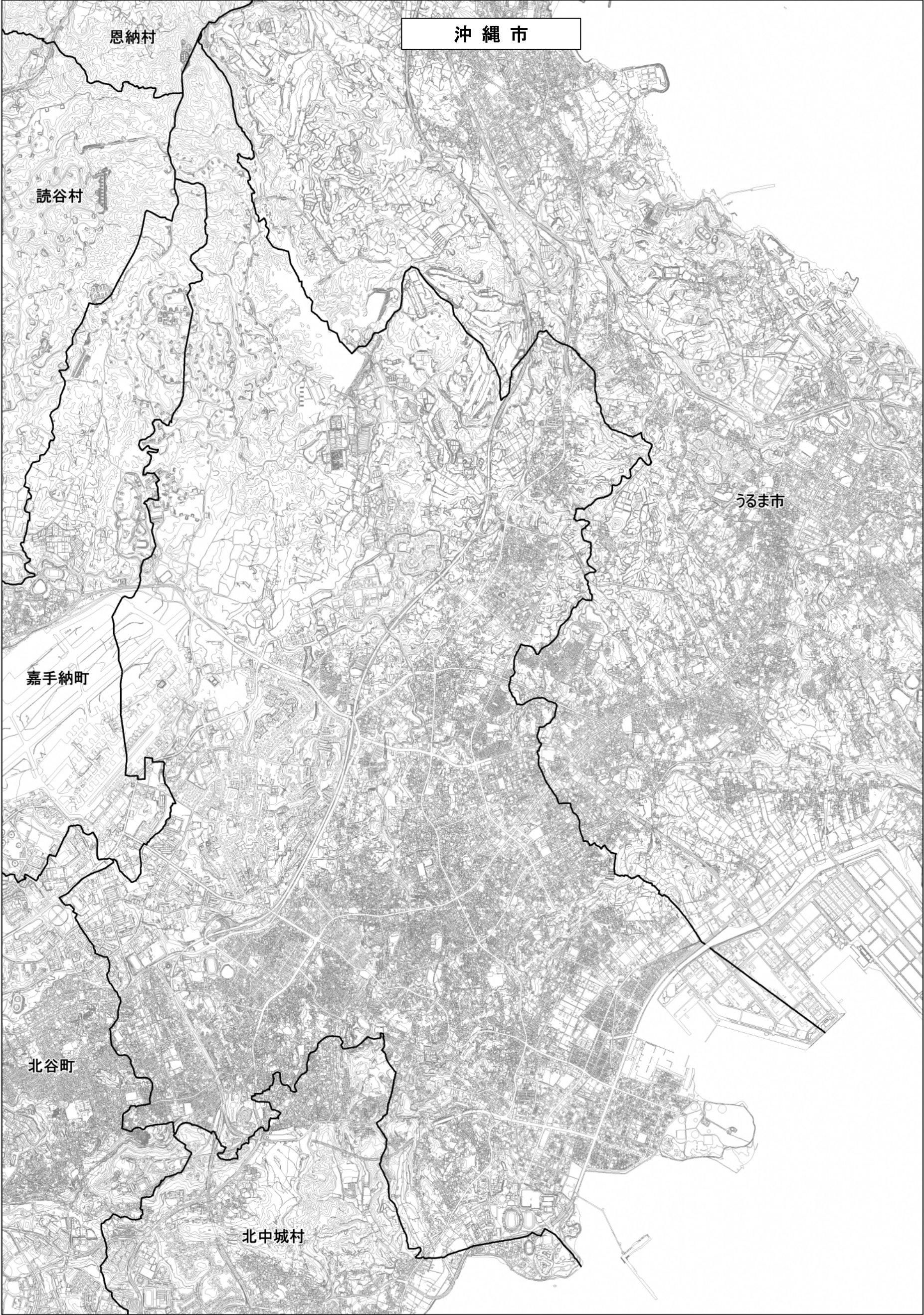
担当者：

災害時における燃料等の支援協力に関する協定書第 6 条第 2 項の規定により、緊急時の連絡先を下記のとおり報告します。

連絡責任部署等

項 目	連絡責任部署等
会 社 名	
部 署 名	
電 話	
緊急電話	
F A X	
E -mail	

3. 市の状況・災害履歴関係
資料3－1 市全体位置図



資料 3-2 沖縄市内都市公園

沖縄市都市公園（R6.3.31 時点）

No.	種 類	公 園 名	所 在 地	管理面積 (ha)
1	街 区	安慶田公園	沖縄市安慶田一丁目 26 番	0.24
2	街 区	安慶田第一公園	沖縄市安慶田二丁目 24 番	0.11
3	街 区	アシビナー公園	沖縄市池原一丁目 17 番	0.11
4	街 区	泡瀬公園	沖縄市泡瀬六丁目 2 番	0.12
5	街 区	泡瀬第一公園	沖縄市桃原三丁目 24 番	0.17
6	街 区	泡瀬第二公園	沖縄市泡瀬四丁目 25 番	0.12
7	街 区	池原公園	沖縄市池原一丁目 24 番	0.16
8	街 区	いしくぶ公園	沖縄市登川二丁目 13 番	0.22
9	街 区	イルカ公園	沖縄市泡瀬一丁目 18 番	0.26
10	街 区	上地第一公園	沖縄市上地一丁目 21 番	0.25
11	街 区	上地第二公園	沖縄市上地三丁目 18 番	0.05
12	街 区	嘉間良公園	沖縄市嘉間良一丁目 16 番	0.09
13	街 区	嘉間良第二公園	沖縄市嘉間良二丁目 2 番	0.04
14	街 区	カメ公園	沖縄市高原七丁目 25 番	0.20
15	街 区	かりゆし公園	沖縄市知花六丁目 35 番	0.63
16	街 区	木の下原公園	沖縄市越來三丁目 9 番	0.10
17	街 区	ぐるくん公園	沖縄市泡瀬三丁目 28 番	0.25
18	街 区	胡屋公園	沖縄市胡屋三丁目 20 番	0.06
19	街 区	胡屋第二公園	沖縄市胡屋一丁目 19 番	0.08
20	街 区	胡屋コミュニティー広場公園	沖縄市胡屋二丁目 12 番	0.06
21	街 区	サザナミ公園	沖縄市海邦一丁目 1 番	0.17
22	街 区	サヨリ公園	沖縄市海邦二丁目 29 番	0.25
23	街 区	シーサー公園	沖縄市比屋根一丁目 13 番	0.25
24	街 区	白川街区公園	沖縄市知花四丁目 18 番（代）	0.79
25	街 区	城前公園	沖縄市城前町 364 番 32	0.26
26	街 区	すくぶ公園	沖縄市登川一丁目 16 番	0.31
27	街 区	住吉公園	沖縄市住吉一丁目 10 番	0.09
28	街 区	センター公園	沖縄市中央一丁目 31 番	0.06
29	街 区	園田公園	沖縄市園田一丁目 9 番	0.09
30	街 区	タカサゴ公園	沖縄市海邦一丁目 10 番	0.15
31	街 区	高原交通公園	沖縄市高原一丁目 9 番	0.07
32	街 区	高原第三公園	沖縄市高原三丁目 2 番	0.16

沖縄市都市公園（R6.3.31 時点）

No.	種 類	公 園 名	所 在 地	管理面積 (ha)
33	街 区	知花第一公園	沖縄市知花一丁目 15 番	0.15
34	街 区	知花第二公園	沖縄市知花二丁目 12 番	0.03
35	街 区	津嘉山公園	沖縄市古謝津嘉山町 1214 番 6	0.03
36	街 区	照屋公園	沖縄市照屋一丁目 32 番	0.26
37	街 区	照屋第二公園	沖縄市照屋四丁目 3 番	0.15
38	街 区	ドラゴン公園	沖縄市高原六丁目 10 番	0.20
39	街 区	長田原公園	沖縄市山里二丁目 14 番	0.19
40	街 区	中の町公園	沖縄市上地三丁目 6 番	0.09
41	街 区	登川公園	沖縄市登川一丁目 32 番	0.19
42	街 区	比嘉公園	沖縄市久保田一丁目 26 番	0.30
43	街 区	東公園	沖縄市東一丁目 1 番	0.36
44	街 区	ビジュアル公園	沖縄市泡瀬二丁目 1 番	0.10
45	街 区	ハウオウ公園	沖縄市比屋根三丁目 3 番	0.20
46	街 区	ポケットパーク	沖縄市泡瀬三丁目 140 番 1 の一部	0.03
47	街 区	松本かりゆし公園	沖縄市松本三丁目 13 番	0.14
48	街 区	松本公園（交通公園）	沖縄市松本二丁目 4 番	0.08
49	街 区	松本第一公園	沖縄市松本一丁目 14 番	0.12
50	街 区	松本第二公園	沖縄市字美里 2000 番	0.20
51	街 区	美里第一公園	沖縄市美原三丁目 13 番	0.20
52	街 区	美里第二公園	沖縄市美原二丁目 12 番	0.48
53	街 区	美里第三公園	沖縄市美里二丁目 6 番	0.10
54	街 区	みちしお公園	沖縄市泡瀬二丁目 62 番	0.14
55	街 区	美登里公園	沖縄市登川二丁目 23 番	0.19
56	街 区	南桃原公民館公園 （旧：南桃原公園）	沖縄市南桃原三丁目 14 番	0.31
57	街 区	南桃原三丁目公園 （旧：山内第三公園）	沖縄市南桃原三丁目 27 番	0.17
58	街 区	南桃原四丁目公園 （旧：山内第四公園）	沖縄市南桃原四丁目 22 番	0.13
59	街 区	宮里公園	沖縄市宮里二丁目 11 番	0.13
60	街 区	宮里第二公園	沖縄市字宮里四丁目 25 番	0.25
61	街 区	むつみが丘公園	沖縄市上地二丁目 19 番	0.18
62	街 区	室川公園	沖縄市室川一丁目 5 番	0.21
63	街 区	桃山公園	沖縄市山内四丁目 13 番	0.41
64	街 区	諸見里公園	沖縄市諸見里一丁目 16 番	0.08
65	街 区	諸見里第一公園	沖縄市諸見里二丁目 15 番	0.12
66	街 区	山内第二公園	沖縄市山内二丁目 11 番	0.22
67	街 区	山里むつみ公園	沖縄市山里一丁目 20 番	0.19

沖縄市都市公園 (R6.3.31 時点)

No.	種 類	公 園 名	所 在 地	管理面積 (ha)
68	街 区	吉原公園	沖縄市美里一丁目 29 番	0.18
69	街 区	若草公園	沖縄市照屋三丁目 25 番	0.21
70	街 区	宮里第一公園	沖縄市宮里三丁目 10 番	0.15
71	街 区	美里なかばる公園	沖縄市美里仲原町 12 番	0.28
72	街 区	なごみ公園	沖縄市比屋根六丁目 396 番 6	0.19
73	街 区	いけんとう公園	沖縄市松本六丁目 1135 番 1	0.07
供用開始済公園(街区) 面積合計(73 公園)				13.39
74	近 隣	明道公園	沖縄市明道一丁目 13 番 (代)	2.85
75	近 隣	黒潮公園	沖縄市泡瀬二丁目 34 番	1.00
76	近 隣	センター公園	沖縄市嘉間良一丁目 1 番	1.13
77	近 隣	西森公園	沖縄市越來一丁目 17 番	0.65
78	近 隣	マンタ公園	沖縄市海邦二丁目 13 番	1.00
79	近 隣	美里公園	沖縄市美原四丁目 4 番	1.90
80	近 隣	南桃原二丁目公園 (旧：山里公園)	沖縄市南桃原二丁目 5 番 (代)	0.98
81	近 隣	諸見里公園	沖縄市園田三丁目 25 番	2.70
82	近 隣	山内公園	沖縄市山内三丁目 17 番	0.70
83	近 隣	美東公園	沖縄市高原五丁目 20 番	1.80
84	近 隣	若夏公園	沖縄市東二丁目 23 番	1.46
供用開始済公園(近隣) 面積合計(11 公園)				16.17
85	総合	こどもの国公園	沖縄市胡屋五丁目 7 番	14.06
86	総合	八重島公園	沖縄市八重島一丁目 1 番	6.70
供用開始済公園(総合) 面積合計(2 公園)				20.76
87	運動	コザ運動公園	沖縄市諸見里二丁目 1 番 1 号 (アリーナ山内 1-16-1)	23.37
供用開始済公園(運動) 面積合計(1 公園)				23.37
88	特殊	歴史公園 (室川貝塚)	沖縄市仲宗根町 26 番	0.38
供用開始済公園(特殊) 面積合計(1 公園)				0.38
89	都市緑地	上地都市緑地	沖縄市上地四丁目 22 番	0.17
90	都市緑地	越來城水辺公園	沖縄市城前町 4 番 (代)	0.63
91	都市緑地	知花都市緑地	沖縄市知花一丁目 28 番 (代)	0.89
92	都市緑地	馬場都市緑地	沖縄市知花六丁目 41 番	2.70
93	都市緑地	松本都市緑地	沖縄市松本一丁目 27 番 (代)	1.62
94	都市緑地	山里都市緑地	沖縄市山里一丁目 14 番	0.85
供用開始済公園(都市緑地) 面積合計(6 公園)				6.86

資料 3-3 指定・登録文化財一覧

指定・登録文化財一覧

指定・登録文化財総数 37 件
令和 5 年 11 月 1 日現在

(1) 市指定文化財 24 件

1) 有形文化財	指 定 日	備 考
①泡瀬ビジュル（社殿、鳥居、手水鉢）	平成 21 年 3 月 27 日	泡瀬在、管理者：泡瀬復興期成会、4 点
②上地のバーキ（與志平朝蒲制作竹細工）	平成 21 年 3 月 27 日	郷土博物館所蔵、28 点
③ハル石（印部石 ミ 赤ひら原）	平成 28 年 3 月 2 日	郷土博物館所蔵
④ハル石（印部石 ア 木の下原）	平成 28 年 3 月 2 日	郷土博物館所蔵
⑤ハル石（印部石 さ さく原）	平成 28 年 3 月 2 日	美里在、管理者：美里自治会
2) 民俗文化財		
①美里の龕	平成 6 年 9 月 22 日	郷土博物館所蔵
②知花花織 馬乗上着	平成 12 年 12 月 6 日	郷土博物館所蔵
③知花花織 馬乗袴	平成 12 年 12 月 6 日	郷土博物館所蔵
④知花花織 ウッチャキ	平成 12 年 12 月 6 日	知花在、個人所有
⑤池原の十五夜行事	平成 21 年 3 月 27 日	主催者：池原自治会
⑥上之殿毛	平成 21 年 3 月 27 日	知花在、管理者：松本自治会
⑦古謝のビジュル	平成 21 年 3 月 27 日	古謝在、管理者：古謝自治会
⑧諸見里の旗スガシー	平成 21 年 3 月 27 日	主催者：諸見里自治会
⑨諸見里の村旗	平成 21 年 3 月 27 日	郷土博物館所蔵
3) 記念物		
①鬼大城の墓	昭和 55 年 10 月 23 日	知花在、管理者：個人所有
②カフンジャー橋	昭和 55 年 10 月 31 日	美里在、管理者：沖縄市
③セークガー	平成 6 年 9 月 22 日	美里在、管理者：美里自治会
④ヒージャーガー	平成 6 年 9 月 22 日	美里在、管理者：美里自治会
⑤奉安殿	平成 9 年 2 月 5 日	知花在、管理者：沖縄市
⑥忠魂碑	平成 9 年 2 月 5 日	知花在、管理者：沖縄市
⑦室川貝塚	平成 9 年 2 月 5 日	仲宗根町在、管理者：沖縄市
⑧室川井	平成 9 年 2 月 5 日	胡屋在、管理者：胡屋共有会
⑨登川碑	平成 21 年 3 月 27 日	登川在、管理者：登川自治会
⑩古謝のビジュルにあるアコウ	平成 21 年 3 月 27 日	古謝在、管理者：古謝自治会

(2) 県指定（6件）

1) 有形文化財	指 定 日	備 考
①三線 平仲知念型銘時受	平成 6 年 3 月 15 日	個人所有
2) 民俗文化財		
①泡瀬の京太郎	昭和 55 年 3 月 31 日	泡瀬京太郎保存会、 （平成 17 年 2 月 21 日、国選 択：記録作成等の措置を講ずべ き無形の民俗文化財）
3) 天然記念物		
①フタオチョウ	昭和 44 年 8 月 26 日	所在地、地域を定めず指定
②コノハチョウ	昭和 44 年 8 月 26 日	所在地、地域を定めず指定
③イボイモリ	昭和 53 年 11 月 9 日	所在地、地域を定めず指定
④クロイワトカゲモドキ	昭和 53 年 11 月 9 日	所在地、地域を定めず指定

(3) 国指定（3件）

1) 記念物（名勝）	指 定 日	備 考
アマミクヌムイ（越来グスク）	令和元年 10 月 16 日	城前町在、管理者： 沖縄市、越来共有会
2) 記念物（天然記念物）		
①オカヤドカリ	昭和 45 年 11 月 12 日	所在地、地域を定めず指定
②カラスバト	昭和 46 年 5 月 19 日	所在地、地域を定めず指定

国の登録文化財(4件)

有形文化財	登 録 日	備 考
①沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅主屋	平成 23 年 7 月 25 日	胡屋在、沖縄市所有
②沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅 ヒンプン	平成 23 年 7 月 25 日	胡屋在、沖縄市所有
③沖縄市立ふるさと園旧平田家住宅 マチフル	平成 23 年 7 月 25 日	胡屋在、沖縄市所有
④美里村屋（旧公民館）	平成 26 年 4 月 25 日	美里在、管理者：美里自治会

資料 3-4 災害履歴

年 月 日	原 因	被 害 状 況				
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)		その他
昭和 49. 7. 4	台風 8 号		一部破損 1	7	72	
50. 4. 28	大 雨			1	6	
50. 6. 10	〃			3	15	
50. 7. 4	〃			5	72	
50. 10. 20	〃				3	
51. 7. 8	〃			5	2	
51. 8. 24	〃				10	
51. 9. 9	台風 17 号		半壊 5 一部破損 4	3	25	非住家全壊 3
51. 10. 19	大 雨			1	20	
51. 10. 20	〃			4	2	
52. 6. 21	〃			1	2	
52. 8. 22	〃			199	131	
53. 2. 21	〃				2	
53. 3. 9	〃			16	62	
53. 5. 14	〃			87	165	
53. 5. 15	〃				4	
53. 5. 18	〃				2	
53. 8. 15	〃				1	
54. 4. 8	〃			1	1	
54. 4. 19	〃			1		
54. 4. 26	〃			1	1	
54. 8. 27	〃			1	2	
55. 8. 12	〃				1	
55. 8. 17	〃				8	
55. 8. 18	〃			2		
56. 3. 13	〃			3	11	
56. 8. 29	台風 18 号		一部破損 6			ブロック塀倒壊 1
57. 6. 2	大 雨					ブロック塀倒壊 1
57. 8. 3	〃				1	
57. 9. 23	〃			1		

年 月 日	原 因	被 害 状 況			
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)	その他
57. 11. 29	大 雨				1
58. 3. 12	〃			1	13
昭和 58. 9. 25	台風 20 号		半壊 1 一部破損 1		石垣崩れ 1 道路陥没 1
59. 5. 16	大 雨				4
59. 6. 19	〃			4	11
59. 8. 21	〃			6	16
60. 5. 28	〃			2	5 車両浸水 17
61. 8. 27	台風 13 号				シャッター破損 2 看板破損 4 ブロック倒壊 2 屋根トタン飛散 2
62. 6. 21	大 雨			3	
62. 8. 30	台風 12 号		全壊 2 一部破損 5		道路破損 3 電話不通 700 停電 1,207
63. 10. 6 63. 10. 7	台風 24 号		一部破損 2		崖崩れ 1 ブロック塀倒壊 2
平成元年 7. 4	竜 巻		一部破損 5		停電 270 車両被害 8 被害船舶 3 ブロック塀倒壊 1 農水被害有
平成 2. 5. 11 2. 9. 17 2. 10. 5	大 雨 台風 19 号 台風 21 号			13	34 停電 800 電話不通 296 停電 1,207
平成 3. 7. 27	台風 9 号		一部破損 5		道路破損 4 ブロック塀倒壊 1
9. 12	台風 17 号		半 壊 1 一部破損 1	3	6 道路破損 1 電話不通 2,005 停電 7,300 ブロック塀倒壊 1 公共建物 2
9. 26	台風 19 号			1	電話不通 713 停電 1,700
平成 4. 4. 6	大 雨			7	20 文教施設 1 崖崩れ 1
6. 13	大 雨			27	33

年 月 日	原 因	被 害 状 況			
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)	その他
6. 27	台風 3 号				電話不通 528 停電 2,643 農水被害有 電話不通 133
平成 5. 5. 26 8. 8 9. 1	大 雨 台風 7 号 台風 13 号				林産(樹木) 9 電話不通 930 公共建物被害 3 停電 2,565 文教施設被害 14
平成 6. 5. 27	大 雨				道路破損 1 崖崩れ 1 農地崩壊 3
平成 7. 7. 21 9. 20 10. 19 11. 6	台風 3 号 台風 14 号 大 雨 大 雨			1 1	電話不通 126
平成 8. 5. 28 8. 12	大 雨 台風 12 号			1 2 1 1	農産被害 5,981 千円
平成 9. 4. 14 6. 26 8. 6 8. 17 12. 22	大 雨 台風 8 号 台風 11 号 台風 13 号 大 雨	重傷 1 軽傷 1	一部破損 1 一部破損 7 非住家 2 その他 5	1 2 1 1 2 2	道路破損 2 ブロック塀倒壊 1 農産被害 684 千円 電話不通 2,300 回線 停電 11,849 戸 農水施設被害 8,000 千円 農産被害 4,684 千円 公共土木施設 4,000 千円
平成 10. 6. 5 9. 30 10. 4 10. 17 10. 26	大 雨 大 雨 大 雨 台風 10 号 大 雨		半壊 1 一部破損 1	1 1 1 4 1 2	道路破損 1 崖崩れ 1 ブロック塀倒壊 1 崖崩れ 2 農産被害 775 千円 その他被害 1,559 千円

年 月 日	原 因	被 害 状 況			
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)	その他
平成 11. 4. 22 9. 21	大 雨 台風 18 号	軽傷 2	半壊 4 一部破損 25 非住家 3	1 3	1 農産被害 6,409 千円 畜産被害 50 千円
平成 12. 4. 14 9. 12 11. 9	大 雨 台風 12 号 大 雨		非住宅 3 半壊 1 一部破損 2 非住宅 3	1 33	4 崖崩れ 1 農産被害 21,705 千円 河川氾濫 2 崖崩れ 3
平成 13. 6. 1 9. 8 9. 27 10. 16	大 雨 台風 16 号 台風 19 号 台風 21 号	重傷 1 軽傷 2	全壊 1 半壊 1 一部破損 57 全壊 1 半壊 4 一部破損 15	374 3	64 崖崩れ 2 道路崩壊 27 崖崩れ 37 被害船舶 2 停電 8745 戸 ブロック塀崩壊 6 公立文教施設被害 1,800 千円 農林水産業施設被害 3,500 千円 その他公共施設被害 6,650 千円 農産被害 25,329 千円 水産被害 3,300 千円 商工被害 42,760 千円 農産被害 3,441 千円
平成 14. 4. 3 6. 15 7. 3 7. 14 9. 4	竜 巻 大 雨 台風 5 号 台風 7 号 台風 16 号		非住宅 3 一部破損 1 全壊 1 半壊 4 一部破損 15	 51 3	42 電話不通 80 回線 商工被害 100 千円 崖崩れ 1 農産被害 4,889 千円 2 農産被害 13,345 千円 農林水産業施設被害 2,800 千円 その他公共施設被害 1,209 千円

年 月 日	原 因	被 害 状 況			
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)	その他
					農産被害 7,313 千円 畜産被害 100 千円
平成 15. 8. 6 10. 7	台風 10 号 大 雨	軽傷 2	一部破損 3 非住宅 1	1	農産被害 11,887 千円 農産被害 180 千円
平成 16. 6. 9 6. 19 9. 5 10. 19	台風 4 号 台風 6 号 台風 18 号 台風 23 号	重傷 3 軽傷 2 軽傷 2			2 道路崩壊 1 崖崩れ 1 農産被害 250 千円 農産被害 14,021 千円 畑冠水 59.9ha 被害船舶 1
平成 17. 6. 15				18	25 道路崩壊 1 崖崩れ 14 公共土木施設被害 60,000 千円 農産被害 1,049 千円
平成 18. 5. 25 8. 6 9. 15	大 雨 大 雨 台風 13 号	軽傷 1	非住宅 1 一部破損 1	1 1	1 道路崩壊 1 崖崩れ 3
平成 19. 7. 12 7. 17 8. 11	台風 4 号 大 雨 大 雨	死者 1 軽傷 4	半壊 1 一部破損 5 非住家 1	1	1 学校 32 道路 77 被害船舶 1 停電 戸 公立文教施設被害 5,790 千円 農林水産業施設被害 825 千円 公共土木施設 16,345 千円 その他公共施設被害 11,051 千円 農産被害 15,815 千円 1 水産被害 13,500 千円 1 商工被害 365 千円 畜産被害 580 千円 道路 1 崖崩れ 2 公共土木施設

年 月 日	原 因	被 害 状 況			
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)	その他
8. 21	落 雷				5,380 千円 農産被害
12. 21	大 雨				32,500 千円 畜産被害
					8,600 千円 農林水産業施設被害
					400 千円
平成 21. 5. 27	大 雨				崖崩れ 1
6. 14	大 雨				崖崩れ 1
平成 22. 2. 27	地 震				水道 27
5. 15	大 雨			2	道路 1
8. 29	大 雨			2	崖崩れ 5
					ブロック塀 2
10. 28	台風 14 号				農業水産業施設被害
					189 千円
					農産被害
					5,256 千円
平成 23. 11. 9	大 雨				道路 1
平成 24. 6. 18	台風 4 号	軽傷 1			崖崩れ 2
6. 19	大 雨				ブロック塀 1
7. 9					
8. 5	台風 11 号		全壊 1		
8. 25	台風 15 号	軽傷 1	半壊 1		崖崩れ 1
					ブロック塀 1
					農産被害
					863 千円
9. 15	台風 16 号		半壊 2		農林水産業施設被害
		重傷 3 軽傷 10			30 千円
					農産被害
					2,494 千円
9. 28	台風 17 号		全壊 1 半壊 8		農産被害
					30,394 千円
					畜産被害
					200 千円
平成 25. 10. 5	台風 23 号				農産被害
					159 千円
平成 26. 7. 8	台風 8 号	重傷 2 軽傷 5	半壊 1	12	9
					農産被害
					9,350 千円
10.10	台風 19 号	重傷 2 軽傷 1			崖崩れ 26
平成 27. 7. 8	台風 9 号		一部破損 1 非住家 1		
7. 20	大 雨				農産被害
8. 21	台風 15 号	軽傷 1		2	2
					農産被害
11. 14	大 雨			1	252 千円

年 月 日	原 因	被 害 状 況				
		人的被害	家屋被害	浸 水 (床上) (床下)		その他
平成 28. 4. 10	大雨			5		崖崩れ 1
平成 29. 5. 16 8. 3 9. 12 10. 21 10. 27 11. 17	大 雨 台風 5 号 台風 18 号 台風 21 号 台風 22 号 大 雨	軽傷 1 軽傷 2		1		崖崩れ 1 崖崩れ 1
平成 30. 6. 16 6. 30 7. 20 9. 28 10. 4	台風 6 号 台風 7 号 台風 10 号 台風 24 号 台風 25 号	軽傷 8 軽傷 1	一部破損 1	1 2		道路陥没(私道) 1 崖崩れ 1 崖崩れ 1 崖崩れ 1
令和元. 6. 14 6. 24 9. 20 11. 22	大 雨 大 雨 台風 17 号 大 雨	軽傷 2		1	1 4	車両浸水 7 崖崩れ 1
令和 2. 8. 24 8. 26 9. 1 9. 18	台風 8 号 台風 9 号 大 雨	軽傷 1	一部破損 1			崖崩れ 1 崖崩れ 1 崖崩れ 1
令和 3. 6. 29 6. 30 7. 1 7. 21	大 雨 大 雨 大 雨 台風 6 号	軽傷 4				崖崩れ 3 崖崩れ 2 崖崩れ 1
令和 4. 5. 18 6. 2	大 雨 大 雨					崖崩れ 1 崖崩れ 1
令和 5. 5. 18 令和 5. 7. 28	大 雨 台風 6 号	軽傷 14	一部損壊 3 半壊 3 一部損壊 30 準半壊 10 半壊 6 中規模半壊 2 大規模半壊 3 全壊 3	6 6		崖崩れ 32 ブロック塀 3 停電 25,680 戸

資料 3-5 氣象概況

(出典・沖縄气象台)

年	気 温 (℃)			湿 度 (%)		降水量 (mm)					風 速 M/S
	平均	最高	最低	平均	最小	年 間 総 量	最 大 日 量	月 日	1 時間 最 大	月 日 時 間	平均
H 6	23.0	33.7	10.3	74	30	1,941.0	143	5/31	52	10/25 21:00	5.1
H 7	22.6	33.3	9.1	74	34	1,911.0	92	5/14	40	10/19 12:00	5.1
H 8	22.8	33.9	8.5	74	33	2,167.0	172	8/31	49	3/20 10:00	5.3
H 9	23.0	32.8	9.3	73	30	2,077.0	195	8/07	49	4/14 03:00	5.2
H10	24.4	34.7	10.9	76	28	3,263.0	160	10/05	46	10/26 15:00	5.0
H11	23.5	33.3	10.1	74	31	1,906.0	182	9/22	49	4/22 12:00	5.3
H12	23.0	33.5	10.3	75	33	2,925.0	192	11/09	64	4/14 20:00	5.4
H13	23.4	35.6	10.1	72	25	2,247.0	286	9/08	101	9/18 05:00	5.2
H14	23.2	33.3	10.0	71	23	2,117.0	220	9/05	60	6/15 17:00	5.2
H15	23.4	35.5	9.5	69	29	1,567.0	168	8/07	67	8/07 05:00	5.4
H16	23.4	33.9	9.9	69	30	1,939.0	133	6/09	48	7/05 16:00	5.4
H17	23.1	34.6	9.0	70	31	1,773.0	180	6/15	59	6/15 23:00	5.5
H18	23.5	35.0	10.2	75	34	2,146.0	170	8/06	61	8/06 08:00	5.2
H19	23.5	34.5	10.9	72	29	2,723.0	282	8/11	56	7/13 12:10	5.4
H20	23.4	33.8	10.7	71	30	1,493.0	122.5	3/30	54.0	3/30 06:40	4.9
H21	23.4	34.6	9.3	72	10	1,849.5	101.5	6/15	43.5	6/15 03:13	5.3
H22	23.1	33.2	9.1	74	33	2,775.0	216	5/16	44.0	2/15 02:18	5.3
H23	22.9	32.9	8.7	75	31	2,081.5	253	8/6	60.0	8/06 07:08	5.4
H24	23.0	33.3	11.6	74	32	2,955.0	172	8/27	53.5	7/9 08:31	5.5
H25	23.3	34.8	10.3	73	34	1,802.5	136.5	10/05	60.0	3/31 09:04	5.3
H26	23.1	33.9	10.6	73	32	2,882.5	261.0	10/11	71.0	7/09 06:01	5.3
H27	23.6	33.8	9.6	73	22	1,627.5	118.0	7/10	72.0	9/02 15:00	5.2

年	気 温 (℃)			湿 度 (%)		降水量 (mm)					風 速 M/S
	平均	最高	最低	平均	最小	年 間 総 量	最 大 日 量	月 日	1 時間 最 大	月 日 時 間	平均
H28	24.1	33.9	6.1	74	30	2,194.0	119.0	9/7	55.0	4/10 06:00	5.1
H29	23.6	35.1	10.7	71	25	2,109.0	175.0	6/19	40.0	9/20 16:55	5.0
H30	23.5	33.1	9.3	74	30	2,411.0	168.5	9/29	40.5	7/2 5:27	5.3
H31 R 1	23.9	33.9	12.0	77	23	2,570.5	130.0	6/26	73.5	11/22 23:18	5.2
R 2	23.8	34.7	10.6	77	33	2,760.0	182.5	9/18	60.5	9/18 14:47	5.1
R 3	23.6	33.5	9.7	77	36	2,383.0	202.5	6/29	47.5	4/2 5:44	5.2
R 4	23.7	33.8	11.7	80	38	3,056.0	96.0	10/31	37.0	9/13 17:38	4.9
R 5	23.8	34.3	8.4	77	37	1,986.5	210.5	8/2	56.0	5/18 12:57	5.1

注) 気温、湿度、風速は那覇気象観測所の数値、降水量は胡屋地区のアメダスの数値を記載。

資料 3-6 沖縄県の過去における地震回数

(出典・沖縄気象台)

年 区分	震 度									有感 地震
	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	
昭和 61	57	15	2	0	0	0	0	0	0	74
62	19	8	1	0	0	0	0	0	0	28
63	26	3	5	0	0	0	0	0	0	34
平成元	25	9	2	0	0	0	0	0	0	36
2	31	13	3	1	0	0	0	0	0	48
3	545	152	49	10	0	0	0	0	0	756
4	810	450	130	34	6	0	0	0	0	1,430
5	114	48	6	2	1	0	0	0	0	171
6	36	31	8	0	0	0	0	0	0	75
7	55	17	3	0	0	0	0	0	0	75
8	47	13	2	0	0	0	0	0	0	62
9	72	21	5	3	0	0	0	0	0	101
10	39	15	7	0	0	0	0	0	0	61
11	45	12	0	0	0	0	0	0	0	57
12	67	19	5	4	1	0	0	0	0	96
13	67	17	7	1	0	0	0	0	0	92
14	48	18	4	0	0	0	0	0	0	70
15	26	15	0	0	0	0	0	0	0	41
16	34	13	5	0	1	0	0	0	0	53
17	33	5	2	0	0	0	0	0	0	40
18	44	16	4	0	0	0	0	0	0	64
19	49	16	13	0	0	0	0	0	0	78
20	48	6	3	2	0	0	0	0	0	59
21	51	21	5	1	0	0	0	0	0	78
22	61	15	5	2	1	0	0	0	0	84
23	43	17	1	2	0	0	0	0	0	63
24	32	14	5	0	0	0	0	0	0	51
25	54	12	7	0	0	0	0	0	0	73
26	55	11	4	4	0	0	0	0	0	74
27	43	22	11	1	0	0	0	0	0	77
28	65	27	6	-	0	0	0	0	0	98

年 \ 区分	震 度									有感 地震
	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	
平成 29 年	45	16	8	0	0	0	0	0	0	69
30	90	26	8	0	1	0	0	0	0	125
31	19	8	0	0	0	0	0	0	0	27
令和元年	38	10	3	0	0	0	0	0	0	51
2 年	61	31	6	1	0	0	0	0	0	99
3 年	56	16	2	1	0	0	0	0	0	75
4 年	98	48	7	0	0	0	0	0	0	153
5 年	54	17	8	1	0	0	0	0	0	80

※地震数が大きく変化する年（地震観測局の整備等により数多くの地震を験測することが可能になったため）

資料：気象庁「震度データベース」検索

資料 3-7 沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火

(出典・沖縄気象台)

年 月 日	震 源 地	M	概 要
1933. 2. 19 (昭和 8 年)	台 湾 東 方 沖	—	家屋陥落、人畜に被害なし
1938. 6. 10 (昭和 13 年)	宮 古 島 近 海	6. 7	宮古島平良港で津波あり。海面上 1.3m の栈橋を洗い流し、はしけや帆船の多くは係留索を切断された。
1947. 9. 27 (昭和 22 年)	石 垣 島 近 海	6. 8	石垣崩れる。
1957. 2. 24 (昭和 32 年)	石 垣 島 北 西 北 西 沖	7. 4	石垣島で死者 1 人、コンクリート栈橋に亀裂、山崩れ、石垣崩壊、屋根瓦の落下あり、西表では死者 4 人、地割れ、落石あり。
1958. 3. 11 (昭和 33 年)	石 垣 島 近 海	7. 2	「石垣島北東沖地震」死者 2 人、負傷者 4 人、家屋の破損ブロック塀の倒壊、田畑の没落、護岸や栈橋の亀裂、破損、道路や橋梁の没落、決壊等があった。
1959. 6. 8 (昭和 34 年)	硫 黄 島 島	—	北西火山で噴煙の高さ 3,000m、噴石、降灰あり。全島民 86 人は米軍によって島外に移住。
1960. 5. 23 (昭和 35 年)	チ リ 沖	8. 5	「チリ地震津波」津波が日本沿岸に 24 日 2 時 00 分到達。沖縄では死者 3 人、負傷者 2 人、住家全壊 20、半壊 79、床上浸水 672、床下浸水 813、橋梁の流出、決壊 9 ヲ所、道路決壊 11 ヲ所等の被害があった。沖縄での津波は大浦湾の杉田で最も大きく 332 cm、那覇港では約 50 cm であった。
1966. 3. 13 (昭和 41 年)	石 垣 島 近 海	6. 7	与那国で死者 2 人、家屋全壊 1、半壊 3、石垣崩壊 23、道路、水田、壁等に多少の被害。沖縄と九州西海岸に小津波あり。
1975. 11. 29 (昭和 50 年)	ハ ワ イ 諸 島	7. 1	津波あり、那覇で波高 14 cm。
1986. 11. 15 (昭和 61 年)	台 湾 東 方 沖	7. 8	津波あり、石垣島で波高 28 cm、那覇で 19 cm。
1992. 10. 20 (平成 4 年)	石 垣 島 近 海	5. 0	「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣崩壊、落石等の被害あり。
1993. 8. 8 (平成 5 年)	マ リ ア ナ 諸 島	8. 0	宮古島で 14 cm の津波を観測。
1995. 7. 30 (平成 7 年)	南 米 チ リ 沿 岸	7. 8	31 日那覇で 11 cm、宮古平良で 8 cm の津波を観測。
1995. 10. 18 (平成 7 年)	奄 美 大 島 近 海	6. 7	東村の慶佐次川と有銘川の河川域で 50 cm 程度の津波があった。(聞き取り調査による。)
1996. 2. 17 (平成 8 年)	ニューギニア付近	8. 1	沖縄 26cm、宮古島 26cm、石垣島 15cm の津波を観測。
1996. 9. 6 (平成 8 年)	台 湾 付 近	6. 6	津波微少。
1998. 5. 4 (平成 10 年)	石 垣 島 南 方 沖	7. 6	宮古島 10cm 未満、石垣島 10cm 未満、与那国島数 cm 程度の津波を観測。
1998. 7. 17 (平成 10 年)	ニューギニア付近	7. 1	那覇 4cm 程度、宮古島数 cm 程度、石垣島数 cm 程度、与那国島 4cm 程度の津波を観測。
2010. 2. 27 (平成 22 年)	沖 縄 本 島 近 海	6. 9	糸満市震度 5 弱 軽傷 2 名、家屋一部損壊、屋上水タンク落下、水道管破裂、石垣崩落等

年 月 日	震 源 地	M	概 要
2010. 2. 27 (平成 22 年)	チ リ 中 部 沿 岸	Mw8. 8	28 日 那覇 24cm、南城市安座真 34cm、与那国島 8cm、石垣島 20cm、宮古島 43cm、南大東島 8cm の津波を観測。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	東 北 地 方 太 平 洋 沖	Mw9. 0	東日本大震災。那覇 60cm、南城市安座真 37cm、与那国島 14cm、石垣島 23cm、宮古島 65cm、南大東島 19cm の津波を観測。
2015. 9. 17 (平成 27 年)	チ リ 中 部 沿 岸	Mw8. 3	18 日 那覇 10cm、南城市安座真 11cm、与那国島 4cm 石垣島 10cm、宮古島 13cm の津波を観測。
2022. 1. 15 (令和 4 年)	トンガ諸島付近	—	那覇 28cm、南城市安座真 27cm、中城湾港 25cm、与那国島 19cm、石垣島 20cm、宮古島 35cm、南大東島 13 cm の津波を観測。
2023. 12. 2 (令和 5 年)	フィリピン諸島 ミンタナオ	Mw7. 5	3 日 那覇 8cm、南城市安座真 5cm、宮古島 6cm、南大東島 4 cm の津波を観測。
2024. 4. 3 (令和 6 年)	台 湾 付 近	7. 7	与那国島 27cm、石垣島 17cm、宮古島 25cm の津波を観測。

資料 3－8 過去 5 年間の火災発生状況

区分 年別	火災 件数	火災種別				焼損程度			り 災 世 帯	り 災 人 員	死傷者		焼損面積		損害見積額（単位：千円）				
		建 物	林 野	車 両	そ の 他	全 焼	半 焼	部 分 焼			死 者	負 傷 者	建 物 (㎡)	林 野 (㎡)	計	内容物含む 建物	林 野	車 両	そ の 他
H30	36	20	0	4	12	2	3	9	10	24	1	7	383	0	70,912	69,712	0	1,200	0
R1 (H31)	35	18	0	7	9	6	0	3	17	23	1	5	393	0	34,160	33,989	0	171	0
R2	46	22	0	6	18	2	1	1	12	16	0	1	321	0	19,737	16,484	0	1,116	2137
R3	24	11	1	1	11	1	1	1	9	24	0	2	198	250	16,895	16,590	0	300	5
R4	32	21	1	5	5	7	1	3	19	37	3	3	944	0	29,083	29,023	0	48	12

4. 水害、土砂災害関係

資料4-1 二級指定河川

(令和5年4月1日現在)

所轄	番号	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積	指定年月日
中部土木事務所	43	天願川	川崎川	左岸 沖縄市字池原 2879 番地先から天願川合流点まで	3,800m	12.26k m ²	昭和60年10月11日
				右岸 沖縄市登川 1558 番地先から天願川合流点まで			
	44	比謝川	比謝川	左岸 沖縄市字胡屋 5 丁目 355 番 3 から海に至る	15,932m	49.66k m ²	昭和15年12月10日 昭和50年6月24日変更 平成24年3月30日変更
				右岸 //			
	45	比謝川	与那原川	左岸 うるま市石川山城 1563-45 番地先から比謝川合流点まで	6,450m	8.79k m ²	昭和56年1月30日 平成24年3月30日変更
				右岸 沖縄市字倉敷 304-6 番地先から比謝川合流点まで			

資料4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(令和5年4月1日現在)

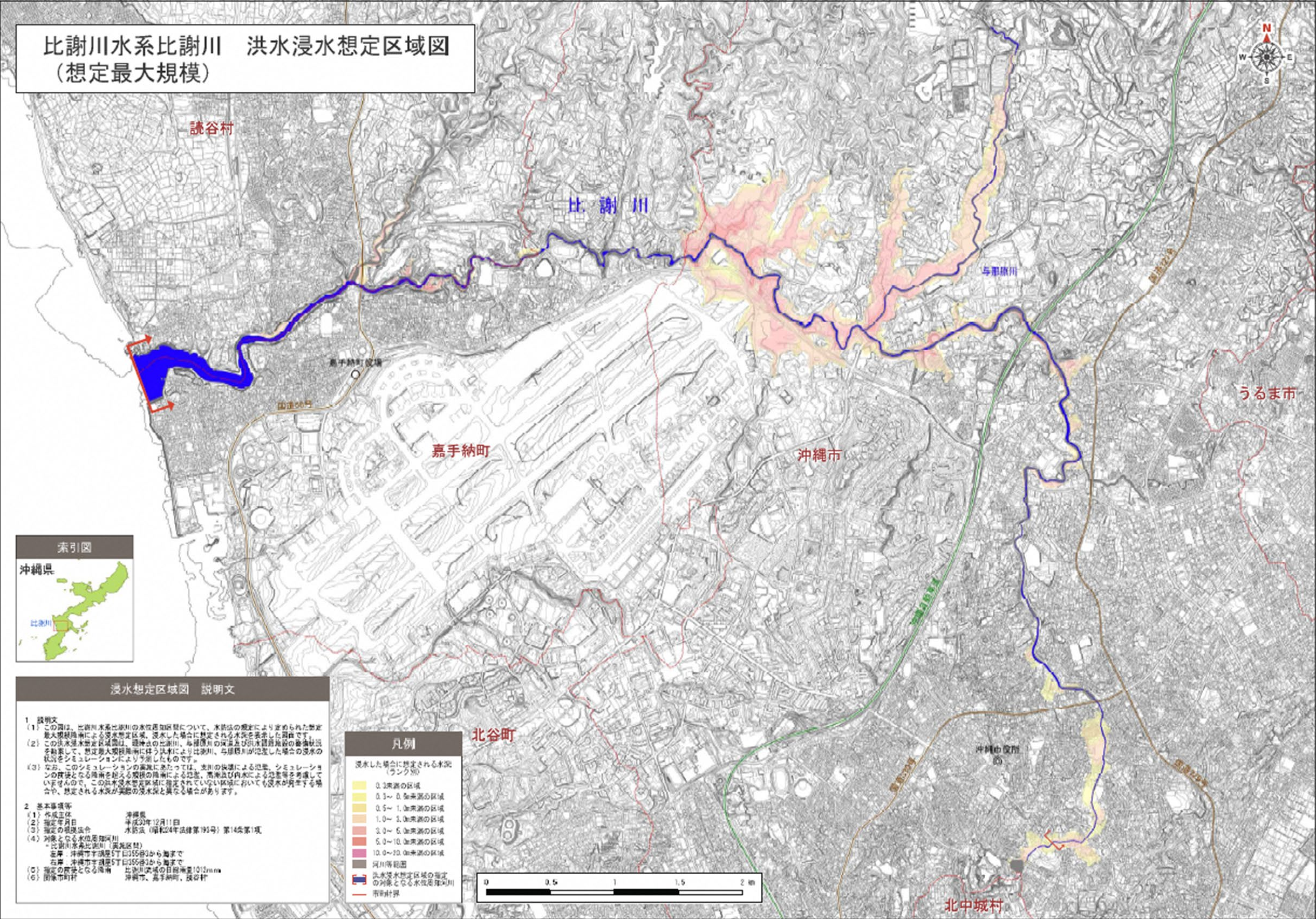
所轄土木 事務所等名	水防管理 団体名	番号	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想さ れる危 険	予想される被害の程度			
					流路 延長	区 域	流路 延長	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
中部土木事務所	沖縄市	20	比謝川	比謝川	15.9	沖縄市胡屋～河口	10.1	沖縄市胡屋～字久田	溢水	380	17.3	1,002	103.1
//	//	21	//	与那原川	3.0	沖縄市倉敷～比謝川合流点	3.0	同左	//	—	32.0	—	32.0
//	沖縄市 うるま市	22	天願川	川崎川	3.8	沖縄市池原～天願川合流点	3.8	同左	//	—	—	—	—

資料4-3 準用河川

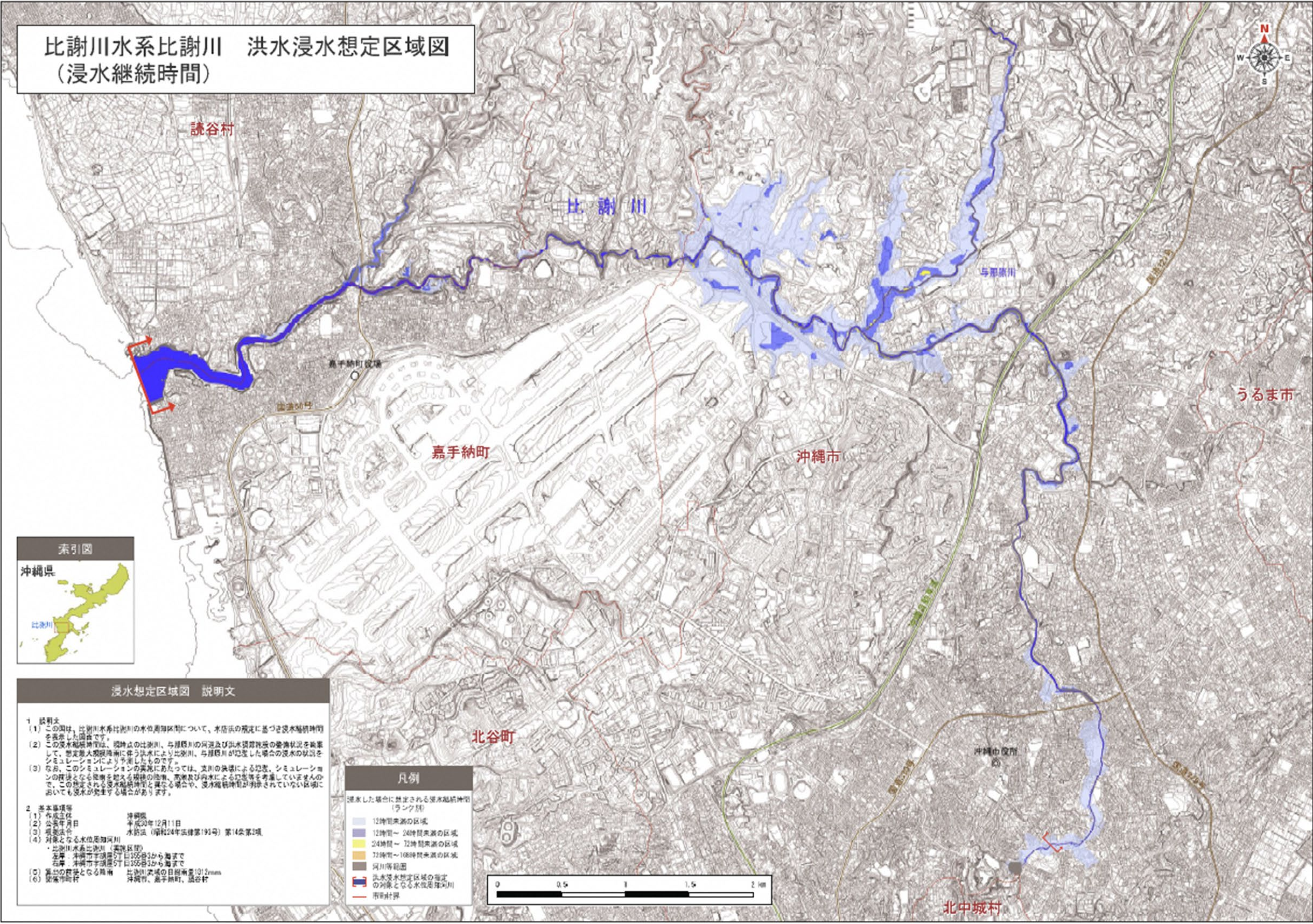
(令和5年4月1日現在)

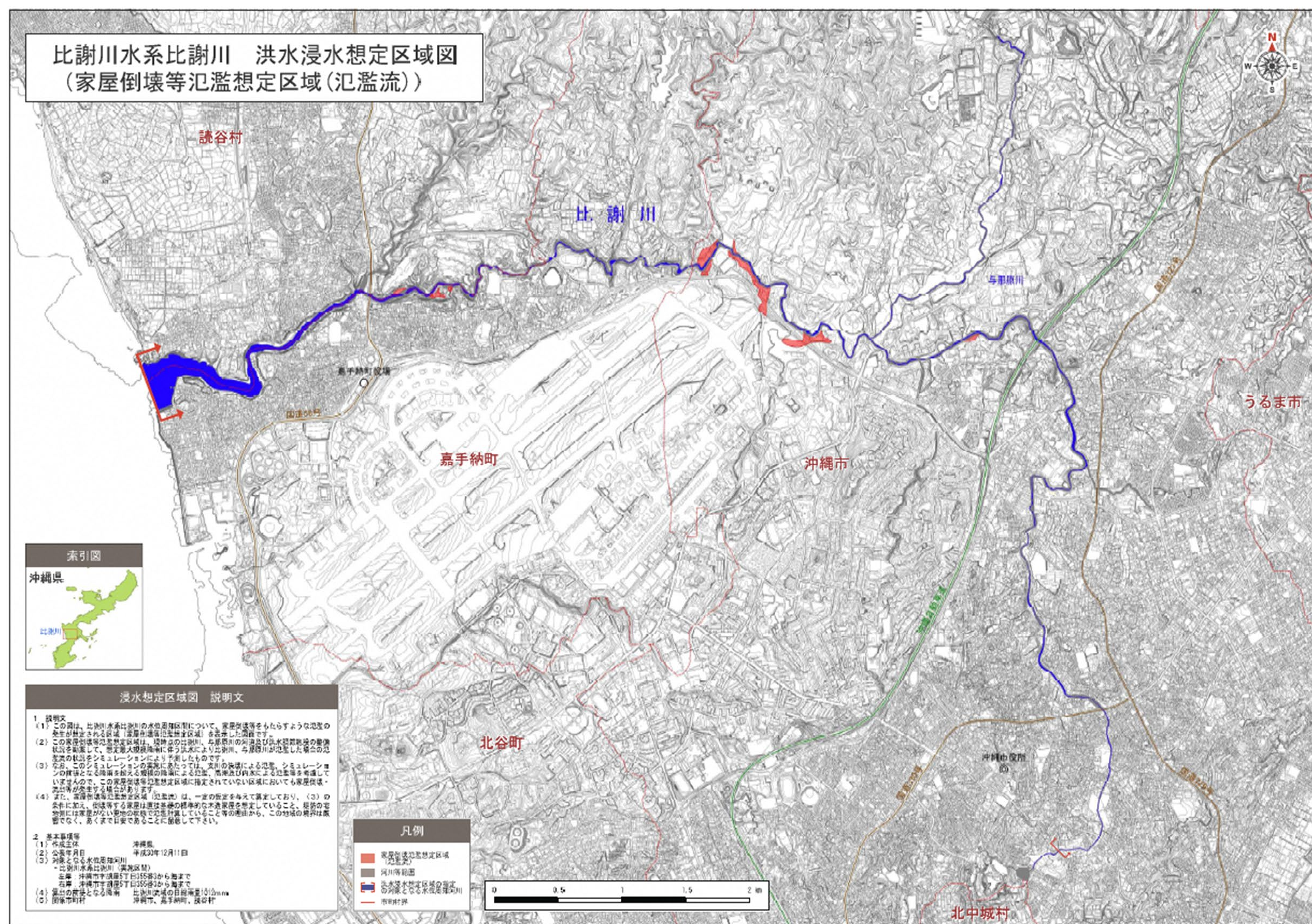
所 轄	番 号	水 系 名	河 川 名	指 定 区 間	指定延長 (m)	流域面積 (km ²)	指定年月日
中部土木事務所	8	天願川	川崎川	左岸 うるま市字兼箇段 1897 番地～沖縄市登川中川原 1175 右岸 うるま市字兼箇段 1895 番地～沖縄市登川中川原 141	1,140	12.26	昭和52年2月9日

資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(想定最大規模)

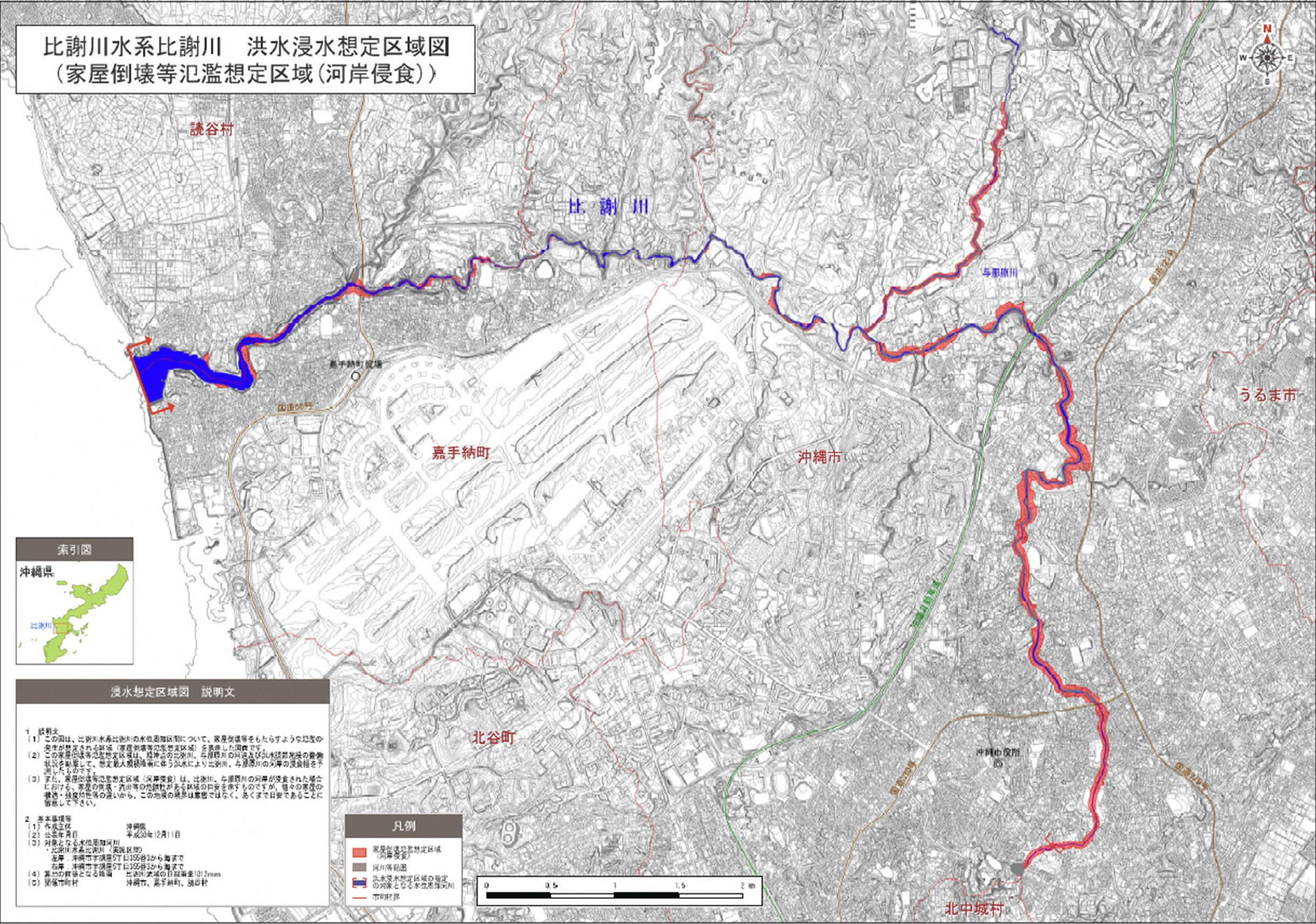


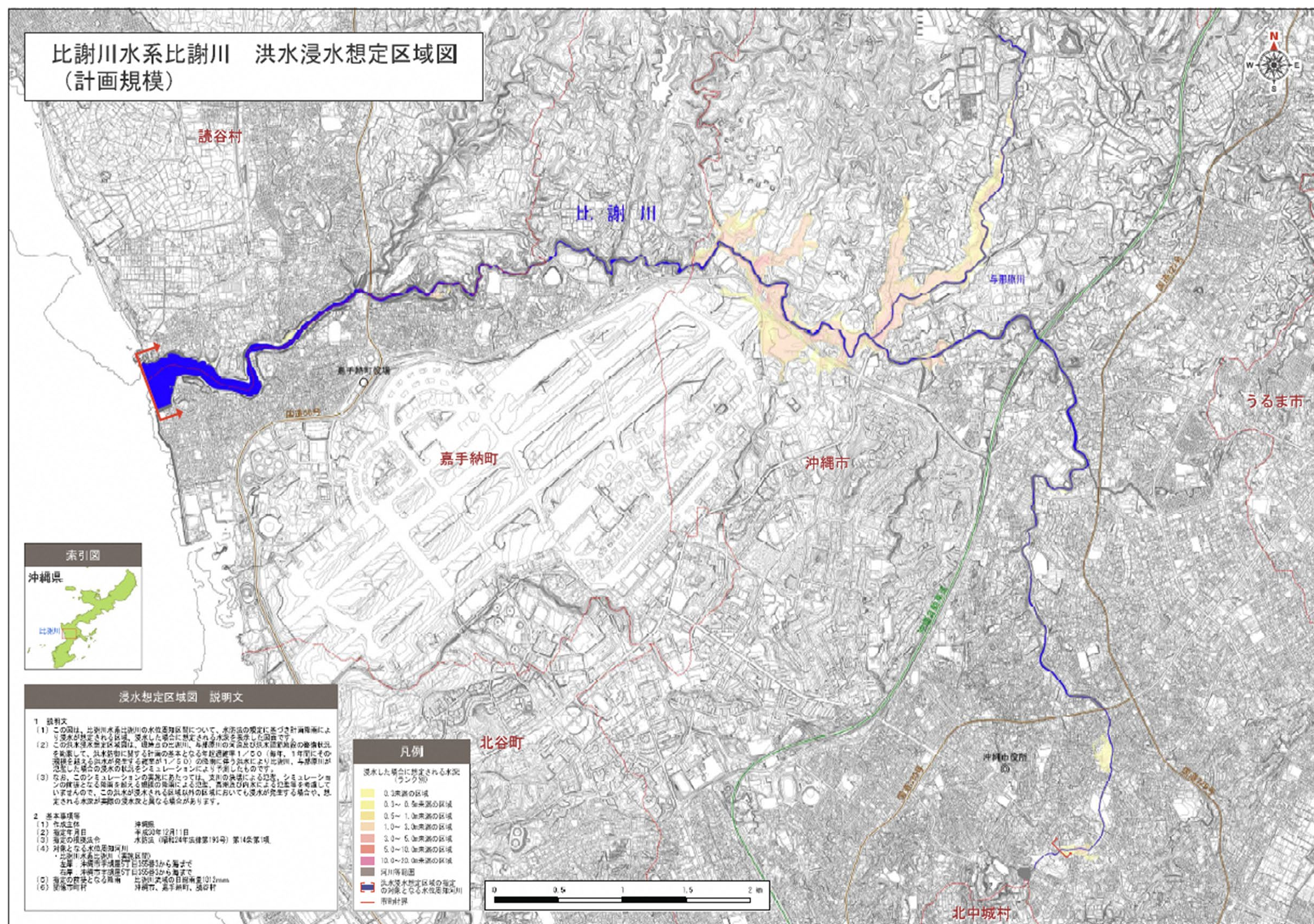
資料4-5 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（浸水継続時間）





資料4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））





資料 4-9 水防工法一覧表

水防計画の手引き（水防管理団体版）（国土交通省水管理・国土保全局）参照

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
水があふれる（越水）	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工（連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
	川側（川表）対策	詰め土のう工	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
漏 水	川側 (川表) 対策	たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
深掘れ (洗堀)		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩 流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて 流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄 線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇か ごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、く い、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇 所に土のう又は大きな石を投入 する	急流河川	土のう、石異形コンクリー トブロック
		竹網流し工	竹を格子状に結束し土のうをつ けて、堤防斜面(のり面)を被覆す る	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決 壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚 などの合掌木を投入する	急流河川	枠組み、石俵、鉄線、蛇か ご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、 断面の不足を居住側堤防斜面(裏 のり)で補うため杭を打ち中詰の 土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、 くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょ うぶを作り堤防斜面(のり面)を 覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、 かや、土のう
き 裂	上端 (天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両 肩付近に竹をさし折り曲げて連 結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくい を用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
き 裂	上端(天端)～居住側堤防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き 裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩 壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち 工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料 4－10 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
				市町村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物			公共施設	箇 所 名	土 砂 災 害 警 戒 区		土砂災害特別警戒区域	
																指 定 年 月 日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
中部土木事務所	沖縄市	I-122	池原(1)	沖縄市	池原	池原	43	130	21.9	7			市道(90m)	無	池原 (1)	H20. 10. 3	第 598 号	R3. 3. 30	第 222 号
〃	〃	I-123	池原(2)	〃	〃	〃	70	185	14.0	13			市道(120m) 道路(60m)	無	池原 (2)	H20. 10. 3	第 598 号	R3. 3. 30	第 222 号
〃	〃	I-124	池原(3)	〃	〃	〃	45	115	5.5	8			市道(70m)、 道路(20m)	無	池原 (3)	H20. 10. 3	第 598 号	R3. 3. 30	第 222 号
〃	〃	I-125	池原(4)	〃	〃	東佐久原	30	110	8.7	7			道路(85m)	無	池原 (4)	H20. 10. 3	第 598 号	R3. 3. 30	第 222 号
〃	〃	I-126	八重島	〃	八重島	八重島一丁目	64	75	16.0	8				無	八重島	R4. 3. 29	第 96 号	R4. 3. 29	第 114 号
〃	〃	I-127	嘉間良(1)	〃	嘉間良	嘉間良一丁目	35	220	23.1	38	幼稚園、寮	2	市道(250m) 道路(30m)	無	嘉間良 (1)	H20. 10. 14	第 614 号	R3. 3. 30	第 222 号

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域					
				市町村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物			公共施設	箇所名	土 砂 災 害 警 戒 区		土砂災害特別警戒区	
																指 定 年 月 日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
〃	〃	I-128	室川(1)	〃	仲宗根	室川原	52	240	19.0	66	市役所	1	市道(50m)、 道路(60m)	無	室川 (1)	R6.2.20	第34号	R6.2.20	第38号
〃	〃	I-129	大里(3)	〃	大里	後原	37	110	7.0	5			市道(10m)、 道路(65m)	無	大里 (3)	R4.3.29	第96号	R4.3.29	第114号
〃	〃	I-130	大里(1)	〃	〃	〃	45	460	10.6	32	高等学校	1	国道(260m) 道路(485m)	S54.1.8	大里 (1)	R4.3.29	第96号	R4.3.29	第114号
〃	〃	I-131	大里(2)	〃	〃	〃	47	140	15.8	10			市道(85m)、 道路(20m)	S59.12.11	大里 (2)	H27.6.5	第354号		
〃	〃	I-132	高原(2)	〃	高原	上原	62	200	12.8	31			市道(100m) 道路(170m)	無	高原 (2)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-133	高原(1)	〃	〃	高原	36	100	7.7	9				S59.12.11	高原 (1)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-134	比屋根(3)	〃	比屋根	上原	32	105	8.0	19			道路(485m)	無	比屋根(3)	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-135	比屋根(2)	〃	〃	西原	35	295	14.0	12			道路(310m)	H1.9.16	比屋根(2)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-136	比屋根(1)	〃	〃	上原	35	185	14.3	14			道路(90m)	S61.9.16	比屋根(1)	H27.6.5	第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-137	園田(1)	〃	園田	園田三丁目	45	50	10.0	5				無	園田(1)	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-138	園田(2)	〃	〃	〃	40	100	12.5	26			市道(105m)	無	園田(2)	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				市町村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物		公共施設	箇所名	土 砂 災 害 警 戒 区		土砂災害特別警戒区域	
															指 定 年 月 日	告 示 番 号	指 定 年 月 日	告 示 番 号
〃	〃	I-139	久保田(1)	〃	久保田	久保田二丁目	55	100	8.2	10			市道(120m)	H2.8.24	久保田(1)	H27.6.5 第354号		
〃	〃	I-140	久保田(2)	〃	〃	〃	45	90	16.0	19				無	久保田(2)	H20.10.3 第597号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-141	山里	〃	山里	山里一丁目	42	160	8.1	19			市道(155m)	無	山里	H20.9.16 第558号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-142	南桃源(1)	〃	南桃源	南桃源四丁目	40	80	12.0	6			市道(50m)、 道路(775m)、 河川(395m)	無	南桃源(1)	H27.6.5 第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-143	南桃源(2)	〃	〃	南桃源三丁目	40	160	8.5	11				無	南桃源(2)	H27.6.5 第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-144	与儀(1)	〃	与儀	田原	39	375	25.0	28			市道(190m)、 道路(250m)	無	与儀(1)	H20.12.5 第705号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-262	与儀(3)	〃	与儀	田原	33	680	26.0	19			市道(60m)	無	与儀(3)	R3.4.27 第274号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-357	池原(5)	〃	池原	池原	90	105	9.3	8			市道(10m)	無	池原(5)	H27.6.5 第354号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-358	八重島(2)	〃	八重島	八重島川原	74	130	11.1	12	神社	1	道路(25m)	無	八重島(2)	H20.12.5 第705号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-359	嘉間良(2)	〃	嘉間良	茶城原	41	125	11.4	8			市道(50m)、 公園(1)	無	嘉間良(2)	H20.10.14 第614号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-360	嘉間良(4)	〃	〃	嘉間良原	30	120	15.3	9			市道(70m)、 道路(60m)、 公園(1)	無	嘉間良(4)	H20.10.14 第614号	R3.3.30	第222号

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 策				急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				市町村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物		公共施設		箇所名	土 砂 災 害 警 戒 区		土砂災害特別警戒区	
																指 定 年 月 日	告 示 番 号	指 定 年月日	告 示 番 号
〃	〃	I-361	嘉間良(6)	〃	〃	不志久保原	53	80	12.4	9			道路(30m)	無	嘉間良(6)	H20.10.14	第614号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-362	越来	〃	越来	深川原	61	153	10.5	7			市道(40m)	無	越来	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-363	嘉間良(5)	〃	嘉間良	不志久保原	61	48	14.2	6			道路(5m)	無	嘉間良(5)	H20.10.14	第614号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-364	室川(2)	〃	仲宗根	室川原	48	110	8.6	16			道路(10m)	無	室川(2)	H20.10.3	第597号	R3.3.30	第222号
〃	〃	I-365	比屋根(4)	〃	比屋根	上原	30	155	13.2	9			市道(70m)、道路(40m)	無	比屋根(4)	H20.9.16	第558号	R3.3.30	第222号
〃		土砂災害警戒区域等（急傾斜地）Ⅰ以外の箇所												H31.2.12	比屋根(5)	H29.6.27	第346号	R3.3.30	第222号
		古謝(1)	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号													
		古謝(2)	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号													
		高原(3)	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号													
		与儀(4)	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号													
		与儀(5)	R3.4.27	第274号	R3.3.30	第222号													

(令和5年4月1日現在)

所轄土木 事務所等 名	水防 管理 団体名	箇所 番号	箇所名	位 置			地 形			保 全 対 策		急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律による指定区域				
				市・町・村	大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共 施設		箇所名	土 砂 災 害 警 戒 区 域		土砂災害特別警戒区域	
														指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号
中部土木 事務所	沖縄市	Ⅱ-195	知花	沖縄市	知花	東原	72	57	13.4	4		無	知花	H20.12.5	第705号	R3.3.30	第222号
〃	〃	Ⅱ-196	嘉間良(3)	〃	嘉間良	茶城原	120	83	9.3	4	広場	無	嘉間良(3)	H20.10.14	第614号	R3.3.30	第222号
〃	〃	Ⅱ-197	与儀(2)	〃	与儀	仲原	105	70	12.5	3		無	与儀(2)	R4.3.29	第96号	R4.3.29	第114号
〃	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）以外の箇所												吉原(20)	R4.3.29	第97号	R4.3.29	第115号

土砂災害警戒区域等(急傾斜地)Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。)ある箇所。

土砂災害警戒区域等(急傾斜地)Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

資料 4－11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

土木事務所	番号	指定区域（位置）		面積 (ha)	地形			被害対策		指定年月日	指定告示番号
		市町村	箇所名		傾斜角度	長さ (m)	高さ (m)	人家 (戸)			
中部土木事務所	12	沖縄市	大里 (1)	367.18	73	150	11	30		昭和 54.1.8	第 6 号
	13	〃	大里・桃原	47.17	40	110	14	10		59.12.11	第 1001 号
	14	〃	高原	23.42	35	95	7	11		〃	第 1000 号
	15	〃	比屋根	73.34	35	150	14.3	15		61.9.16	第 646 号
	16	〃	比屋根 (2)	114.98	35	215	14	15		平成元.9.16	第 696 号
	17	〃	久保田	21.25	45	100	7	8		2.8.24	第 661 号
	18	〃	与儀 (3)	162.12	35	189	24～30	10		10.4.14	第 369 号
	19	〃	嘉良間	93.1	31～36	17～44	10～23	12		14.4.30	第 384 号
	20	〃	比屋根 (5)	57.9	34.4～44	22.9～ 29.1	20.3～22.2	5	道路	31.2.12	第 55 号

資料 4－12 地すべりによる危険が予想される箇所

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

所轄土木事 務所等名	水防管 理団体 名	番 号	区域名	位置		面積 (ha)	地すべり 指定地 の有無	区域内の保全対策				土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律による指定区域				
												箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒 区域	
				市町村 名	大字名			河 川 へ の 影響 (m³)	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の 種類及び数		指定 年月日	告示 番号	指定 年月日	告示 番号
中部土木事 務所	沖縄市	4	嘉間良	沖縄市	嘉間良	6.5	無		181	0.2	市道 1080m 幼園 1	嘉間良	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	5	桃 原	〃	桃 原	89.1	無		433	2.1	国 道 550m 県 道 1050m 市道 1760m 学校 1 公館 2	桃 原	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	6	古 謝	〃	古 謝	34.8	無		43	12.1	市道 1720m	古 謝	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	7	仲宗根	〃	仲宗根	21.7	有		415	0.5	国 道 230m 県 道 160m 市道 1380m 学校 1、幼園 2	仲宗根	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	8	高原 1	〃	高 原	34.5	無		534	15.7	市道 2100m	高原 1	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	9	胡 屋	〃	胡 屋	11.3	無		21	0.2	市道 180m ダム 1 幼園 1	胡 屋	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	10	高原 2	〃	高 原	15.5	無		167	0.7	国 道 450m 県 道 400m 市道 950m	高原 2	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	11	比屋根 1	〃	比屋根	14.5	無		167	0.6	国 道 410m 市 道 1080m 公館 1	比屋根 1	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	12	比屋根 2	〃	比屋根	60.4	無		147	4.1	県道 1050m 市道 1620m	比屋根 2	H27.6.5	第 354 号		
〃	〃	13	与 儀	〃	与 儀	81.0	有	146,000	206	14.2	国 道 350m 市 道 2220m	与 儀	H27.6.5	第 354 号		

資料 4－13 地すべり防止区域指定一覧表

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

土木事務所	番 号	指定区域 (位置)		面積 (ha)	被 害 対 策	指定年月日	指定告示番号
		市町村	箇所名				
中部土木事務所	7	沖縄市	仲宗根	6.08	河川 人家 68、団地 7 棟、耕地 0.47、市道 150m	昭和 56 年 3 月 7 日	第 570 号
	8	沖縄市	与 儀	7.88	人家 34、市道 200m、村道 150m	平成元年 3 月 31 日	第 882 号

沖縄本島地方土砂災害警戒情報 第△号

令和××年××月××日 ××時××分

沖縄県 沖縄気象台 共同発表

【警戒対象地域】

沖縄市* うるま市*

* 印は、新たな警戒対象となった市町村を示します。

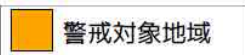
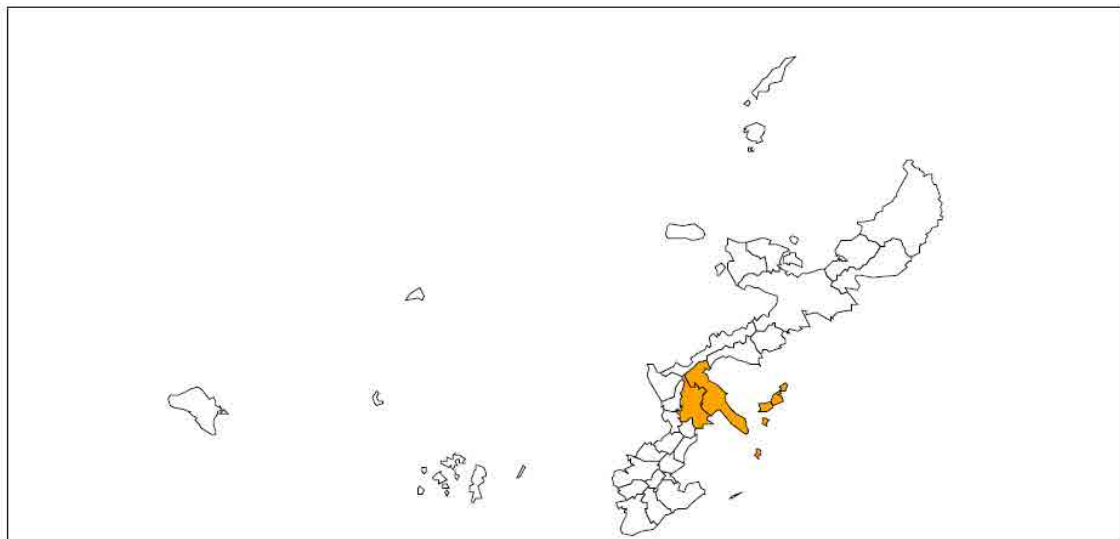
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけると
ともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意して下さい。



問い合わせ先

098-866-2410（沖縄県海岸防災課）

098-833-4285（沖縄気象台予報課）

資料 4-15 要配慮者利用施設一覧

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先	急傾斜地崩壊 地すべり	特別 警戒 区域
1	社会福祉施設	うむいぬうふやー	老人福祉施設 その他これらに類する施設	15	桃原 2-16-37	電話 988-5598 FAX 988-5600	地すべり	×
2		デイサービスたんぼぼ苑	老人福祉施設 その他これらに類する施設	9	桃原 2-17-17	電話 934-7707 FAX 934-2720	地すべり	×
3		がんじゅうの扉 ザ・テラス	老人福祉施設 その他これらに類する施設	20	高原 3-9-11 1F	電話 975-6588 FAX 975-6689	地すべり	×
4		うむいぬいちばんじゃー	老人福祉施設 その他これらに類する施設	17	高原 3-12-19	電話 987-8906 FAX 987-8908	地すべり	×
5		デイサービス寿ぬ館	老人福祉施設 その他これらに類する施設	25	与儀 1-22-1	電話 933-5660 FAX 933-9361	地すべり	×
6		デイサービスサンライズい さ	老人福祉施設 有料老人ホーム	60	与儀 1-29-19	電話 989-5920 FAX 989-5919	急傾斜地崩壊	×
7		通所介護事業所希望の丘	老人福祉施設	20	与儀 2-16-25	電話 987-8001 FAX 987-8002	地すべり	×
8		デイサービスりんご	老人福祉施設 その他これらに類する施設	21	与儀 3-3-2	電話 989-0713 FAX 989-0714	急傾斜地崩壊	×
9		介護老人福祉施設沖縄一条 園	老人福祉施設	100	与儀 3-5-10	電話 932-9376 FAX 932-9378	急傾斜地崩壊	×
10		沖縄一条園 短期入所生活介護事業所	老人福祉施設	19	与儀 3-5-10	電話 932-9376 FAX 932-9378	急傾斜地崩壊	×
11		沖縄一条園通所介護事業所	老人福祉施設 認知症対応型老人共同生活 援助事業の用に供する施設 その他これらに類する施設	30	与儀 3-5-10	電話 933-9955 FAX 932-9378	急傾斜地崩壊	×
12		グループホーム沖縄一条園	認知症対応型老人共同生活 援助事業の用に供する施設 その他これらに類する施設	9	与儀 3-5-10	電話 932-9388 FAX 932-9378	急傾斜地崩壊	×
13		宅老所 美桃	有料老人ホーム	16	桃原 1-16-6	電話 921-0835 FAX 921-0425	地すべり	×
14		シニアハウスめだかの杜 高原ハウス	有料老人ホーム	8	高原 4-12-3 1 階	電話 930-0325 FAX 989-6658	地すべり	×
15		シニアハウスめだかの杜 オーシャンビュー与儀	有料老人ホーム	7	与儀 2-5-3 糸数ハウス	電話 930-6444 FAX 989-7368	急傾斜地崩壊	×
16		シルバーホーム りんご	有料老人ホーム	24	与儀 3-3-2 3 階、4 階	電話 989-0713 FAX	急傾斜地崩壊	×
17		ゆいふあーむ沖縄	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	20	大里 1-26-10 コボ 大里 405 号	電話 989-3326 FAX 989-3327	地すべり	×
18		J o y 高原	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	2	高原 3-10-26	電話 989-5623 FAX 989-5213	地すべり	×
19		L i f e 高原	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	5	高原 3-10-26	電話 989-5623 FAX 989-5213	地すべり	×
20		D o たかはら	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	7	高原 3-11-53	電話 989-5623 FAX 989-5213	地すべり	×
21		短期入所事業所らいず	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	6	高原 4-18-16	電話 989-4426 FAX 989-4427	地すべり	×
22		パートナーホームたかはら	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	15	高原 4-28-1	電話 989-9840 FAX 989-9841	地すべり	×
23		生活介護事業所希望の丘	障害福祉サービス事業の用 に供する施設	20	与儀 2-16-25	電話 987-8001 FAX 987-8002	地すべり	×
24		シャロームこども園	児童福祉施設 児童自立生活援助事業の用 に供する施設 子育て短期支援事業の用に 供する施設 一時預かり事業の用に供す る施設 児童相談所 その他これらに類する施設	80	高原 1-3-80	電話 933-8259 FAX	地すべり 急傾斜地崩壊	×

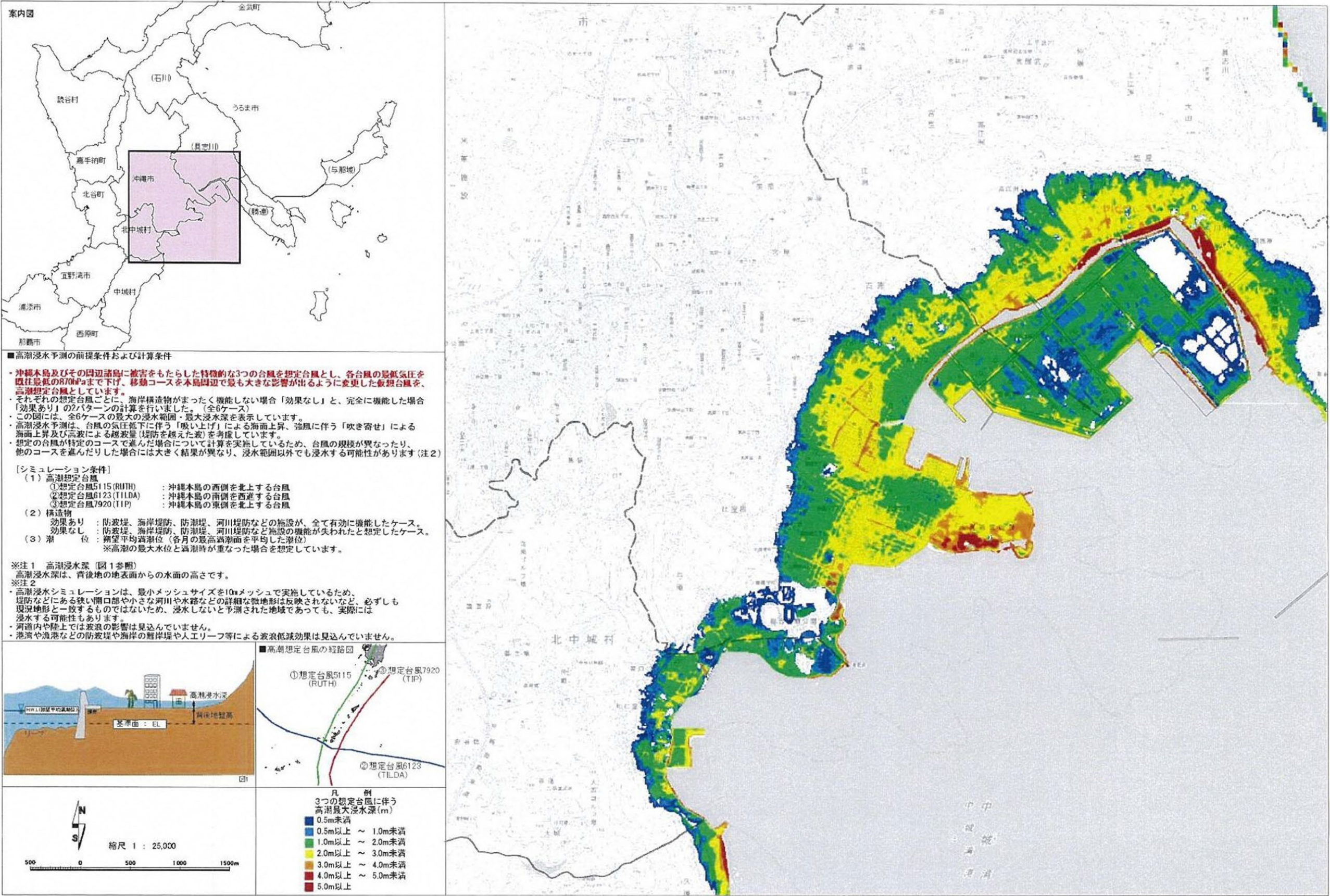
No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先		急傾斜地崩壊 地すべり	特別 警戒 区域
25	社会福祉施設	am 古謝	障害児通所支援事業の用に 供する施設	13	古謝 1-5-22	電話	938-0202	急傾斜地崩壊	×
						FAX	988-7578		
26		放課後等デイサービス リンクエイトⅡ	障害児通所支援事業の用に 供する施設	10	大里 1-14-25	電話	080-3220- 6547	地すべり	×
						FAX	800-1831		
27		放課後等デイサービス リンクエイトⅢ	障害児通所支援事業の用に 供する施設	10	比屋根 6-4-24	電話	070-1390- 3575	地すべり	×
						FAX	911-9876		
28		ちより学童クラブ	放課後児童健全育成事業の 用に供する施設	27	古謝 1-17-14	電話	989-9310	地すべり	×
						FAX	989-9311		
29	学校	もりのなかま保育園 古謝園	その他これらに類する施設	19	古謝 1-5-22	電話	988-7577	急傾斜地崩壊	×
						FAX			
30		高原自治会 (こどもの居場所)	その他これらに類する施設	50	高原 4-5-40	電話	937-3668	地すべり	×
						FAX			
31	学校	比屋根公民館 (出前児童館)	その他これらに類する施設	15	比屋根 6-7-1 比屋根公民館内	電話	932-8950	地すべり	×
						FAX			
32		コザ聖母幼稚園	幼稚園	140	嘉間良 1-4-1	電話	937-7065	地すべり	×
						FAX	937-7065		
33		聖母幼稚園	幼稚園	140	桃原 1-5-1	電話	937-4935	地すべり	×
						FAX	989-9436		
34		室川幼稚園	幼稚園	60	室川 2-24-2	電話	938-4197	地すべり	×
						FAX	938-4197		
35		室川小学校	小学校	190	室川 2-24-1	電話	938-2177	地すべり	×
						FAX			
36		コザ高等学校	高等学校	1,204	照屋 5-5-1	電話	937-3563	急傾斜地崩壊	×
						FAX	937-0677		

水防法に基づく洪水浸水想定区域（比謝川水系）

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先		浸水想定 規模	浸水継続 時間	想定 浸水深
1	社会福祉施設	ショッピングリハビリ@ 沖縄city	老人福祉施設 その他これらに 類する施設	10	安慶田 2-25-20	電話	987-8079	想定最大	12 時間未満	1～3m
						FAX	987-8445			
2		きぼうのわ	障害福祉サー ビス事業の用に供 する施設	26	住吉 1-22-23	電話	921-3339	想定最大	12 時間未満	～0.3m
						FAX	879-5581			
3		自立訓練事業所 ラポー ル	障害福祉サー ビス事業の用に供 する施設	30	安慶田 4-9-7	電話	932-8100	想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX	932-8161			
4		すこやか未来保育園	児童福祉施設	80	安慶田 3-11-30 2F	電話	938-2331	想定最大	12 時間未満	1～3m
						FAX				
5		あいのほしこども園	児童福祉施設	90	安慶田 4-9-35	電話	932-4150	想定最大 ・計画	12 時間未満	3～5m
						FAX				
6		きらきらくども園 Ageda	児童福祉施設	90	安慶田 5-2-2	電話	923-0377	想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX				
7	医療施設	あげだ児童館	児童福祉施設	47	安慶田 2-17-10 2F	電話	934-4643	想定最大 ・計画	12 時間未満	0.5～ 1m
						FAX	934-4643			
8		あげだ児童館 放課後児童クラブ (公設公営)	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	18	安慶田 2-17-10	電話	934-4643	想定最大 ・計画	12 時間未満	0.5～ 1m
						FAX	934-4643			
9		愛の星学童クラブ	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	50	安慶田 4-9-35	電話	932-4150	想定最大 ・計画	12 時間未満	3～5m
						FAX	930-0018			
10		ちばな学童クラブ	放課後児童健全 育成事業の用に 供する施設	42	知花 2146 東南植物楽園内	電話	090-6865- 7111	想定最大	12 時間未満	1～3m
						FAX	911-5858			
11		愛の星 familiar	その他これらに 類する施設	19	安慶田 5-2-5	電話	989-3100	想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX				
12		沖縄市社会福祉センター 沖縄市男女共同参画セン ター	その他これらに 類する施設		住吉 1-14-29	電話	937-0174	想定最大	12 時間未満	0.3～ 0.5m
						FAX	937-0183			
13	医療施設	医療法人卯の会 新垣病 院	病院	273	安慶田 4-10-3	電話	933-2756	想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX	932-9677			
14	医療施設	助産院ゆないと	助産所	1	知花 4-48-39	電話	080-3188- 0137	想定最大	12 時間未満	1～3m
						FAX				
15	学校	愛星幼稚園	幼稚園 児童福祉施設	80	胡屋 6-2-1	電話	933-5088	想定最大 ・計画	12～24 時間 未満	3～5m
						FAX	989-5419			
16		安慶田幼稚園	幼稚園	95	安慶田 2-18-2	電話	937-6546	想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX	937-6546			
17		安慶田小学校	小学校	404	安慶田 2-18-1	電話	937-3561	想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX				
18		安慶田中学校	中学校	334	安慶田 3-8-1	電話	939-1718	想定最大 ・計画	12～24 時間 未満	1～3m
						FAX				
19	学校	FC 琉球高等学院 鹿島朝日高等学校	その他学校施設 に類する施設	40	安慶田 5-1-16 グランシャトレ 安慶田 2F	電話		想定最大 ・計画	12 時間未満	1～3m
						FAX				

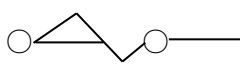
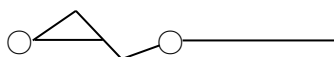
5. 海岸の状況、津波対策

資料5-1 沖縄市高潮浸水予測図



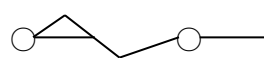
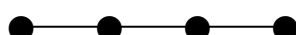
資料５－２ 津波警報及び津波注意報の標識（予報警報標識規則）

津 波 注 意 報 等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除 標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。
2 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

津 波 警 報 等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連 点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

- (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

資料５－３ 避難促進施設一覧

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先	
1	社会福祉施設	愛聖クリニック デイサービスセンター はる	老人福祉施設 その他これらに類する施設	40	古謝 2-16-10	電話	934-8800
						FAX	934-8801
2		古謝ピーす美らさん	老人福祉施設 その他これらに類する施設	20	古謝 2-32-10	電話	989-8183
						FAX	989-8184
3		デイサービス美々	老人福祉施設	30	海邦 1-6-5	電話	988-5354
						FAX	988-5356
4		デイサービスセンター海邦	老人福祉施設 その他これらに類する施設	48	海邦 1-15-8	電話	921-1255
						FAX	921-1250
5		愛聖クリニック泡瀬北 デイサービスセンター	老人福祉施設 有料老人ホーム その他これらに類する施設	50	海邦 1-15-10	電話	939-5104
						FAX	939-5129
6		デイサービス N I C O U S (ニュアス)	老人福祉施設	8	海邦 2-27-1	電話	989-4668
						FAX	989-4669
7		有限会社介護サービスセンター桃原 デイサービス桃原	老人福祉施設 その他これらに類する施設	35	桃原 4-5-1	電話	921-0835
						FAX	921-0425
8		デイサービス ニハーデービル	老人福祉施設	45	大里 3-22-15	電話	989-6502
						FAX	921-1050
9		デイサービス 美らさん	老人福祉施設 その他これらに類する施設	18	高原 6-2-2 101 号室	電話	989-7304
						FAX	989-7314
10		通所介護センターアワセ敬老館	老人福祉施設 有料老人ホーム その他これらに類する施設	26	泡瀬 1-31-17	電話	938-9558
						FAX	938-9609
11		アワセ第一デイサービス	老人福祉施設 その他これらに類する施設	50	泡瀬 2-53-19	電話	934-2674
						FAX	934-2674
12		デイサービスちむわぎ	老人福祉施設 有料老人ホーム	30	泡瀬 3-26-5	電話	938-5517
						FAX	938-5516
13		WAN STYLE+	老人福祉施設 その他これらに類する施設	60	泡瀬 4-21-17	電話	989-3903
						FAX	989-3908
14		デイサービス あわせ	老人福祉施設 その他これらに類する施設	40	泡瀬 4-41-7	電話	934-7773
						FAX	934-7783
15		デイサービス デルソール	老人福祉施設 その他これらに類する施設	10	泡瀬 4-48-8 泡瀬比嘉店舗 1F	電話	934-5401
						FAX	934-5401
16		デイサービスちむわぎ ていーち	老人福祉施設 有料老人ホーム	30	泡瀬 5-2-8	電話	939-5337
						FAX	939-5336
17		沖縄百歳堂デイケアセンター	老人福祉施設 その他これらに類する施設	45	比屋根 2-15-1 沖縄リハビリテーション内	電話	982-1808
						FAX	982-2808
18		たびっくデイサービスセンター	老人福祉施設 その他これらに類する施設	12	比屋根 2-1-22 たびっく地域ケアホームひやごん	電話	989-3779
						FAX	934-7273
19		沖縄一条園短期入所生活介護事業所	老人福祉施設	19	与儀 3-5-10	電話	932-9376
						FAX	932-9378
20		介護老人福祉施設沖縄一条園	老人福祉施設	100	与儀 3-5-10	電話	932-9376
						FAX	932-9378
21		沖縄一条園通所介護事業所	老人福祉施設 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 その他これらに類する施設	30	与儀 3-5-10	電話	933-9955
						FAX	932-9378
22		グループホーム沖縄一条園	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 その他これらに類する施設	9	与儀 3-5-10	電話	932-9388
						FAX	932-9378
23		愛聖グループホームベガサス	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 その他これらに類する施設	9	古謝 2-16-8	電話	923-1170
						FAX	923-1121
24		シニアハウスめだかの杜 泡瀬ハウス	有料老人ホーム	8	泡瀬 4-9-19 長田ハウス A 3 号室	電話	937-2763
						FAX	989-6658
25		有料老人ホーム シニアハウスエール	有料老人ホーム	8	海邦 1-5-3	電話	090-3935-8980
						FAX	800-2088

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先	
26	社会福祉施設	愛聖ホーム和	有料老人ホーム	42	海邦 1-15-10	電話	937-0645
						FAX	
27		愛聖有料老人ホーム シンフォニー	有料老人ホーム	39	海邦 1-15-25 2 階～4 階	電話	923-1771
						FAX	923-1772
28		宅老所花の里	有料老人ホーム	5	大里 3-8-3	電話	960-2520
						FAX	960-2520
29		有料老人ホームにへでほーむ	有料老人ホーム	48	大里 3-22-15 2 階～4 階	電話	989-6501
						FAX	921-1050
30		有料老人ホーム海の家	有料老人ホーム	12	泡瀬 1-31-17	電話	939-3880
						FAX	
31		住宅型有料老人ホームちむわぎ	有料老人ホーム	20	泡瀬 3-26-5 2 階	電話	938-5517
						FAX	
32		ラ・ペジブル泡瀬	有料老人ホーム その他これらに類する施設	93	泡瀬 4-41-1	電話	989-3787
						FAX	989-3786
33		住宅型有料老人ホーム ちむわぎていーち	有料老人ホーム	33	泡瀬 5-2-8 2 階、3 階	電話	939-5337
						FAX	
34		デイサービスセンター美原 あわせ	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	古謝 2-19-5	電話	989-3101
						FAX	989-3102
35		e l s o l 元気のたね	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	6	古謝 2-27-17	電話	989-7345
						FAX	989-7345
36		古謝ぴーす美らさん	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	古謝 2-32-10	電話	989-8183
						FAX	989-8184
37		愛音楽（アネラ）はうす	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	21	海邦 1-8-3	電話	989-3912
						FAX	989-3912
38		ショートステイ L I N K	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	5	海邦 1-14-17	電話	989-6432
						FAX	960-3948
39		わくわく障がい者グループホーム L I N K	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	5	海邦 1-14-17	電話	989-6432
						FAX	960-3948
40	社会福祉施設	青葉	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	16	海邦 2-14-32 1F	電話	070-1945- 3660
						FAX	
41		コビス	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	海邦 2-27-6	電話	989-8701
						FAX	989-8702
42		ハートリッチ	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	40	桃原 4-5-1 伊佐店舗 102	電話	934-7300
						FAX	934-7333
43		キセキ	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	高原 6-2-10	電話	989-6771
						FAX	989-6772
44		きずな	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	40	泡瀬 1-5-14	電話	938-1620
						FAX	938-1620
45		障害者多機能型支援施設チャレンジ	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	35	泡瀬 1-20-30	電話	939-5102
						FAX	939-5184
46		指定共生型生活介護事業所 きづきの家	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	5	泡瀬 1-21-13	電話	894-9355
						FAX	937-5530
47		ゆいまーる	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	泡瀬 2-28-17 コーポ ゆうな 1A 号室	電話	937-6522
						FAX	937-6523
48		就労継続支援 B 型事業所 日和	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	泡瀬 2-54-5	電話	937-6101
						FAX	937-6101
49		就労センター ていーだ泡瀬	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	20	泡瀬 4-11-18 ていーだうりずんビル	電話	929-0123
						FAX	929-0124
50		みんなの家	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	5	泡瀬 4-13-16 2 階	電話	090-6454- 6109
						FAX	
51		デイサービス WAN STYLE+（ワンスタイルプラス）	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	60	泡瀬 4-21-17	電話	989-3903
						FAX	989-3908
52		ショートステイ OLIVIA+沖縄泡瀬	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	4	泡瀬 6-7-33	電話	090-8293- 8142
						FAX	
53		ショートステイ OLIVIA+沖縄泡瀬Ⅱ	障害福祉サービス事業の用に 供する施設	4	泡瀬 6-7-33 301	電話	989-1588
						FAX	989-1544
54		ハレルヤ保育園	児童福祉施設	100	古謝 2-18-11	電話	937-4788
						FAX	
55		ニチイキッズこじや保育園（A 型）	児童福祉施設	18	古謝 2-19-15	電話	921-0722
						FAX	

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先
56	社会福祉施設	サムエル保育園	児童福祉施設	90	古謝 2-31-6	電話 929-4152 FAX
57		みらいおきなわ保育園	児童福祉施設	12	古謝 2-31-27	電話 987-8346 FAX
58		ほっぺるランド 沖縄海邦 (A 型)	児童福祉施設	19	海邦 2-5-3	電話 923-1536 FAX
59		みちしお保育園	児童福祉施設	99	桃原 4-26-20	電話 938-3171 FAX
60		大芽保育園 分園大地	児童福祉施設	48	桃原 4-27-30	電話 989-7111 FAX
61		オリーブ保育園	児童福祉施設	75	大里 3-10-18	電話 923-0705 FAX
62		愛の泉保育園	児童福祉施設	90	高原 5-14-30	電話 937-0195 FAX
63		かりゆし保育園	児童福祉施設	80	泡瀬 1-16-9	電話 929-3737 FAX
64		海の子保育園	児童福祉施設	105	泡瀬 1-32-6	電話 934-3371 FAX
65		ともわ乳児園 泡瀬第二 (A 型)	児童福祉施設	12	泡瀬 2-4-3 miL 1F	電話 923-0950 FAX
66		アリス保育園 (A 型)	児童福祉施設	19	泡瀬 2-16-21	電話 989-9590 FAX
67		どりーむ保育園	児童福祉施設	60	泡瀬 2-22-15	電話 934-9151 FAX
68		さざなみっこ保育園	児童福祉施設	60	泡瀬 2-46-20	電話 937-2878 FAX
69		海の子 分園 花	児童福祉施設	30	泡瀬 2-57-7	電話 937-8650 FAX
70		ともわ乳児園 泡瀬園 (A 型)	児童福祉施設	12	泡瀬 3-35-7 グランデアスール 1-A	電話 923-2298 FAX
71		京進のほいくえん HOPPA 泡瀬園 (A 型)	児童福祉施設	12	泡瀬 4-31-16 MK2 1F	電話 934-7200 FAX
72		ぶどうの木保育園	児童福祉施設	90	泡瀬 4-45-20	電話 937-3200 FAX
73		京進のほいくえん HOPPA 泡瀬さざなみ園	児童福祉施設	12	泡瀬 5-16-4	電話 923-3545 FAX
74		泡瀬保育所	児童福祉施設	90	泡瀬 6-27-1	電話 938-2451 FAX
75		ひやごん保育園	児童福祉施設	60	比屋根 3-6-8	電話 932-4680 FAX
76		沖縄市福祉文化プラザ児童センター	児童福祉施設	95	高原 7-35-1	電話 930-1695 FAX 930-1693
77		Roselle Association CLUB V	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	海邦 1-19-32	電話 989-0564 FAX 989-0565
78		児童デイサービス nana-la	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	海邦 2-9-18	電話 939-2411 FAX 983-4753
79		スパイク	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	海邦 2-14-10 パークサイト K101 号室	電話 923-1278 FAX 993-7343
80		児童デイサービスいっぽクラブ	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	高原 5-15-5 2F	電話 938-6687 FAX 938-6687
81		Roselle Association CLUB III	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	高原 6-3-15	電話 987-8285 FAX 987-8286
82		児童デイサービス ゆめさきクラブ	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	高原 6-7-40	電話 989-3719 FAX 989-3548
83		きづき児童デイ トリトンII	障害児通所支援事業の用に供 する施設	5	泡瀬 1-21-15	電話 937-5512 FAX 937-5530
84		きづき児童デイ トリトン	障害児通所支援事業の用に供 する施設	5	泡瀬 1-22-15	電話 923-3823 FAX 923-3823
85		児童発達支援事業所 i t o	障害児通所支援事業の用に供 する施設	10	泡瀬 2-3-17 BLUE SKY AWASE A-1	電話 989-9973 FAX 989-9974
86		アユーラ放課後等デイサービス沖縄 1	障害児通所支援事業の用に供 する施設	14	比屋根 2-13-16	電話 923-2113 FAX 923-2779
87		児童サポートハウス ユニコーン	障害児通所支援事業の用に供 する施設	8	比屋根 3-12-18 1 階	電話 960-6277 FAX 960-6277

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先	
88	社会福祉施設	ハレルヤ児童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	43	古謝 2-18-11	電話	937-4750
						FAX	937-4758
89		そよ風学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	38	大里 3-17-31 3F	電話	989-9793
						FAX	989-9796
90		愛の泉学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	55	高原 5-14-30	電話	937-0369
						FAX	937-0198
91		福祉文化プラザ児童センター 放課後児童クラブ（公設公営）	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	35	高原 7-35-1	電話	930-1695
						FAX	930-1693
92		海の子学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	58	泡瀬 1-32-6	電話	934-3371
						FAX	934-3341
93		さざなみ学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	38	泡瀬 3-20-26 1F-A	電話	939-9366
						FAX	
94		さざなみ第二学童クラブ	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	29	泡瀬 3-20-26 2F-A	電話	959-7253
						FAX	959-7253
95		学童クラブ あわせきつず	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	37	泡瀬 3-35-10	電話	070-3800-9265
						FAX	
96		愛聖小規模多機能型オリオン	その他これらに類する施設	13	古謝 2-16-8	電話	923-1150
						FAX	923-1121
97		愛聖クリニックデイケアセンター	その他これらに類する施設	48	高原 6-1-13	電話	939-5144
						FAX	939-5202
98		小規模多機能型居宅介護事業所 きづきの家	その他これらに類する施設	24	泡瀬 1-21-13	電話	894-9355
						FAX	937-5530
99		沖縄リハビリテーションセンター病院 訪問リハビリテーション室	その他これらに類する施設	80	比屋根 2-15-1 沖縄リハビリテーション内	電話	982-1777
						FAX	982-1788
100		介護老人保健施設亀の里	その他これらに類する施設	80	比屋根 2-15-2	電話	933-7772
						FAX	933-7781
101		東部クリニック	その他これらに類する施設	40	与儀 3-9-1	電話	932-0111
						FAX	932-9111
102		BRIGHT STAR INTERNATIONAL PRESCHOOL	その他これらに類する施設	42	桃原 4-9-1	電話	961-4962
						FAX	
103		そよ風保育園	その他これらに類する施設	82	大里 3-17-31 2F	電話	989-9793
						FAX	
104		あかちゃんハウスゆいゆい	その他これらに類する施設	10	泡瀬 1-3-9	電話	938-9920
						FAX	
105		STEP ONE International	その他これらに類する施設	25	泡瀬 1-19-12	電話	090-6865-7289
						FAX	
106		あいぐらん保育園泡瀬	その他これらに類する施設	12	泡瀬 5-1-4	電話	989-5556
						FAX	
107		タピックちきゅう保育園	その他これらに類する施設	69	比屋根 1-16-2	電話	987-8114
						FAX	
108		学習支援ひろばくじら寺子屋	その他これらに類する施設	50	海邦 2-9-10	電話	090-1948-0385
						FAX	
109		ここキッズ	その他これらに類する施設	50	高原 5-18-1 1F	電話	090-7458-0694
						FAX	
110		夢空間たんぼぼ	その他これらに類する施設	30	泡瀬 2-50-25	電話	987-8431
						FAX	
111		泡瀬第三自治会（こどもの居場所）	その他これらに類する施設	50	泡瀬 5-19-1	電話	938-4950
						FAX	
112		海邦町公民館（出前児童館）	その他これらに類する施設	15	海邦 2-12-38 海邦町公民館内	電話	938-4950
						FAX	
113		泡瀬公民館（出前児童館）	その他これらに類する施設	15	泡瀬 2-3-26 泡瀬公民館内	電話	939-7335
						FAX	
114		沖縄市福祉文化プラザ	その他これらに類する施設		高原 7-35-1	電話	930-1692
						FAX	930-1698
115	医療施設	沖縄リハビリテーションセンター病院	病院	410	比屋根 2-15-1 沖縄リハビリテーション内	電話	982-1777
						FAX	982-1788

No.	種別	施設名	施設区分	定員	住所	連絡先	
116	学校	泡瀬幼稚園	幼稚園	105	泡瀬 2-33-5	電話	934-3615
						FAX	934-3615
117		泡瀬小学校	小学校	706	泡瀬 2-33-10	電話	934-2122
						FAX	
118		沖縄東中学校	中学校	699	桃原 4-19-1	電話	934-9460
						FAX	
119		美里工業高等学校	高等学校	691	泡瀬 5-42-2	電話	937-5848
						FAX	937-0842
120		美咲特別支援学校 教育センター分教室（ちゅらさき分教室）	特別支援学校	20	与儀 3-11-1 総合教育センター内	電話	
						FAX	
121		日本ウェルネス高等学校 沖縄キャンパス	その他学校施設に類する施設	135	海邦 1-22-13	電話	901-7630
						FAX	
122		精華学園高等学校夢咲学園 学習センター	その他学校施設に類する施設	18	高原 6-7-40	電話	923-4351
						FAX	

**6. 避難所・備蓄倉庫及び物資
資料6-1 指定緊急避難場所一覧**

学校

番号	名称	災害種別					所在地	電話	収容 可能 人数	面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	津波	地震				
1	越来小学校（運動場）	○	○	○	○	○	越来 1-2-2	937-3556	4,409	4,409
2	コザ小学校（運動場）	○	○	○	○	○	中央 4-16-1	937-3249	10,855	10,855
3	中の町小学校（運動場）	○	○	○	○	○	上地 3-4-1	933-3054	7,079	7,079
4	安慶田小学校（運動場）	×	○	○	○	○	安慶田 2-18-1	937-3561	6,622	6,622
5	諸見小学校（運動場）	○	○	○	○	○	胡屋 2-3-1	933-3400	5,902	5,902
6	島袋小学校（運動場）	○	○	○	○	○	久保田 2-21-1	933-3365	8,968	8,968
7	山内小学校（運動場）	○	○	○	○	○	山内 2-32-2	933-6562	6,100	6,100
8	北美小学校（運動場）	○	○	○	○	○	登川 1515	937-3616	6,009	6,009
9	美里小学校（運動場）	○	○	○	○	○	美里 4-1-1	938-8844	6,271	6,271
10	美東小学校（運動場）	○	○	×	×	○	桃原 3-4-1	937-3617	6,032	6,032
11	宮里小学校（運動場）	○	○	○	○	○	宮里 3-27-1	937-6745	9,548	9,548
12	高原小学校（運動場）	○	○	×	×	○	高原 5-12-2	937-3618	16,874	16,874
13	室川小学校（運動場）	○	×	○	○	○	室川 2-24-1	938-2177	3,650	3,650
14	美原小学校（運動場）	○	○	○	○	○	美原 4-20-1	934-0021	8,783	8,783
15	泡瀬小学校（運動場）	○	○	×	×	○	泡瀬 2-33-10	934-2122	9,370	9,370
16	比屋根小学校（運動場）	○	○	○	○	○	比屋根 6-2-1	930-0581	8,659	8,659
17	越来中学校（運動場）	○	○	○	○	○	越来 1-2-1	937-3191	12,965	12,965
18	コザ中学校（運動場）	○	○	○	○	○	胡屋 3-38-1	933-3539	7,068	7,068
19	山内中学校（運動場）	○	○	○	○	○	山内 2-20-1	933-4793	11,880	11,880
20	美里中学校（運動場）	○	○	○	○	○	知花 1-24-1	937-3614	15,107	15,107
21	美東中学校（運動場）	○	○	×	×	○	高原 5-12-1	937-3613	11,504	11,504
22	安慶田中学校（運動場）	×	○	○	○	○	安慶田 3-8-1	939-1718	10,158	10,158
23	宮里中学校（運動場）	○	○	○	○	○	東 2-17-1	939-3911	9,768	9,768
24	沖縄東中学校（運動場）	○	○	×	×	○	桃原 4-19-1	934-9460	12,002	12,002
25	美里高等学校（運動場）	○	○	○	○	○	松本 2-5-1	938-5145	14,918	14,918
26	球陽高等学校・ 球陽中学校（運動場）	○	○	○	○	○	南桃原 1-10-1	933-9301	10,377	10,377
27	コザ高等学校（運動場）	○	×	○	○	○	照屋 5-5-1	937-3563	22,674	22,674
28	美来工科高等学校（運動場）	○	○	○	○	○	越来 3-17-1	937-5309	17,570	17,570
29	美里工業高等学校（運動場）	○	○	×	×	○	泡瀬 5-42-2	937-5848	16,655	16,655

公園

番号	名称	災害種別					所在地	電話	収容 可能 人数	面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	津波	地震				
1	南桃原二丁目公園	○	○	○	○	○	南桃原 2-5	-	1,960	9,800
2	諸見里公園	○	×	○	○	○	園田 3-25	-	5,400	27,000
3	若夏公園	○	○	○	○	○	東 2-23	-	2,920	14,600
4	マンタ公園	○	○	×	×	○	海邦 2-13	-	2,000	10,000
5	松本都市緑地	○	○	○	○	○	松本 1-10	-	3,240	16,200
6	馬場都市緑地	○	○	○	○	○	知花 6-41	-	5,400	27,000
7	センター公園	○	×	○	○	○	嘉間良 1-1	-	3,180	15,900
8	明道公園	○	○	○	○	○	明道 1-13	-	5,400	27,000
9	美里公園	○	○	○	○	○	美原 4-4	-	3,800	19,000
10	黒潮公園	○	○	×	×	○	泡瀬 2-34	-	2,000	10,000
11	美東公園	○	○	×	×	○	高原 5-20	-	3,600	18,000
12	八重島公園	○	×	○	○	○	八重島 1-1	939-0022	13,400	67,000

※公園及び緑地の収容可能人員は、面積（㎡）×0.2÷1（1人1㎡）で算出（0.2は公園施設や設備、植栽等を除くための係数）

広域

番号	名称	災害種別					所在地	電話	収容 可能 人数	面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	津波	地震				
1	コザ運動公園	○	○	○	○	○	諸見里 2-1	932-0777	45,920	229,600
2	沖縄県総合運動公園	○	○	×	×	○	比屋根 5-3-1	932-5114	121,100	605,500

小規模

番号	名称	災害種別					所在地	電話	収容 可能 人数	面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	津波	地震				
1	農民研修センター ふれあい広場	○	○	○	○	○	登川 2380	938-9121	5,457	5,457

津波避難ビル

番号	名称	災害種別					所在地	電話	収容 可能 人数	面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	津波	地震				
1	泡瀬市営住宅	×	×	×	○	×	泡瀬 6-27	-	827	827

資料 6-2 協定に基づく一時避難場所一覧

番号	名称	災害種別					所在地	電話	収容 可能 人数	面積 (㎡)
		洪水	土砂	高潮	津波	地震				
1	光陽タクシー(株) 駐車場	○	×	○	○	○	高原 4-25-11	930-1218	476	476
2	琉球銀行諸見支店	○	○	○	○	○	山内 2-3-4	932-8181	20	710

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

資料 6-3 津波避難施設一覧

津波避難ビル

No.	名称	住所	階数	収容 人数
1	県営比屋根団地（1号棟、2号棟）	沖縄市比屋根 2-10	10	1,920
2	県営泡瀬団地（1号棟、2号棟、3号棟）	沖縄市桃原 4-28	6	1,180
3	県営浜原第二団地（5号棟）	沖縄市与儀 3-16	8	552
4	オアシス泡瀬シーサイドビュー	沖縄市泡瀬 3-44-26	9	1,212
5	泡瀬ハーバーサイドビルディング	沖縄市泡瀬 1-25-21	7	165
6	サンクレスト高原	沖縄市高原 7-10-5	10	180
7	ニューライフ泡瀬壱番館	沖縄市泡瀬 4-25-17	6	76
8	ニューライフ泡瀬参番館	沖縄市泡瀬 4-24-2	8	136
9	イオン具志川店	うるま市字前原幸崎原 303	4	9,000
10	NANKO ビル	沖縄市古謝 2-18-31	5	103
11	くじらマンション	沖縄市大里 3-22-2	6	102
12	ブラージュしあわせ	沖縄市泡瀬 2-30-12	6	120
13	YAMAICHI ビル	沖縄市泡瀬 4-38-7	6	12
14	N・Y マンション	沖縄市泡瀬 3-17-25	5	12
15	ターマーズマンション泡瀬	沖縄市泡瀬 1-27-24	5	10
16	なかそねビル	沖縄市高原 7-23-14	5	15
17	トーマスマンション桃原	沖縄市桃原 4-17-22	5	177
18	ピュアコート UCHI	沖縄市泡瀬 2-18-11	5	23
19	オキナワグランメールリゾート	沖縄市与儀 2-8-1	14	1,184
20	ニューライフ泡瀬貳番館	沖縄市泡瀬 3-21-5	7	30
21	ミオビエント泡瀬	沖縄市泡瀬 3-9-7	11	302
22	サンクレスト泡瀬	沖縄市比屋根 1-10-5	10	312

※災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定ではありません。

津波避難場所

No.	名称	住所	海拔 (m)	収容 人数
1	太田建設(株)敷地	沖縄市比屋根 4-29-1	27	1,102
2	一善オートボディー駐車場	沖縄市高原 3-9	35	957
3	岩盤浴&食事処ルティーナ駐車場	沖縄市高原 3-9-11	30	495
4	ヘアハウス ブルーム駐車場	沖縄市高原 2-6-2	67	1,287
5	比屋根アシビナー	沖縄市比屋根 6-68	36	800
6	沖縄市桃原霊苑かなさ	沖縄市桃原 1-22-1	28	3,000
7	古謝自治会内井泉ウチューガー前広場	沖縄市字古謝坂多原 501	17	516

※災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定ではありません。

資料 6－4 指定避難所一覧

学校

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数		面積 (㎡)	
				校舎	体育館	校舎	体育館
1	越来小学校	越来 1-2-2	937-3556	697	446	1,440	920
2	コザ小学校	中央 4-16-1	937-3249	629	445	1,299	919
3	中の町小学校	上地 3-4-1	933-3054	462	589	954	1,215
4	諸見小学校	胡屋 2-3-1	933-3400	1,014	589	2,095	1,215
5	島袋小学校	久保田 2-21-1	933-3365	458	433	948	894
6	山内小学校	山内 2-32-2	933-6562	1,311	589	2,708	1,215
7	北美小学校	登川 1515	937-3616	1,252	589	2,586	1,215
8	美里小学校	美里 4-1-1	938-8844	1,571	589	3,244	1,215
9	宮里小学校	宮里 3-27-1	937-6745	1,618	589	3,340	1,215
10	美原小学校	美原 4-20-1	934-0021	1,457	465	3,008	961
11	比屋根小学校	比屋根 6-2-1	930-0581	1,509	589	3,116	1,215
12	越来中学校	越来 1-2-1	937-3191	484	551	999	1,138
13	コザ中学校	胡屋 3-38-1	933-3539	989	592	2,043	1,222
14	山内中学校	山内 2-20-1	933-4793	816	592	1,684	1,222
15	美里中学校	知花 1-24-1	937-3614	1,177	715	2,432	1,476
16	宮里中学校	東 2-17-1	939-3911	1,169	581	2,414	1,199
17	美里高等学校	松本 2-5-1	938-5145	－	586	－	1,210
18	球陽高等学校・ 球陽中学校	南桃原 1-10-1	933-9301	850 ※セミナーハウス含む	644 ※武道場含む	1,754	1,329
19	コザ高等学校	照屋 5-5-1	937-3563	1,043	605	2,152	1,248
20	美来工科高等学校	越来 3-17-1	937-5309	760	690 ※武道場含む	1,568	1,425

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1 人 1 畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

公共施設

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数	面積 (㎡)
1	保健相談センター	知花 6-36-17	938-2564	162	339.6
2	越来保育所	越来 1-11-9	938-3450	221	466.2
3	かりゆし園	知花 6-36-17	938-1250	150	311.8
4	沖縄市体育館	諸見里 2-1-1	932-0777	1,214	2,507.1

資料 6-5 指定避難所（津波除く）一覧

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数		面積（㎡）	
				校舎	体育館	校舎	体育館
1	福祉文化プラザ	高原 7-35-1	930-1692	198		413.6	
2	美東小学校	桃原 3-4-1	937-3617	1,799	458	3,714	945
3	高原小学校	高原 5-12-2	937-3618	1,443	589	2,979	1,215
4	美東中学校	高原 5-12-1	937-3613	1,142	715	2,358	1,476

※収容可能人員は、面積（㎡）×0.8÷1.65（1人1畳）で算出（0.8は避難スペース内の通路等を確保するための係数）

資料 6-6 準避難所一覧

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数	面積（㎡）
1	社会福祉センター 男女共同参画センター （洪水注意）	住吉 1-14-29	937-0174	135	281

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

資料 6-7 台風等避難所一覧

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数	面積（㎡）
1	福祉文化プラザ	高原 7-35-1	930-1692	198	413.6
2	かりゆし園	知花 6-36-17	938-1250	150	311.8
3	沖縄市体育館	諸見里 2-1-1	932-0777	1,214	2,507.1
4	沖縄市役所	仲宗根町 26-1	939-1212	356	739

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

資料 6-8 福祉避難所一覧

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数	面積（㎡）
1	保健相談センター	知花 6-36-17	938-2564	162	339.6

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

資料 6-9 協定に基づく一時避難施設一覧

番号	名称	所在地	電話	収容可能人数	面積（㎡）
1	コザ信用金庫本店	上地 2-10-1	933-1139	128	265.6
2	レフ沖縄アリーナ by ベッセルホテルズ	字諸見里 1776 番地	933-6111	60	120
3	株式会社仲本工業	美里 6-5-1	938-8086	200	414

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

資料 6-10 災害時協力施設一覧

番号	名称	所在地	電話
1	越来自治会	越来 2-18-1	937-8626
2	城前自治会	城前町 14-53	937-4638
3	照屋自治会	照屋 1-32-34	937-4470
4	安慶田自治会	安慶田 2-19-27	937-4633
5	室川自治会	室川 2-11-12	937-7055
6	住吉自治会	住吉 1-10-10	937-4631
7	嘉間良自治会	嘉間良 2-4-1	938-1551
8	八重島自治会	八重島 2-8-16	937-4628
9	センター自治会	中央 2-6-53	938-5907
10	胡屋自治会	胡屋 3-17-4	933-5090
11	中の町自治会	上地 4-22-2	933-4259
12	園田自治会	園田 3-23-29	933-4211
13	諸見里自治会	諸見里 1-29-15	933-5258
14	山内自治会	山内 3-24-3	933-4792
15	山里自治会	山里 1-7-4	933-2202
16	久保田自治会	久保田 2-27-19	933-4201
17	南桃原自治会	南桃原 3-14-1	933-2203
18	美里自治会	美里 2-19-13	937-3697
19	東自治会	東 1-29-1	938-4853
20	吉原自治会	美里 1-18-8	937-3344
21	松本自治会	松本 1-6-12	938-3341
22	明道自治会	明道 1-20-10	939-4338
23	知花自治会	知花 1-11-7	937-4516
24	登川自治会	登川 3-36-1	937-6185
25	池原自治会	池原 1-25-15	937-5922
26	古謝自治会	古謝 2-23-1	938-3911
27	高原自治会	高原 4-5-40	937-3668
28	大里自治会	大里 2-13-25	937-4458
29	東桃原自治会	桃原 1-2-15	934-0300
30	比屋根自治会	比屋根 6-7-1	932-8950
31	与儀自治会	与儀 1-13-1	933-2596
32	泡瀬自治会	泡瀬 2-3-26	939-7335
33	泡瀬第一自治会	桃原 3-16-14	937-4459
34	泡瀬第二自治会	古謝 3-19-13	937-0599
35	泡瀬第三自治会	泡瀬 5-19-1	938-4661
36	海邦町自治会	海邦 2-12-38	938-4950

資料 6-11 物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む）

No.	施設	場 所	備蓄倉庫 設置年 度	No.	施設	場 所	備蓄倉庫 設置年度
1	小学校	北美小学校	H26	25	高等学校	コザ高等学校	R4
2		宮里小学校	H26	26		美里高等学校	R4
3		越来小学校	H26	27		球陽中学校・球陽高等学校	R4
4		コザ小学校	H26	28		美来工科高等学校	R4
5		安慶田小学校	H26	29	公共施設	沖縄市役所	-
6		室川小学校	H26	30		沖縄市体育館	-
7		諸見小学校	H26	31		若夏公園	-
8		山内小学校	H26	32		美東公園	-
9		美原小学校	H27	33		福祉文化プラザ	-
10		美里小学校	H27	34		沖縄市消防本部	H24
11		泡瀬小学校	H27	35		かりゆし園	H24
12		比屋根小学校	H27	36		保険相談センター	H24
13		中の町小学校	H29	37		農民研修センター	H28
14		高原小学校	H30	38		沖縄市上下水道局	H28
15		島袋小学校	R2	39		社会福祉センター 男女共同参画センター	H29
16		美東小学校	R3	40		コザ運動公園	R2
17	中学校	越来中学校	H25	41		馬場都市緑地	R2
18		美里中学校	H25	42		沖縄アリーナ	-
19		宮里中学校	H25				
20		コザ中学校	H25				
21		沖縄東中学校	H25				
22		美東中学校	H25				
23		安慶田中学校	H25				
24		山内中学校	H25				

※備蓄倉庫設置年度は、プレハブ倉庫を設置した年度です。

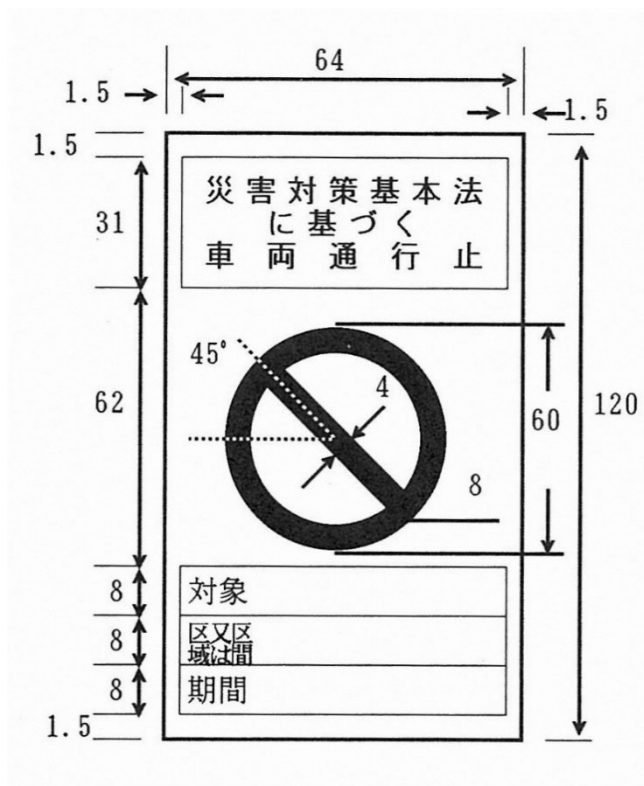
資料 6-12 避難生活用備蓄物資一覧

食料等	調理不要食（アレルギーフリー） 粉ミルク（スティックタイプ）、アレルギー対応粉ミルク（スティックタイプ） 菓子類（アレルギーフリー）、飲料水（ペットボトル 500ml）
生活用品	毛布、寝袋、スペースブランケット、敷きマット 簡易トイレ、トイレトーパー、簡易便座、ラップポン（トイレ） 使い捨て哺乳瓶、湯沸かし器具 こども用紙おむつ、大人用紙おむつ、紙おむつ処理袋、 おしりふき、生理用品 避難所用間仕切り（パーテーション）、簡易ベッド、要配慮者用ベッド
資機材	発電機（ガス・ガソリン）、LED 投光器、コードリール、ポータブル電源

7. 輸送・交通関連

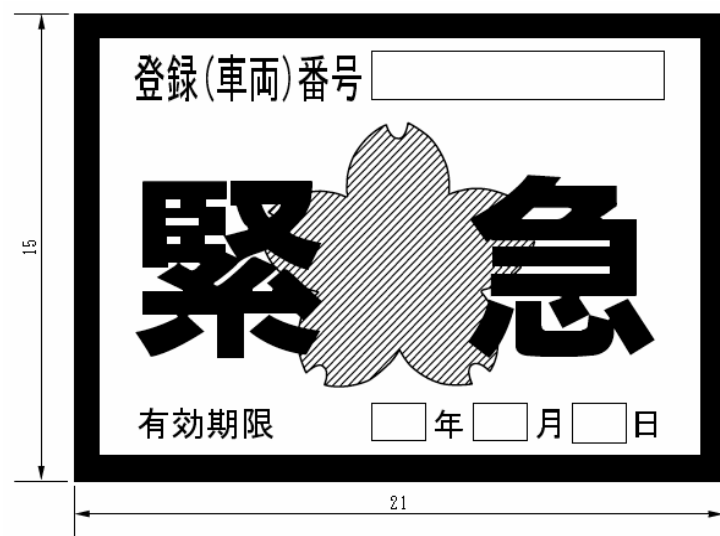
資料 7-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式第 1】



- 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1 センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

【様式第 4】



- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式第 5】証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格 A4 とする。

資料 7-2 市有車両の保有状況

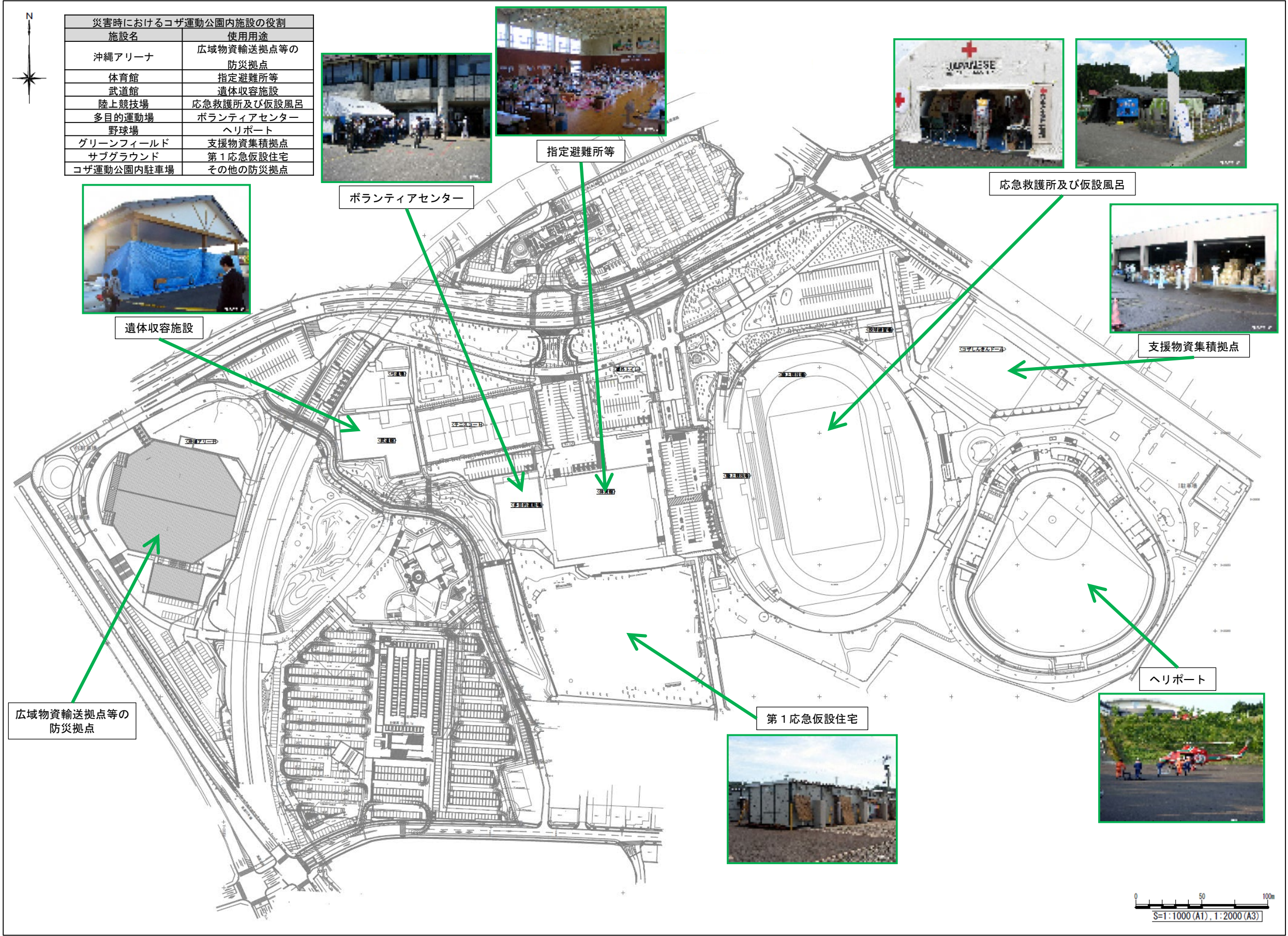
(令和 6 年 4 月 予定)

所 属 部 別	車 種 別	乗 用 車	ワ ー ゴ ン	軽 自 動 車	ワ ン ボ ッ ク ス	バ ス	ト ラ ッ ク	ロ ー ド パ ッ カ ー	消 防 車	救 急 車	コ ン テ ナ 車	オ ー ト バ イ	そ の 他	合 計
秘書広報課		2		1										3
契約管財課		12		45	10		2							69
総務部 防災課		1		1										2
企画部		1	1									1	2	5
市民部		2		3										5
経済文化部		2		1		1								4
健康福祉部				1		2								3
建築部		5		1	2	6	12	2					1	29
消防本部				1	2				23	5			2	33
上下水道局		3	5	7	1		1							17
教育部		4		3	1								2	10
指導部		4		28							19			51
こどものまち 推進部				6		2								8
議会事務局		2												2
各委員会														0
合計		38	6	98	16	11	15	2	23	5	19	1	7	241

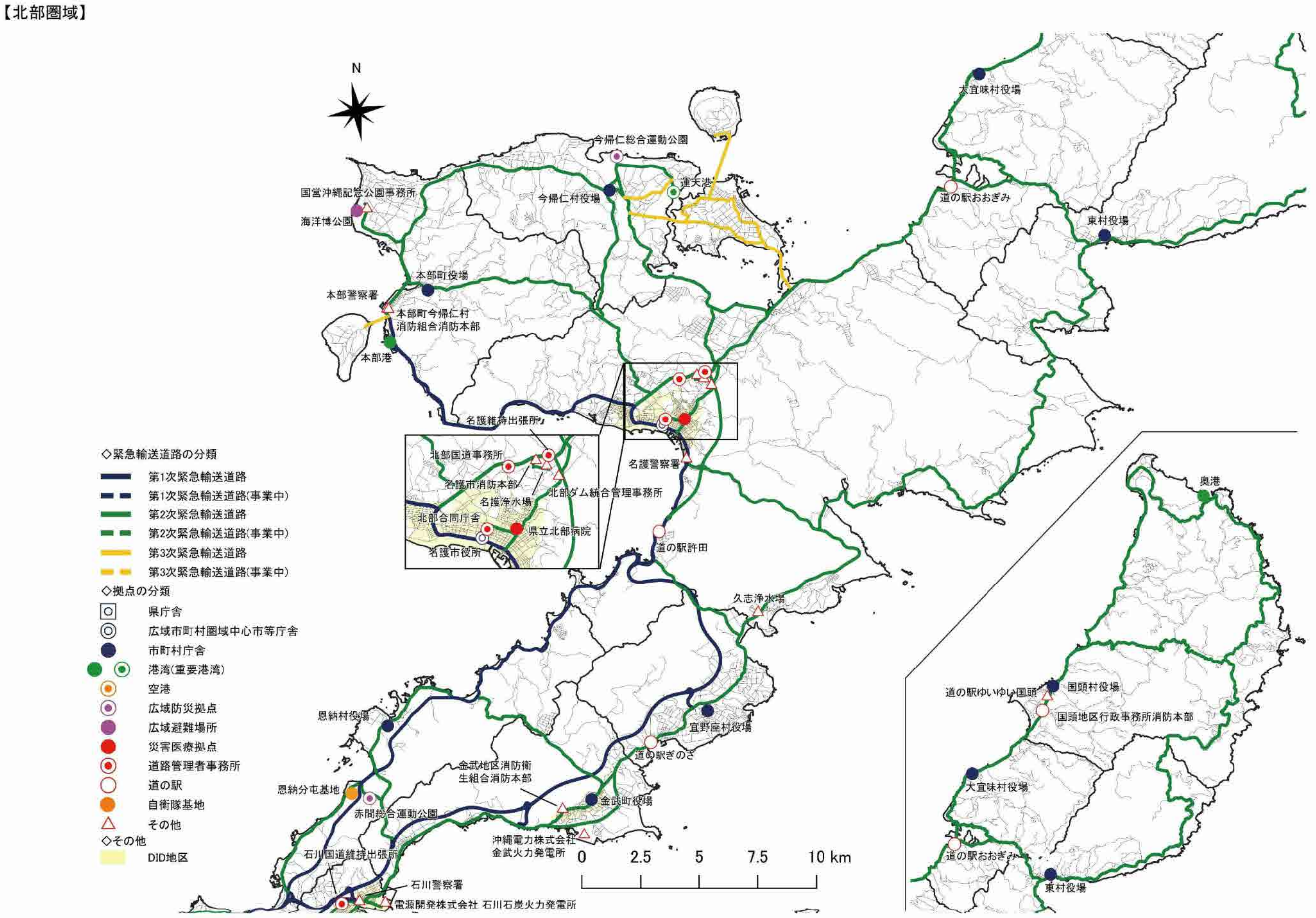
資料 7-3 使用可能なヘリポート候補地

施 設 名 称	
コザ運動公園	沖縄市野球場
沖縄県総合運動公園	自転車競技場

資料 7-4 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割



資料7-5 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）
【北部圏域】



【中部圏域】

This map illustrates the Chubu region, detailing emergency evacuation routes and key facilities. The routes are categorized into three levels: 1st, 2nd, and 3rd emergency evacuation routes, with solid lines for established routes and dashed lines for those under construction. Key facilities include police stations, fire departments, hospitals, and disaster medical points. The map also shows the locations of various administrative offices and public services. A legend on the right side provides a key for the symbols used, and a scale bar at the bottom indicates distances up to 10 km.

緊急輸送道路の分類

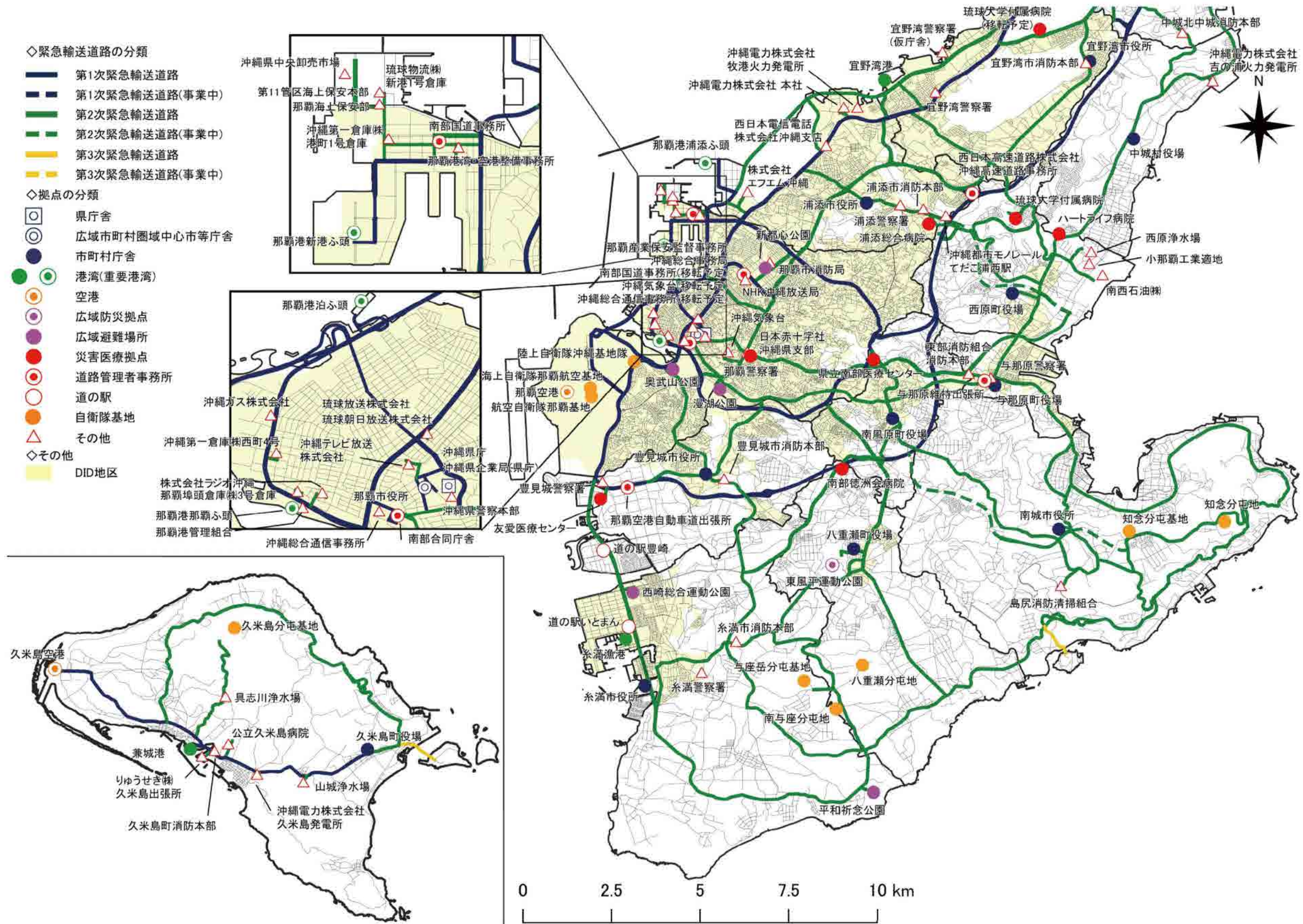
- 第1次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第2次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路(事業中)
- 第3次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路(事業中)
- ◇その他
- DID地区

拠点の分類

- 県庁舎
- 広域市町村圏域中心市等庁舎
- 市町村庁舎
- 港湾(重要港湾)
- 空港
- 広域防災拠点
- 広域避難場所
- 災害医療拠点
- 道路管理者事務所
- 道の駅
- 自衛隊基地
- その他

0 2.5 5 7.5 10 km

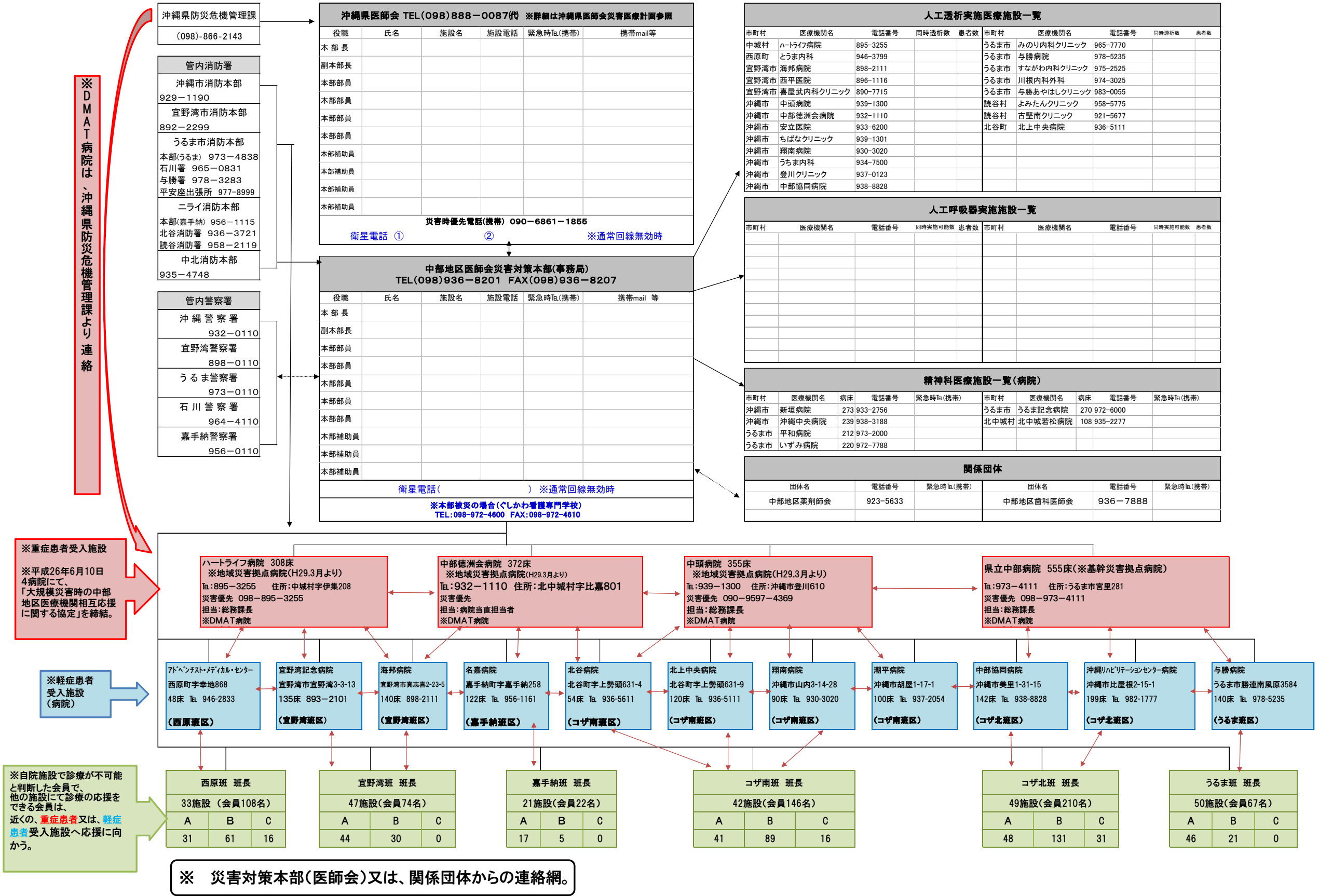
【南部圏域】



8. 医療関係

資料8 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網

(令和5年現在)



9. 危険物取扱施設

資料 9-1 危険物製造所等の許可施設数

危険物製造所等の許可施設数

令和 5 年 4 月

1 日現在

種別 區別	製造所	貯蔵所								取扱所				合計
		屋内	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油所営業用	給油所自家用	一般	小計	
施設数	0	5	4	39	23	0	64	3	138	26	12	31	69	207

資料 9-2 危険物製造所等の承認届出状況

危険物製造所等の承認届出状況

令和 4 年度

種別	危険物製造所等の変更届	危険物製造所仮使用承認	危険物仮取扱・仮貯蔵申請	危険物製造所等の廃止届	危険物製造所等の設置者の変更	予防規程 制定・変更 認可申請	危険物保安監督者選任届出	タンク検査危険物・少量危険物	危険物休止届出書	危険物譲渡引渡届	合計
件数	20	11	2	10	29	11	11	8	0	4	106

10. 情報伝達・防災関係機関等

資料 10－1 沖縄市防災行政無線一覧

令和5年12月

No	子局 No	設置場所（沖縄市内）	備考
1	1	池原 3-8	
2	2	池原 3-3-9	
3	3	池原 1-24	池原公園
4	4	池原 2-1	
5	5	池原 1-25-15	池原自治会敷地
6	6	字池原 1515	北美小学校敷地
7	7	登川 1-32	登川公園
8	8	登川 3-40-15	
9	9	登川 1-16	すくぶ公園
10	10	字登川 2583-1 付近	里道
11	11	知花 5-18-38	
12	12	知花 6-35	かりゆし公園
13	13	知花 6-22-11	
14	14	登川 2-9-4	県道 224 号線
15	15	知花 6-7-5	県道 224 号線 法務局前
16	16	知花 1-15	知花第一公園
17	17	知花 3-1 付近	
18	18	松本 7-1-3	里道
19	19	知花 4-6	白川街区公園
20	20	知花 4-46 付近	県道 26 号線
21	21	松本 6-11-28 付近	
22	22	知花 2-12-9 付近	知花第二公園
23	23	松本 1-14	松本第一公園
24	24	松本 3-13	松本かりゆし公園
25	25	松本 2-11	
26	26	美里 4-24	美里ポンプ場前
27	27	美里 5-28-1	上下水道局
28	28	美里 6-13	
29	29	明道 1-20-10	明道公民館
30	30	字松本 888-2 付近	松本第 2 公園付近
31	31	美原 4-4	美里公園
32	32	美原 3-13	美里第 1 公園
33	33	美里 4-1-1	美里小学校
34	34	美里 3-22-1	美里青年会館
35	35	越来 3-17	未来工科高等学校横
36	36	八重島 3-4-1	
37	37	嘉間良 1-22	
38	38	越来 2-18	越来公民館
39	39	美原 3-1-1	
40	40	美原 1-23-1	
41	41	美原 1-1 付近	
42	42	美原 2-12	美里第 2 公園
43	43	宮里 2-25 付近	
44	44	東 1-1	東公園

No	子局 No	設置場所（沖縄市内）	備考
45	45	宮里 1-3-9	
46	46	城前町 14-53	城前児童公園
47	47	越来 1-11	
48	48	中央 4-10-25	
49	49	中央 3-23	センター公園
50	50	中央 2-7-20 付近	センター39 号線付近
51	51	中央 1-31-10	センター児童公園
52	52	住吉 1-10-10	住吉公園
53	53	室川 2-7-41 付近	
54	54	照屋 1-32-34	照屋自治会館
55	55	宮里 3-22	ポケットパーク
56	56	宮里 4-12-13 付近	
57	57	東 2-17	宮里中学校
58	58	美里仲原町 12 付近	美里第五公園
59	59	古謝 1226	県営古謝団地
60	60	古謝 1-22 付近	
61	61	桃原 3-4-1	美東小学校
62	62	桃原 1-14	里道
63	63	照屋 5-5-1	コザ高等学校
64	64	照屋 3-4-15	給食センター第 1 調理場
65	65	安慶田 2-19-27	安慶田公民館
66	66	室川 1-31-10	室川小学校
67	67	胡屋 1-19	胡屋第 2 公園
68	68	胡屋 2-3-1	諸見里小学校敷地内
69	69	上地 4-6-2 付近	
70	70	上地 3-6	中の町公園
71	71	上地 2-7-5 付近	
72	72	胡屋 2-12	胡屋コミュニティ広場
73	73	仲宗根町 26-1	市役所前
74	74	安慶田 3-8-1	安慶田小学校
75	75	安慶田 4-13-25 付近	
76	76	胡屋 6-4-2	コザゴルフレンジ横
77	77	胡屋 5-14 付近	
78	78	胡屋 3-38-1	ゴザ中学校
79	79	園田 2-14-1 付近	郵便局通り
80	80	園田 3-19-4 付近	
81	81	胡屋 5-6-21 付近	
82	82	久保田 2-21-1	島袋小学校
83	83	園田 3-25	諸見里公園
84	84	諸見里 1-16-31 付近	諸見里公園
85	85	諸見里 2-1-1	コザ運動公園
86	86	山内 1-12-10	消防署山内出張所
87	87	山内 1-1 付近	
88	88	諸見里 1-29-15	諸見里公民館
89	89	久保田 2-2-25 付近	
90	90	久保田 2-27-19 付近	久保田公民館横
91	91	久保田 1-14-3 付近	

No	子局 No	設置場所（沖縄市内）	備考
92	92	山里 1-7-4	山里公民館
93	93	山内 4-13	
94	94	山内 3-17	山内公園
95	95	山内 2-23	
96	96	山内 2-11	山内第二公園
97	97	山里 3-8-16	
98	98	山内 2-7-22	
99	99	南桃原 1-18	南桃原二丁目公園
100	100	南桃原 2-25	南桃原二丁目公園
101	101	南桃原 3-27	山内第三公園
102	102	南桃原 4-15-8	
103	103	古謝 3-19-13	泡瀬第二公民館
104	104	海邦町 2-29	サヨリ公園
105	105	海邦町 3-27 付近	
106	106	海邦町 3-33 付近	三角公園
107	107	海邦町 3-58 付近	
108	108	海邦町 3-25 付近	海邦公園
109	109	海邦町 2-13	マンタ公園
110	110	桃原 3-24	泡瀬第一公園
111	111	桃原 1-2-15 付近	里道（桃原自治会近く）
112	112	照屋 5-5-1	コザ高等学校
113	113	大里 1-33-36 付近	里道
114	114	高原 1-7-7 付近	
115	115	高原 3-7-9 付近	
116	116	大里 1-7-8 付近	大里ハイツ公園
117	117	大里 2-13-25	大里公民館
118	118	泡瀬 6-6-41 付近	
119	119	海邦町 1-10	タカサゴ公園
120	120	泡瀬 1-11	パヤオ交流広場
121	121	泡瀬 5-5-17	
122	122	高原 5-14-8	
123	123	高原 4-5-40	高原公民館
124	124	高原 4-12-21 付近	
125	125	高原 7-1-5 付近	
126	126	泡瀬 6-10	どらごん公園
127	127	泡瀬 2-3-25	泡瀬公民館敷地内
128	128	泡瀬 1-30-20	
129	129	泡瀬 2-34	黒潮公園
130	130	泡瀬 3-28	ぐるくん公園
131	131	泡瀬 4-25	泡瀬第二公園
132	132	泡瀬 3-48	ポケットパーク
133	133	比屋根 1-2-20 付近	
134	134	比屋根 6-7-1 付近	比屋根公民館近く
135	135	比屋根 4-23 付近	
136	136	比屋根 3-3	ホウオウ公園
137	137	比屋根 5-5 付近	県総合運動公園敷地内
138	138	与儀 3-11-1 付近	

No	子局 No	設置場所（沖縄市内）	備考
139	139	与儀 2-3 付近	
140	140	与儀 2-6-7 付近	
141	141	与儀 1-13-1	与儀公民館
142	142	比屋根 7-25-6 付近	
143	143	比屋根 7-13-10 付近	
144	144	胡屋 7-6-1 付近	
145	145	比屋根 6-2-6 付近	
146	146	久保田 3-5-12 付近	
147	147	嘉間良 2-3-1	嘉間良公民館
148	148	園田 1-4-6 付近	郵便局通り
149	149	八重島 1-1-1	市民会館駐車場
150	150	八重島 2-12 付近	県道 85 号線
151	151	知花 5-26	
152	152	比屋根 5-6	県総合運動公園敷地内
153	S 1	池原 2-18	
154	S 2	知花 1-20	美里中学校入口
155	S 3	諸見里 2-15	諸見里第一公園
156	S 4	照屋 3-25	若草公園
157	S 5	桃原 4-19	沖縄東中学校
158	S 6	比屋根 6-28	
159	S 7	高原 7-25	かめ公園
160	S 8	与儀 3-12	県営浜原団地
161	S 9	泡瀬 3-1	
162	S 10	泡瀬 3-45	
163	S 11	泡瀬 1-18	イルカ公園
164	S 12	泡瀬 5-19	
165	S 13	泡瀬 6-26	泡瀬保育所近く
166	S 14	古謝 2-30-24 付近	
167	SS1	明道 1-13	明道公園
168	SS2	宮里 4-14	
169	SS3	胡屋 7-481-28	県営胡屋高層住宅入口
170	SS4	与儀 2-18-1 付近	
171	SS5	字登川 3169 付近	
172	SS6	城前町 4	越来城水辺公園

資料 10－ 2 災害時優先電話登録回線一覧表

	担当部署	設置場所	番号
公共施設	議会事務局	沖縄市役所議会事務局 (FAX)	098-938-1094
	上下水道局	上下水道局庁舎	098-937-3610
幼稚園	保育・幼稚園課	美原幼稚園	098-934-3614
		コザ幼稚園	098-937-6246
小学校	沖縄市教育委員会	美原小学校	098-934-0021
		美原小学校 (FAX)	098-937-4881
		コザ小学校	098-937-3249
		山内小学校	098-933-6562
		山内小学校体育館	098-932-6873
		中の町小学校	098-933-3054
		越来小学校	098-937-3556
		安慶田小学校	098-937-3561
		泡瀬小学校	098-934-2122
		北美小学校	098-937-3616
		宮里小学校	098-937-6745
		室川小学校	098-938-2177
		高原小学校校長室	098-938-8806
		美里小学校	098-938-8844
		島袋小学校	098-933-3365
		諸見小学校	098-933-3400
中学校	沖縄市教育委員会	越来中学校	098-937-3191
		美東中学校	098-937-3613
		美東中学校 (FAX)	098-938-8804
		安慶田中学校	098-939-1718
		宮里中学校	098-939-3911
		山内中学校	098-932-6885
		コザ中学校	098-933-3539
		沖縄東中学校事務室	098-934-9460

資料 10－3 消防通信施設（有線）

消 防 本 部 ・ 消 防 署			
局 番	回線種類	接 続 先	備 考
982-1188	i n s 64	警察・海保・陸自専用(指令室)	Aterm にてアナログ接続(災害時優先電話)
929-1190	i n s 64	SOLUTE (受付)	Aterm にてアナログ接続
929-1192	i n s 64	SOLUTE (総務課)	Aterm にてアナログ接続(災害時優先電話)
929-0900	i n s 64	SOLUTE (警防課)	Aterm にてアナログ接続
929-0901	i n s 64	SOLUTE (予防課)	Aterm にてアナログ接続
983-4587	i n s 64	PC LAN 用	指令室直通電話(県警指令室、气象台、ヘルプ ネット)
983-4585	i n s 64	自動出動メンテナンス回線	
983-4571	i n s 64	消防情報案内サービス用	
983-4632	i n s 64	屋外表示盤・通信室 FAX 用	ダイヤルイン(983-4571 回線)
983-4588	i n s 64	本部 FAX	情報課のパソコンも接続
983-4592	i n s 64	順次指令、ワンタッチ用	発信専用
983-4580	i n s 64	指令台 (119)	指令台デジタル接続
921-1186	i n s 64	指令台 (119)	指令台デジタル接続
929-0119	アナログ (DP)	指令台 (119) 予備回線	指令台アナログ接続 (署活 L 用) 災害時無線電話
929-1191	アナログ (DP)	指令台 (119) 予備回線	指令台アナログ接続 (署活 L 用) 災害時無線電話
982-1443	i n s 64	指令台 (携帯 119 回線)	指令台デジタル接続
921-2940	i n s 64	指令台 (携帯 119 回線)	指令台デジタル接続
983-4589	i n s 64	指令台 (携帯 119 転送用)	既設 Aterm にて指令台アナログ接続
983-4590	i n s 64	指令台 (携帯 119 受信用)	既設 Aterm にて指令台アナログ接続
983-4591	i n s 64	指令台 (予備回線)	既設 Aterm にて指令台アナログ接続
989-100362	3.4K	道路公団 (専用回線)	道路公団専用端末
942-125528	デジタル専用線	位置情報(ソフトバンク)	
942-131019	デジタル専用線	FOMA 専用線	
専 用 回 線	3.4K	県防端末用	沖縄県防災行政無線端末用
山 内 出 張 所			
局 番	回線種類	接 続 先	備 考
930-1190	アナログ	富士通交換機	
930-1194	アナログ	FAX	
982-2184	i n s 64	PCLAN	
泡 瀬 出 張 所			
局 番	回線種類	接 続 先	備 考
921-1538	アナログ	NEC 交換機	
921-1539	アナログ	FAX	
市 役 所			
局 番	回線種類	接 続 先	備 考
専 用 機	3.4K	県防に接続	

資料 10－4 消防通信施設（無線）

配 置	呼 出 し 符 号	局種別	活動波 1	活動波 2	主運用波	統制波 1	統制波 2	統制波 3	防災相互波	送信出力 (W)	備 考
市役所	おきなわしょうぼう	基地局	○	○	○	○	○	○		10	市役所通信室
本署	おきなわしょうぼうほんぶ	固定局	多重							250m	通信機械室
市役所	おきなわしょうぼうなかそね	固定局	多重							250m	市役所通信室
本署	おきなわしょうぼうほんぶ	陸上移動局	○	○	○	○	○	○	○	5	通信機械室 (卓上型無線基)
山内	やまうちしょうぼう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	山内機械室 (卓上型無線基)
泡瀬	あわせしょうぼう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	泡瀬通信室 (卓上型無線基)
本署	おきなわかはん	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	通信機械室 (可搬型無線機)
山内	やまうちかはん	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	山内機械室 (可搬型無線機)
泡瀬	あわせかはん	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	泡瀬通信室 (可搬無線機)
本署	おきなわしれい	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	司令車
	おきなわそうむ	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	連絡車
	おきなわよぼう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	連絡車
	おきなわしどう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	連絡車
	おきなわけいぼう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	連絡車
	おきなわしき	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	指揮車
	おきなわはんそう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	人員搬送車
	おきなわしきざい	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	資機材搬送車
	おきなわきどう	〃	○	○	○	○	○	○		5	機動連絡車
	おきなわきゆうじょ	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	救助工作車
	おきなわはしご	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	はしご車
	おきなわぼんぷ	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	ポンプ車
	おきなわたんく	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	タンク車
	おきなわぼんぷ2	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	ポンプ車(予備)
	おきなわきゆうきゆう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	救急車
	おきなわきゆうきゆう2	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	救急車
山内	やまうちぼんぷ	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	ポンプ車
	やまうちたんく	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	タンク車
	やまうちれんらく	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	連絡車
	おきなわせきさい	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	積載車

配 置	呼 出 し 符 号	局種別	活動波 1	活動波 2	主運用波	統制波 1	統制波 2	統制波 3	防災相互波	送信出力 (W)	備 考
山内	やまうちきゅうきゅう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	救急車
泡瀬	あわせぼんぷ	陸上移動局	○	○	○	○	○	○	○	5	ポンプ車
	あわせたんく	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	タンク車
	あわせれんらく	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	連絡車
	おきなわすいなん	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	水難救助車
	あわせきゅうきゅう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	救急車
団	おきなわだんたきのう	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	消防団多機能車
	おきなわだんぼんぷ	〃	○	○	○	○	○	○	○	5	団ポンプ車
山内	おきしょう101	〃	○	○	○	○	○	○		1	携帯無線
泡瀬	おきしょう102	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
警防課	おきしょう103	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
本署	おきしょう104	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
	おきしょう105	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
	おきしょう106	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
	おきしょう107	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
	おきしょう108	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
山内	おきしょう109	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
	おきしょう110	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
泡瀬	おきしょう111	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
	おきしょう112	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
予防課	おきしょう113	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
消防長	おきしょう115	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
本署	おきしょう116	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃
署長	おきしょう117	〃	○	○	○	○	○	○		1	〃

資料 10－5 戸別受信機設置場所一覧

(令和 6 年 3 月現在)

市公共施設							
1	沖縄市役所防災課	2	沖縄商工会議所	3	沖縄市民会館	4	沖縄市文化センター
5	沖縄市中央公民館	6	沖縄市民小劇場	7	農民研修センター	8	福祉文化プラザ
9	沖縄市青少年センター	10	老人福祉センターかりゆし園	11	老人福祉センター寿楽園	12	男女共同参画センター社会福祉センター
13	産業交流センター	14	保健相談センター	15	かりゆし交流センターつくし園	16	消防本部通信指令課(通信室)
17	消防署山内出張所	18	消防署泡瀬出張所	19	沖縄市上下水道局		

市学校施設							
1	北美小学校	2	美原小学校	3	美里小学校	4	宮里小学校
5	美東小学校	6	高原小学校	7	越来小学校	8	コザ小学校
9	安慶田小学校	10	室川小学校	11	諸見小学校	12	中の町小学校
13	島袋小学校	14	山内小学校	15	泡瀬小学校	16	比屋根小学校
17	越来中学校	18	コザ中学校	19	山内中学校	20	美里中学校
21	美東中学校	22	安慶田中学校	23	宮里中学校	24	沖縄東中学校

市幼稚園施設							
1	越来幼稚園	2	コザ幼稚園	3	中の町幼稚園	4	安慶田幼稚園
5	諸見幼稚園	6	島袋幼稚園	7	山内幼稚園	8	北美幼稚園
9	美里幼稚園	10	美東幼稚園	11	宮里幼稚園	12	高原幼稚園
13	室川幼稚園	14	美原幼稚園	15	泡瀬幼稚園	16	比屋根幼稚園

法人幼稚園施設							
1	聖母幼稚園	2	コザ聖母幼稚園	3	愛星幼稚園		

自治会施設							
1	越来自治会	2	城前自治会	3	照屋自治会	4	安慶田自治会
5	室川自治会	6	住吉自治会	7	嘉間良自治会	8	八重島自治会
9	センター自治会	10	胡屋自治会	11	中の町自治会	12	園田自治会
13	諸見里自治会	14	山内自治会	15	山里自治会	16	久保田自治会
17	南桃原自治会	18	美里自治会	19	東自治会	20	宮里自治会
21	吉原自治会	22	松本自治会	23	明道自治会	24	知花自治会
25	登川自治会	26	池原自治会	27	古謝自治会	28	高原自治会
29	大里自治会	30	東桃原自治会	31	比屋根自治会	32	与儀自治会
33	泡瀬自治会	34	泡瀬第一自治会	35	泡瀬第二自治会	36	泡瀬第三自治会
37	海邦町自治会						

公立保育施設							
1	越来保育所	2	山内保育所	3	胡屋あけぼの保育所	4	知花保育所
5	泡瀬保育所	6	あけぼの子育て支援センター つどいの広場				

法人保育施設							
1	諸聖徒保育園	2	光の子保育園	3	でいご保育園	4	杉の子保育園
5	胡屋保育園	6	こぼと保育園	7	室川保育園	8	ことぶき保育園
9	若松保育園	10	たんぼぼ保育園	11	さかえ保育園	12	愛香保育園
13	松本保育園	14	愛の星保育園	15	みちしお保育園	16	シャローム保育園
17	みはら保育園	18	かりゆし保育園	19	室川夜間保育園	20	愛の泉保育園
21	白鳥保育園	22	海の子保育園	23	すみれっ子保育園	24	夢の園保育園
25	サムエル保育園	26	登川みらい保育園	27	キディー保育園	28	めぐみ野保育園
29	ぶどうの木保育園	30	あおぞらっ子保育園	31	カフー美里保育園	32	かりゆし諸見保育園
33	あゆみ保育園	34	大芽保育園	35	さざなみっこ保育園	36	美浦保育園
37	たけのこ幼児園	38	ていっず保育園	39	どりーむ保育園	40	ハレルヤ保育園
41	ひやごん保育園	42	まつもと幼児学園	43	緑保育園	44	きらきらこども園

法人保育施設（小規模）							
1	さん保育園	2	スマイリー保育園	3	ふくっこ保育園	4	アリス保育園
5	ほっぺるランド沖縄海邦	6	ともわ乳児園 泡瀬園	7	エンジェル保育園	8	マラナタ保育園

認可外保育施設							
1	育伸沖縄幼児園	2	エンジェルズスクール	3	こころ保育園	4	なにいろほいくえん
5	Schoolhouse byRyukyuScholars Incorporated	6	そよ風保育園	7	ニライ保育園	8	ベストキッド
9	保育園ちびっこひろば	10	保育所ドリームランド	11	めぐみ保育園	12	ももやま保育園
13	リーダーズ幼児学園	14	あかちゃんハウスゆい ゆい	15	もりのなかま保育園 古謝園		

コミュニティFMラジオ放送局							
1	(株)FMコザ			2	沖縄ラジオ(株)		

福祉施設①							
1	ワイ療養センター	2	きづき児童デイ トリ トン	3	オハナ 沖縄	4	なちゅら福祉ネット
5	愛音楽(アネラ)はうす	6	障がい児サポートハウ ス Ohara	7	ゆいの郷	8	レッツ
9	レッツ	10	きずな	11	ナイス	12	グループホームゆいハ ウス
13	グループホーム鈴蘭	14	グループホーム向日葵	15	グループホーム花きり ん 301	16	グループホーム花きり ん 302
17	グループホーム花きり ん 101	18	グループホームゆいし あ	19	グループホームまんた	20	グループホームゆいか ぜ
21	ていーだ	22	サポートセンター う さぎ	23	沖縄県農業協同組合 中部訪問介護事業所	24	Happy Smile
25	NPO法人 エンジェ ル工房	26	南灯荘	27	障がい者・者在宅支援 センターわーい	28	自立プラザ 希職
29	放課後デイサービス ちゅらら	30	ラポール	31	コロニーワークショッ プ沖縄		

福祉施設②							
1	沖縄一条園	2	緑樹苑	3	おきなわ長寿苑	4	琉和の森
5	はいびすかす	6	ケアサービスセンター 一琉和	7	おきなわ徳州苑	8	グループホームごえ くの里
9	有料老人ホームあかり	10	生協美里ハウス	11	宅老所美桃	12	シルバーホー美浦の 郷
13	有料老人ホーム福乃 ホーム	14	友人老人ホーム く しぼる	15	住宅型有料老人ホーム ハウス竹園	16	介護付有料老人ホーム ハウス竹園
17	サービス付高齢者住 宅たんぼぼ	18	高齢者協同住宅 生 活家うなり	19	住宅型有料老人ホーム ティード	20	住宅型有料老人ホーム アイホーム
21	デイサービスセンター 中部和厚園	22	共同ハウス 小梅	23	共同ハウス 竹宅	24	有料老人ホーム し あわせ街角
25	有料老人ホーム ち むわさ	26	有料老人ホーム の ぞみ	27	シルバーホーム 歩	28	シニアハウスエール
29	デイサービス美らさん	30	有料老人ホームさつき	31	サービス付高齢者住 宅 がんにゅう堂	32	アワセ第二 デイサービスセンター
33	若太陽指定通所介護 事業所	34	生協デイサービス美 里	35	まつもと医院 デイサービスセンター	36	デイサービス ツク イ古謝
37	デイサービス桃原	38	デイサービスセンター 海邦	39	デイサービス一歩	40	デイサービスあかり
41	デイサービスえびす 家	42	通所介護センター登 川の里	43	小規模多機能ホーム いきがいのまち	44	小規模多機能型居宅 介護事業所きづきの 家
45	愛聖クリニック デイサービスセンターはる	46	愛聖有料老人ホーム シンフォニー	47	愛聖ホーム和		

合計
252 箇所

資料 10－6 I P 無線機一覧

グループ	所属	個別番号					
1	センター (PC)	1000	2000				
2	防災課	4354(車)	2650(車)				
3	対策本部	1100	1101				
	緊急対応班	1102	1103				
	その他	2780	1710	2340	2345	2349	2047
5	市長 (車両)	3853					
	副市長 (車両)	1212					
	防災課 (車両)	4354	2650				
	道路課 (車両)	9103					
	下水道 (車両)	6879					
6	その他予備機	62	63	5885			
7	道路課	2610	9103(車)				
	下水道	2530	6879(車)				
8	福祉文化プラザ	1695					
10	市民生活課	2213	2214				
11	保育園担当	3131	3139				
12	指導課	2751					
13	幼稚園担当	2799					
14	市民生活課・自治会	1～37	2213	2214			
15	保育園担当・保育園	41～61	1720	3131	3139		
16	教育委員会・小・中学校	71～75	2751	101～113	201～205	50	
17	幼稚園担当・幼稚園	81～84	2799				
18	消防本部	4300	5039				
19	市長	3853(車)					
	副市長	1212(車)					
	秘書広報課	2410					
20	公立、法人保育施設	1720	42～47	49・51	52・54	56～59	3131
21	認可外保育施設	48	53	55	60	3139	

所属	施設名	個別 番号	所属	施設名	個別 番号	所属	施設名	個別 番号
自治会	越来	1	公立	泡瀬保育所	1720	小学校	高原小	71
	城前	2	法人 保育施設	みちしお保育園	42		美東小	72
	照屋	3		かりゆし保育園	43		泡瀬小	73
	安慶田	4		愛の泉保育園	44		北美小	101
	室川	5		海の子保育園	45		美原小	102
	住吉	6		サムエル保育園	46		美里小	103
	嘉間良	7		ぶどうの木保育園	47		宮里小	104
	八重島	8		大芽幼児園	49		越来小	105
	センター	9		さざなみ幼児学園	51		コザ小	106
	胡屋	10		さん保育園(小規模)	52		安慶田小	107
	中の町	11		三浦保育園	54		室川小	108
	園田	12		ていっず保育園	56		諸見小	109
	諸見里	13		どりーむ乳児園	57		中の町小	110
	山内	14		ハレルヤ保育園	58		島袋小	111
	山里	15		ひやごん保育園	59		山内小	112
	久保田	16	保育施設 認可外	あかちゃんハウスゆいゆい	48	中学校	比屋根小	113
	南桃原	17		なにいろほいくえん	53		沖縄東中	74
	美里	18		そよ風保育園	55		美東中	75
	東	19		保育園ちびっこひろば	60		越来中	201
	宮里	20	幼稚園	高原幼稚園	81		コザ中	202
	吉原	21		美東幼稚園	82		山内中	203
	松本	22		泡瀬幼稚園	83		美里中	204
	明道	23		泡瀬聖母幼稚園	84		安慶田中	205
	知花	24					宮里中	50
	登川	25						
	池原	26						
	古謝	27						
	高原	28						
	大里	29						
	東桃原	30						
	比屋根	31						
	与儀	32						
	泡瀬	33						
	泡瀬第一	34						
	泡瀬第二	35						
	泡瀬第三	36						
	海邦町	37						

合 計
117 箇所

資料 10－7 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

(県出先等関係機関)

令和 6 年 7 月時点

地区	県出先機関名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	北部保健所	総務企画班		640	4	5	0980-52-2714
	北部病院	総務課		660	4	5	0980-52-2719
中部地区	中部保健所	所長	6	71	7494		938-9886
	中部病院	総務課		661	4	5	973-4111
	中部農業改良普及センター		6	71	7628		894-6521
	中部農林土木事務所	所長	6	71	7775		894-6525
	中頭教育事務所		6	71	7480		939-0044
	中部土木事務所	維持管理班	6	71	7630		894-6510
南部地区	南部保健所	総務企画班		641	4	5	889-6351
	南部医療センター・こども 医療センター	総務課		662	4	5	888-0123
	南部農林土木事務所	所長	6	71	5029		867-2770
	那覇教育事務所		6	71	5331		867-2710
宮古地区	宮古保健所		外＋＃	642	4	5	0980-72-2420
	宮古病院	総務課		663	4	5	0980-72-3151
八重山地区	八重山保健所	所長	6	71	9576		0980-82-3240
	八重山病院	総務課		664	4	5	0980-83-2525

(防災関係機関)

地区	防災関係機関名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX 番号	NTT 番号
南部地区	沖縄气象台	予報課	7	680	4	5	833-4281
	第 11 海保	救難課		681	4	5	867-0118
	陸上自衛隊	那覇駐屯地		682	局番の み		857-1155
	NHK 沖縄			683	4	5	865-2222
	日本赤十字社 沖縄県支部			684	4	5	835-1177
	沖縄電力(株)			685	4	5	877-2341

(市町村)

地区	市町村名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	名護市	総務課	8	210	9921	未接続	0980-53-1212
	国頭市	総務課	外線 17	211	9922	〃	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	5	212	9923	〃	0980-44-3001
	東村	総務財政課	12	213	9924	〃	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課	8	214	9925	〃	0980-56-2101
	本部町	総務課	61	215	9926	〃	0980-47-2101
	恩納村	総務課	88	216	9927	〃	966-1200
	宜野座村	総務課		不要	9928	〃	968-5111
	金武町	総務課		不要	9929	〃	968-2111
	伊江村	総務課		不要	9930	〃	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課		不要	9931	〃	0980-46-2001
	伊是名村	総務課		不要	9932	〃	0980-45-2001
中部地区	うるま市	危機管理課	7	230	9933	〃	974-3111
	宜野湾市	総務課	6	231	9934	〃	893-4411
	浦添市	防災危機 管理課	特番 ＊＊	232	9935	〃	876-1234
	沖縄市	防災課	8	233	9936	〃	939-1212
	読谷村	総務課		不要	9937	〃	982-9200
	嘉手納町	総務課	7	235	9938	〃	956-1111
	北谷町	総務課		不要	9939	未接続	936-1234

地区	市町村名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX 番号	NTT 番号
中部地区	北中城村	総務課	8	237	9940	〃	935-2233
	中城村	総務課	6	238	9941	〃	895-2131
	西原町	総務課	7	239	9942	〃	945-5011
南部地区	那覇市	防災危機管理課	44	250	9943	〃	867-0111
	糸満市	市民生活 環境課	8	251	9944	〃	840-8111
	豊見城市	総務課	7	252	9945	〃	850-0024
	八重瀬町	総務課	5	254	9947	〃	998-2200
	南城市	総務課	7	253	9946	〃	917-5378
	与那原町	総務課	8	255	9948	〃	945-2201
	南風原町	総務課	7	256	9949	庁舎交換 機収容 7	889-4415
	久米島町	総務課		不要	9950	未接続	985-7121
	渡嘉敷村	総務課	8	258	9951	〃	987-2321
	座間味村	総務課		不要	9952	〃	987-2311
	粟国村	総務課		不要	9953	〃	988-2016
	渡名喜村	総務課	防災 1 ～ 4	261	9954	〃	989-2002
大東地区	南大東村	総務課	外線 11+6	262	9955	〃	09802-2-2001
	北大東村	総務課	防災+6	263	9956	〃	09802-3-4001
宮古地区	宮古島市	総務課	70	270	9957	〃	0980-72-3751
	多良間村	総務財政課	7	271	9958	〃	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	防災危機 管理課	55	280	9959	〃	0980-82-9911
	竹富町	総務課	県 NW18	281	9960	〃	0980-82-1109
	与那国町	総務課		不要	9961	〃	0980-87-2241

(消防機関)

地区	消防本部名	代表部署	発信 特番	局番号	ホットライン 内線番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	名護消防	通信司令室	県 NW	600	4	5	0980-52-1142
	国頭消防	通信司令室		601	9526	60	0980-41-5100
	本・今消防	通信司令室	外線 7	602	4	5	0980-47-7119
	金武消防	通信司令室		603	4	5	968-2020
中部地区	沖縄消防	通信司令室	外線 7	604	4	5	929-1190
	宜野湾消防	通信司令室	外線 8	605	4	5	892-2299
	浦添消防	通信司令室		606	4	5	875-0119
	うるま市消防	通信司令室	県防災	607	4	5	973-4838
	ニライ消防	通信司令室	外線 9	608	4	5	956-9914
	中・北消防	通信司令室	県 NW	609	4	5	935-4747
南部地区	那覇消防	通信司令室	44	610	4	5	867-0119
	糸満消防	通信司令室	外線 6	611	4	5	992-3661
	豊見城消防	通信司令室	7	612	4	5	850-0529
	島尻消防	通信司令室	外線 12	613	4	5	948-2512
	東部消防	通信司令室	8	614	4	5	945-2200
	久米島消防	通信司令室		615	4	5	985-3281
宮古地区	宮古島消防	通信司令室	行政 NW+ *	616	4	5	0980-72-0943
八重山地区	石垣消防	通信司令室		617	4	5	0980-82-0119

資料 10－8 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (市外局番：098)
沖縄県（防災危機管理課）	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	866－2143
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	866－1929
第十一管区海上保安本部	那覇市港町 2 丁目 1 1 番 1 号	867－0118 (内 3255)
沖縄気象台	那覇市樋川 1 丁目 1 5 番 1 5 号	833－4288
総務省沖縄総合通信事務所	那覇市旭町 1－9 カフーナ旭橋 B 街区 5 階	865－2306 865－2315
沖縄県警察本部	那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号	862－0110 (内 6077)
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号	835－1180
日本放送協会沖縄放送局	那覇市おもろまち 2 丁目 6 番 2 1 号	865－3663
沖縄電力(株)	浦添市牧港 5 丁目 2 番 1 号	877－4458
(社)沖縄県漁業無線協会	糸満市西崎 1 丁目 4 番 1 1 号	840－3566
琉球放送(株)	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	860－2073
沖縄テレビ放送(株)	那覇市久茂地 1 丁目 2 番 2 0 号	869－4425
琉球朝日放送(株)	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	860－2210
(株)ラジオ沖縄	那覇市西 1 丁目 4 番 8 号	869－2209
(株)エフエム沖縄	浦添市小湾 4 0 番地	877－2361
N T T 西日本 沖縄支店	浦添市城間 4 丁目 3 5 番 2 号	871－2820

資料 10－9 報道機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (市外局番：098)
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	865－2222 (代表) 865－3615 (FAX)
NHK 沖縄放送局 沖縄中部支局	沖縄県沖縄市仲宗根町29-9	934－4827 865－3615 (FAX)
琉球放送株式会社 (RBC)	那覇市久茂地2丁目3番1号	867－2151 862－5047 (FAX)
沖縄テレビ放送株式会社 (OTV)	那覇市久茂地1丁目2番20号	863－2111 860－2646 (FAX)
琉球朝日放送株式会社 (QAB)	那覇市久茂地2丁目3番1号	860－1199 861－1000 (FAX)
沖縄ケーブルネットワーク株式会社 (OCN)	那覇市久茂地1丁目2番20号	863－0077 863－0609 (FAX)
株式会社ラジオ沖縄 (ROK)	那覇市西1丁目4番8号	098－869－2214 869－2210 (FAX)
株式会社エフエム沖縄	浦添市字小湾40番地	877－2361 870－5119 (FAX)
株式会社 FMコザ	沖縄市中央3丁目15番6号	934－8653 934－8653 (FAX)
株式会社沖縄タイムス社	那覇市久茂地2丁目2番2号	860－3000 860－3482 (FAX)
株式会社沖縄タイムス社 中部支社	沖縄市胡屋1丁目12番24号 4階	939－1187 938－5169 (FAX)
株式会社琉球新報社	那覇市泉崎1丁目10番3号	865－5111 861－0100 (FAX)
株式会社琉球新報社中部支社	沖縄市仲宗根町25-6	934－6500 938－9188 (FAX)
沖縄ラジオ株式会社	沖縄市上地1丁目1-1 コザ・ミュージックタウン 1F	933－0854 933－1854 (FAX)

資料 10—10 自衛隊の連絡場所

〔災害派遣命令者の所在地等〕

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第 15 旅団長	那 覇 市 鏡 水 679	第 15 旅団司 令部第 3 部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2277～ 2279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行 政情報通信ネ 트워크 *-6-552-0123	司令部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行 政情報通信ネ 트워크 *-6-552-0123
海上自衛隊	第 5 航空 郡指令	那覇市当 間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	郡司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄 基地隊 指令	うるま市 勝連平敷 屋 192 0	沖縄基地隊 本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空 混成団 指令	那 覇 市 当 間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	S O C 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

〔急患空輸等の要請権者及び要請先〕（電話：上記に同じ）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区 海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊 5 空群
		海上自衛隊 5 空群	海上自衛隊沖基
海上搜索		海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

※「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成 16 年 3 月 31 日）による

〔最寄部隊の住所〕

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	白川分屯地	沖縄市白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連字内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所		沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608

資料 10－11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

(設置)

第 1 条 沖縄地方非常通信協議会会則第 3 条第 5 号の規定に基づき、沖縄県内の大雨や地震等の災害時において、県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への避難勧告等の情報伝達手段等を検討するため、同協議会に放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への伝達ルート及び伝達手段
- (2) 放送事業者及び沖縄気象台に提供する情報内容
- (3) 送付文書等の雛形の作成
- (4) 放送による伝達例文
- (5) 地方自治体及び放送事業者等関係者リストの作成
- (6) その他、災害時避難勧告等の伝達に必要な事項

(構成)

第 3 条 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 沖縄県知事公室防災危機管理課長
- (2) 沖縄県各市町村防災担当課長
- (3) NHK 沖縄放送局及び別紙放送事業者担当部長相当職
- (4) 総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長及び同所無線通信課長
- (5) 気象庁沖縄気象台業務課長及び同台通信課長

(庶務)

第 4 条 連絡会の庶務は、沖縄県知事公室防災危機管理課において行う。

附 則

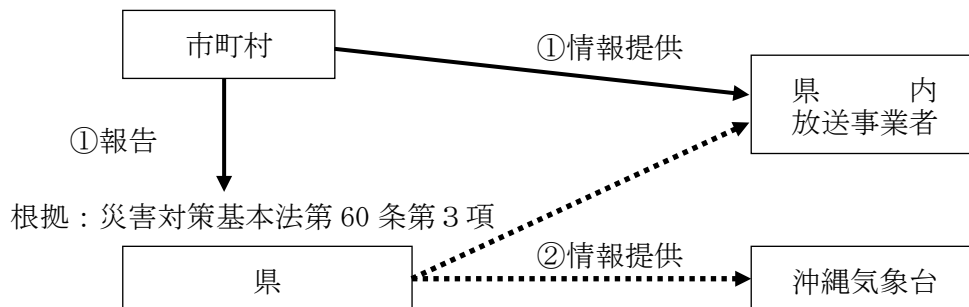
この要綱は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

避難勧告等情報の伝達ルート及び手段（改正案）

1. 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、市町村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。
- エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者へ情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。

2. 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段は FAX 及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速に FAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者の FAX 番号等を FAX に登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難勧告等の報告を FAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかに FAX 及び電話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 市町村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかに FAX で放送事業者へ提供しなければならない。

[通信回線]

- ① 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ② 公衆回線
- ③ 非常通信ルート

避難勧告等発令情報（市町村用）

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1. 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2. 発令日時 月 日 時 分

3. 対象地域等

NO	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難場所	避難理由※ 1 （①～⑦）
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

①大雨による浸水の危険があるため

②大雨による土砂災害の危険があるため

③地震による土砂災害の危険があるため

④地震による家屋崩壊の危険があるため

⑤地震による津波発生のおそれがあるため

⑥地震による津波警報が発表されたため

⑦その他（

）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線※ 2）

FAX（防災無線）

※ 2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

放送による伝達例文

避難準備情報（要援護者避難）

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、・・・から避難準備情報が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難準備をはじめてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、・・・となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、・・・から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、・・・となっています。

避難指示

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、・・・から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行って下さい。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、・・・となっています。

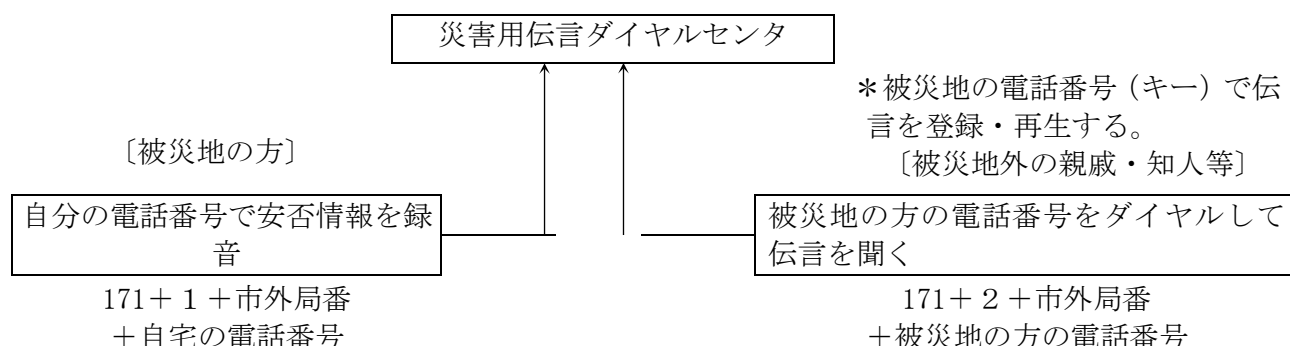
資料 10-12 災害用伝言ダイヤル

[災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（Web171）]

西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用ブロードバンド伝言板（Web171）を運用しています。

- （１）災害用伝言ダイヤル（171）とは、災害時に被災者の安否確認等による電話がつながり難い状況（ふくそう）を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国に設置された伝言蓄積装置を通して録音・再生できるボイスメールです。

災害用伝言ダイヤルのシステム



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を単位として行い、NTTが災害時に指定する。）
利 用 可 能 電 話	NTTの加入電話（プッシュ式、ダイヤル式） ISDN〈INSネット（ダイヤル式不可）〉 公衆電話、ひかり電話（ダイヤル式不可） 災害時に避難所等へ設置される特設公衆電話 携帯電話・PHS（一部事業者を除く）
伝 言 蓄 積 数	1電話番号あたり1～20伝言（災害の状況により異なる）
伝 言 録 音 時 間	1伝言 30秒以内
伝 言 の 保 存 期 間	提供終了まで（災害の状況により異なる）
伝 言 の 消 去	保存期間経過時に自動消去（災害の状況により異なる）
利 用 料 金	伝言蓄積等のセンター利用料、NTT加入電話からの通話料は無料 発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗 証 番 号 付 き 伝 言	4桁の暗証番号 （録音：171 + 3 + 暗証番号、再生：171 + 4 + 暗証番号）

- （２）災害用伝言板（Web171）とは、大規模災害等発生時にインターネットを利用した被災地の方々の安否情報を確認する手段として、平成 17 年 8 月より「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を提供してまいりましたが、より便利に、より安心してご利用いただくために、スマートフォンへの対応や伝言登録の通知機能など、新たな機能を追加し、平成 24 年 8 月末より「災害用伝言板（web171）」を提供することとしました。

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認することができ、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知※1 することもできます。

※1 メール通知先は最大 10 件まで登録可能です。音声通知先は最大 1 件まで登録可能です。なお、国際電話番号、フリーダイヤル等の着信課金番号、110 番や 119 番など特番等、通知先として指定できない電話番号があります。

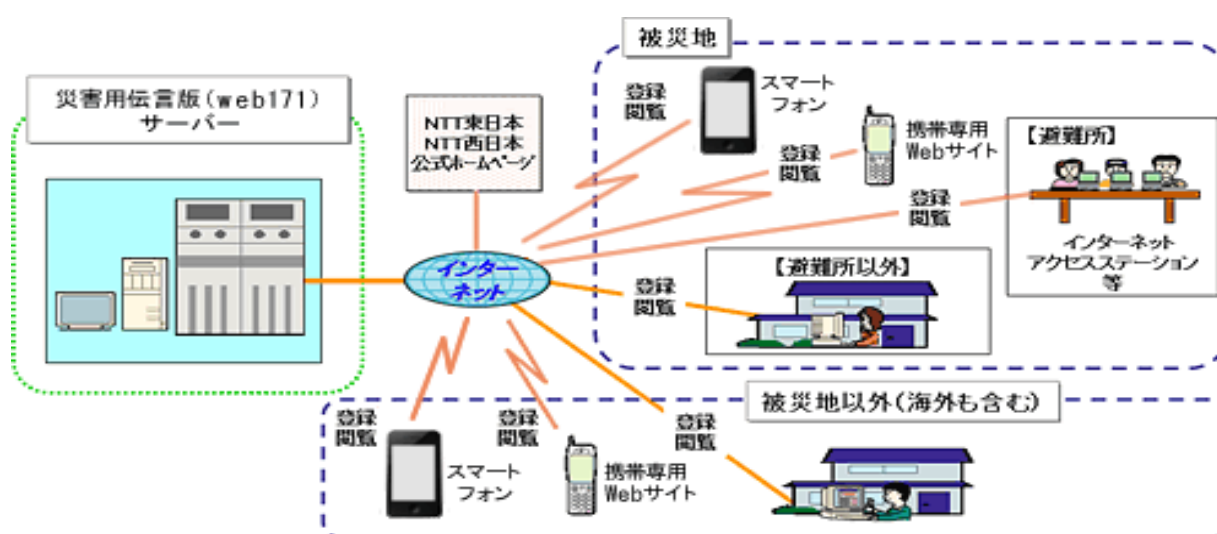
災害用伝言板（Web171）概要と提供のしくみ

■サービス概要

地震や台風・集中豪雨等の災害における安否確認の重要性が再認識されています。そのような状況の中、NTT 西日本では、電話（音声）による「災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）」に加え、伝言情報（テキスト）の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板（web171）」を提供しています。

本サービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能なサービスです。登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能となります。

■提供開始



震度 6 弱以上の地震発生時にご利用できるようになります。

震度 5 強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌する NTT 西日本または東日本が提供の判断を行います。

提供を開始した時には、テレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じてお知らせします。

<https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。

最新の情報は下記ホームページ等でご確認ください。

(<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/news/>)

■利用環境

以下の環境でご覧いただくことを推奨いたします。

推奨環境以外の環境でご利用いただいた場合、また推奨環境下でもお客様のブラウザの設定によっては正しくご利用できない場合がございます。ご了承ください。

端末種別	OS	Web ブラウザ
PC スマートフォン タブレット	Microsoft Windows※1 macOS※2 Android OS※3 iOS※4	Microsoft Internet Explorer 7.0～11.0 Mozilla Firefox※5 Google Chrome※6 Safari※7
フレッツフォン (VP2000/VP3000)	-	標準ブラウザ
携帯電話端末	-	i モードブラウザ 2.0※8

※1 Windows 10 にて動作確認済み

※2 Mac OS 10.7 にて動作確認済み

※3 Android8 にて動作確認済み

※4 iOS 11 にて動作確認済み

※5 Firefox 59（デスクトップ版）にて動作確認済み

※6 Google Chrome 65 にて動作確認済み

※7 Safari 5.1（デスクトップ版）にて動作確認済み

※8 TLS1.0 以降のブラウザ設定にて動作確認済み、SHA-2 証明書に対応した機種にて利用可能

■伝言の登録数・伝言保存期間

●伝言の登録数

伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件

※20 件をこえる場合は、古いものから削除され、新しい伝言が保存されます

●伝言板（伝言メッセージボックス）数

利用者情報なしの場合：1 件

利用者情報ありの場合：最大 20 件※

※利用者情報については、事前に登録する必要があります。

●伝言の保存期間

最大 6 か月

伝言登録数や保存期間等は、災害の状況により異なります。

最新の情報は下記ホームページ等でご確認ください。

(<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/news/>)

提供開始時にテレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じてお知らせします。

【災害用伝言板サービス（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）】

NTT ドコモでは、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、ドコモの携帯電話やスマートフォン※1からご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認※2していただける災害時専用のサービスです。また、あらかじめ指定したご家族や友人に対して、災害用伝言板に登録したことをメールでお知らせしたり（登録お知らせメール）、被災地の方に災害用伝言板への安否情報の登録を依頼（登録お願いメール）することも可能です。

※1：スマートフォンからの安否情報の登録には「spモード」契約、ahamo契約またはirumo契約が必要です。また、Wi-Fiからの安否情報の登録には災害用キットの災害用伝言板（アプリ版）が必要です。

※2：ドコモ以外の携帯電話をお使いの方やご家庭のパソコンからも被災地からの登録情報が確認できます。

項 目		内 容
運 用 条 件		震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メ ッ セ ー ジ	登録可能エリア	・ 全国の FOMA・Xi・5G サービスエリア ・ Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア
	登録可能件数	1 携帯電話番号あたり 10 件
	登録内容	日本語「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 コメント（全角 100（半角 200 文字以内））
	保存期間	1 つの災害でのサービスを終了するまで
	確認可能エリア	全国の FOMA・Xi・5G サービスエリア Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア
送信先として設定可能なメールアドレス		①i モード・ドコモメールアドレス ②インターネットメールアドレス ③ドコモ以外の携帯電話・PHS のメールアドレス など （参考）1 度に送信可能な「登録お知らせメール」について ・ 事前登録アドレス : 最大 5 件 ・ ファミリー割引グループ : 最大 19 件 ・ メール送信希望者 : 最大 20 件
ア ク セ ス 方 法		① i Menu→災害用安否確認→災害用伝言板 ② d メニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 ③ahamo サイト→災害用伝言板提供中→災害用伝言板 ④irumo サイト→災害用伝言板提供中→災害用伝言板
そ の 他		①災害用伝言版はサービス提供期間のみアクセス可能となります。それ以外の期間はご利用いただけません。 ②災害用伝言板をご利用中のお客さまが、携帯電話の名義を変更をされる場合は、お手続き前に災害用伝言板にご登録されたメッセージなどをご確認ください。ご確認後、必要により登録内容の削除をお願いいたします。削除されなかった場合、譲り受けた方がメッセージなどを確認することが可能となりますので、ご注意ください。 ③ahamo 契約では「登録お知らせメール」「登録お願いメール」「ファミリー割引グループの安否確認」はご利用になれません ④MVNO（エコノミーMVNO 含む）のご契約では「災害用伝言板（Web 版）の安否登録」「災害用伝言板（アプリ版）の安否登録、安否確認」はご利用になれません。

〔「災害用伝言板」サービス（KDDI）〕

KDDI・沖縄セルラーでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供しています。（利用料金は無料）

機能		内 容	
伝 言 板	基 本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）	
	安 否 情 報 の 登 録	被 災 状 況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択
		コメント入力	100 文字まで
		保 存 期 間	1 つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。 ※10 件を超えるメッセージは古いものから順次上書きされます。
		登録可能件数	10 件／1 電話番号
安 否 情 報 登 録 利 用 地 域		被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺 （登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。） ※スマートフォンからは、全国より安否情報を登録いただけます。	
安 否 お 知 ら せ メ ー ル		伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能	
		設定あて先件数	5 件
		送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
		メ ー ル 内 容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号
			安否情報が登録された旨をお知らせする内容
		伝言板へアクセスするためのリンク	
安 否 情 報 確 認		地域制限なく、すべての携帯電話・PHSの電話番号で検索可能	
		au 以外の災害用伝言版に安否情報が登録されている場合は、登録されている各社災害用伝言板へのリンクを表示します。	
災 害 関 連 情 報		「緊急速報メール(災害・避難情報)」で配信された情報を掲載します。 全国の災害情報をリアルタイムで提供します。	
ア ク セ ス 方 法		①＋メッセージ（プラスメッセージ）を利用する（※スマホ／iPhone のみ） スマートフォン／iPhone をご利用の方は、＋メッセージ公式アカウント au 災害対策からご利用いただけます。 ②WEB ブラウザからのアクセス ③au 災害対策アプリがインストール済みのスマートフォンはアプリからご利用可能です。	

【「災害用伝言板」サービス（ソフトバンク）】

災害用伝言板は、災害時において音声発信が集中することにつながりにくくなった場合に、お客さまよりメッセージをお預かりし、伝えたい相手にメッセージをお届けするサービスです。

登録されたメッセージは、ソフトバンク携帯電話のほか、インターネットを通じて他社の携帯電話やパソコンなどから確認することができます。また、知人やご家族の E メールアドレスを設定すると、災害用伝言板にメッセージが登録された際、自動で E メールを送信します。

項 目		内 容	
運用方法		震度 6 弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に開設します。（通常時は、自動 E メール送信設定機能のみ操作可能）	
対応言語		2 ヶ国語（日本語、英語）	
機 能	安否情報登録	対応機種	ソフトバンク携帯電話から登録できます。
		登録内容	「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択できます。かつ、全角 100 文字までコメント入力が可能です。
		登録可能件数	80 件/ 1 電話番号 （80 件を超えたら古いものから順次上書き）
		保存期間	1 災害における災害用伝言板終了時まで保存します。ただし、1 電話番号あたり 80 件を超えたら、古いものから順次上書き削除します。
	安否情報確認	対応機種	ソフトバンク携帯電話および、他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能です。
		その他	確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業者に登録された安否情報を検索・表示します。
	自動 E メール送信	対応機種	ソフトバンク携帯電話から登録できます。
		設定あて先件数	10 件（災害時でなくてもあて先設定は可能）
		自動 E メール送信	安否情報を登録した携帯電話の電話番号と E メールアドレスが設定した相手に通知されます。
		メール内容	安否情報が登録されたことをお知らせするとともに、伝言板へアクセスするための URL を通知します。

【「災害用伝言板」サービス（ワイモバイル）】

災害用伝言板とは、大規模災害発生時に災害用伝言板に安否情報を登録し、その安否情報をインターネット（他社携帯電話含む）から閲覧することが可能なサービスです。

項 目		内 容
提 供 基 準		震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合 (通常時は、自動Eメール送信設定機能のみ操作可能)
対 応 言 語		日本語、英語
機 能	安 否 情 報 登 録	お客さま自身の安否情報を登録し、家族・知人に伝えることができます。
	安否情報の確認	家族・知人の安否情報を確認することができます。
	自動 E メール送信 設 定	災害用伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定した家族・知人宛に安否情報を自動 E メール送信できます。

各機能仕様

iPhone、スマートフォン、タブレット、AQUOS ケータイ 4、DIGNO ケータイ 4、DIGNO ケータイ 3、AQUOS ケータイ 3、DIGNO ケータイ 2、Simply、AQUOS ケータイ 2、DIGNO ケータイ、AQUOS ケータイの場合

ア ク セ ス 方 法		■災害用伝言板アプリからアクセス ※iPhone をご利用の場合は、App Store よりダウンロードの上、ご利用ください。 ●App Store ※Android One X5 , Android One S5 , Android One X4 , Android One S4 , Android One X3 , Android One S3 , Android One X2 , Android One X1 , Android One S2 , Android One S1 , 507SH , HUAWEI nova lite for Y!mobile , Nexus 6P , arrows J , LG Q Stylus をご利用の場合は、Google Play™ よりダウンロードの上、ご利用ください。 ●Google Play™ ※Nexus 5X , Nexus 6 , Nexus 5 ではアプリのご利用および安否確認登録ができません。安否情報の確認はこちらをご利用ください。 ※AQUOS ケータイ 3 , DIGNO ケータイ 2 , AQUOS ケータイ 2 , DIGNO ケータイ , AQUOS ケータイの場合、「メインメニュー」の「サービス」をクリックし、「災害用伝言板」にアクセスしてください。
安否情報の登録	登 録 内 容	・「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択できます。 ・全角 100 文字までコメント入力が可能です。
	登 録 件 数	80 件/1 電話番号 (80 件を超えたら古いものから順次上書き)
	保 存 期 間	・災害における災害用伝言板終了時まで保存します。 ・1 電話番号あたり 80 件を超えたら、古いものから順次上書き削除します。
安否情報の確認	対 応 機 種	他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能です。
	そ の 他	全社一括検索により、他社携帯事業者の災害用伝言板・NTT 東西災害用伝言板(web171)に登録された安否情報についても検索することができます。
自動 E メール送信設定※	設定あて先件数	10 件 (災害時でなくてもあて先設定は可能)
	メール内容	・安否情報を登録した携帯電話の番号/メールアドレス ・安否情報が登録された旨をお知らせする内容 ・伝言板へアクセスするためのリンク

【「災害用伝言板」サービス（楽天モバイル）】

災害時の安否確認手段として「災害用伝言板」をご利用いただけます。

提供条件	震度 6 弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり 10 件 ※10 件を超えるメッセージは古いものから順次上書きされます。
メッセージ登録内容	安否の状態（複数選択可） 日本語版 ・ 無事です ・ 被害があります ・ 自宅にいます ・ 避難所にいます 英語版 ・ I' m okay ・ Need Help ・ Safe at home ・ At evacuation area コメント ・ 全角 100 文字以内（半角 200 文字以内）
保存期間	1 つの災害でのサービスを終了するまで

11. 廃棄物処理等関連

資料 11-1 ごみの収集車両及び作業員

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

	区分	収集車両 (台)	収集作業員 (人)
直営	不法投棄等収集	2	4
沖縄市清掃事業協同組合	家庭系ごみ	24	48
沖縄市清掃事業協同組合	粗大ごみ・草木類	3	9
沖縄市資源ごみ協同組合	家庭系ごみ	13	36
(有)コザ公衆衛生社	事業系ごみ	10	20
わかばクリーン(株)	事業系ごみ	9	17
(株)コーベラ	事業系ごみ	2	5
琉球管理産業(株)	事業系ごみ	4	21
(株)コーベラ	公共施設ごみ	1	5
計		68	168

資料 11-2 し尿収集車両及び作業員

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

	収集車両 (台)	収集作業員 (人)
沖縄市清掃事業協同組合	3	6
松本衛生社	1	2
沖縄水ケン	1	5
計	5	13

資料 11-3 し尿処理施設リスト

(令和 2 年 3 月 1 日現在)

施設名	住 所
倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑	宜野湾市伊佐四丁目 9 番 6 号

資料 11-4 マンホールトイレ等設置箇所

(令和 5 年 11 月現在)

場 所	住 所	基数	容量	下水道直結	し尿汲取り	施設所管課	設置年度
美東中学校	高原 5-12-1	10		○	不要	施設課	H31. 2 月
越来小学校	越来 1-2-2	5		○	不要	施設課	R3. 3 月
美東小学校	桃原 3-4-1	5		○	不要	施設課	R3. 3 月
マンタ公園	海邦 2-23	9	1610ℓ	×	要	公園みどり課	H29 年度
なごみ公園	比屋根 6-8	1	760ℓ	×	要	公園みどり課	R3 年度
美里公園	美原 4-4	12	1610ℓ	×	要	公園みどり課	R4 年度
若夏公園	東 2-23	9	1610ℓ	×	要	公園みどり課	R4 年度
南桃原 二丁目公園	南桃原 2-5	6	1610ℓ	×	要	公園みどり課	R4 年度

12. 沖縄市消防本部の資材、機材等

(令和5年4月1日現在)

資料 12-1 消防車両・艇現有一覧

管	車両番号	用 途	車両登録番号	年式	車 種	消防無線
消 防 本 部	1号車	司 令 車	沖縄 800 す 7528	平成 28 年	マツダ	沖縄司令
	2号車	総 務 連 絡 車	沖縄 580 た 8141	平成 20 年	スズキ	沖縄総務
	3号車	予 防 広 報 車	沖縄 800 す 2671	平成 22 年	トヨタ	沖縄予防
	4号車	予 防 広 報 車	沖縄 800 す 5901	平成 26 年	マツダ	沖縄指導
	25号車	消防団ポンプ車(CD-1型)	沖縄 830 す 25	平成 26 年	日 野	沖縄団ポンプ
	24号車	消 防 団 多 機 能 型 車 両	沖縄 831 て 119	平成 20 年	いすゞ	沖縄団多機能
消 防 署	5号車	警 防 広 報 車	沖縄 800 す 4892	平成 24 年	日 産	沖縄警防
	普及啓発車	普 及 啓 発 車	沖縄 400 つ 3676	平成 25 年	日 産	
	救急2号車	高 規 格 救 急 車	沖縄 830 さ 2204	令和 4 年	トヨタ	沖縄救急
	救急4号車	高 規 格 救 急 車	沖縄 830 さ 1709	平成 29 年	トヨタ	沖縄救急 2
	救急5号車	高 規 格 救 急 車	沖縄 831 み 119	平成 25 年	トヨタ	沖縄救急 3
	6号車	指 揮 車	沖縄 800 す 5039	平成 25 年	日 産	沖縄指揮
	7号車	人 員 搬 送 車	沖縄 800 す 4263	平成 24 年	日 産	沖縄搬送
	8号車	資 機 材 搬 送 車	沖縄 800 す 4280	平成 24 年	いすゞ	沖縄資機材
	12号車	救 助 工 作 車	沖縄 831 る 119	平成 26 年	日 野	沖縄救助
	13号車	は し ご 付 消 防 自 動 車	沖縄 800 は 1011	平成 21 年	日産デ ィーゼル	沖縄はしご
	18号車	水槽付ポンプ車(Ⅱ型)	沖縄 830 せ 1703	平成 29 年	日 野	沖縄ポンプ
	19号車	小型動力ポンプ付水槽車 (Ⅰ 型)	沖縄 800 は 1569	平成 28 年	いすゞ	沖縄タンク
	22号車	水槽付ポンプ車(Ⅱ型)	沖縄 830 さ 1412	平成 26 年	日 野	沖縄ポンプ 2
	26号車	事務連絡車	沖縄 500 そ 9459	平成 14 年	トヨタ	
	28号車	機動連絡車	沖縄 800 す 5813	平成 26 年	トヨタ	沖縄機動
山 内 出 張 所	救急1号車	高 規 格 救 急 車	沖縄 830 た 2002	令和 2 年	トヨタ	山内救急
	15号車	水 槽 付 ポ ン プ 車 (C D - Ⅰ 型)	沖縄 830 そ 2301	令和 5 年	日 野	山内ポンプ
	21号車	広 報 車	沖縄 800 す 6677	平成 27 年	日 産	山内連絡
	23号車	小型動力ポンプ付水槽車 (Ⅰ 型)	沖縄 800 は 1318	平成 25 年	いすゞ	山内タンク
	9号車	積 載 車	沖縄 800 さ 3509	平成 12 年	トヨタ	山内積載
泡 瀬 出 張 所	救急3号車	高 規 格 救 急 車	沖縄 831 め 119	平成 25 年	トヨタ	泡瀬救急
	10号車	消 防 活 動 広 報 車	沖縄 800 せ 3579	令和 5 年	日 野	泡瀬連絡
	11号車	水 難 救 助 支 援 車	沖縄 830 す 3103	平成 31 年	いすゞ	泡瀬水難
	16号車	水槽付ポンプ車(Ⅱ型)	沖縄 830 せ 1903	平成 31 年	日 野	泡瀬ポンプ
	17号車	水槽付ポンプ車(Ⅱ型)	沖縄 830 さ 2203	令和 4 年	日 野	泡瀬タンク
	救助艇	水難救助艇	第 296 - 26462	平成 29 年	ZODIAC	
	救助艇	水上バイク	第 296 - 25301	平成 25 年	BRP	
	トレーラー	救 助 艇 ト レ ー ラ ー	沖縄 800 る 256	平成 29 年	LOFT	
	トレーラー	水上バイクトレーラー	沖縄 800 る 176	平成 25 年	LOFT	

資料 12-2 特殊機械器具保有状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

用 途	器 具 名	規格及びメーカー名	数
救 助 用 具	可 搬 ウ イ ン チ	テイセン TIRFOR (TU-16) チルホル	4
	チタン製カギ付梯子	本 5 泡 3 山 1 (関東梯子・モリタ製)	9
	ワ イ ヤ ー 梯 子	8.4m (本 1) 10m (本 1、泡 1)	3
	3 連 梯 子	本 4 泡 2 山 1 (関東梯子)	7
	マット型空気ジャッキ	ホルマトロ・フェッター	一式
	都市型ロープレスキュー	CMC・PETZL 社製救助資機材	一式
	レスキューショット	CMC 社製	1
	マンホール救助器具	SKEDCO	1
呼吸保護用具	空 気 呼 吸 器	本 33 泡 8 山 6 (ドレーゲル×34、ライゼン×13)	47
破 壊 用 具	エ ン ジ ン カ ッ タ ー	本 4 泡 2 山 1 (ハスクバーナ)	7
	チ ェ ン ソ ー	本 4 泡 3 山 1 (ハスクバーナ×4、STIHL×4)	8
	万 能 斧	本 8 泡 3 山 1 (レスキューアックス×10、レスキューフォース×2)	12
	削 岩 機	HILT 社製×2	2
	ディスクグライダー	本 1 (マキタ 9533B)	1
	エアーツールセット	日本エアツール社・タカエアーソー	一式
	鉄 筋 カ ッ タ ー	本 1 (オガラ社製 DPC-16×1)	1
	ガス溶断器 (酸素切断機)	OZ	一式
保 護 具	電 動 油 圧 式 破 壊 器 具	本 3 泡 1 山 1 (ルカス社製カッター×2、スプレッター×1、 ラムシッター×1、コンビツール×1)	5
	耐 熱 服	本 4 (エムファイター×4)	4
	防 塵 メ ガ ネ	本 5 (SWANS×5)	5
	耐 電 手 袋	本 2 泡 1 山 3 (ヨツギテクノ)	6
潜 水 器 具	耐 電 ズ ボ ン	本 2 (井上工業 YS-122×2)	2
	レギュレーター	泡 27 (AQUA LUNG タイタン LX×21) (TUSA×6)	27
	浮 環	本 6 泡 3 山 1 (救命浮環、レスキューチューブ)	10
N B C 災害対応資機材	B C ジ ャ ケ ッ ト	泡 26 (AQUA LUNG Axion×21) (TUSA×5)	26
	防 護 服	レベル A 防護服	4
		レベル B 防護服	38
		レベル C 防護服	35
	測 定 機 器	ポケット線量計	1
		放射線測定器 (空間線量計、表面汚染検査計)	2
	有 毒 ガ ス 検 知 器	有毒ガス検知管	1
		複合型ガス測定器	4
	化 学 検 知 器	ケミプロ 100	1
	生 物 検 知 器	バイオキャプチャー	1
そ の 他	除 染 用 具	除染テント	一式
	投 光 器	本 2 泡 2 山 1 (信号機付き投光器)	5
	携 帯 用 発 電 機	本 6 泡 4 山 2 (HONDA×11・YAMAHA×1)	12
	携 帯 無 線 機	卓上 3、可搬 3、携帯 17	23
	簡 易 画 探 索 機	本 1 (7° カム 2 TEISEN×1)	1
	無 人 航 空 機	PHANTOM 4 PRO	1

13. 災害救助法関連

資料 13－1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第 1、別表第 2）昭和 47 年沖縄県規則 19 号

別表第 1（第 2 条関係）

令和 5 年 11 月 10 日改正

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第 4 条第 2 項に規定する避難所の設置にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる費用に限る。）として、1 人 1 日当たり 340 円以内とする。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3) の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。 (6) 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。 (7) 法第 4 条第 2 項に規定する避難所を開設できる期間は、法第 2 条第 2 項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。 ア 災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日 イ 災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第 2 条第 2 項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第 1 項の規定による救助を行う旨を公示した日
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。 イ 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
応急仮設住宅の 供与	オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。 キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2) 賃貸型応急住宅 ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。 ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。
炊き出しその他 による食品の給 与及び飲料水の 供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与 ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,230円以内とする。 エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 (2) 飲料水の供給 ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。 イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。 ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
被服、寝具その他 生活必需品の給 与又は貸与	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ア 被服、寝具及び身の回りの品 イ 炊事用具及び食器 ウ 日用品 エ 光熱材料 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯						
	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人
		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	夏季	4月から9月まで	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200
	冬季	10月から翌年3月まで	円 31,800	円 41,100	円 57,200	円 66,900	円 84,300
	イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯						
	季別	世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人
		期間	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	夏季	4月から9月まで	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400
	冬季	10月から翌年3月まで	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100
	(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。						
医療及び助産	(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。						
	(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。						
	(3) 医療は、次の範囲内において行う。						
	ア 診療						
	イ 薬剤又は治療材料の支給						
	ウ 処置、手術その他の治療及び施術						
	エ 病院又は診療所への収容						
	オ 看護						
	(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。						
	(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。						
	(6) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。						
	(7) 助産は、次の範囲内において行う。						
	ア 分べんの介助						
	イ 分べん前及び分べん後の処置						
	ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給						

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
医療及び助産	(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。 (9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出	(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。 (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の 応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり50,000円以内とする。 ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。 (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 イ 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (ア) (イ) に掲げる世帯以外の世帯 706,000円 (イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円 ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了しなければならない。
生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。 ア 生業費 1件当たり 30,000円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000円 (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。 ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
生業に必要な資金の貸与	(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。 (6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。
学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 （ア） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 （ア） 小学校児童 1人当たり 4,800円 （イ） 中学校生徒 1人当たり 5,100円 （ウ） 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円 (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。
死体の搜索	(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
死体の処理	イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 (5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
埋葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺（附属品を含む。） イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12歳以上）219,100円以内、小人（12歳未満）175,200円以内とする。 (4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
障害物の除去	(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の搜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 (2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表第2（第10条関係）

法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の額
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	(1) 日当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,500円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,500円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,500円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 14,200円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600円以内 カ 大工 1人1日当たり 25,700円以内 キ 左官 1人1日当たり 27,300円以内 ク とび職 1人1日当たり 28,500円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

資料 13－ 2 被害状況の判定基準

被害区分		認定基準	備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	

被害区分		認定基準	備考
その他	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
発火生災	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	災害中間年報及び災害年報の際は、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	

被害区分		認定基準	備考
被害金額	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料 13－3 災害救助法 様式集

様式 1（災害救助法関連）

災 害 救 助 費 概 算 額 調
（ 災 害 名 ）

沖縄県〔沖縄市〕

種 目 別 区 分				員数	単価	金額	備 考
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費					円	円	
1 救 助 費							
(1)	避難所 設置費	避 難 所		延人			
		福 祉 避 難 所		延人			
		ホ テ ル ・ 旅 館 な ど		延人			
		計		延人			
(2)	応急仮 設住宅 設置費	建 設 型 仮 設 住 宅		世帯			
		借 上 型 仮 設 住 宅		世帯			
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用		世帯			
		計		世帯			
(3)	炊出しその他の食品の給与費			延人			
(4)	飲 料 水 の 供 給 費						
(5)	被服寝 具その 他生活 必需品 給(貸) 与費	全 壊 (焼) 流 出		世帯			
		半壊(焼)・床上浸水		世帯			
		計		世帯			
(6)	医療及 び助産 費	医 療		延人			
		助 産		延人			
		計		延人			
(7)	被 災 者 の 救 出 費			人			
(8)	住宅の 応急修 理費	半 壊 以 上		世帯			
		準 半 壊		世帯			
		計		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費			世帯			
(10)	学 用 品 の 給 与 費	小学校 児童	教 科 書	人			
			文 房 具 等	人			
		中学校 生徒	教 科 書	人			
			文 房 具 等	人			
		高等学 校等生徒	教 科 書	人			
			文 房 具 等	人			
計		人					
(11)	埋 葬 費	大 人		体			
		小 人		体			
		計		体			
(12)	死 体 の 捜 索 費			体			
(13)	死 体 の 処 理 費	洗 浄 ・ 縫 合 ・ 消 毒 等		体			
		一 時 保 存		体			
		検 案		体			
		計		体			
(13)	障 害 物 の 除 去 費			世帯			
(15)	輸 送 費						
(16)	賃 金 職 員 等 雇 上 費						
2	実 費 弁 償 費			人			
3	扶 助 金			件			
4	損 失 補 償			件			
5	法 第 1 9 条 の 補 償						
II 救 助 事 務 に 要 し た 経 費							
1	都 道 府 県 事 務 費						
2	市 町 村 事 務 費						
3	法第20条第1項の求償に係る事務費						
4	災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)						
(合 計)							

様式 2 (災害救助法関連)

令和 年度災害救助基金報告書

沖縄県〔沖縄市〕

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		$A - B = C$	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第 26 条第 1 号の方法			円	
	同条第 2 号の方法			円	
	同条第 3 号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額 (F - G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅私下収入金	基金繰入額	円		
		その他	円		
	生業資金返還額	基金繰入額	円		
その他		円			

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式 3 (災害救助法関連)

避難所設置及び避難生活状況

避難所の名称	種別	開設期間	延人員	物品使用状況		市町村名	沖縄市
				品名	数量	実支出額	備考
		月 日 ～ 月 日	人				
計							

(注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 4-1 ① (建設型応急住宅) (災害救助法関連)

様式 4-1 ① (建設型応急住宅) (災害救助法関連)

様式 4-1 ① (建設型応急住宅) (災害救助法関連)

[illegible]

(注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

2 「地区・住宅（団地）名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅の住宅（団地）名及び棟番・部屋番号を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

様式 4－1 ②（建設型応急住宅）（災害救助法関連）

応 急 仮 設 住 宅 台 帳（そ の 2）
（建設型応急住宅）

市町村名	整理 番号	地区・住宅(団地)名	区分				着工 戸数	完成 戸数	集会所施設		着工日	完成 予定日	着工 公表日	リース 購入 の別	概算額				民有地等借地料 (年額(円))	自治体名		〇〇県〔市〕		
			構造	基礎	仕様	敷地			集会所	談話 室					税込総額(円) (リースの場合 は解体費用等含む)	うち、集会所施設 (税込み、円) (設置費用、リースは 解体費用等含む)	1戸あたりの 平均価格(円)	完成日		入居日	世帯数	入居 人数	解消日	
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイル	コンクリート板	手すり、スロープ	公有地	50	50	1		〇月〇日	△月△日	〇月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月□日	48	144		
	2	例)〇〇町仮設住宅	木造	布基礎		民地(有償)	20	20		1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月□日	19	38		
	3																							
	4																							
	5																							
	計																							
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	計																							
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	計																							
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	計																							
	1																							
	2																							
	3																							
	4																							
	5																							
	計																							
合計																								

- (注) 1 「地区・住宅（団地）名」欄は、応急仮設住宅の住宅（団地）名を記入すること。
- 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
- 3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
- 4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「－」を記入すること。
- 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
- 8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額（リースの場合は解体費用等を含む）を記入すること。なお、集会施設の費用も合算して記入すること。
- 9 「うち、集会施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額（リースの場合は解体費用等を含む）を記入すること。
- 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額を戸数で除して出た金額を記入すること。
- 11 「民有地等借地料（年額）」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
- 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
- 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。（原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。）
- 14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
- 15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

様式 4-2 (賃貸型応急住宅) (災害救助法関連)

様式 4-2 (賃貸型応急住宅) (災害救助法関連)

様式 4-2 (賃貸型応急住宅) (災害救助法関連)

[illegible]

(注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

2 「所在地」欄は、借上型応急仮設住宅の所在住所を記入すること。

3 「間取り(対象人数)」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。

4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「2者契約と使用貸借」及び「その他」のいずれかで示す。

5 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

様式 5（災害救助法関連）

炊き出し給与状況

			市町村名	沖縄市
炊き出し場の名称	実施期間	延人員	実支出額	備考
	月 日～ 月 日	人	円	
計				

（注）「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 6 (災害救助法関連)

飲料水の供給簿

		市町村名	沖縄市
供給対象箇所の名称	供給期間	実支出額	備考
	月 日～ 月 日	円	
計			

(注)「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 7 (災害救助法関連)

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

					市町村名		沖縄市		
住家被害程度区分		世帯主 氏 名	基礎となつ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 8 (災害救助法関連)

救護班活動狀況

救護班

月日	市(区) 町村名	品目	措置の概要	経費 円	備考
計				円	

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 9 (災害救助法関連)

病院診療所医療実施状況

							市町村名	沖縄市	
診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式 10（災害救助法関連）

助産台帳

[illegible]

様式 11（災害救助法関連）

被災者救出状況記録簿

			市町村名	沖縄市
年月日 月 日	救出用機械器具等		金額	備考
	機械器具等名称	数量		
			円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式 12 (災害救助法関連)

住宅応急修理記録簿

[illegible]

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

様式 13 (災害救助法関連)

生業資金貸付台帳

						市町村名	沖縄市	
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
計 世帯								

(注) 1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

307

307

307

- 307

埋葬台帳

(注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死体処理台帳

[illegible]

様式 17（災害救助法関連）

障害物除去の状況

			市町村名	沖縄市		
整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

様式 18①（災害救助法関連）

輸送記録簿

[illegible]

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式 18②（災害救助法関連）

賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部局		担当者名		電話番号						
従事した救助	氏名	雇上期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考
			日数	単価	合計	時間	単価	合計				
例)応急修理 窓口対応	〇〇〇〇〇	R1.10.1 から R1.11.30 まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇 〇手当
計	〇人											

(実費弁償)

様式 19 (災害救助法関連)

(1) 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況

								市町村名	沖縄市	
職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計		
・ 医師 ・ 歯科医師 ・ 薬剤師	人	人			円	円	円	円	円	
・ 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師										
・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 臨床工学技士 ・ 救急救命士又は 歯科衛生士										
・ 土木技術者 ・ 建築技術者										
・ 大工 ・ 左官又はとび職										
計										

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 20（災害救助法関連）

（2）令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及びこれらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

（注）「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 21 (災害救助法関連)
(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額	積算基礎	備考
		円		
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式 22 (災害救助法関連)

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式 23（災害救助法関連）

法第 19 条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

（注）「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

14. 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

〔従事命令等の種類と執行者〕

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市町村長
		〃 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条 3 項	自衛官(市町村長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知事 市町村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第 71 条 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分(作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及び近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

15. 給水関連

資料 15－1 応急給水用機械の種別及び能力等

種 別	能 力（容量ℓ）	保有数(台)	所 管	備 考
タンク車	5,000	3	消防署	飲料目的除く
水槽付きポンプ車	2,000	3	〃	飲料目的除く
水槽付きポンプ車	1,500	1	〃	飲料目的除く
応 急 給 水 タ ン ク	1,200	1	上下水道局	
給 水 用 ポ リ タ ン ク	500	3	〃	
応 急 給 水 用 タ ン ク	1,000	1 2	〃	
給 水 用 ス テ ン タ ン ク	1,500	1	〃	
計	39,200	2 4		

配水池位置図



16. 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

1 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2 人体の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものもがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

17. その他

資料 17-1 沖縄市自主防災組織状況

令和 6 年 11 月 1 日現在

No.	組織名	結成日	対象地域
1	女性防火クラブ	平成 17 年 4 月 1 日	女性防火クラブ
2	浜原第二団地自主防災組織	平成 17 年 8 月 14 日	県営浜原第二団地
3	浜原団地自主防災組織	平成 17 年 9 月 1 日	県営浜原団地
4	泡瀬第二自治会自主防災組織	平成 23 年 9 月 29 日	泡瀬第二自治会
5	室川市営住宅自主防災組織	平成 23 年 10 月 17 日	室川市営団地
6	高原自主防災組織	平成 24 年 1 月 22 日	高原自治会
7	安慶田自主防災組織	平成 24 年 10 月 5 日	安慶田自治会
8	中の町自主防災組織	平成 24 年 11 月 15 日	中の町自治会
9	古謝自主防災組織	平成 24 年 11 月 20 日	古謝自治会
10	東自主防災会	平成 25 年 2 月 25 日	東自治会
11	東桃原自主防災組織	平成 25 年 9 月 29 日	東桃原自治会
12	比屋根自主防災組織	平成 26 年 1 月 26 日	比屋根自治会
13	胡屋自主防災組織	平成 26 年 3 月 20 日	胡屋自治会
14	泡瀬第 3 自主防災会	平成 27 年 1 月 25 日	泡瀬第三自治会
15	海邦自主防災組織	平成 27 年 4 月 22 日	海邦町自治会
16	泡瀬第一自主防災組織	平成 27 年 4 月 26 日	泡瀬第一自治会
17	山里自主防災・防犯組織「山里至誠隊」	平成 28 年 5 月 1 日	山里自治会
18	泡瀬自主防災会	平成 28 年 5 月 22 日	泡瀬自治会
19	美里カママーイ自主防災組織	平成 28 年 12 月 8 日	美里自治会
20	美咲団地自主防災組織	平成 29 年 3 月 13 日	県営美咲団地
21	宮里自主防災組織	平成 29 年 5 月 10 日	宮里自治会
22	比屋根団地自主防災組織	平成 29 年 5 月 14 日	県営比屋根団地
23	南桃原自主防災・防犯組織	平成 29 年 5 月 17 日	南桃原自治会
24	美里仲原町自主防災組織	平成 29 年 6 月 5 日	美里自治会区 5 班
25	吉原自主防災組織	平成 30 年 4 月 26 日	吉原自治会
26	北美団地自主防災会	平成 30 年 5 月 20 日	県営北美団地
27	泡瀬団地自主防災会	令和 1 年 5 月 20 日	県営泡瀬団地
28	山内自主防災・防犯組織	令和 1 年 7 月 1 日	山内自治会
29	久保田自主防災・防犯組織	令和 2 年 4 月 1 日	久保田自治会
30	池原自主防災会	令和 2 年 12 月 2 日	池原自治会
31	室川自主防災会	令和 3 年 9 月 1 日	室川自治会
32	沖縄市建設関連団体協力会自主防災組織	令和 4 年 4 月 28 日	沖縄市建設関連団体協力会
33	登川自主防災会	令和 4 年 11 月 1 日	登川自治会
34	大里自主防災組織	令和 5 年 3 月 5 日	大里自治会
35	与儀自主防災組織	令和 5 年 10 月 1 日	与儀自治会
36	松本自主防災組織	令和 6 年 6 月 1 日	松本自治会

資料 17-2 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則第4条の規定に基づき緊急措置要領を次のとおり定める。

(要 旨)

第1条 この要領は、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故（以下「航空機事故等」という。）が発生した場合の関係機関の緊急通報、被災者の緊急救助、消火活動及び現場対策の応急措置について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空機事故等の発生に際し、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 関係機関は、緊急における相互間の緊密かつ適切な通報及び救助活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外の連絡責任者及びその補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更が生じた場合は、速やかに沖縄防衛局（管理部業務課）に通知するものとし、沖縄防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等の職名は別表1「航空機事故等連絡責任者職名表」のとおりとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 連絡責任者等は、航空機事故等を知ったときは、別表2「緊急通報系統図」により他の関係機関の連絡責任者に直ちに通報するものとする。

(緊急通報の内容等)

第5条 緊急通報は次の各号に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

(1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(2) 事故発生の日時、場所

(3) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無

(4) 事故現場の状況

(5) 被害の状況

ア 死亡者及び負傷者の住所、氏名、年令、職業並びに傷害の程度及び収容先

イ 住家等被害者の住所、氏名、年令、職業及び被害の程度

(6) その他必要事項

2 緊急通報は、別表3「航空機事故等発生通報記録表」により整理するものとする。

(現場連絡所の設置)

第6条 航空機事故等により被害が発生した場合、事故に関する情報交換及び被害者救援に関する連絡等を円滑にするため、沖縄防衛局、自衛隊、沖縄県及び事故発生地の市町村は、当該事故現場付近に現場連絡所を設置するものとする。

2 事故発生時の関係市町村は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空機事故等が発生した場合の関係機関の任務分担は、別表4「被害者救急救助等任務分担区分表」のとおりとする。

(人身被害者救護の優先)

第8条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、優先して人身被害者の救急及び救護に努めるものとする。

(要領の改正)

第9条 この要領の改正は、協議会において行うものとする。

附 則

この要領は、昭和57年12月10日から施行する。

資料 17－3 大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 (内閣府)

庁舎や公共施設の緊急点検について、専門家以外でも対応できるように、建物構造別の安全確認の流れや、具体的なチェックリストが示されている「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（内閣府 平成 27 年 2 月）」を参考にする。

大規模地震発生直後における
施設管理者等による建物の緊急点検に係る
指針

平成 2 7 年 2 月
内閣府（防災担当）

はじめに

- 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震が発生した際には、老朽化したビル・マンションの倒壊や中間階の圧潰等の建物被害が懸念される。建物の所有者等は、建物内に滞在する者の安全を確保するため、早急に建物の安全を確認した上で、建物内での待機・建物からの退避を判断する必要がある。
- 大規模地震が発生した際には、地震発生の直後から、地震等により住居を失った多数の被災者が自宅等から避難所へ避難することが想定される。また、特に都市部において、鉄道等の公共交通機関の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなどにより、多数の帰宅困難者が発生し、こうした帰宅困難者を一時滞在施設へ受け入れる状況が想定される。
- 建物内の滞在者や被災者等の安全を確保する観点からは、限られた時間の中で建物の安全確認を行った上で、建物内での待機や被災者・帰宅困難者の受け入れを判断する体制を構築する必要がある。しかし、東日本大震災時には、震災直後、建物の安全確認ができないうちに被災者等が避難所に押し寄せるといった状況もみられた。
- また、都市部で大規模地震が発生した場合は、点検すべき建物が極めて多いことから、応急危険度判定士など建築の専門家がすぐに点検できないケースが想定される。
- そこで、本指針は、建物の管理者等、建築に関する専門知識を有さない者を対象として、緊急・応急的に建物（避難所や一時滞在施設となる施設を含む）の安全確認を行う際の参考となるよう、平常時に行うべき事前準備や被災時の建物の安全確認の具体的な方法等についてとりまとめたものである。
- この指針は、一般的な建築物を構造別に分類して、その安全確認方法を取りまとめており、指定避難所や一時滞在施設、さらには企業等における従業員等の施設内待機、大規模な集客施設や駅等における利用客保護等のための緊急点検に活用することが見込まれる。
- 特に一時滞在施設の所有者等においては、大規模地震時に、建物の構造や施設の安全対策、地域特性を踏まえつつ、避難所や一時滞在施設となる建物の安全を確認した上で、被災者や帰宅困難者の受け入れの判断を行えるよう、本指針を参考に、適切に対応いただくことが望まれる。
- なお、本指針は、応急危険度判定など既存の建物の安全確認に関する考え方や学識経験者や建設業者など建築の専門家の意見を参考に素案を作成した上で、実際に安全確認を行うことになる自治体職員や民間ビル管理者等の協力のもと実地検証等を行い作成したものである。

目次

第1	本指針の基本的な考え方.....	1
1	基本的な考え方.....	1
2	本指針の対象となる建物.....	1
3	建物安全確認の流れ.....	2
第2	建物安全確認に関する事前準備（平常時の対応）.....	4
1	役割分担.....	4
2	事前資料の準備.....	4
3	カルテの作成.....	4
4	チェックシートの選択及びカスタマイズ.....	5
5	訓練等による運用方法の確認.....	5
第3	被災時の安全確認（被災時の対応）.....	6
1	鉄骨造（S造）の安全確認方法.....	6
2	鉄筋コンクリート造（RC造）の安全確認方法.....	7
3	木造の安全確認方法.....	8
4	安全確認における留意点.....	9
第4	専門家等による安全確認の実施（被災後の対応）.....	12
第5	カルテ及びチェックシート.....	12
別添1	カルテ記入例.....	14
別添2-1	鉄骨造建物の安全確認 カルテ.....	20
別添2-2	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ.....	24
別添2-3	木造建物の安全確認 カルテ.....	30
別添3-1	鉄骨造用チェックシート.....	36
別添3-2-1	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート（低層・ラーメン構造）.....	40
別添3-2-2	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート（低層・壁式構造）.....	44
別添3-2-3	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート（中高層・ラーメン構造）...	48
別添3-2-4	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート（中高層・壁式構造）.....	54
別添3-3	木造用チェックシート.....	60

第1 本指針の基本的な考え方

1 基本的な考え方

- ① 本指針は、被災直後に応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に、建物管理者等が緊急かつ応急的に建物の使用の可否を短時間で判断するための体制整備、安全確認※方法について取りまとめたものである。
- ② 本指針で示すカルテやチェックシートは、大規模地震時に、緊急かつ応急的に建物が「建物の崩壊などにより、建物内の滞在者や避難者等の生命や身体に危険が及ぶ状態か否か」を判断するための考え方、確認方法を取りまとめたものである。
- ③ 本指針に沿って、構造設計者、建築施工業者担当者等の構造に詳しい者とカルテを作成し、建物の特性に応じて安全確認を行う箇所をあらかじめ確認した上で、発災時にチェックシートを用いて緊急点検を行うことで、あらゆる建物の緊急・応急的な安全確認が可能となる。
- ④ 本指針で示す緊急点検の手法は、建物の安全確認を行う手法の一つであり、実際の安全確認の際には、超高層ビルなどにおけるモニタリングシステムの整備状況や独自の安全確認体制など各建物の安全に係る状況も踏まえて行うことが望ましい。
- ⑤ チェックシートは汎用的なものとして作成しており、建物の立地場所や構造など各建物の特徴に応じてチェック内容を精緻化・高度化することが望ましい。

2 本指針の対象となる建物

- ① 本指針は全ての建物を対象とする。
- ② 特に、避難所、一時滞在施設については、本指針の考え方をもとに、建物の緊急・応急的な安全確認を行った上で、被災者、帰宅困難者の受け入れを判断することが望ましい。
- ③ 避難所となる施設のうち、屋内運動場（体育館）については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（平成25年8月）のマニュアルにより被災状況を確認し、危険性を判断することが望ましい。
- ④ カルテ、チェックシートは「鉄骨造用」「鉄筋コンクリート造用」「木造用」別に作成しており、各建物の構造を踏まえ、該当するカルテ、チェックシートを使用する必要がある。

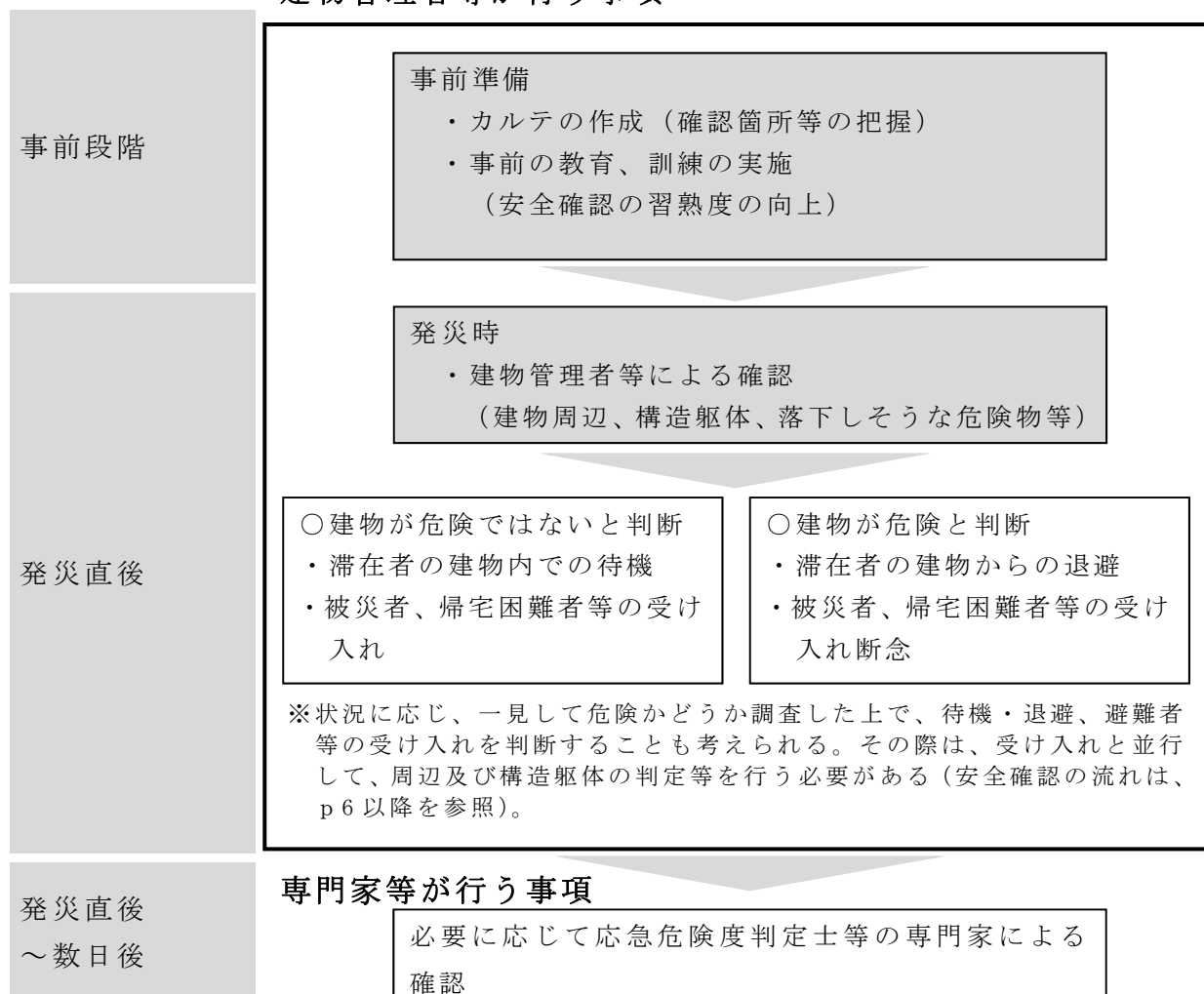
※本指針での安全確認は、建物が、「建物の崩壊などにより、建物内の滞在者や避難者等の生命や身体に危険が及ぶ状態か否か」を判断することとする。

3 建物安全確認の流れ

建築の専門知識を持たない建物管理者等が、大規模地震直後、建物の安全性を適切に確認することは非常に難しいことから、平常時から、カルテ・チェックシートを活用し、建物の安全確認を行う場所の確認や避難訓練での運用など安全確認の実施に向けた準備を行う必要がある。

- ① 設計書等の必要な書類を準備するとともに、建物の設計者、構造設計者、建築施工業者、建築部門の職員（行政が管理する建物の場合）等の建築の専門家とカルテを作成する。正しく安全確認を行うためには、カルテを作成した上で、チェックシートを用いて安全確認を行うことが望ましい。
- ② カルテは、適宜（年に1回程度）内容の更新を行うことが望ましい。
- ③ 避難訓練等の際に、建築に関する専門家が参加の上、建物の安全確認に関する訓練も併せて実施することが望ましい。
- ④ カルテ・チェックシートにより建物の安全を確認した上で、建物内での待機・建物からの退避等を判断することが望ましい。ただし、明らかに建物が危険な場合等の緊急の場合は、待機・退避等を判断した後、並行して安全確認を行うことも考えられる。
- ⑤ 被災後早い段階で必要に応じて応急危険度判定士等の専門家による判断を仰ぐことが重要である。

建物管理者等が行う事項



図表 建物安全確認の流れ

第2 建物安全確認に関する事前準備（平常時の対応）

1 役割分担

大規模地震発生時に建物の安全確認を行う者、建物内での待機や建物からの退避、被災者や帰宅困難者等の受け入れを判断する者をあらかじめ決めておく。なお、複数の者で建物の安全確認を行うことが望ましい。

2 事前資料の準備

カルテの作成、安全確認を行う箇所の把握等を行うため、建物の竣工図、構造計算書、増改築に伴う変更図面及び構造計算書などの資料を事前に準備し、カルテ等とあわせて保管することが望ましい。

3 カルテの作成

① カルテ作成の意義

建築の専門知識を有しない建物管理者等は、一般に、安全確認を行う箇所、安全確認を行う際の基準等を熟知しておらず、事前の情報なしに建物の安全確認を行うことは不可能である。

事前にカルテを作成し、建物の構造等を知ることにより、ひび割れや損傷など構造躯体の被害を調査すべき箇所を事前に把握することが可能となる。

また、平常時のひびわれや建物のゆがみ等を知っておくことで、大規模地震による損傷と区別することができ、地震による建物の被害状況をより正確に判断することができることになる。

② カルテの作成方法

カルテは、建物の設計者、構造設計者、建築施工業者、建築部門の職員等と作成する。建物の事前確認項目を記入するとともに、図面等に安全確認を行う調査箇所（構造柱、耐力壁、梁等）を記入することにより、調査箇所を事前に把握する。

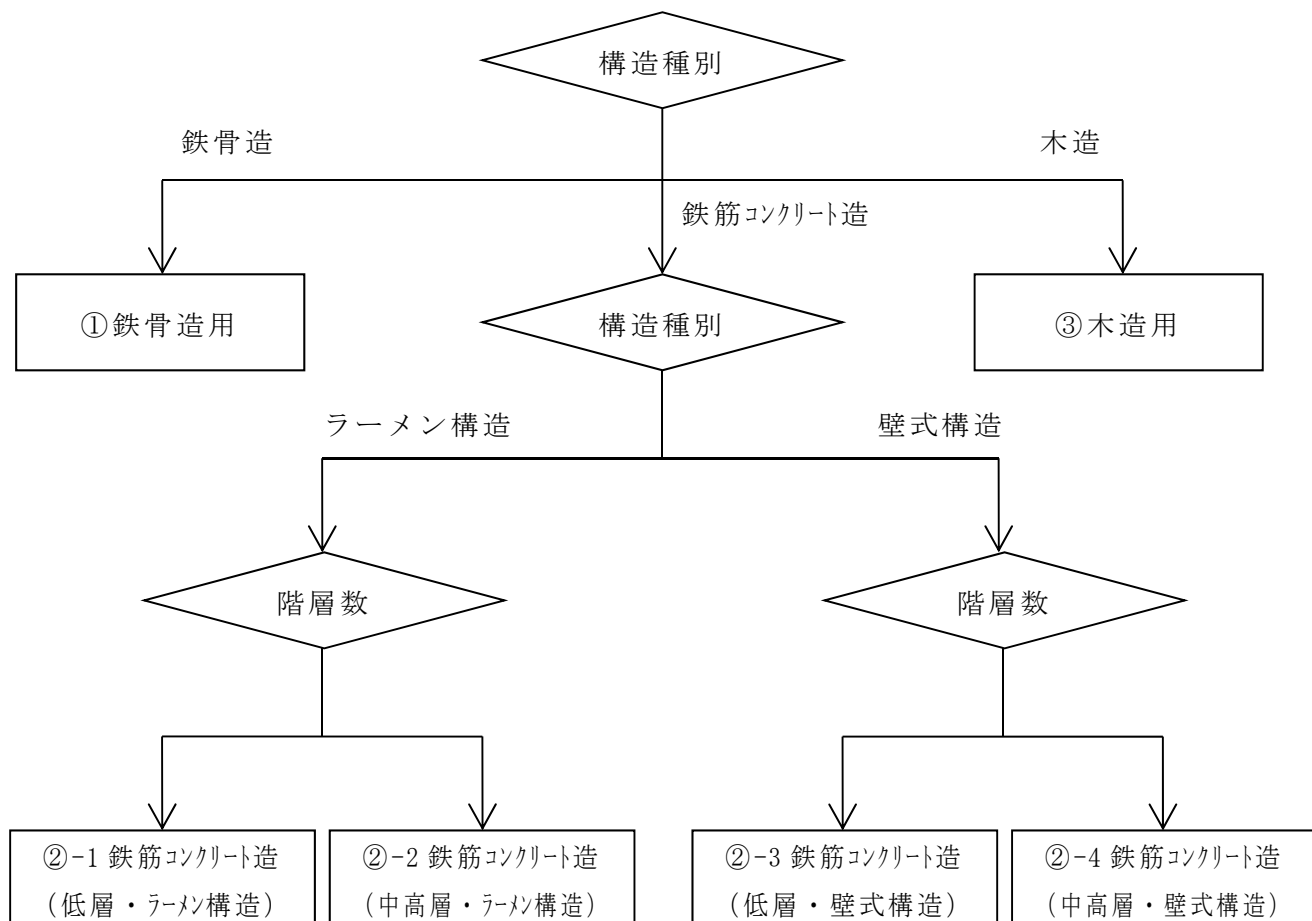
また、構造設計者や建築施工業者が建物の構造的に一番弱いと考えられる階層や箇所等を調査し、地震発生時に考えられる被害を予測し、地震発生直後に、建物の安全確認を行う場合の調査の順番等を検討することが望ましい。

なお、建物等の状況は年々変化することから、年に1回程度カルテの更新を行うことが望ましい。

4 チェックシートの選択及びカスタマイズ

建物の構造等から該当するチェックシートを選択する。

ただし、別添のチェックシートは汎用的なものとして作成しているものであり、建物の立地場所や建物の構造など建物固有の特徴や規模などに応じてチェック内容を精緻化・高度化することを妨げるものではない。



図表 構造別のチェックシートの選択フロー

5 訓練等による運用方法の確認

カルテやチェックシートを建築の専門知識を持たない建物管理者等が運用するには、専門家を交えた事前の教育や訓練を受けることが不可欠である。また、建物等の状況は年々変化すること、建物管理者等も変わることから、年に1回程度チェックシートを用いた安全確認に関する訓練を行い、安全確認を行う調査箇所、安全確認方法等を確認することが望ましい。

第3 被災時の安全確認（被災時の対応）

1 鉄骨造（S造）の安全確認方法

① 第1次チェック（一見して危険かどうかの調査）

- ・ 建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。
- ・ 一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。
（建物の外部から一目みて危険と判断される状況か確認する。）

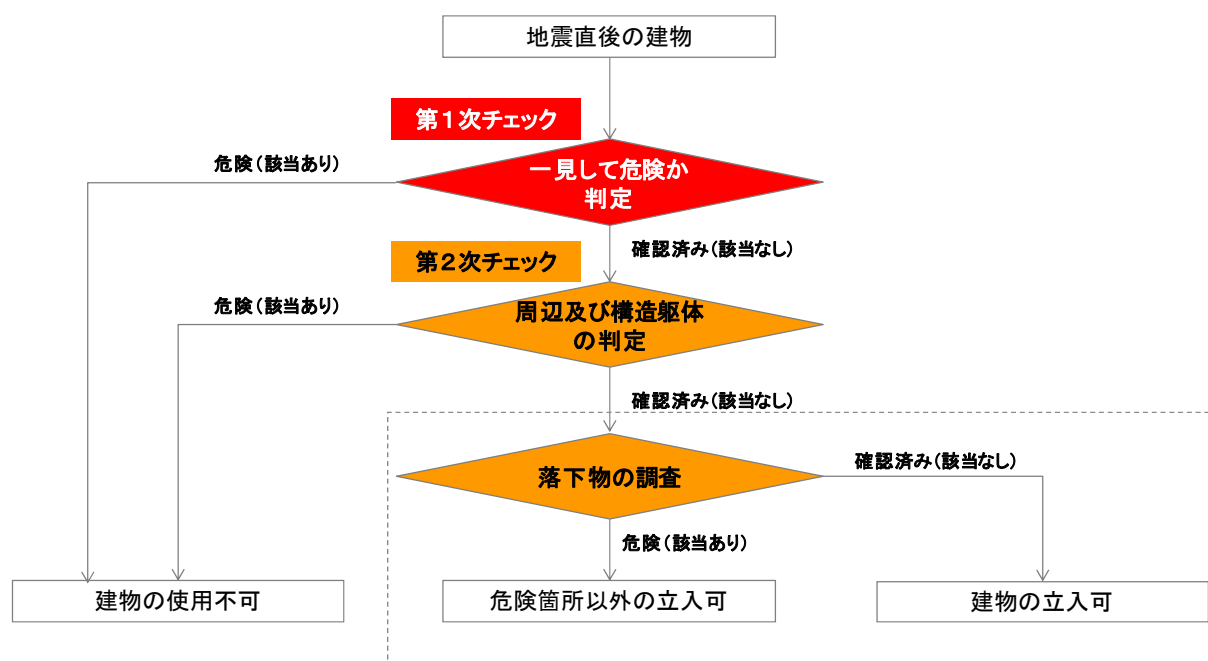
② 第2次チェック（余震による危険性の調査）

ア 隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

- ・ 隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。
- ・ 構造躯体の損傷は窓枠の変形や損傷、建物の傾きから判断する。
- ・ また、構造躯体（柱材や柱を固定する部材等）が目視で確認できる場合は、柱や柱を固定する部材の損傷状況から構造躯体の損傷を確認する。
- ・ 危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

イ 落下物の点検

- ・ 建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。
- ・ 落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。



※建物としては使用可の判断

図表 鉄骨造の建物の安全確認の流れ

2 鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）の安全確認方法

① 第１次チェック（一見して危険かどうかの調査）

- ・ 建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。
- ・ 一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。
（建物の外部から一目みて危険と判断される状況か確認する。）

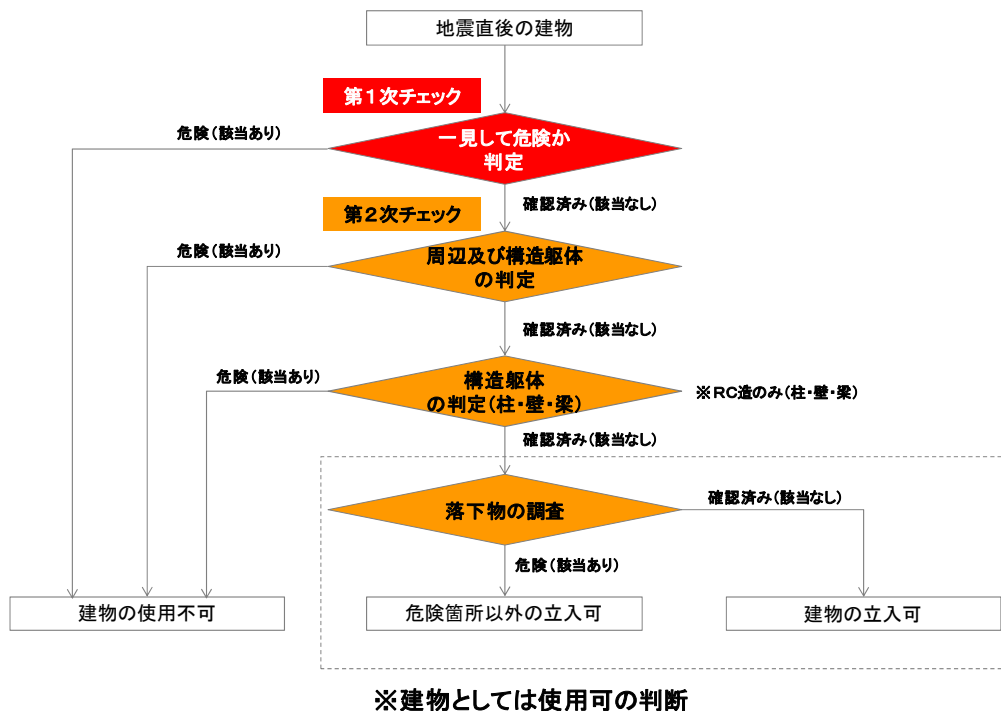
② 第２次チェック（余震による危険性の調査）

ア 隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

- ・ 隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。
- ・ 低層の建物（全ての階の安全確認を行える建物）は、各階の構造柱や耐力壁の損傷状況等から構造躯体の損傷を判断する。
- ・ 中高層以上の建物の場合は、各階のひび割れ及び損傷の箇所数より、被害が最大となっている階を明らかにした上で、その階の構造柱や耐力壁の損傷状況等から構造躯体の損傷を判断する。
- ・ 危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

イ 落下物の点検

- ・ 建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。
- ・ 落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。



図表 鉄筋コンクリート造の建物の安全確認の流れ

3 木造の安全確認方法

① 第1次チェック（一見して危険かどうかの調査）

- ・ 建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。
- ・ 一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。
（建物の外部から一目みて危険と判断される状況か確認する。）

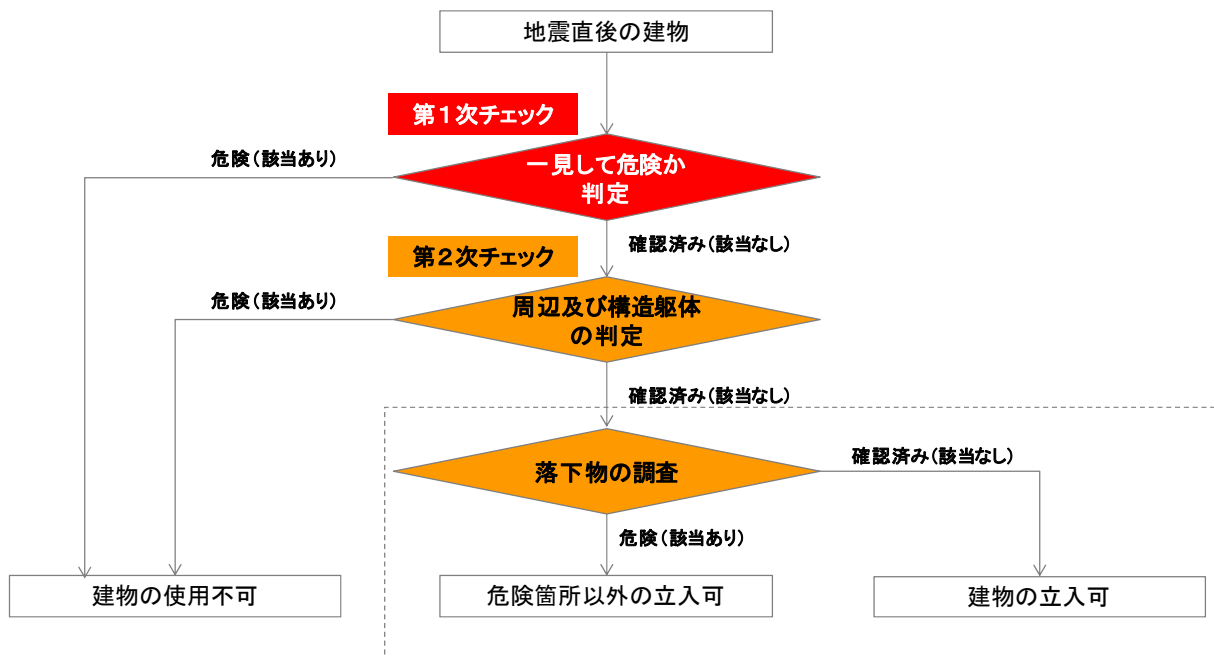
② 第2次チェック（余震による危険性の調査）

ア 隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

- ・ 隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。
- ・ 構造躯体の損傷は建物の傾き、建具のゆがみ、壁の損傷状況等から判断する。
- ・ 危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

イ 落下物の点検

- ・ 建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。
- ・ 落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。



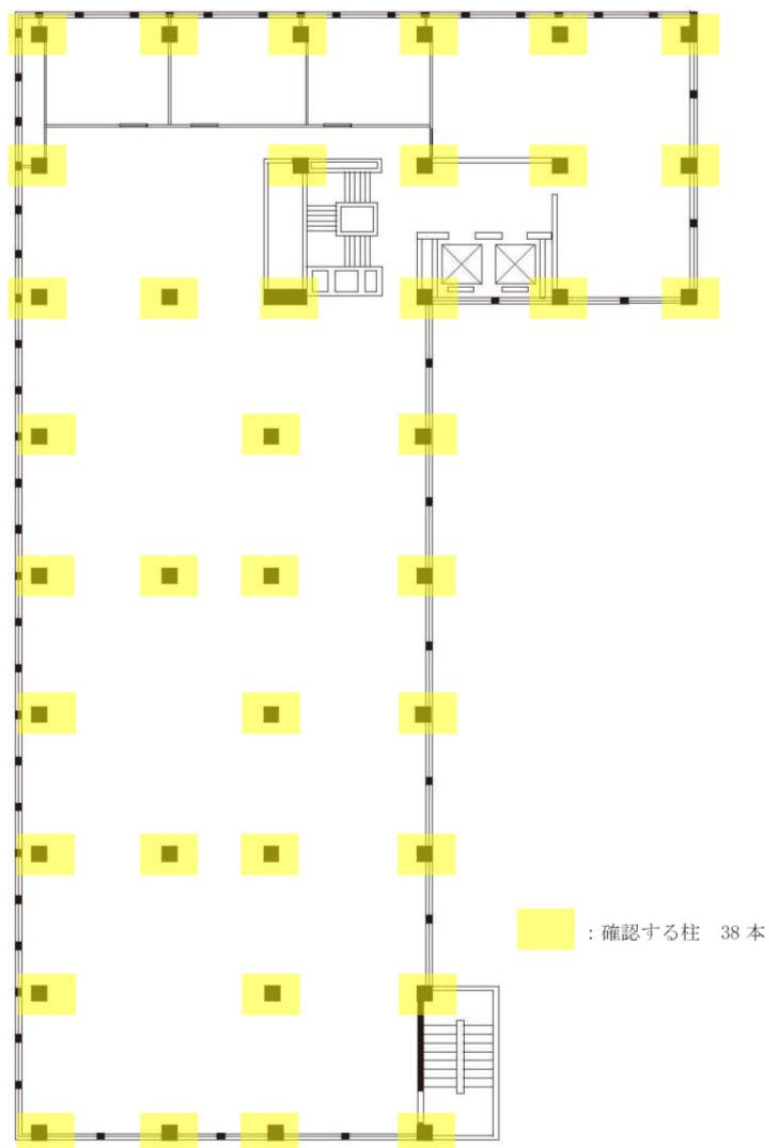
※建物としては使用可の判断

図表 木造の建物の安全確認の流れ

4 安全確認における留意点

① 事前準備の際の留意事項

- ・カルテの作成、チェックシートを活用した訓練等を行うことにより、安全確認を行う者は、構造躯体の被害を調査する箇所など安全確認を行う箇所を事前に把握しておく。なお、中高層以上の鉄筋コンクリート造の建物において、各階のひび割れ及び損傷の箇所数を確認する者も、安全確認を行う柱、梁、壁の箇所を事前に把握しておく。
- ・安全確認を行う箇所は、可能な限り平常時の状況を写真等で記録し、カルテに掲載する。



図表 安全確認を行う箇所の図示のイメージ例

② 建物の安全確認時の留意事項

ア 注意すべきひび割れの状態

- ・ 本指針では、鉄筋コンクリート造の建物の構造躯体の被害をひび割れ等で判断することとしているが、平常時から建物に入っているひび割れ等と区別するため、カルテ作成時及びチェックシートを活用した訓練時等に、建物の平常時の状況を確認することが望ましい。
- ・ また、大規模災害時には、特に「裂け目が2 mm 以上のひび割れ」「ひびの深さが深いひび割れ」「エックス字のひび割れ」等に注意する必要がある。



図表 平常時から表面のひび割れ



図 震災による構造躯体のひび割れ

(出典) 右：全国被災建築物 応急危険度判定協議会

イ 天井の確認

- ・ 東日本大震災においては、広範囲にわたる地域において、天井の落下がみられた。天井の落下、とくに吹き抜けやホールなどの天井（高天井）の落下は大きな被害につながるが、建築の専門家ではない者が応急的に安全確認を行うことから、本指針では、天井の状況が平常時と比べ違う場合（歪みや隙間、破損、ずれを確認できるときなど）に危険（その天井がある部屋は使用不可）と判断することとする。
- ・ 国土交通省では、建築基準法に基づく天井脱落対策の規制を強化するため、天井脱落対策に係る基準を定め、新築建築物等に対して同基準への適合を義務付けた（平成 26 年 4 月 1 日施行）。この基準に適合しない天井を有する建物については、特に慎重に安全確認を行うことが望ましい。



図表 天井落下及び損傷の状況

（出典）工学院大学 宮村正光教授

第4 専門家等による安全確認の実施（被災後の対応）

本指針は、被災直後に応急危険度判定士など建築の専門家が到着する前に建物管理者等が緊急かつ応急的に建物の安全確認を行うためのものであることから、本指針によるチェックを行ったあとでも、必要に応じて速やかに建築の専門家による建物の安全確認を受けることが重要である。

第5 カルテ及びチェックシート

本指針で用いるカルテ及びチェックシートを別添に示す。別添の構成は以下のとおり。

別添1 カルテ記入例

別添2-1 鉄骨造建物の安全確認 カルテ

別添2-2 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認
カルテ

別添2-3 木造建物の安全確認 カルテ

別添3-1 鉄骨造用チェックシート

別添3-2-1 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート
(低層・ラーメン構造)

別添3-2-2 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート (低層・壁式構造)

別添3-2-3 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート
(中高層・ラーメン構造)

別添3-2-4 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート (中高層・壁式構造)

別添3-3 木造用チェックシート

以上

(チェックシートの写真出典)

一般財団法人日本建築防災協会「被災建築物応急危険度判定マニュアル」、公益財団法人ふくしま海洋科学館、株式会社 日経 BP、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「中越沖地震に関する調査について」、全国被災建築物応急危険度判定協議会「被災建築物応急危険度判定OQ通信」、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「淡路島付近を震源とする地震による建築物の被害調査報告」、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「宮城県北部連続地震による建築物の被害に関する調査結果（速報）」6頁・11頁、国土技術政策総合研究所資料第481号・建築研究資料第114号、国土技術政策総合研究所資料第486号・土木研究所資料第4120号・建築研究資料第115号、建築研究所「えびすとら」Vol150 1～3頁、日本大学工学部建築学科RC構造・材料研究室、弘前大学 津村浩三、木構造建築研究所 田原、東北大学 源栄正人、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所「平成19年新潟県中越沖地震による被災建築物の初動調査（速報）」19頁、国土技術政策総合研究所資料第430号・建築研究資料第109号、京都大学防災研究所 DPRI Newsletter No.21 (2001年8月)、日経アーキテクチュア、独立行政法人 建築研究所「建築研究所ニュース」平成20年11月14日号 7頁、独立行政法人建築研究所、千葉県

※写真の無断転載を禁じます。

別添 1 カルテ記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

建物名称 ●●ビル 記入年月日 平成 26 年○月×日
 住所 東京都千代田区永田町●-●-● 記入者 ▲▲ △△

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

1. 建築物用途 : ①学校 (屋内運動場は除く) ②保育園・幼稚園 ③公民館 ④集会所
 ⑤神社・寺院 ⑥劇場・ホール ⑦事務所ビル ⑧その他 ()

※屋内運動場 (体育館) については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」
 (平成 25 年 8 月) の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用
 いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階※1 : 地上 3 階 地下 1 階 → 基準階※1 3 階

3. 構造種別 : ①鉄筋コンクリート造 ②プレキャストコンクリート造 ③鉄骨鉄筋コンクリート造
 ④混構造 () と () ⑤その他 ()
 ①ラーメン構造 ②壁式構造 ③その他 ()

→壁式構造の場合

基準階の耐力壁の延長 階 (m) 階 (m)

※建物の階数、構造種別 (ラーメン構造、壁式構造等) により、チェックシートを選択して下さい。

※壁式構造の場合、基準階の耐力壁の延長は、低層・壁式構造の場合はチェックシート p 3 の⑦、
 中高層・壁式構造の場合はチェックシート p 5 の⑦の「全体の耐力壁の延長」に相当

4. 建築物規模 : 1 階寸法 約 20 m × 約 50 m

5. 建築竣工時期 : ①新耐震 前 ②新耐震 後 (建築竣工年 西暦 1978 年)

6. 耐震診断 : ①実施済み (実施年 2010 年) ②未実施

→ 耐震結果 ()

7. 耐震補強 : ①実施済み (実施年 2011 年) ②未実施

8. 免震・制震装置 : 免震装置の有無 (有 無)
 の有無 : 制振装置の有無 (有 無)

9. 吊り天井 : ①あり (「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入)
 の有無 : ②なし (「10. 大型の吊物」に進んでください)

→特定天井※2

建築基準法に基づく技術基準に適合した天井※3

(場所 エントランス)

上記以外の天井 (場所 なし)

→特定天井以外の天井

補強済みの天井 (場所 なし)

補強していない天井 (場所 各室)

※特定天井がある場合、低層の場合はチェックシート p 4 の⑥、中高層の場合はチェックシート p 6 の
 ⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

※1 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるの
 で、それらの階層の最下層の階を基準階とする。

※2 高さ 6 m を超えかつ面積 200m² を超す吊り天井 (詳細は p 4 を参照)

※3 「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定め
 る件 (平成 25 年国土交通省告示第 771 号)」に定める技術基準に適合した天井

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

10. 大型の吊物 : ①有 (照明器具・装飾物・看板・その他 ()) ②無

11. その他 (特記事項)

(2) 構造所見 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

①基準階 () 階) の竣工図※⁴を用意します。

②竣工図に建物の安全確認を行う「構造柱」「耐力壁」等の位置を記入します。

③②で記載した「構造柱」「耐力壁」について、地震発生直後に安全確認を行う場合の調査の順番、調査場所など確認を行う管理者等が理解できるように記入します。

④建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」などの写真を撮影し、2, 3 ページに貼付します。

※4 竣工図とは、完成した時点の建物の図面

(3) 安全確認を行う箇所の平時の写真

- ・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」「耐力壁」「構造梁」等の写真を撮影し、貼付します。
- ・地震発生直後の建物の安全確認 (建物の危険性の判断) の際の参考とします。

天井 (写真①)



天井 (写真②)



構造柱 (写真③)



構造柱 (写真④)



注1 : 上記及び次頁の写真は例示です。実際に安全確認を行う建物の写真を撮影し、貼付して下さい。

注2 : 「ラーメン構造」の場合 → 安全確認を行う構造柱・構造梁の写真を貼付します。
「壁式構造」の場合 → 安全確認を行う耐力壁の写真を貼付します。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

構造柱（写真⑤）



構造柱（写真⑥）



耐力壁（写真⑦）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑧）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑨）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑩）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真撮影して、貼付します。

構造梁（写真⑪）



構造梁（写真⑫）



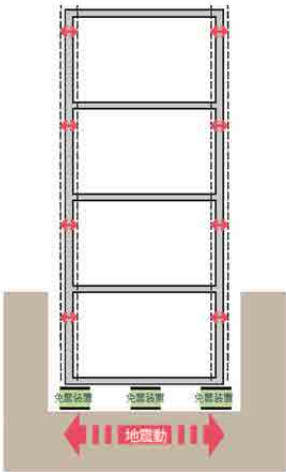
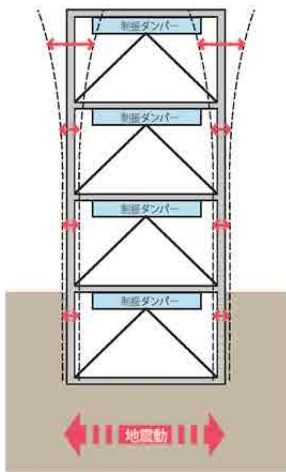
注：竣工図等への記載イメージは6ページを参照してください。

注：「ラーメン構造」の場合 → 安全確認を行う構造柱・構造梁の写真貼付します。

「壁式構造」の場合 → 安全確認を行う耐力壁の写真貼付します。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

(事前確認項目の解説)

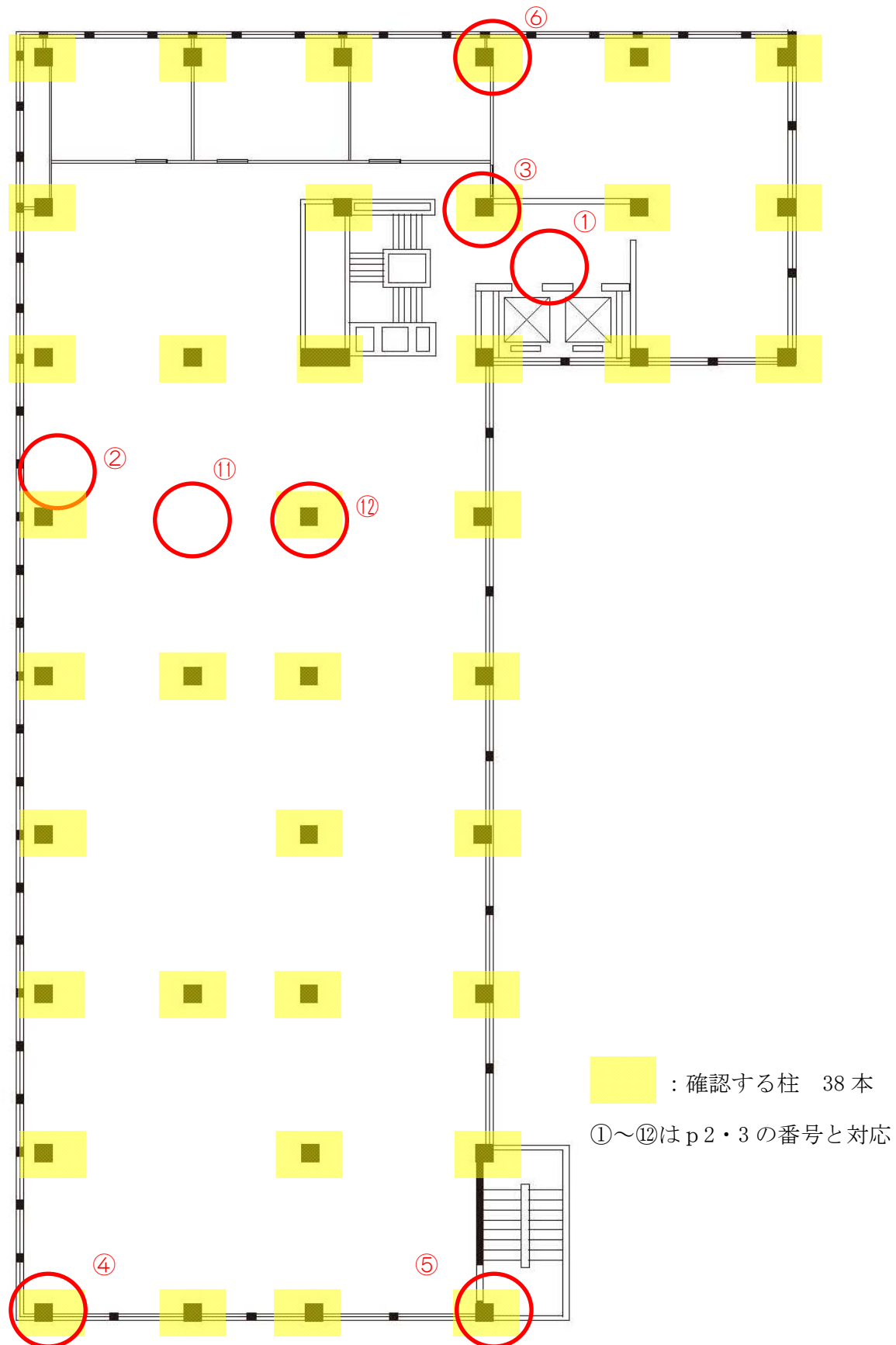
項目	解説
1. 建築物用途	・ 避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・ 建物が何階建てか ・ 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造種別	・ 建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・ 建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・ 新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・ 該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・ 新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・ 免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・ 制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 免震装置がある建物 (免震構造)  制震装置がある建物 (制振構造)  ↔ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・ 吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・ 特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号 第 2 に規定） 1 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの 2 高さが 6 m を超え、水平投影面積が 200 m² を超えるもの 3 天井面構成部材等の単位面積質量が 2 キログラムを超えるもの (天井を構成する部材の質量が 2 kg/m² を超えるもの)
10. 大型の吊物	・ 大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・ その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

(竣工図に含まれる図面の解説)

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ



別添2-1 鉄骨造建物の安全確認 カルテ

鉄骨造建物の安全確認 カルテ

建物名称 _____ 記入年月日 _____
住所 _____ 記入者 _____

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

1. 建築物用途 : ①学校 (屋内運動場は除く) ②保育園・幼稚園 ③公民館 ④集会所
⑤神社・寺院 ⑥劇場・ホール ⑦事務所ビル ⑧その他 ()

※屋内運動場 (体育館) については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」
(平成 25 年 8 月) の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用
いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階^{※1} : 地上 _____ 階 地下 _____ 階 → 基準階^{※1} _____ 階

3. 構造形式 : ①ラーメン構造 ②ブレース構造 ③プレファブ ④その他 ()

4. 建築物規模 : 1 階寸法 約 _____ m × 約 _____ m

5. 建築竣工時期 : ①新耐震 前 ②新耐震 後 (建築竣工年 西暦 _____ 年)

6. 耐震診断 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施
→ 耐震結果 ()

7. 耐震補強 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施

8. 免震・制震装置
の有無 : ・免震装置の有無 (有・無)
・制振装置の有無 (有・無)

9. 吊り天井
の有無 : ①あり (「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入)
②なし (「10. 大型の吊物」に進んでください)

→ 特定天井^{※2}

建築基準法に基づく技術基準に適合した天井^{※3}

(場所 _____)

上記以外の天井 (場所 _____)

→ 特定天井以外の天井

補強済みの天井 (場所 _____)

補強していない天井 (場所 _____)

※特定天井がある場合、チェックシート p3 の⑦調査で優先的に調査することが望ましい。

10. 大型の吊物 : ①有 (照明器具・装飾物・看板・その他 ()) ②無

11. その他 (特記事項)

※1 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるの
で、それらの階層の最下層の階を基準階とする。

※2 高さ 6 m を超えかつ面積 200m² を超す吊り天井 (詳細は p3 を参照)

※3 「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定め
る件 (平成 25 年国土交通省告示第 771 号)」に定める技術基準に適合した天井

(2) 構造所見 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

①基準階 (_____ 階) の竣工図^{※4}を用意します。

②建物の安全確認を行う箇所の写真を撮影し、2, 3 ページに貼付します。

※4 竣工図とは、完成した時点の建物の図面

(3) 安全確認を行う箇所の平時の写真

- ・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」等の写真を撮影し、貼付します。また、大震災前の平時から平時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、同箇所の写真を撮影し、貼付します。
- ・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真③）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真④）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

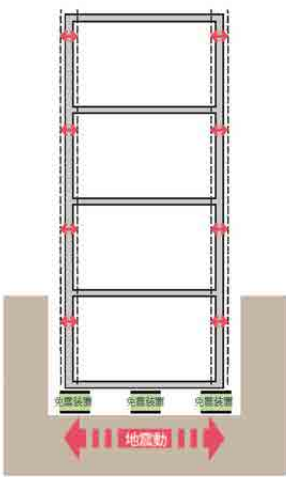
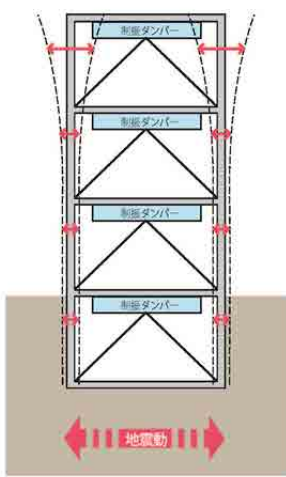
主な窓枠周辺のひび等の損傷（写真⑤）

安全確認を行う建物において、平常時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、損傷の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷かどうか判断する際の参考とします）。

主な窓枠周辺のひび等の損傷（写真⑥）

安全確認を行う建物において、平常時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、損傷の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷かどうか判断する際の参考とします）。

(事前確認項目の解説)

項目	解説
1. 建築物用途	・ 避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・ 建物が何階建てか ・ 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造形式	・ 建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・ 建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・ 新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・ 該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・ 新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・ 免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・ 制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 免震装置がある建物 (免震構造)  制震装置がある建物 (制振構造)  ↔ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・ 吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・ 特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号 第 2 に規定） 1 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの 2 高さが 6 m を超え、水平投影面積が 200 m² を超えるもの 3 天井面構成部材等の単位面積質量が 2 キログラムを超えるもの (天井を構成する部材の質量が 2 kg/m² を超えるもの)
10. 大型の吊物	・ 大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・ その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

(竣工図に含まれる図面の解説)

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

別添2-2 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の
安全確認 カルテ

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

建物名称 _____ 記入年月日 _____

住所 _____ 記入者 _____

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

1. 建築物用途 : ①学校 (屋内運動場は除く) ②保育園・幼稚園 ③公民館 ④集会所
⑤神社・寺院 ⑥劇場・ホール ⑦事務所ビル ⑧その他 ()

※屋内運動場 (体育館) については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成 25 年 8 月) の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階^{※1} : 地上 _____ 階 地下 _____ 階 → 基準階^{※1} _____ 階

3. 構造種別 : ①鉄筋コンクリート造 ②プレキャストコンクリート造 ③鉄骨鉄筋コンクリート造
④混構造 () と () ⑤その他 ()
①ラーメン構造 ②壁式構造 ③その他 ()

→壁式構造の場合

基準階の耐力壁の延長 _____ 階 (_____ m) _____ 階 (_____ m)

※建物の階数、構造種別 (ラーメン構造、壁式構造等) により、チェックシートを選択して下さい。

※壁式構造の場合、基準階の耐力壁の延長は、低層・壁式構造の場合はチェックシート p 3 の⑦、中高層・壁式構造の場合はチェックシート p 5 の⑦の「全体の耐力壁の延長」に相当

4. 建築物規模 : 1 階寸法 約 _____ m × 約 _____ m

5. 建築竣工時期 : ①新耐震 前 ②新耐震 後 (建築竣工年 西暦 _____ 年)

6. 耐震診断 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施

→ 耐震結果 ()

7. 耐震補強 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施

8. 免震・制震装置
の有無 : 免震装置の有無 (有・無)
制振装置の有無 (有・無)

9. 吊り天井
の有無 : ①あり (「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入)
②なし (「10. 大型の吊物」に進んでください)

→特定天井^{※2}

建築基準法に基づく技術基準に適合した天井^{※3}

(場所 _____)

上記以外の天井

(場所 _____)

→特定天井以外の天井

補強済みの天井 (場所 _____)

補強していない天井 (場所 _____)

※特定天井がある場合、低層の場合はチェックシート p 4 の⑥、中高層の場合はチェックシート p 6 の⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

※1 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。

※2 高さ 6 m を超えかつ面積 200m² を超す吊り天井 (詳細は p 4 を参照)

※3 「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成 25 年国土交通省告示第 771 号)」に定める技術基準に適合した天井

裏面に続きます

(1) 事前確認項目（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

10. 大型の吊物： ①有（照明器具・装飾物・看板・その他（ ）） ②無

11. その他（特記事項）

(2) 構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

- ①基準階（ ）階）の竣工図※⁴を用意します。
- ②竣工図に建物の安全確認を行う「構造柱」「耐力壁」等の位置を記入します。
- ③②で記載した「構造柱」「耐力壁」について、地震発生直後に安全確認を行う場合の調査の順番、調査場所など確認を行う管理者等が理解できるように記入します。
- ④建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」などの写真を撮影し、2,3 ページに貼付します。

※4 竣工図とは、完成した時点の建物の図面

(3) 安全確認を行う箇所の平時の写真

- ・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」「構造柱」「耐力壁」「構造梁」等の写真を撮影し、貼付します。
- ・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

構造柱（写真③）

安全確認を行う建物（ラーメン構造）に
おいて、安全確認を行う構造柱の
写真を撮影して、貼付します。

構造柱（写真④）

安全確認を行う建物（ラーメン構造）に
おいて、安全確認を行う構造柱の
写真を撮影して、貼付します。

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

構造柱（写真⑤）

安全確認を行う建物（ラーメン構造）において、安全確認を行う構造柱の写真を撮影して、貼付します。

構造柱（写真⑥）

安全確認を行う建物（ラーメン構造）において、安全確認を行う構造柱の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑦）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑧）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑨）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

耐力壁（写真⑩）

安全確認を行う建物（壁式構造）において、安全確認を行う耐力壁の写真を撮影して、貼付します。

構造梁（写真⑪）

安全確認を行う建物（ラーメン構造）において、安全確認を行う構造梁の写真を撮影して、貼付します。

構造梁（写真⑫）

安全確認を行う建物（ラーメン構造）において、安全確認を行う構造梁の写真を撮影して、貼付します。

(事前確認項目の解説)

項目	解説
1. 建築物用途	・ 避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・ 建物が何階建てか ・ 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造種別	・ 建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・ 建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・ 新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・ 該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・ 新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・ 免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・ 制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 免震装置がある建物 (免震構造) 制震装置がある建物 (制振構造) ⇄ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・ 吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・ 特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号 第 2 に規定） 1 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの 2 高さが 6 m を超え、水平投影面積が 200 m² を超えるもの 3 天井面構成部材等の単位面積質量が 2 キログラムを超えるもの (天井を構成する部材の質量が 2 kg/m² を超えるもの)
10. 大型の吊物	・ 大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・ その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

(竣工図に含まれる図面の解説)

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

別添2-3 木造建物の安全確認 カルテ

木造建物の安全確認 カルテ

建物名称 _____ 記入年月日 _____

住所 _____ 記入者 _____

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

1. 建築物用途 : ①学校 (屋内運動場は除く) ②保育園・幼稚園 ③公民館 ④集会所
⑤神社・寺院 ⑥劇場・ホール ⑦事務所ビル ⑧その他 ()

※屋内運動場 (体育館) については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」
(平成 25 年 8 月) の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用
いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 構造形式 : ①在来 (軸組) 構法 ②枠 (壁) 構法 ③プレファブ ④その他 ()

3. 階数及び基準階^{※1} : _____ 階建 → 基準階^{※1} _____ 階

4. 建築物規模 : 1 階寸法 約 _____ m × 約 _____ m

5. 建築竣工時期 : ①新耐震 前 ②新耐震 後 (建築竣工年 西暦 _____ 年)

6. 耐震診断 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施
→ 耐震結果 ()

7. 耐震補強 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施

8. 免震・制震装置
の有無 : ・免震装置の有無 (有・無)
・制振装置の有無 (有・無)

9. 吊り天井 : ①あり (「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入)
の有無 : ②なし (「10. 大型の吊物」に進んでください)

→ 特定天井^{※2}

建築基準法に基づく技術基準に適合した天井^{※3}

(場所 _____)

上記以外の天井 (場所 _____)

→ 特定天井以外の天井

補強済みの天井 (場所 _____)

補強していない天井 (場所 _____)

※特定天井がある場合、チェックシート p 3 の⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

10. 大型の吊物 : ①有 (照明器具・装飾物・看板・その他 ()) ②無

11. 屋根材 : ①瓦 ②スレート ③鋼板 ④その他 ()

12. その他 (特記事項)

※1 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるの
で、それらの階層の最下層の階を基準階とする。

※2 高さ 6 m を超えかつ面積 200m² を超す吊り天井 (詳細は p 4 を参照)

※3 「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定め
る件 (平成 25 年国土交通省告示第 771 号)」に定める技術基準に適合した天井

(2) 構造所見 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

①基準階 (_____ 階) の竣工図^{※4}を用意します。

②竣工図に建物の安全確認を行う「基礎や土台」等の位置を記入します。

裏面に続きます

(2) 構造所見（構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください）

③②で記載した「基礎や土台」等について、地震発生直後に安全確認を行う場合の調査の順番、調査場所など確認を行う管理者等が理解できるように記入します。

④建物の安全確認を行う「天井」「基礎や土台」「壁」等の写真を撮影し、2,3 ページに貼付します。

※4 竣工図とは、完成した時点の建物の図面

(3) 安全確認を行う箇所の平時の写真

- ・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」「基礎や土台」「壁」等の写真を撮影し、貼付します。
- ・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

基礎や土台（写真③）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真
撮影し貼付します（安全確認を行う
際に、地震による損傷があるか判断
する際の参考とします）。

基礎や土台（写真④）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真
撮影し貼付します（安全確認を行う
際に、地震による損傷があるか判断
する際の参考とします）。

基礎や土台（写真⑤）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真
撮影し貼付します（安全確認を行う
際に、地震による損傷があるか判断
する際の参考とします）。

基礎や土台（写真⑥）

安全確認を行う建物において、
平常時の基礎や土台の状況を写真
撮影し貼付します（安全確認を行う
際に、地震による損傷があるか判断
する際の参考とします）。

木造建物の安全確認 カルテ

壁（写真⑦）

安全確認を行う建物において、平常時の壁の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

壁（写真⑧）

安全確認を行う建物において、平常時の壁の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

壁（写真⑨）

安全確認を行う建物において、平常時の壁の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

壁（写真⑩）

安全確認を行う建物において、平常時の壁の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

その他（写真⑪）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

その他（写真⑫）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

その他（写真⑬）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

その他（写真⑭）

安全確認を行う建物において、その他安全確認を行った方が良い箇所※の平常時の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷があるか判断する際の参考とします）。

※確認箇所は構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者に相談の上、設定してください。

(事前確認項目の解説)

項目	解説
1. 建築物用途	・ 避難建物の平常時の利用用途
2. 構造形式	・ 建物あるいはその部分の仕法、性能などをふまえた構成方法
3. 階数及び基準階	・ 建物が何階建てか ・ 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
4. 建築物規模	・ 建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・ 新耐震基準（1981 年（昭和 56 年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・ 該当建物が、新耐震基準以上の強度を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・ 新耐震基準見合う強さの建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	・ 免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無 ・ 制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無 免震装置がある建物 (免震構造) 制震装置がある建物 (制振構造) ⇄ は、地震による「揺れ幅」
9. 吊り天井の有無	・ 吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井 ・ 特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成 25 年国土交通省告示第 771 号 第 2 に規定） 1 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの 2 高さが 6 m を超え、水平投影面積が 200 m² を超えるもの 3 天井面構成部材等の単位面積質量が 2 キログラムを超えるもの (天井を構成する部材の質量が 2 kg/m² を超えるもの)
10. 大型の吊物	・ 大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. 屋根材	・ 外部の屋根の素材（瓦・鋼板・スレート等）
12. その他	・ その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

(竣工図に含まれる図面の解説)

図面の種類	解説
意匠図	概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。 構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。
構造図	概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。 概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。
設備図	空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。 また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。

別添 3-1 鉄骨造用チェックシート

鉄骨造（S造）

☐ 外部調査

【災害時調査シート】 《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁、看板、屋外機器等)が落下して避難建物を破壊(崩壊)している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、
第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄骨造（S造）

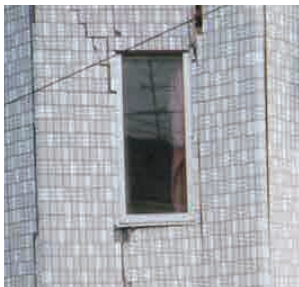
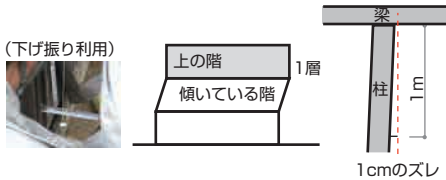
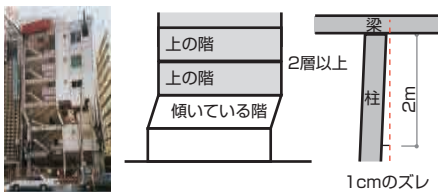
☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】 《第__回目チェック》 作成日時：平成__年__月__日 __時__分

第2次

余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため 建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため 建物の使用不可
避難建物の構造躯体	③ 窓枠が変形、又は損傷している。			危険なため 建物の使用不可
	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数カ所ずつ調査する。	床に置いたビー玉が転がる  目安 1/300以上の傾斜		危険なため 建物の使用不可
	⑤ 傾いている階があり、その階が最上階、又は上階が1層のみの場合、その階の柱の傾きが1/100以上ある。 (下げ振り等を利用し確認)	(下げ振り利用) 		危険なため 建物の使用不可
	⑥ 傾いている階があり、その階の上階が2層以上の場合、その階の柱の傾きが1/200以上ある。 (下げ振り等を利用し確認)			危険なため 建物の使用不可

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（3）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄骨造（S造）

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】 《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分

第2次

余震による危険性の調査

(3) 落下物の点検

	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
屋根	① 屋根材がずれている。 又は、破損して落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
窓	② 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	③ 〔湿式壁 ^(注1) の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	④ 〔乾式壁 ^(注2) の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	⑤ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑥ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑦ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等の高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

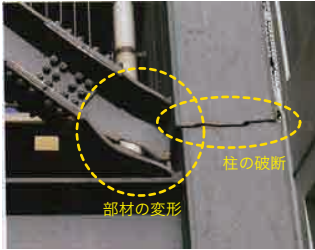
連絡先：_____

(注1) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注2) 乾式壁とは、釘やビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

鉄骨造（S造）

〈構造躯体が調査可能な場合、以下の調査項目を確認〉

【災害時調査シート】		《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分	
構造躯体用		余震による危険性の調査	
(4) 被害最大階の構造躯体調査			
	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×
被害最大の階 (階)	① 柱や柱を固定する構造上重要な部材が変形、又は破断している。		
	② 柱と柱の間の筋かい※が被害最大階全体の20%以上切れている。 破断本数 ① _____本 全体筋かい本数 ② _____本 破断率 ①×②×100 _____% ※柱と柱の間に斜めに入れて建築物や足場の構造を補強する部材。		
	③ 柱と梁の接合部やボルト、部材等が破壊されている。		
	④ 柱の根本が著しく破壊※されている。 ※柱の固定の力が期待できない程度に著しく破壊されている。		
※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、建物の使用可能。 1つでも○がある場合は建物の使用不可。		施設名称： 記入者：（所属）_____ 氏名：_____ 連絡先：_____	

(注3) 筋かいとは、柱と柱の間に斜めに入れて建築物や足場の構造を補強する部材。

別添 3-2-1 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート
(低層・ラーメン構造)

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・ラーメン構造^(注1)〉

□ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第1次	外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁、看板、屋外機器等)が落下して避難建物を破壊(崩壊)している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、 第2次 余震による危険性の調査へ移行する。	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

(注1) ラーメン構造とは、柱と梁が一体化した構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※ 建物1階から順番に各階を 数力所ずつ調査する。	床に置いたゴルフボールが転がる  目安 1/60以上の傾斜		危険なため建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ: ×」)は、第2次 (3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
各階の柱・梁の損傷	⑤ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている構造柱・構造梁が1本以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑥ 大きなひび割れ（裂け目が2mm以上又は、深いひび割れ等）が多数あり表面のコンクリートもはがれ落ちているが、鉄筋は曲がっておらず、内部コンクリートも落ちていない構造柱・構造梁が、全体の10%以上ある。 損傷箇所本数 ① ____本 全体柱本数 ② ____本 損傷率 ①/②×100 ____% 損傷率が10%以上ある	 2mm以上の深いひび割れ 鉄筋は曲がっておらず、 内部コンクリートも落ちていない構造柱		危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次（4）落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：（所属）_____ 氏名：_____

連絡先：_____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(4) 落下物の調査				
	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(注3)の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(注4)の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘やビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-2-2 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート
(低層・壁式構造)

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・壁式構造^(注1)〉

□ 外部調査

【災害時調査シート】 《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分

第1次 外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁、看板、屋外機器等)が落下して避難建物を破壊(崩壊)している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、 第2次 余震による危険性の調査へ移行する。	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

(注1) 壁式構造とは、柱や梁がなく、壁だけの構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数力所ずつ調査する。	床に置いたゴルフボールが転がる  目安 1/60以上の傾斜		危険なため建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ: ×」)は、第2次 (3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(3) 各階のひび割れ及び損傷調査				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
各階の壁の損傷	⑥ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている耐力壁(注2)が1面以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 鉄筋は曲がっていないが、壁の向こう側が透けて見える耐力壁が10%以上ある。 損傷している耐力壁の延長① _____m 全体の耐力壁の延長 ② _____m 損傷率 ①/②×100 _____% 損傷率が10%以上ある			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次(4)落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

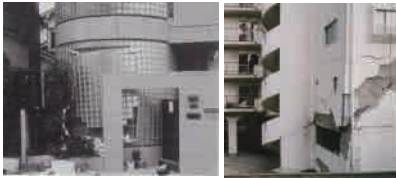
連絡先： _____

(注2) 耐力壁とは、主体構造の一つとして、建物の自重(じじゅう)を支え、地震力や風圧力などの水平力に抵抗させる目的でつくられた壁。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈低層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(4) 落下物の調査				
	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(注3)の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(注4)の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先：_____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘やビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-2-3 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート
(中高層・ラーメン構造)

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・ラーメン構造^(注1)〉

☐ 外部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第1次	外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造 体 の 傾 き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかるわかる。			危険なため 建物の使用不可
そ の 他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外 壁、看板、屋外機器等)が落下 して避難建物を破壊(崩壊) している。			危険なため 建物の使用不可
備 考 欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、 第2次 余震による危険性の調査へ移行する。	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

(注1) ラーメン構造とは、柱と梁が一体化した構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を 数カ所ずつ調査する。	床に置いたゴルフボールが転がる  目安 1/60以上の傾斜		危険なため建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ: ×」)は、第2次 (3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(3) 各階の損傷度調査		
各階の損傷度	⑤ 各階ごとに柱・壁のひび割れ及び損傷箇所を数え、被害が最大の階を見つけ、その階について⑥以降の調査に移行する。	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	_____階 () 箇所	_____階 () 箇所
	※ 4/6ページの「(3) 各階の損傷度調査(担当階)」(下記図)を使って各階で調査した結果を、右欄に記入します。	
		
※対象となる避難建物が26階建以上の建物の場合、本ページをコピーして使用してください。		

※集計後、管理者が損傷箇所の最も多い階(被害最大階)へ行き、第2次(4)⑥以降の調査を行う。 (損傷箇所が最も多い階と同程度の被害の階があれば、その階も調査すること)	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____ 連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査(各階の損傷度調査用)

(3) 各階の損傷度調査 (担当階)

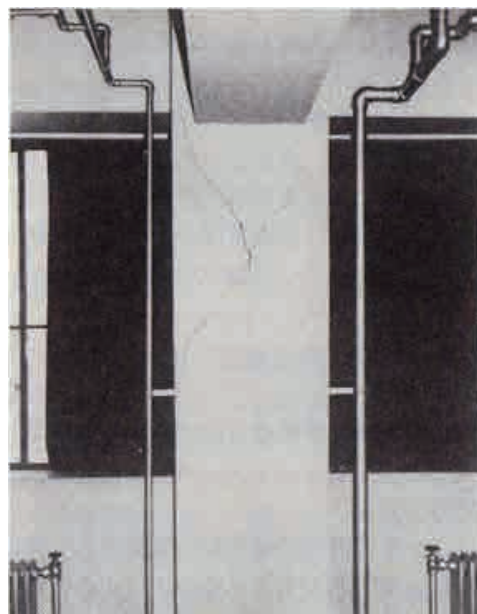
担当階の損傷箇所を数えます。
なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。
また、調査結果は3/6ページの「(3) 各階の損傷度調査」に記入します。

※ 損傷箇所

目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱1本(壁1面)=1箇所として数える。
損傷箇所が多い場合は、概数(例：約100箇所)で
記載しても良い。

_____ 階 () 箇所

担当階の損傷度



※調査後、管理者に報告する。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

☐ 外部調査
☐ 内部調査

(4) 被害最大階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・ラーメン構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(5) 落下物の調査				
	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(注3)の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(注4)の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先：_____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘やビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-2-4 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造用チェックシート
(中高層・壁式構造)

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)

〈中高層・壁式構造^(注1)〉

☐ 外部調査

【災害時調査シート】 《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分

第1次

外部から一見して危険かどうかの調査

(1) 外部から一見して危険と判断される

	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁、看板、屋外機器等)が落下して避難建物を破壊(崩壊)している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、
第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

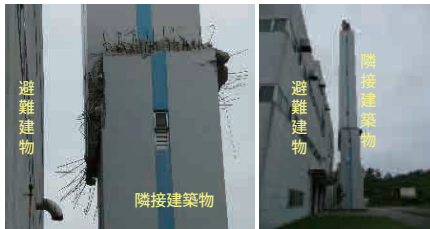
(注1) 壁式構造とは、柱や梁がなく、壁だけの構造のこと。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造)

〈中高層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。			危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため建物の使用不可
	③ 周辺地盤が大きく陥没、又は隆起している。 (約20cm以上の段差がある)			危険なため建物の使用不可
構造躯体	④ 避難建物全体、又は一部が傾いている。 ※建物1階から順番に各階を数カ所ずつ調査する。	床に置いたゴルフボールが転がる  目安 1/60以上の傾斜		危険なため建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ:×」)は、第2次 (3) 各階の柱・梁のひび割れ及び損傷調査へ移行する。1つでも○がある場合は建物の使用不可。	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(3) 各階の損傷度調査

- ⑤ 各階ごとに柱・壁のひび割れ及び損傷箇所を数え、被害が最大の階を見つけ、その階について⑥以降の調査に移行する。

※ 損傷箇所

目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱 1 本（壁 1 面）= 1 箇所として数える。
損傷箇所が多い場合は、概数（例：約 100 箇所）で
記載しても良い。

- ※ 4/6ページの「(3) 各階の損傷度調査(担当階)」
(下記図)を使って各階で調査した結果を、右欄に
記入します。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC)造 〈中高層・壁式構造〉 ☐ 外部調査 ☐ 内部調査	
【調査時間調査シート】	(第__回目チェック) 作成日時：平成__年__月__日__時__分
第2次 余震による危険性の調査(各層の調査度調査用)	
(※) 各層の調査度調査(図が別紙)	
知応箇の調査箇所を数えます。 なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。 また、調査結果は3階ページの「3」各層の調査度調査」に記入します。 注 調査箇所 目に見えぬひび割れ、腐。変形のはがれ落ち、ずれ等、 ひびが入っている柱・梁(壁・面)⇒(箇所として数える、 調査箇所が多い場合は、概数(例：約 100 箇所)で 記載してもよい。  _____ 階 _____ 箇所  	
振動箇の調査度	※調査後、他階員に報告する。
記入者：(所属) _____ 氏名： _____ 確認者： _____	

※対象となる避難建物が26階建以上の建物の場合、
本ページをコピーして使用してください。

※集計後、管理者が損傷箇所の最も多い階（被害最大階）へ行き、第2次(4)⑥以降の調査を行う。 （損傷箇所が最も多い階と同程度の被害の階があれば、その階も調査すること）	施設名称：
	記入者：（所属） _____ 氏名： _____ 連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査(各階の損傷度調査用)

(3) 各階の損傷度調査 (担当階)

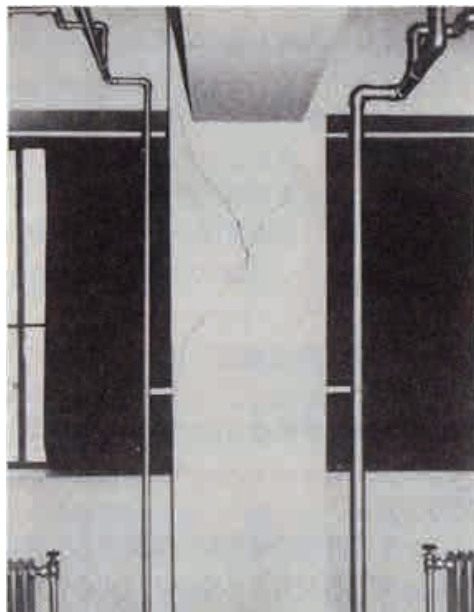
担当階の損傷箇所を数えます。
なお、本ページは各階で使用しますので、事前に階数分用意します。
また、調査結果は3/6ページの「(3) 各階の損傷度調査」に記入します。

※ 損傷箇所

目に見えるひび割れ、壁、天井のはがれ落ち、ずれ等
ひびが入っている柱1本(壁1面)=1箇所として数える。
損傷箇所が多い場合は、概数(例：約100箇所)で
記載しても良い。

_____ 階 () 箇所

担当階の損傷度



※調査後、管理者に報告する。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____

連絡先： _____

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(4) 被害最大階の柱・壁・梁のひび割れ及び損傷調査				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
被害最大階 (階) の壁	⑥ 鉄筋が曲がり内部コンクリートも崩れ落ちている耐力壁(注2)が1面以上ある。 又は、窓や出入り口付近でサッシが曲がり床が沈下している箇所が1箇所以上ある。			危険なため 建物の使用不可
	⑦ 鉄筋は曲がっていないが、壁の向こう側が透けて見える耐力壁が10%以上ある。 損傷している耐力壁の延長① _____m 全体の耐力壁の延長 ② _____m 損傷率 ①/②×100 _____% 損傷率が10%以上ある			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ:×」)は、第2次(5)落下物の調査へ移行する。
1つでも○がある場合は建物の使用不可。

施設名称:

記入者: (所属) _____ 氏名: _____

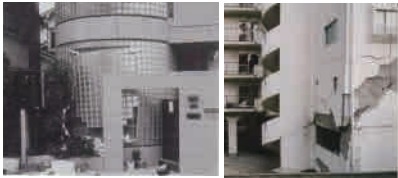
連絡先: _____

(注2) 耐力壁とは、主体構造の一つとして、建物の自重(じじゅう)を支え、地震力や風圧力などの水平力に抵抗させる目的でつくられた壁。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC・SRC造) 〈中高層・壁式構造〉

☐ 外部調査
☐ 内部調査

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分
第2次	余震による危険性の調査

(5) 落下物の調査				
	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
窓	① 窓枠・窓ガラスに歪みやひび割れがあり、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	② 〔湿式壁(注3)の場合〕 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	③ 〔乾式壁(注4)の場合〕 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
機器	④ 看板・機器（タンクやクーラー用の屋外機器など）が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
外階段	⑤ 屋外階段が傾斜、破損している。			屋外階段周辺を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。	 		○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。
「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。

施設名称：

記入者：(所属) _____ 氏名： _____
連絡先： _____

(注3) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注4) 乾式壁とは、釘やビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

別添 3-3 木造用チェックシート

【災害時調査シート】		《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分		
第1次		外部から一見して危険かどうかの調査		
(1) 外部から一見して危険と判断される				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造体の傾き	1 避難建物全体、又は一部が崩壊している。 もしくは、1層、又は2層以上の階層がつぶれている。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれている。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜しているのがわかる。			危険なため 建物の使用不可
その他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁看板、屋外機器等)が落下して避難建物を破壊(崩壊)している。			危険なため 建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ:×」)は、
第2次 余震による危険性の調査へ移行する。

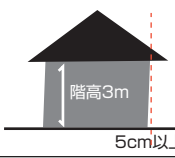
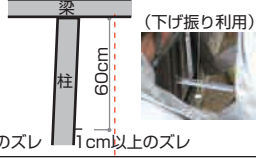
施設名称：_____

記入者：(所属) _____ 氏名：_____

連絡先：_____

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分

第2次	余震による危険性の調査

(2) 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
隣接建築物・周辺地盤	① 隣接建築物や太い電柱等が避難建物の方向へ傾いて倒れそうである。	 		危険なため建物の使用不可
	② 避難建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある。			危険なため建物の使用不可
避難建物の構造躯体	③ 屋根、土台が上下方向へ様でない変形をしている。(屋根が波打っているように見える)			危険なため建物の使用不可
	④ 基礎の損傷、又は土台との接合部が破壊している。			危険なため建物の使用不可
	⑤ 1階の階高に対する横ずれ(傾き)が1/60以上ある。(下げ振り等を利用し確認)	外部  内部 		危険なため建物の使用不可
	⑥ 建具にゆがみがある。又は窓ガラスにひび割れがある。			危険なため建物の使用不可
	⑦ 塗り壁(モルタルやしっくい壁等)に、大きな亀裂やはがれ落がある。			危険なため建物の使用不可
	⑧ 壁の建材(ボードやパネル)が破壊、破損している。			危険なため建物の使用不可
備考欄				

※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合(全て「いいえ：×」)は、第2次(3)落下物の調査へ移行する。 1つでも○がある場合は建物の使用不可。	施設名称：
	記入者：(所属) _____ 氏名： _____
	連絡先： _____

【災害時調査シート】	《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分

第2次	余震による危険性の調査

(3) 落下物の点検				
	調査項目	被害例	はい：○ いいえ：×	○の場合の対処 応急対応等
瓦	① 瓦がずれている。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
窓	② 窓枠がはずれたり窓ガラスが割れており、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
内・外装材	③ 【湿式壁 ^(注1) の場合】 モルタルやタイル等にひび割れや剥離等がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
	④ 【乾式壁 ^(注2) の場合】 外壁や内・外装板材等に隙間や顕著なずれや板の破壊がみられ、落下の危険性がある。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
その他	⑤ 看板や器物（タンクやクーラー用の屋外機器等）や屋外階段が傾斜している。			落下しそうな場所を避けて、建物の使用可能
天井	⑥ 天井面に歪みや隙間、破損等が見られる。 又は、壁際と天井の隙間(余裕)や接合部が、平常時と比べて移動・破損している。 ※ホール吹抜け等、高い天井から先に調査し、各室の天井を調査する。			○がある部屋は、危険なため使用不可
備考欄				

※ 全て「いいえ：×」の場合は、建物の使用を開始。 「はい：○」がある場合は、その場所を避けて建物の使用可能。	施設名称：
	記入者：（所属）_____ 氏名：_____
	連絡先：_____

(注1) 湿式壁とは、モルタルやタイル貼り等の壁。

(注2) 乾式壁とは、釘やビス止めなどで施工できる建材を使用した壁。

18. 様式

資料 18－1 通報受理簿（台風・大雨等）

通報受理簿（台風・大雨等）

受理年月日	年 / :		受付	☐ 電話 ☐ 駆け込み ☐ 無線 ☐ その他	
受信者	課名			氏名	
通報者	氏名			電話番号	
	性別	男・女	住所		
発生場所				発生日時	/ : ☐ 不明
受理種別	☐ 総務部 ☐ 消防本部 ☐ 建設部 ☐ 市民部 ☐ 健康福祉部 ☐ その他（ ）				
受信内容 ※該当する内容にチェックして下さい。 ☐ 避難所の開設状況 ☐ 小中学校の休校関係 ☐ 保育園の休園関係 ☐ 市内イベント等の中止・延期状況 ☐ ごみ収集の有無 ☐ 停電状況 ☐ バスの運行状況（市内循環バス・路線バス）※○をする ☐ その他 ※下に記入					
			課	氏へ引き継ぐ	
－対応・対策内容－					

資料 18-2 通報受理簿（大規模災害）※複写 3 枚綴り

受理番号 (各班)

通報受理簿（大規模災害）

受理年月日	年 / :		受付	☐ 電話 ☐ 駆け込み ☐ 無線 ☐ その他			
受信者	課名			氏名			
通報者	氏名			電話番号			
	性別	男・女	住所				
発生場所				発生日時	/ :	☐ 不明	
通報概要 ※①～③それぞれ必ず該当する内容にチェック☑（複数可）して下さい。 かつこ内は人数や件数、または○（丸）で囲んでください。							
①	災害種別	☐ 地震 ☐ 津波 ☐ 土砂 ☐ 液状化 ☐ 火災 ☐ 暴風 ☐ 洪水 ☐ 内水 ☐ その他					
②	内 容	☐ 被害 ☐ 要請 ☐ 問合せ ☐ 応援・協力可能 ☐ 情報提供 ☐ その他					
③	人 的	☐ 負傷()名 ☐ 救助()名 ☐ 死者()名 ☐ 行方不明()名 ☐ 状態・人数不明					
	物 的	☐ 住宅()件 ☐ 店舗等()件 ☐ 道路 ☐ 上水道・断水 ☐ 下水道・トイレ ☐ 電気・停電 ☐ 通信（固定電話・携帯電話・ネット回線） ☐ ガス ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ 保育園・幼稚園 ☐ 福祉施設 ☐ 公園 ☐ 公共施設 ☐ 河川 ☐ 港湾 ☐ 空港 ☐ ダム ☐ その他					
	その他	☐ 要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・観光客・外国人・その他） ☐ 医療・衛生 ☐ 避難者 ☐ 避難所 ☐ 物資・資機材 ☐ 輸送 ☐ ごみ・廃棄物 ☐ その他					
	外部機関	☐ 国、県 ☐ 協定先 ☐ 民間事業者 ☐ マスコミ ☐ ボランティア ☐ その他					
一通報内容詳細一							
一対策・対応一							
班名		氏名		処理内容	☐ 報告のみ ☐ 対策検討（人的あり・なし）		指示 ☐ 済 ☐ 未

2, 3 枚目を情報総括班「報告のみ」BOX へ

通報概要の③人的を確認し○（丸）で囲む

・人的あり
 2, 3 枚目を情報総括班「対策検討（人的あり）」BOX へ
 ・人的なし
 2, 3 枚目を情報総括班「対策検討（人的なし）」BOX へ

対策・対応内容を部下に指示を出したかチェック

部署や機関名を記入し、内容をチェック
 内部部署へはカラーコピーして情報を提供

必要な課名と人数を記入

●連携等が必要な内部部署・外部機関（必要に応じて各セクションで記入）

部署機関				
	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有

●現地調査・職員派遣（必要に応じて各セクションで記入）

調査派遣	課 人	課 人	課 人	課 人

通報受理簿 (大規模災害)

受理年月日	年 / :	受付	☐ 電話	☐ 駆け込み	☐ 無線	☐ その他
受信者	課名		氏名			
通報者	氏名		電話番号			
	性別	男・女	住所			
発生場所			発生日時	/ :	☐ 不明	

通報概要 ※①～③それぞれ必ず該当する内容にチェック☑ (複数可) して下さい。
 かつこ内は人数や件数、または○(丸)で囲んでください。

① 災害種別	☐ 地震	☐ 津波	☐ 土砂	☐ 液状化	☐ 火災	☐ 暴風	☐ 洪水	☐ 内水	☐ その他
② 内 容	☐ 被害	☐ 要請	☐ 問合せ	☐ 応援・協力可能	☐ 情報提供	☐ その他			
③	人 的	☐ 負傷()名 ☐ 救助()名 ☐ 死者()名 ☐ 行方不明()名 ☐ 状態・人数不明							
	物 的	☐ 住宅()件 ☐ 店舗等()件 ☐ 道路 ☐ 上水道・断水 ☐ 下水道・トイレ ☐ 電気・停電 ☐ 通信 (固定電話・携帯電話・ネット回線) ☐ ガス ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ 保育園・幼稚園 ☐ 福祉施設 ☐ 公園 ☐ 公共施設 ☐ 河川 ☐ 港湾 ☐ 空港 ☐ ダム ☐ その他							
	その他	☐ 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・観光客・外国人・その他) ☐ 医療・衛 ☐ 避難者 ☐ 避難所 ☐ 物資・資機材 ☐ 輸送 ☐ ごみ・廃棄物 ☐ その他							
	外部機関	☐ 国、県 ☐ 協定先 ☐ 民間事業者 ☐ マスコミ ☐ ボランティア ☐ その他							

一通報内容詳細一									
一対策・対応一									
班名		氏名		処理内容	☐ 報告のみ	☐ 対策検討 (人的あり・なし)	指示	☐ 済	☐ 未

一情報総括班立案一									
処理内容	☐ 重要報告	☐ 報告不要	☐ 対策検討 (人的あり・なし)	☐ 後対応	指示	☐ 済	☐ 未		

2 枚目を防災課「処理済み」BOX へ
3 枚目を本部「重要報告」BOX へ

2, 3 枚目を防災課「処理済み」BOX へ

↑

班の処理内容を確認し○(丸)で囲む

・ 人的あり
 2 枚目を防災課「処理済み」BOX へ
 3 枚目を本部「対策検討 (人的あり)」BOX へ
 ・ 人的なし
 2 枚目を防災課「処理済み」BOX へ
 3 枚目を本部「対策検討 (人的なし)」BOX へ

緊急的に指示を出した
場合はチェックし、担当
班へカラーコピーして
提供

2, 3 枚目「後対応」BOX へ

部署や機関名を記入し、内容を
チェック
内部部署へはカラーコピーして
情報を提供

●連携等が必要な内部部署・外部機関 (必要に応じて各セクションで記入)									
部署 機関									
	☐ 連携	☐ 要請	☐ 情報共有	☐ 連携	☐ 要請	☐ 情報共有	☐ 連携	☐ 要請	☐ 情報共有
●現地調査・職員派遣 (必要に応じて各セクションで記入)									
調査 派遣	課	人	課	人	課	人	課	人	

通報受理簿 (大規模災害)

受理年月日	年 / :		受付	☐ 電話 ☐ 駆け込み ☐ 無線 ☐ その他			
受信者	課名			氏名			
通報者	氏名			電話番号			
	性別	男・女	住所				
発生場所				発生日時	/ :	☐ 不明	
通報概要 ※①～③それぞれ必ず該当する内容にチェック☑ (複数可) して下さい。 かつこ内は人数や件数、または○(丸)で囲んでください。							
①	災害種別	☐ 地震 ☐ 津波 ☐ 土砂 ☐ 液状化 ☐ 火災 ☐ 暴風 ☐ 洪水 ☐ 内水 ☐ その他					
②	内 容	☐ 被害 ☐ 要請 ☐ 問合せ ☐ 応援・協力可能 ☐ 情報提供 ☐ その他					
③	人 的	☐ 負傷()名 ☐ 救助()名 ☐ 死者()名 ☐ 行方不明()名 ☐ 状態・人数不明					
	物 的	☐ 住宅()件 ☐ 店舗等()件 ☐ 道路 ☐ 上水道・断水 ☐ 下水道・トイレ ☐ 電気・停電 ☐ 通信 (固定電話・携帯電話・ネット回線) ☐ ガス ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ 保育園・幼稚園 ☐ 福祉施設 ☐ 公園 ☐ 公共施設 ☐ 河川 ☐ 港湾 ☐ 空港 ☐ ダム ☐ その他					
	その他	☐ 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・観光客・外国人・その他) ☐ 医療・衛生 ☐ 避難者 ☐ 避難所 ☐ 物資・資機材 ☐ 輸送 ☐ ごみ・廃棄物 ☐ その他					
	外部機関	☐ 国、県 ☐ 協定先 ☐ 民間事業者 ☐ マスコミ ☐ ボランティア ☐ その他					
一通報内容詳細一							
一対策・対応一							
班名		氏名		処理内容	☐ 報告のみ ☐ 対策検討 (人的あり・なし) 指示 ☐ 済 ☐ 未		
一情報総括班立案一							
処理内容	☐ 重要報告 ☐ 報告不要 ☐ 対策検討 (人的あり・なし) ☐ 後対応				指示	☐ 済 ☐ 未	
一災害対策本部一							
指示あり	☐ 情報総括班立案どおり ☐ 追加指示		指示なし	☐ 報告受理 ☐ 後対応			

必要な課名と人数を記入

「指示あり」BOX へ

部署や機関名を記入
内容にチェック

「指示なし」BOX へ

「後対応」BOX へ

●連携等が必要な内部部署・外部機関 (必要に応じて各セクションで記入)				
部署 機関				
	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有	☐ 連携 ☐ 要請 ☐ 情報共有
●現地調査・職員派遣 (必要に応じて各セクションで記入)				
調査 派遣	課 人	課 人	課 人	課 人

資料 18－3 概況調査票

概 況 調 査 票

地点 被害状況	場所		場所		場所	
	日時		日時		日時	
人的被害						
住家被害						
道路被害						
橋梁被害						
河川被害						
海岸被害						
崖くずれ						

資料 18－4 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）

第 4 号様式（その 1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分								
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟	
		119 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)									
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況														
	その他都道府県又														

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

422

都道府県名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

資料 18－6 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

都道府県				区				分		被 害		区		分		被 害		災 害 等 の 設 置 状 況 対 策 本 部	都 道 府 県	市 町 村
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ	田	流失・埋没		ha		公立文教施設		千円								
						冠 水		ha		農林水産業施設		千円								
						流失・埋没		ha		公共土木施設		千円								
報告者名						畑	冠 水		ha		その他の公共施設		千円							
				文教施設			箇所		小 計		千円									
				病院			箇所		公共施設被害市町村数		団体									
				道路			箇所													
区 分				被 害		の	橋りょう		箇所		そ	農産被害		千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 体	団		
人的被害		死者		人			河川		箇所			林産被害		千円						
		うち災害 関連死者		人			港湾		箇所			畜産被害		千円						
		行方不明者		人			砂防		箇所			水産被害		千円						
		負傷者		重傷	人		清掃施設		箇所		の	商工被害		千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計 体	団		
				軽傷	人		鉄道不通		箇所			その他		千円						
						被害船舶		隻												
住		全壊		棟		他	水道		戸		の	被害総額		千円		1 1 9 番通報件数 件				
				世帯			電話		回線											
				人			電気		戸											
家		半壊		棟		の	ガス		戸		災 害 の 概 況									
				世帯			ブロック塀等		箇所											
				人																
被		一部破損		棟		他					応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)						
				世帯																
				人																
害		床上浸水		棟		火 災 発 生	り災害世帯数		世帯		の	自衛隊の災害派遣		その他						
				世帯			り災害者数		人											
				人						建物		件								
非 住 家		公共建物		棟			危険物		件		況									
		その他		棟			その他		件											

※ 1 被害額は省略することができるものとする。
※ 2 1 1 9 番通報の件数は、1 0 件単位で、例えば約 1 0 件、3 0 件、5 0 件（5 0 件を超える場合は多数）と記入すること。

資料 18－7 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）記入要領

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第 1 報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第 3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難指示等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

資料 18－8 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）記入要領

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

資料 18－ 9 災害報告様式第 1 号

災害報告様式第 1 号

災 害 確 定 報 告

市町村名				区分		被害			
災害名 ・ 確定年月日		災害名 月 日 時確定		その他	田	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
						畑	流出・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名					学校	箇所			
					病院	箇所			
					道路	箇所			
					橋りょう	箇所			
区分		被害			河川	箇所			
人的被害	死者	人			港湾	箇所			
	うち 災害関連死者	人		砂防	箇所				
	行方不明者	人		清掃施設	箇所				
	負傷者	重傷	人	鉄道不通	箇所				
		軽傷	人		被害船舶	隻			
住家被害	全壊	棟		水道	戸				
		世帯		電話	回線				
		人		電気	戸				
	半壊	棟		ガス	戸				
		世帯		ブロック塀等	箇所				
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟		り災世帯数	世帯				
世帯			り災者数	人					
人									
非住家	公共建物	棟		火災発生	建物	件			
	その他	棟			危険物	件			
		棟			その他	件			

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	1 設置 年 月 日 時 分		
公立文教施設	千円			2 解散 年 月 日 時 分		
農林水産業施設	千円			3 避難状況		
公共土木施設	千円			4 応援要請の概要		
その他の施設	千円			5 応急措置の概要		
小計	千円			6 救助活動の概要		
公共施設被害市町村数	団体			7 その他の措置		
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
被害総額		千円		災害救助法の適用	有 ・ 無	
				消防職員出動延人数	人	
				消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の概況					
	消防機関の活動状況					
	その他(避難指示等の状況)					

資料 18－10 災害報告様式第 1 号補助表 1 ～ 9

災害報告様式第 1 号補助表 1

公 立 文 教 施 設 被 害

市町村名（ ）

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名（ ）

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名 ()

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	

- 注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

その他の公共土木施設被害

市町村名（ ）

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

農 産 物 等 名	総 栽 培 面 積	被 害 面 積	被 害 減 収 量	単 価	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 農作物等被害

市町村名 ()

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1. 畜産等及び蚕繭被害

市町村名 ()

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

水 産 被 害

1. 船舶被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

資料 18－11 災害報告様式第 2 号

第 2 号様式 災害中間年報

市町村名（沖縄市）

区分			災害名								計
発生年月日											
人的被害	死者	人									
		うち 災害関連死者	人								
	行方不明者		人								
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
床下浸水	棟										
	世帯										
	人										
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
り災世帯数		世帯									
り災者数		人									
公立文教施設		千円									
農林水産業施設		千円									
公共土木施設		千円									
その他の公共施設		千円									
その他の被害		千円									
被害総額		千円									
都道府県災害対策本部			設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
			解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人員		人									
消防団員出動延人員		人									

資料 18－12 災害報告様式第 3 号

災害報告様式第 3 号

災 害 年 報

市町村名 ()

区分			災害名	発生年月日							計	
人的被害	死	者	人									
		うち災害関連死者	人									
	行方不明	者	人									
		負傷	重傷	人								
		軽傷	人									
住家被害	全壊	棟										
		世帯										
	半壊	棟										
		世帯										
	一部破損	棟										
		世帯										
	床上浸水	棟										
		世帯										
		人										
		棟										
	床下浸水	世帯										
		人										
非住家	公共建物	棟										
	その他	棟										
その他	田	流失・埋設	ha									
		冠水	ha									
		流失・埋設	ha									
	畑	冠水	ha									
		学	校	箇所								
		病	院	箇所								
	道	路	箇所									
	橋	りょう	箇所									
	河	川	箇所									
	港	湾	箇所									
	砂	防	箇所									
	清	掃	施設	箇所								
	鉄	道	不通	箇所								
	被	害	船舶	隻								
	水	道	戸									
	電	話	回線									
	電	気	戸									
	ガ	ス	戸									
ブ	ロック	塀等	箇所									
発火	建	物	件									
	危	険	物	件								
	そ	の	他	件								
り	災	世帯	数	世帯								
り	災	者	数	人								
公	立	文教	施設	千円								
農	林	水産	施設	千円								
公	共	土木	施設	千円								
そ	の	他の	公共施設	千円								
小	計		千円									
公共施設被害市町村数			団体									
その他	農	産	被害	千円								
	林	産	被害	千円								
	畜	産	被害	千円								
	水	産	被害	千円								
	商	工	被害	千円								
	そ	の	他	千円								
被害総額			千円									
都道府県	設	置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
災害対策本部	解	散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日				
災害対策本部設置市町村												
災害救助法適用市町村												
消防職員出動延人員			人									
消防団員出動延人員			人									

資料 18—13 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）

災害に関する報告について、第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

様式第1号 (第3条関係)

号

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
		世帯主	
罹災原因	年 月 日の による		

被災住家※の 所在地	沖縄市
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

沖縄市長

- 1 この証明は、本市で発生した災害により被害を受けた住家の被害の程度を証明するものであり、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 2 「被害の程度」は住家を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定するため、表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「被害の程度」と異なる場合があります。

(表面)

年 月 日

次のとおり罹災したので、証明書の交付を申請します。

442

【自己判定方式にて交付する場合（沖縄市罹災証明書交付要綱第6条第3項関係）】

□ 「準半壊に至らない（一部損壊）」という調査結果に同意します。

- ・自己判定方式の場合、持参いただいた写真による確認をもって調査に代えるため実地調査を行いません。ただし、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合のみとなります。
- ・一度、自己判定方式により受けた、罹災判定結果の変更はできませんのであらかじめご了承ください。

（裏面）

<罹災証明書について>

- ・本市で発生した災害により被害を受けた「住家」について「被害の程度」を証明するものです。

<罹災届出証明書について>

- ・本市で発生した災害により住家以外の不動産又は動産（家財や自動車など）や、罹災後1年以上経過した住家の被害を生じた旨の届出がなされた事実を証明するものです。
※民事上の権利義務関係には効力を有するものではありません。
- ・罹災届出証明書は、被害の程度（全壊・半壊等の被害）を証明するものではありません。
- ・添付書類として「写真」「罹災状況が分かる書類（見積書、請求書）」等の添付をお願いします。

<車両の証明について>

- ・車両が被災した場合は「破損箇所」と「標識番号」が確認できる写真及び「見積書または請求書等」の添付をお願いします。証明は「罹災届出証明書」となります。

<被害の状況欄について>

※被害の事実だけを箇条書きに記入してください。

例：風で瓦が飛んだ。1階の床上まで浸水した。北側の壁に亀裂が発生した。車が水没した。

※人名（個人名又は個人（法人）を特定する内容）は記入しないでください。

※被害の事実以外のことは、証明できません。

この証明書は原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。

(様式第3号)
様式第3号(第5条関係)

委任状

沖縄市長 様

(代理人)

住 所

氏 名

印

私は、上記代理人に

- ☐ 罹災証明書・罹災届出証明書交付申請書の交付(又は再交付)申請及び受領
- ☐ 罹災証明書に係る再調査の申請及び罹災証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

印

(様式第4号)
様式第4号(第7条関係)

被害認定再調査申請書

(宛先) 沖縄市長

年 月 日

年 月 日に交付された沖市生第 号罹災証明書において、下記の理由により再調査を申請します。

申請者	住 所		
	TEL () -		
	(現在の連絡先)		
	TEL () -		
代理人 (申請者本人が提出する場合は記入不要です。)	(フリガナ)		
	印		
	住 所		
	TEL () -		
	(フリガナ)	申請者との関係	☐ 同一世帯の親族 ☐ その他(委任状必要)
	氏名		
再調査の理由			

※被害認定再調査申請書を提出の際は、既に交付してある「罹災証明書」を併せて提出してください。

資料 18－15 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

第 年 月 号 日

沖縄県知事 様

沖縄市長 ⑩

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

（1）災害の状況

（2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

沖縄県知事 様

沖縄市長 ⑤

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考となるべき事項

資料 18－17 緊急消防援助隊応援要請連絡

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。
別記様式 1－2 (第 4 条、第 23 条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

沖縄市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃
災害発生場所	沖縄 都道府県 沖縄 市区町村
応援等要請日時	年 月 日 時 分頃
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

＜連絡責任者＞

担当課室		氏 名	
NTT 回線電話		NTT 回線 FAX	
地域衛星電話		地域衛星 FAX	

配 備 要 員 名 簿

人 事 課 長 様

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告する。

	職 名	氏 名	※災害 対策初動 体制	※災害対 策警戒体 制	災害対策本部体制			備 考
					※第 1 配備	※第 2 配備	※第 3 配備	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注) ※の欄に該当職員は、○を付けて下さい。それぞれの体制は、市地域防災計画を参照。

資料 18—19 行方不明者届出票

行方不明者届出票

		受付番号：		受付者氏名：	
氏名		性別		生まれ	年 月 日 歳
本籍					届出人 (氏名) (住所) (連絡先)
現住所					
識別事項（着衣、所持品、身長、体格その他特徴等）					

資料 18—20 遺体調書

遺体調書

				番 号					
搜索収容者		所 属				代表者			
遺体の種別		1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他							
遺 体 発 見 日 時		年 月 日 時 分							
遺 体 発 見 場 所									
遺 体 の 身 元	本 籍								
	現住所								
	氏 名		身元不明 者の符号			性 別	男 ・ 女	年 齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）								
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所		(電話)						
	氏 名		(死亡者との続柄)						
	遺体の 引受け		可・不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺体の 引取り		可・不可 (引渡し 年 月 日)						
見 分 日 (検視) 時		月 日 時 分		見 分 者 (検視)					
検 案 日 時		月 日 時 分		検 案 医 師					
火葬許可証 交 付 日		年 月 日		遺体発見現場の概略図					
火 葬 日		年 月 日							
(所持品の処理)									
(備考)									

(注) 写真は裏面にはりつけてください。

資料 18－21 公用令書

1. 従事命令、協力命令

従事第 号	
公 用 令 書	
住 所 氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。	
年 月 日	
処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備考	

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

2. 保管命令

管理第 号				
公 用 令 書				
住 所 氏 名				
第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
第 78 条第 1 項				
年 月 日				
処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

3. 管理、使用、収用

管理第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 年 月 日 の規定に基づき、次のとおり 管理 を使用する。 収用 処分権者 氏名 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

4. 変更

変更第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 年 月 日 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを 交付する。 処分権者 氏名 印	
変更した処分の内容	

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

5. 取消

取消第	号						
		公	用	取	消	令	書
				住	所		
				氏	名		
第 71 条							
災害対策基本法		の規定に基づく公用令書（		年	月	日	第 号）に
第 78 条第 1 項							
係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。							
年		月	日				
				処分権者	氏名	印	

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

資料 18－22 死体火葬・埋葬許可申請書

第 号

死 体 火 葬 許 可 申 請 書

死 亡 者 の 本 籍									
死 亡 者 の 住 所									
死 亡 者 の 氏 名									
性 別	男 ・ 女								
出 生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 令 和	年	月 日						
死 因	「一類感染症等」 ・ 「そ の 他」								
死 亡 年 月 日 時	令和 年 月 日	午前 午後	時 分						
死 亡 の 場 所									
火 葬 埋 葬 の 場 所									
申 請 者 の 住 所 氏 名 及 び 死 亡 者 と の 続 柄	<table><tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td></tr></table>			住所			氏名		続柄
住所									
氏名		続柄							
上 記 の と お り 申 請 し ま す 。 令 和 年 月 日 沖縄県沖縄市長									

資料 18－23 死体火葬・埋葬許可証

第 号

死 体 火 葬 許 可 証

死 亡 者 の 本 籍									
死 亡 者 の 住 所									
死 亡 者 の 氏 名									
性 別	男 ・ 女								
出 生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成 令 和	年	月 日						
死 因	「一類感染症等」 ・ 「そ の 他」								
死 亡 年 月 日 時	令和 年 月 日	午前 午後	時 分						
死 亡 の 場 所									
火 葬 埋 葬 の 場 所									
申 請 者 の 住 所 氏 名 及 死 亡 者 と の 続 柄	<table><tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td><td>続柄</td></tr></table>			住所			氏名		続柄
住所									
氏名		続柄							
上 記 の と お り 許 可 し ま す 。 令 和 年 月 日 沖縄県沖縄市長									

法により死亡後 24 時間以後に火葬・埋葬すること

資料 18—24 水防活動実施状況報告書（別記第 1 号様式）

水防活動実施状況報告書

第 1 号様式

（管理団体名）

印

水防実施の 台風名又は 豪雨等名								報告 年月日				居住者出動状況									
出水の概況		警戒水位 川 雨 量 m mm						要 経 費		区 分				警察の応援状況							
水防実施場所		右岸 地先 川 左岸 m								人件費		手当									
												その他				現地指導員の職氏名					
												計									
日 時		自 月 日 時 時間 至 月 日 時										資材費				水防関係者の死傷					
		水防団員 消防団員 その他 計 人 人 人 人								物件費		器材費									
出動人員										燃料費				立退きの状況及びそれを指示した理由							
										雑費											
水防作業の概況及び工延										計				水防功労者の年齢及び所属並びに功績概							
										合計											
水防の結果		堤防		耕地面積		家屋		道路		その他		使用 資 材		数量				堤防その他の施設の状況異常を生じたときはその場所及び状況			
		効果		m		ha		戸		m				金額							
		被害		m		ha		戸		m						数量					
		被害額		円		円		円		円				円		金額				水防活動に関する見所	
他の団体の応援状況										数量											
										金額											
記載要領												備 考									
1 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。																					
2 各水防団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。																					

別記

第 2 号様式

における水防活動
(沖縄県_____年____月____日～____日)

○概 要
(被害状況、出動状況や活動内容などを記載)

活動時間	出動延人数	主な活動内容
__月__日～__月__日 約__時間	名	・土のう積み (袋) ・避難誘導 (世帯) ・排水作業 (件)

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動実施箇所
地 図

記入例

別記

第 2 号様式

令和____年台風第____号における水防活動
(沖縄県____消防団・令和____年____月____日～____日)

○概 要

(被害状況、出動状況や活動内容などを記載)

【記入例】〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
__月__日～__月__日 約__時間	名	・土のう積み (袋) ・避難誘導 (世帯) ・排水作業 (件)

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地 図

沖縄市地域防災計画

発	行	昭和 51 年 3 月	
		平成 3 年 10 月	修正
		平成 9 年 2 月	修正
		平成 10 年 2 月	修正
		平成 13 年 3 月	修正
		平成 22 年 7 月	修正
		平成 25 年 3 月	修正
		平成 27 年 6 月	修正
		平成 29 年 3 月	修正
		令和 2 年 3 月	修正
		令和 6 年 12 月	修正

編集発行 沖縄市防災会議

担当部署 沖縄市総務部防災課

電話 939-1212 (代)